

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画
(予防対策・応急対策・復旧対策)

第1章 市民と地域の防災力の向上

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 自助による市民の防災力向上

市では、防災マップの作成・配布をはじめ、市報等様々な媒体を通じた広報の実施により、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。

また、自助の備えとしての各家庭における家具類の固定等の転倒・落下防止策の啓発、市民の防災訓練への参加や救命講習の受講及び防災教育等を推進し、自助による市民の防災力向上を図っている。

○ 防災マップを全世帯（約 59,000 世帯）に配布（平成 24 年 3 月）、特別警報等の内容を更新し、1,000 部増刷（平成 26 年 3 月）

○ 市内年間救命講習受講者（小金井消防署） 595 人（平成 25 年中）

（別冊 資料 2-1-1 小金井市防災マップ）

2 地域による共助の推進

市内の自主防災組織は、平成 26 年 4 月現在で 27 組織であり、そのうち、3 組織が、地域において意欲的な防災活動を継続している「東京防災隣組」として認定（平成 25 年 4 月に 1 組織、平成 26 年 4 月に 2 組織、計 3 組織）されている。

市では自主防災組織に対して、補助金の交付、初期消火・救出救護資器材等の備品の貸与、防災訓練での非常食の配布等の支援を行っている。

また、関係防災機関を含めた総合防災訓練を毎年実施している。

避難行動要支援者対策として、民生委員、小金井警察署、小金井消防署との名簿の共有実施、民生委員の個別訪問による避難行動要支援者登録を進めるとともに、町会・自主防災組織の協力を得て、5 地区と協定を締結し、1 地区において避難行動要支援者の個別支援プランを作成した。さらに、総合防災訓練において安否確認、避難訓練を実施している。

○ 自主防災組織の結成状況 27 組織（平成 26 年 4 月現在）

○ 東京防災隣組の認定 3 団体（平成 26 年 4 月現在）

○ 5 地区と協定を締結（平成 26 年 6 月現在）、避難行動要支援者の個別支援プランの作成を推進中

（別冊 資料 2-1-2 小金井市自主防災組織運営協議会）

3 事業者による自助・共助の強化

発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民だけでなく事業者も協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、総合防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業者等

の連携を図る取組を推進し、地域における防災力向上を図っている。

- 町会・自治会等と事業者との応援協定締結 7件（平成26年4月現在）
- 事業所防災計画の届出率（消防計画の作成義務対象物に対する届出率）約20%（平成26年4月現在）

4 ボランティア活動への支援

発災時に同時多発が予想される各種災害への対応は、公的機関のみでは困難であり、救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営等、多岐にわたるボランティア活動が期待されることから、総合防災訓練の実施に合わせ、ボランティアセンターの設置訓練を実施する等、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりを推進している。

また、社会福祉協議会では「小金井市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を現在作成している。

- 市把握のボランティア登録者数
 - ・ 被災建築物応急危険度判定員 115人（平成26年4月現在）
 - ・ 被災宅地危険度判定士 31人（平成26年4月現在）
 - ・ 災害時支援ボランティア（小金井消防署） 127人（平成26年4月現在）

5 消防団の活動体制の充実

小金井市の消防団は、消防団本部及び5個分団で団員数は79人（平成26年4月現在）である。これらの消防団員は、災害時、常備消防力を補完し消防活動に従事するとともに応急救護・避難誘導等を行い、また、平常時は、地域の火災予防活動や住民に対して初期消火、応急救護等の技術的指導を実施する等地域防災の中核を担っている。市は東京消防庁と連携し、消防訓練所での教育訓練等消防団の活動支援を行っている。また、消防団震災対応マニュアルを作成した。

- 消防団員数定員83人に対し、79人（95%）（平成26年4月現在）

第2 課題

<被害想定（多摩直下地震）>

被害項目	想定される被害
焼失棟数	最大 約 1,974 棟
屋内収容物による死者〔参考値〕	最大 約 3 人
屋内収容物による負傷者〔参考値〕	最大 約 65 人
要配慮者の死者	最大 約 38 人

（資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 平成24年4月）

1 自助による市民の防災力

市民の防災意識の高まりを実際の行動に移すように、引き続き、市民一人ひとりが自助の備えを行うとともに備えに対する広報・啓発が必要である。

また、発災時に市民一人ひとりが適切な行動をとれるような対応力の強化が必要である。

2 地域における共助

自主防災組織の結成を推進し、地域の共助体制を強化していく必要がある。

また、避難行動要支援者に対して、日頃から安否確認等を含む避難支援体制を地域で構築していく必要がある。

3 事業者による自助・共助の取組

発災時においては、事業者も地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えること等の役割が求められていることから、事業者による自助・共助の取組を推進し、地域と連携した防災活動体制を整備する必要がある。また、市内には多くの大学があることから、災害時における大学と地域との連携を進める必要がある。

4 ボランティア活動の活動体制

災害時にボランティアが円滑に活動することができるよう、支援体制を整備する必要がある。特に、一般ボランティアを市内のニーズにあわせて適正に配分する仕組の整備が必要である。

5 消防団の活動体制

新たな被害想定では、焼失棟数が最大約 1,974 棟に上る等、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等の消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要があることから、消防団の装備を充実し、また、新たな活動体制を整えることが必要である。

第3 対策の方向性

1 自助による市民の防災力向上

市民一人ひとりが自助の意識を高め、実践につながるよう、最低 3 日分の備蓄、耐震化による家屋の安全対策、家具の転倒・落下防止対策の推進、防災訓練への参加等を進めていく。

また、そのために必要な防災意識の啓発や総合的な防災教育の推進を図るとともに障がい者や外国人への情報提供や防災知識の普及等も推進する。

2 地域による共助の推進

自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織への支援内容を充実強化する。

また、避難行動要支援者に対する支援は、地域の共助の力が重要となることから市は、自主防災組織や町会・自治会、民生・児童委員等の関係機関・団体と連携し安否確認等、避難支援体制の構築を推進する。

3 事業者による自助・共助の強化

平成 25 年 4 月に施行された東京都帰宅困難者対策条例に基づき、一斉帰宅の抑制や全従業員 3 日分の備蓄等、事業者としての自助に加え、10%程度の余剰備蓄や事業所建物の一部を一時滞在施設として開放する等の事業者としての共助を推進するため、事業所防災計画の作成促進、総合防災訓練や地域防災訓練等への参加等地域との防災活動の連携により、事業者と地域の防

災力向上を促進していく。また、災害時における地域と大学の連携を促進していく。

4 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

発災時に市内の被害や避難者・被災者のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともにボランティア活動体制の強化を推進する。

5 消防団の活動体制の充実

災害発生に備え、確かつ迅速に対応できるよう、消防団への資器材等の装備品の充実を図っていき、対応能力の向上に努める。

第4 到達目標

1 全市民が自助の備えを講じている

様々な防災訓練の実施や体系的な防災教育の実施により、市民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、市民が防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。特に3日分の水と食料の備蓄をしている市民、携帯トイレを備蓄している市民、家族との災害時連絡手段を決めている市民の割合を増やす。

また、被災時に外国人が言語等で不都合を感じないように、効果的な情報提供を推進する。

2 自主防災組織の結成数の向上及び避難行動要支援者への避難支援体制の構築

地域の共助の中核となる自主防災組織の結成数を向上させ空白地域の解消に努めるとともに、活動への支援の拡充を図り、地域の防災力向上を目指す。

避難行動要支援者の個別支援プランに基づき、避難支援体制を構築し、地域の防災力を向上させる。

3 地域との連携を含む事業所防災体制の強化

事業者は食料等の備蓄や自衛消防活動の充実・強化等、自助を進めるとともに地域に対し施設等の提供や物資提供等、地域への共助体制を推進する。

また、小金井消防署による事業所防災計画の作成促進を通じ、防災に関する意識の向上を図る等、実効性の高い地震対策を推進する。

4 円滑なボランティア活動の推進

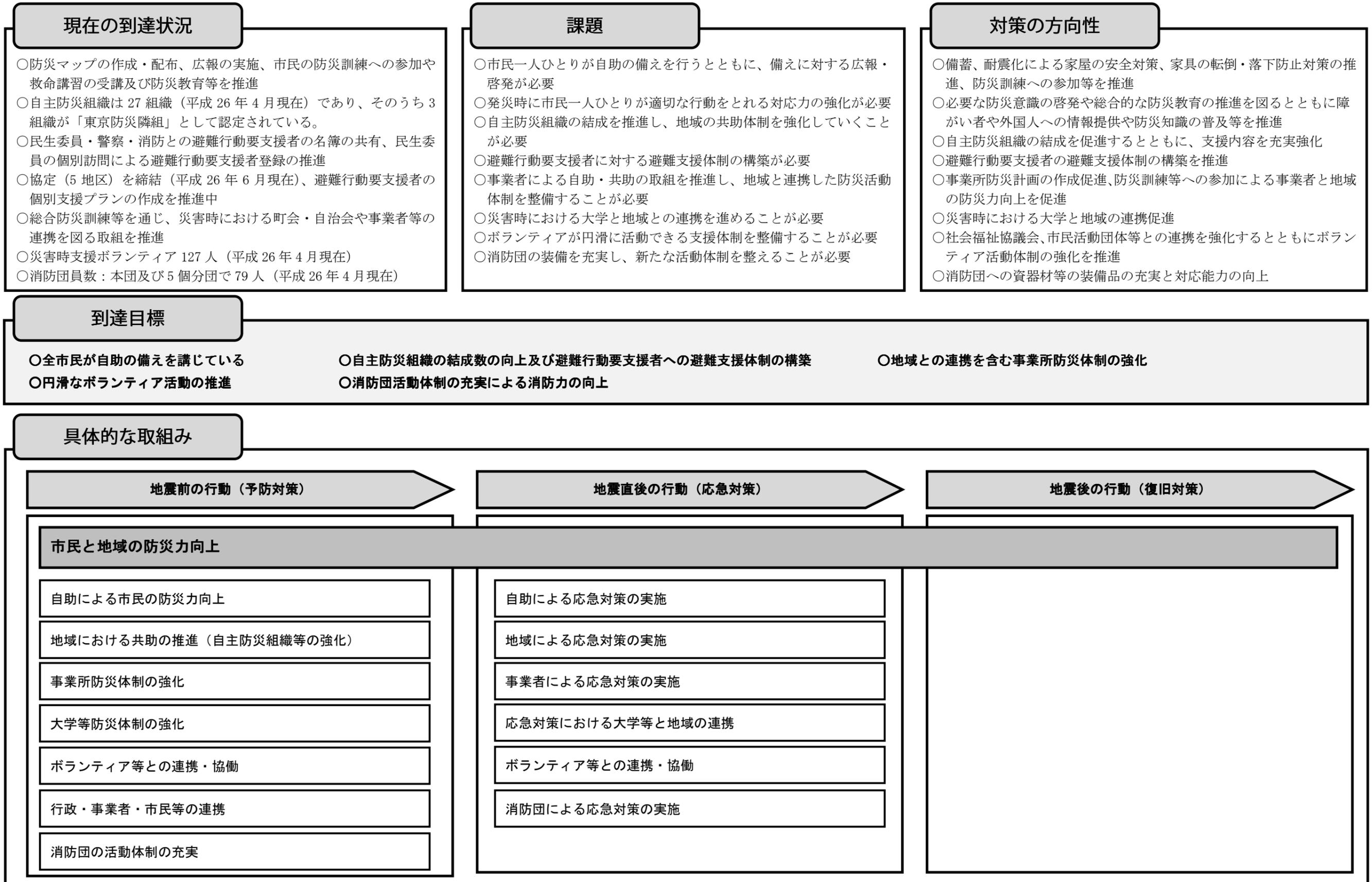
災害時のボランティア活動支援を想定した訓練の実施等を通じ、社会福祉協議会、市民活動団体等とのネットワークを構築する。

また、ボランティア活動を統率するリーダーが必要であることから関係機関と連携するとともに養成を図り、発災時における円滑なボランティア活動を推進する。

5 消防団活動体制の充実による消防力の向上

震災対策用資器材等、装備品の充実により、活動体制の強化を図る。

第1章 市民と地域の防災力向上



予防対策

第1節 自助による市民の防災力の向上

(市、都、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関、市民等)

第1 市民等の役割

- 市民等は、「自らの生命は自らが守る」ために、次の必要な防災対策を推進する。
 - 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - 2 日頃からの出火の防止
 - 3 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
 - 4 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
 - 5 ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
 - 6 水（1日一人30目安）、食料、医薬品、携帯ラジオ等、非常持出用品や簡易トイレの準備
 - 7 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
 - 8 市・都及び自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
 - 9 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
 - 10 要配慮者がいる家庭における市民組織、消防署、交番等への事前の情報提供
 - 11 地域設置消火器等及び救助資器材の点検、設置場所等の確認
 - 12 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
 - 13 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災等への寄与

第2 防災意識の啓発

1 防災広報の充実

(1) 市が行う広報内容

- 市は、市民及び事業者の防災意識の高揚を図るため、市民及び事業者を対象とした防災マップや防災パンフレットの作成・配布、講習会の実施、市報、災害対策や災害に関する知識に普及に努める。

(2) 都が行う広報内容

機関名	内容
都総務局	<ul style="list-style-type: none">○ 防災パンフレットの作成、配布○ 児童向けの防災コーナーを設ける等、分かりやすく親しみやすいホームページの構築

機関名	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年8月下旬から始まる防災週間における、関係防災機関と連携した、各種の展示・イベント等の開催 ○ 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施
都生活文化局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報の提供 ○ 「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震改修工法・装置の紹介等、耐震化に関するパンフレットを作成し、ホームページや展示会等で情報提供 ○ マンションの所有者及び居住者が耐震診断を実施し、耐震性能を把握するよう、セミナーの開催やパンフレット等を通じて普及啓発 ○ 防災まちづくりや建物の不燃化に対する気運を醸成するため、区と連携した地域密着型集会の開催及び個別相談等による情報の提供
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会（トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等）の実施 ○ 都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知 ○ 避難行動要支援者に係る名簿の整備、支援者や避難先等、避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別計画の策定、支援の全体的な考え方を示す全体計画等の作成など、区市町村が実施する取組に対する支援の実施 ○ 区市町村職員を対象とした災害時における要配慮者対策研修の実施
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施
都教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校における震災への事前の備え、災害発生時の対応、教育活動の再開への対応を周知
警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 ○ 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ掲載による広報の実施 ○ 要配慮者については、「地震から命を守る『7つの問いかけ』」を活用した意識啓発 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施

機関名	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集 ○ 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発

(3) 各機関が行う広報内容

機関名	内容
東京管区 気象台 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に関するパンフレットの作成・配布 ○ 関係機関と連携した講演会の開催、講師の派遣等による防災知識の普及・啓発、防災気象情報の利活用の促進 ○ お天気フェアの開催 ○ 報道発表、気象の知識等のホームページへの掲載 ○ 東京都教育庁と連携した小中学校の緊急地震速報対応訓練の支援
日本赤十字社 東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都民、学校等を対象に、救急救護に係る講習会の実施 ○ 災害救護ボランティアを対象とする、災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーの開催 ○ 救急法と防災知識の普及を目的とした「赤十字救護フェスタ」の開催 ○ 各地区奉仕団、各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況等の記録ビデオの活用 ○ 防災情報・救護活動状況等のホームページ等への掲載
東京ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災の日及び防災週間中における、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布
東京電力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止等についてホームページ等へ記載 ○ 停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載 ○ 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載

2 防災教育の充実

(1) 市が行う防災教育の充実

ア 市民等に対する防災教育の充実

- 幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養する。
- 防災教育の推進をする際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

イ 市職員に対する防災教育の充実

- 震災等の災害時における適切な判断力を養い、災害対策活動の円滑な実施を期するため、

災害時の「職員行動マニュアル」を作成し、災害発生シナリオを用いた災害図上訓練、上級救命講習受講、防火防災訓練等、様々な機会を通じて職員の防災教育を推進する。

(2) 都が行う防災教育の充実

機関名	内容
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、災害図上訓練（DIG）等を取り入れた実践的な内容の研修を実施（東京都震災対策条例第37条（防災リーダーの育成）） ○ 区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例第33条（防災教育））
都生活文化局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各私立学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供 ○ 災害対策における男女平等参画の視点の必要性について、区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施
都教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災教育副読本「地震と安全」、防災教育補助教材「3.11を忘れない」を活用した実践的な防災教育の推進 ○ 東京消防庁等と連携した全都立高校における宿泊防災訓練（人命救助訓練等）の実施 ○ 安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習会」の開催等による教員の資質向上 ○ 東京消防庁と連携した防災教育の推進
警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ テロ対策のために全警察署（102署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 都民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等、実践的な訓練や都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練の実施 ○ 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ 起震車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ○ 都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 都民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習の実施 ○ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上 ○ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 都立高校等で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施 ○ 専門的な知識や技能を有する機関と連携した防災訓練を実施する都立学校における実践的な防火防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難

機関名	内容
	行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防火防災訓練の実施 ○ 消防団と連携した防災教育・防火防災訓練の実施 ○ 軽可搬ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火訓練を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進

第3 防災訓練の充実

1 総合防災訓練等

(1) 総合防災訓練

- 震度6弱以上の大地震を想定し、市、関係防災機関及び地域住民が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。
- 訓練では、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図る。また、要配慮者とその家族の参加を促進・支援をする。

ア 参加機関

- 市、都、消防、警察、消防団、自衛隊、関係防災機関、地域住民及び事業者等

イ 訓練項目

- 非常参集訓練、情報連絡訓練、本部運営訓練、現地実動訓練、医療救護活動訓練、避難所運営訓練等

ウ 実施時期等

- 防災の日、防災週間（8月30日～9月5日）中及びその他の日に実施する。

(2) 図上訓練

- 関係防災機関の協力のもとに図上訓練を実施し、訓練参加者の判断力、行動力の養成、地域防災計画等に基づく応急対応の習熟を図る。

(3) 都総合防災訓練への参加

- 震災等の災害は都の全地域において発生する場合も考えられることから、全都一斉に、各機関のすべてが参加して同時に実施する必要がある。このため、防災の日に都が実施する総合防災訓練に市、関係防災機関及び地域住民が参加し、広域防災体制の強化を図る。

2 事業所防災訓練の指導

- 事業所の自衛消防隊が、震災時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種自衛消防訓練を推進する。

3 その他の防災機関の訓練

(1) 消防関係訓練

- 震災時の各種災害に対処するため、署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業者、住民（学生含む。）等を対象として、さまざまな機会をとらえ各機関との連携及び住民との協働による活動を重視した個別訓練及び総合訓練を実施する。

<消火・救助・応急救護訓練>

対象機関名	内容
東京消防庁 災害時支援 ボランティア ア	<p>ア 実施時期及び場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災予防運動、防災週間及びボランティア週間等をとらえ、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。 <p>イ 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急救護訓練、災害情報提供訓練、消火訓練、救出・救護訓練、支援訓練、その他訓練
市民等	<p>ア 実施時期及び場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間等をとらえ、昼夜において随時実施する。総合訓練は年1回以上実施する。 <p>イ 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消火訓練、救出救助訓練、応急救護訓練、災害情報提供訓練、その他訓練

(2) 東京消防庁

- 震災消防活動能力向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。
- 訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練を実施する。
- 参加関係機関は、都、防災機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、他消防本部、協定締結団体等とする。

第4 外国人の防災力の向上

- 防災マップ及び市のホームページ等で、防災知識の普及を図る。
- 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
- 東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。
- 地域の国際交流協会と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成等を通じて防災知識の普及を図る。
- 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。

第2節 地域における共助の推進（自主防災組織等の強化）

（市、都、小金井消防署、市民等）

第1 自主防災組織等の役割

- 町会・自治会等の地域組織及び市民が自主的に結成した自主防災組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。
 - 1 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
 - 2 初期消火、救出救助、応急救護、避難等各種訓練の実施
 - 3 消火、救助、炊出資機（器）材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレ等の備蓄
 - 4 地域設置消火器及び救助資器材の点検、設置場所の確認と地域住民への周知
 - 5 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
 - 6 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備
 - 7 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
 - 8 行政との連携・協力体制の整備

第2 自主防災組織の充実

1 自主防災組織の結成促進

- 空白地域の解消に努めるため、町会・自治会への組織化を中心とした呼びかけを積極的に行っていく。

2 自主防災組織の活動環境の整備

- 自主防災組織を活性化し、震災後に効果的な活動を展開するために、活動用資機（器）材の充実及び活動環境の整備に努める。

3 自主防災組織の活性化

- 小金井消防署と連携し、自主防災組織を対象とした救出救護訓練、初期消火訓練、応急救護訓練及び避難所運営訓練の支援や指導を行う。
- 都が実施するリーダー養成講習会、防災講習会、各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努める。

第3 地域における避難行動要支援者の安全体制の確保

1 地域における安全体制の確保

(1) 「災害時要援護者の手引き」（平成22年3月策定）の改定等

- 「災害時要援護者の手引き」（平成22年3月策定）を改定し、防災知識等の普及啓発に努める。

(2) 避難支援の取組の強化

- 上記手引きや国の示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定）に基づき、「避難行動要支援者名簿」及び「避難行動要支援者の個別支援プラン」を作成し、市における避難行動要支援者対策を強化する。

(3) 防災行動力の向上

- 都等と共同して、消防団、民生・児童委員、地域住民、社会福祉施設の管理者等を中心とした避難行動要支援者に対する震災対策訓練を実施する等、防災行動力の向上に努める。

(4) 緊急通報システムの整備

- 都は、65 歳以上の病弱なひとり暮らし等の高齢者や 18 歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの活用を促進している。また、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図っている。

(5) 消防のふれあいネットワークづくりの推進

- 東京消防庁は、避難行動要支援者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（消防のふれあいネットワーク）づくりを推進する。
 - ア 避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
 - イ 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・自主防災組織、近隣事業者及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

2 社会福祉施設等の安全対策

- 社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都では、これまで、高齢者や障がい者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。
- 今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図る。

(1) 社会福祉施設等と地域の連携

- 東京消防庁は、事業者、町会・自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

(2) 避難行動の習得

- 都では、市等と協働して、自主防災組織を中心とした避難行動要支援者に対する震災訓練等を実施する等、防災行動力の向上に努める。
- 各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

第3節 事業所防災体制の強化

（市、都、小金井消防署、各事業者、関係防災機関）

第1 事業者の役割

- 事業者は、災害時に事業者が果たす役割（従業員の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図ることが必要である。
 - 1 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備

- 2 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）の策定
- 3 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映
- 4 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立等、地域社会の安全性向上対策
- 5 小金井市商工会、東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- 6 外出者と事業者がとるべき行動の指針となる「行動ルール」の遵守
- 7 事業所自衛消防隊の防災体制の充実、強化
- 8 事業所防災計画の作成

第2 事業所自衛消防隊の防災体制の充実、強化

- 震災時を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。
 - 1 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所
 - 2 防火管理者の選任を要する事業所
 - 3 自衛消防組織の設置義務のある事業所
 - 4 防災管理者の選任を要する事業所
 - 5 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所
- 消防法第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練等が規定されている。
- これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

第3 事業所防災計画の作成指導

- 事業者は、その用途や規模にかかわらず事業所単位に事業所防災計画の作成が義務づけられている。

1 防火管理者の選任を要する事業所

- 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。
 - (1) 震災に備えての事前計画
 - (2) 震災時の活動計画
 - (3) 施設再開までの復旧計画

2 防災管理者の選任を要する事業所

- 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前(1)から(3)の事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるよう指導する。

3 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

- 小規模事業所に対して事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成指導する。

4 防火対策上重要な施設の事業所防災計画

- 都市ガス、電気、鉄道及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業所に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

第4 事業所と自主防災組織の連携

- 事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強める等、地域との協力体制づくりを推進する。
- 自主防災組織と地元事業者間で協定を締結した事例を紹介する等の啓発に努め、関係者への協定締結の働きかけを行うとともに連携の重要性について、広く啓発に努める。

第5 事業者のBCPの策定

- BCP策定支援に向けた普及啓発パンフレットの配布やセミナーの開催等により、BCPの普及啓発及び継続的な取組みを支援する。
- BCPの実効性を確保するため、BCPを策定した企業が取り組む対策のうち、事業所の耐震化にかかる費用の一部を補助するとともに、その取組事例を紹介し、普及・啓発を行う。
- BCPの役割については、「震災編 第2部 4-8 第1 BCPの役割」を参照

第4節 大学等防災体制の強化（市、各大学）

第1 大学の役割

- 市内には多くの大学等が所在しており、大学等は災害時に被害を最小限にとどめ、学生、教職員の生命、身体及び施設等を災害から守るため、次のような対策を図ることが必要である。
 - 1 校舎等の建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - 2 大学等施設内外の安全化、大学等防災計画や災害対応マニュアル等の整備
 - 3 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（学生及び教職員の3日分を目安）等、学生や教職員の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - 4 学生ボランティア等を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力や帰宅困難者対策の確立等、地域社会の安全性向上対策
 - 5 小金井市商工会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

第2 大学と自主防災組織の連携

- 大学等と自主防災組織及び周辺住民との連携を強め、地域の協力体制づくりを推進する。

第5節 ボランティア等との連携・協働

(市、都、各大学、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関)

第1 一般のボランティア

1 ボランティアに対する支援体制の整備

(1) ボランティアの受入体制

- 災害時には、市内外より多くのボランティアが応援に駆けつけると予想される。
- 市と小金井市社会福祉協議会との協定により、ボランティアの受入れは、原則として小金井市社会福祉協議会（小金井ボランティア・市民活動センター）が行い、市からのボランティアの派遣要請に対応する。
- 市は、災害発生時にできるだけ早期に災害ボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」を設置する。
- ボランティアの受入れや派遣体制について市と協議し、体制整備を行い、災害発生時に備える。

(2) ボランティア等への情報提供

- 小金井市社会福祉協議会は、市と連携して他県、他区市町村等から参集したボランティア等に対して、必要に応じ、都や被災地外の区市町村及び関係機関等と連携し、宿泊所や被災地までの移動手段等の情報提供に努める。

(3) 災害ボランティア活動拠点の確保

- 震災等の災害時に、多数のボランティアの一時的な受入れ、情報の提供、必要な箇所へのボランティアの派遣等、効率的なボランティア活動が行えるよう、市はボランティア活動拠点を指定し、災害が発生した場合は、小金井市社会福祉協議会と協議のうえ速やかに災害ボランティアセンターが設置できるよう必要な資機材を整え、適切な対応ができるよう体制を整備する。

<市のボランティア活動拠点>

施設名	所在地
1 小金井市福祉会館	小金井市中町 4-15-14
2 栗山公園健康運動センター	小金井市中町 2-21-1

2 ボランティアの活動対象

- 小金井市社会福祉協議会に要請するボランティアの活動対象は次のとおりである。
 - (1) 災害時における市が行う救助、救急活動の実施・協力
 - (2) 避難者の誘導、避難所内の世話・業務の協力

- (3) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力
- (4) 被害状況調査等・災害対策業務全般についての協力

3 民間機関、都、大学等との連携

(1) 民間機関等との連携

- 小金井市社会福祉協議会との協定に基づき、「小金井ボランティア・市民活動センター」を中心とした、市内の市民団体や民間機関と幅広くネットワークを築き、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」等を作成するとともに訓練等を実施して体制の整備を図っていく。

(別冊 協定 その他 6 災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書)

- 市は、災害時に災害ボランティアセンターを設置し、小金井市社会福祉協議会は、市の要請に基づき、ボランティアの受入れや紹介等の調整を行うコーディネーターを派遣する。
- 災害時において語学ボランティアを活用して、被災外国人等を支援するための体制整備を図る。
- 小金井市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターとのネットワークを構築するとともに、他のボランティア活動を支援する組織や関係機関等と連携を強化し、災害時における協力体制の整備に努めるものとする。
- 小金井市社会福祉協議会が行う体制づくりに関し、市は必要な範囲で支援するとともに、小金井市社会福祉協議会と協議のうえ災害時に必要な資器材を整備する。

(2) 都との連携

- 市と都は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。

(3) 大学等との連携

- 市は、小金井市社会福祉協議会と連携し、平常時より市内大学の留学生センターとのネットワークを築き、災害時に多言語対応するための語学ボランティアの確保に努める。

4 協力団体等との連携

- 被災時における警備活動の円滑な推進に向け、平素から、防犯協会、市民安全パトロール隊等の民間の協力団体等の協力を得るよう配慮する。

第2 登録ボランティア

1 東京都防災ボランティア等

- 平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。

<東京都防災ボランティア等の概要>

機関名	要件	活動内容
都都市整備局	応急危険度判定員 建築士法第2条に規定する1級	余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できる

機関名	要件	活動内容
	建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者（都内在住、在勤者）	だけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。
都都市整備局	被災宅地危険度判定士 宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木又は建築技術者等	小金井市災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。
都生活文化局	防災（語学）ボランティア 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。
都建設局	建設防災ボランティア 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等

2 交通規制支援ボランティア

- 警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。
- 「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等の活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

<交通規制ボランティアの概要>

機関名	要件	活動内容
警視庁 小金井警察署	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	(1) 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 (2) 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 (3) その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

3 東京消防庁災害時支援ボランティア

- 東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には、「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

<東京消防庁災害時支援ボランティアの概要>

機関名	要件	活動内容
東京消防庁 小金井消防署	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する15歳（中学生を除く。）以上の者で、次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災等の災害時、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者	災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施 (1) 応急救護活動 (2) 消火活動の支援 (3) 救助活動の支援 (4) 災害情報収集活動消防用設備等の応急措置支援 (5) 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動 (6) その他、必要な支援活動

4 赤十字ボランティア

- 赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者（災害救護ボランティアを含む。）、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民、団体等により構成される。
- 活動は、主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。
- 日本赤十字社東京支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。

<赤十字ボランティアの概要>

機関名	要件	活動内容
日本赤十字社 東京都支部	赤十字災害救護ボランティア 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修を終了し、災害時に活動を希望する者	平常時には、災害救護に関する勉強会・訓練等を行い、震災時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネート等、災害救護に必要な諸活動を行う。
	小金井市赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団	災害時には市と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動を行う。
	特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。
	赤十字個人ボランティア	災害時は個人の能力・技能、活動

機関名	要件	活動内容
	日本赤十字社東京都支部並びに病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	希望等により被災者等への支援活動を行う。

<赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）>

項目	内容
目的	帰宅困難者対策の一環として、災害時に多数の帰宅困難者が都心部から郊外の居住地に徒歩等で帰宅するにあたり、主要道路に簡易な支援所（赤十字エイドステーション）を設置し、徒歩で帰宅する帰宅困難者を支援する。
内容	炊出食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供等を、必要に応じ組み合わせて行う。
開設時期・時間	災害発生直後から36時間以内
活動主体	地域赤十字奉仕団、赤十字救護ボランティア及び周辺住民等の協力者

第6節 行政・事業者・市民等の連携（市、小金井消防署、各事業者、市民等）

第1 相互に連携した社会づくり

- 従来の行政、企業(事業者)、市民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することが必要である。
- 相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。
 - 1 駅周辺の混乱防止協議会等、市、都、企業（事業者）及び地域との相互支援を協議する場の設置
 - 2 他自治体との相互支援体制の強化

第2 地域における防災連携体制の確立

- 災害から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図る。

1 地域、事業者、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

- 地域の自主防災組織、事業者、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図る。

2 地域コミュニティの活性化

- 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す等、地域防災体制の強化を図る。

3 合同防災訓練の実施

- 地域の防災連携体制を確立するため、地域の防災機関、自主防災組織、事業者、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

4 地域が主体となった小中学校を核とした防災体制の確立

- 災害時に避難所となる学校は、児童・生徒の救護、安全確保を図る必要があると同時に、地域のための避難所でもあることから、地域が主体となり、避難所を運営できるように、市、周辺の町会・自治会・自主防災組織と学校とが連携を図りながら、防火防災訓練の実施やマニュアル等の作成に努める。

5 地区防災計画の市防災計画への位置づけ

- 住民から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、市地域防災計画の中に位置づける。

第7節 消防団の活動体制の充実（市、小金井消防署）

第1 消防団の現況

- 消防団は、常備消防、行政と自主防災組織や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。
- 小金井市消防団は、消防団本部及び5個分団で団員数は79人（平成26年4月現在）である。震災時には小金井消防署と連携し、初期消火、延焼阻止等の消防活動や救出救護活動、避難誘導等に従事する。また平常時には地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行う等、地域防災の中核として重要な役割を担っている。
- 今後も、災害発生に備え的確かつ迅速に対応できるよう、消防団活動を強化・充実するため、消防資器材等の装備品の充実を図り、また、東京都消防訓練所及び小金井消防署との連携による教育訓練を実施し、消防団員の技術と資質の習熟を図る。

第2 消防団の活動体制の充実

- 消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。
- 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団の装備の基準に基づき活動に必要な救助資機材や安全確保のための装備及び情報伝達が可能な装備等の整備を図る。
- 各種資機材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

- 上級救命講習に参加することにより消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 震災時等における消防団体制を補完するため、体制の多様化や小金井市消防団OBの組織化について検討する。

応急対策

第1節 自助による応急対策の実施（市民等）

第1 市民自身による応急対策

- 市民は、災害発生時、まず自身により次の応急対策をとる。
 - 1 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
 - 2 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
 - 3 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

第2節 地域による応急対策の実施（市、市民等）

- 地域や自主防災組織等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

第1 地域や自主防災組織等

- 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）
- 安否や被害についての情報収集
- 初期消火活動
 - 火災が発生した場合は、街頭消火器やバケツリレー、スタンドパイプや可搬ポンプを活用したによる初期消火を実施する。
 - なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行うとともに、消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。
- 救出・救護活動、負傷者の手当・搬送
 - 地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。
 - なお、活動に際しては倒壊建物等の二次災害の防止を図りながら負傷者の救出を実施することとし、救出された負傷者に対しては応急救護を実施して必要により救護所等への搬送を実施する。
- 住民の避難誘導活動
- 避難行動要支援者の避難支援
 - 避難行動要支援者については、名簿をもとに安否確認を行うとともに、支援者等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

○ 避難所運営支援

避難所運営主体である地域住民や市職員、学校教職員、自主防災組織と連携し、運営組織のリーダー（女性を含む。）を中心に、女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営の支援を行う。

○ 自治体及び関係機関の情報伝達

○ 炊き出し等の給食・給水活動等

第2 避難行動要支援者への安否確認等

○ 市は、福祉保健部内に災害時における「要配慮者支援班」を設置し、小金井市避難行動要支援者の個別支援プランに基づき情報伝達や安否確認、避難支援等を地域と連携して迅速に進める。避難行動要支援者への支援については特に人的支援を要することから、自主防災組織や自治会、地区協議会、民生・児童委員等の関係機関や団体等と協力して進める。

○ さらに、福祉サービス事業所や障がい者支援団体と連携し、情報収集等を行い迅速に安否確認等を進める。

○ 震災後、自宅で生活している要配慮者に対し、必要とする情報の収集・提供等を行う。

○ 在住外国人に対する支援としては、情報提供等や都庁に開設される外国人災害時情報センターとの情報交換等の支援を行う。

第3節 事業者による応急対策の実施（各事業者）

○ 市内の事業者は、災害発生時、まず以下の応急対策を行う。

1 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。

2 出火防止、初期消火を速やかに実施する。

3 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。

4 施設の安全を確認したうえで、従業員の一斉帰宅を抑制する。

5 事務所内に余剰スペース等がある場合は、一時滞在施設として地域住民に開放する等、共助を推進する。

6 事業者での災害対策完了後、地域の消火活動、救出救助活動を実施する。

7 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。

8 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第4節 応急対策における大学等と地域の連携（各大学）

○ 市内の大学は、市の要請に基づき、学生ボランティア等を活用した地域活動への参加、自主防災組織等への協力、帰宅困難者対策等、地域社会の安全性向上対策等の応急対策を行う。

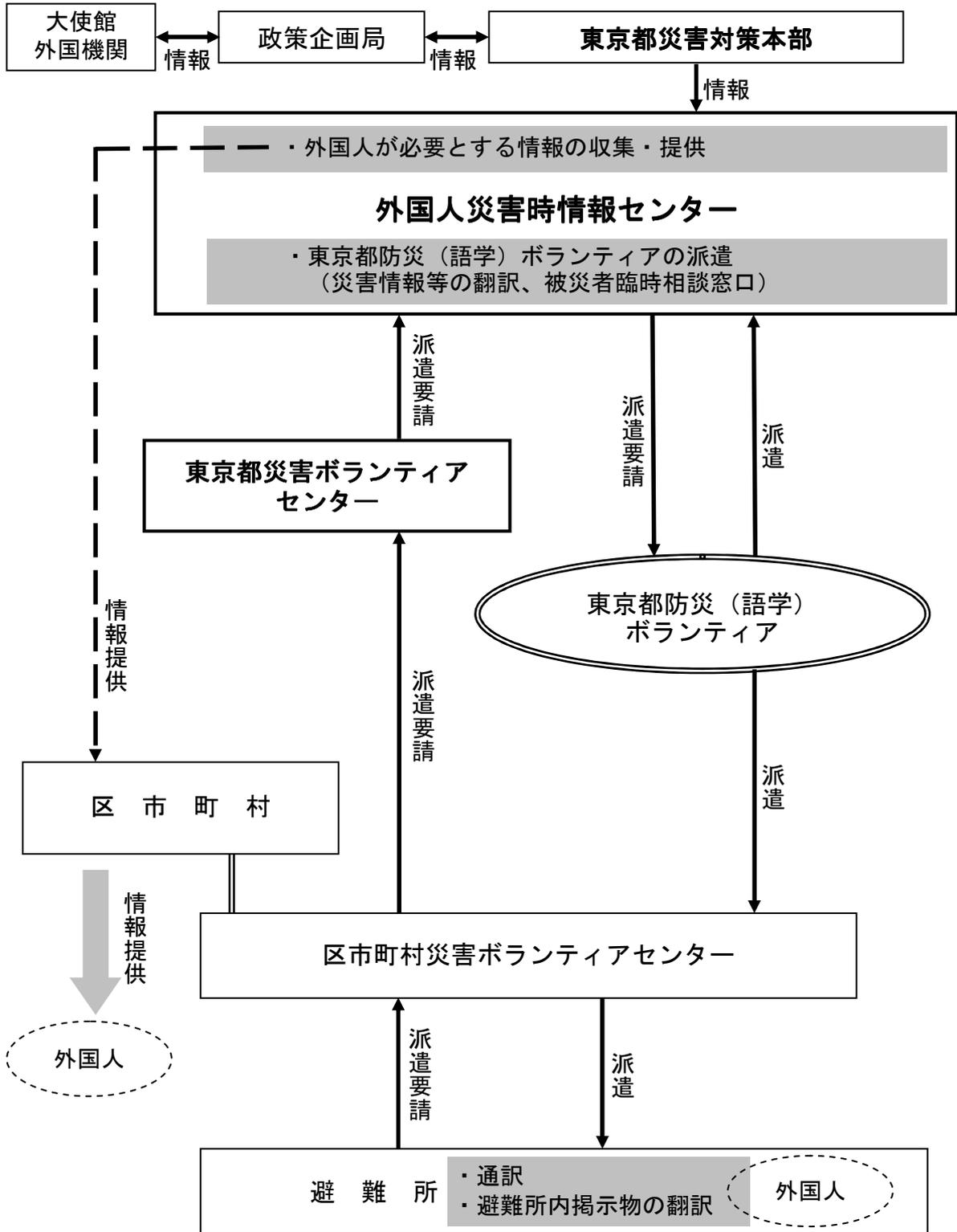
第5節 ボランティア等との連携・協働（市、都、小金井警察署、小金井消防署）

- 市は、都及び東京ボランティア・市民活動センターが災害時に設置する東京都災害ボランティアセンターと連携して、一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。
- 都が設置する外国人災害時情報センターと連携し、被災した外国人への情報提供等の支援を進めるため、東京都災害ボランティアセンターに東京都防災（語学）ボランティアの派遣要請を行う。
- 市は、都及び東京ボランティア・市民活動センターが災害時に設置する東京都災害ボランティアセンター等と連携して、被災した要配慮者等へ、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段（電光掲示板等）が確保されるとともに、意思疎通支援者（手話通訳者等）の派遣要請を行い、災害時の情報保障に努める。

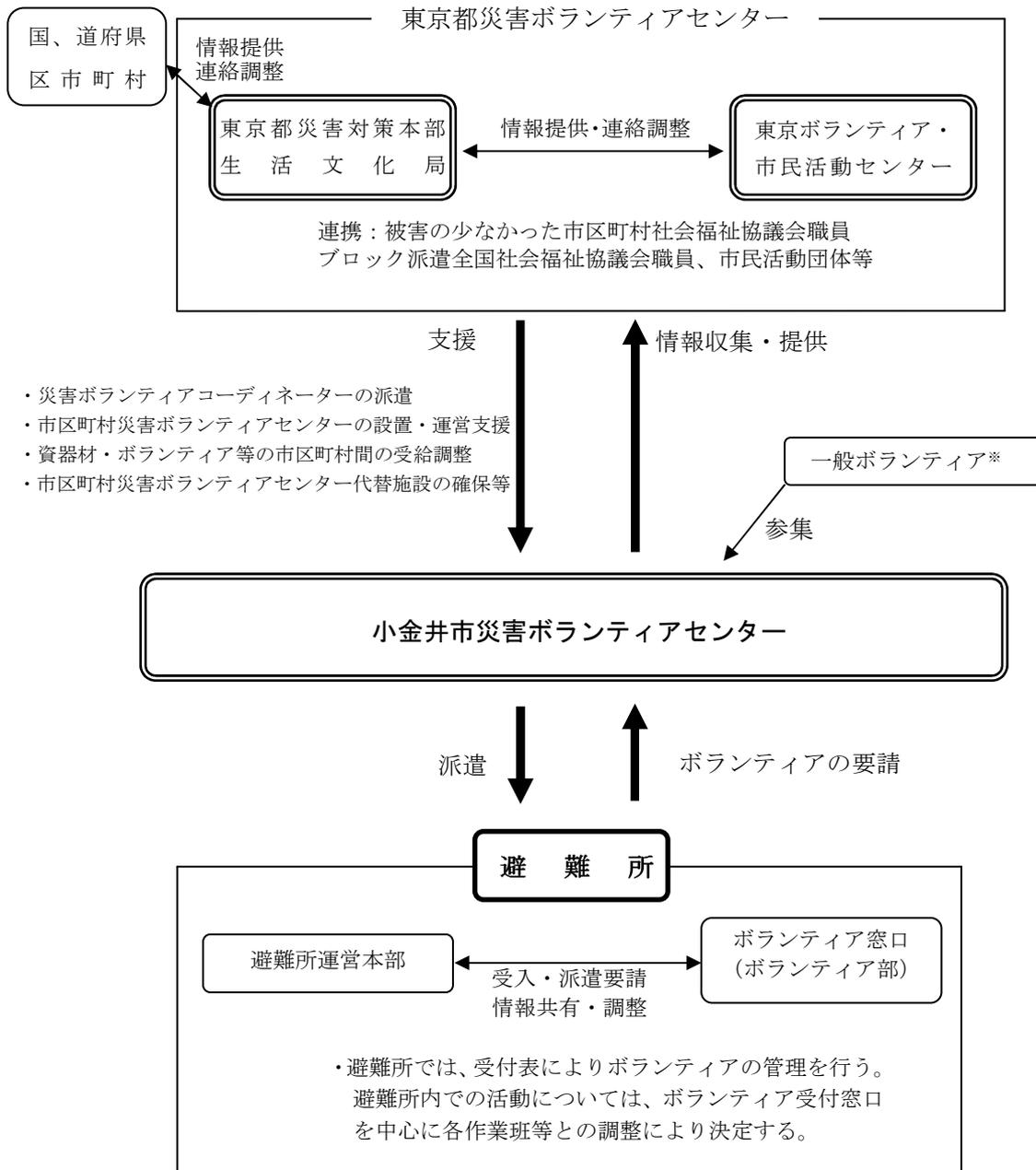
<ボランティア活動との連携に掛かる対応>

機関名	対応
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市社会福祉協議会等との協働による市災害ボランティアセンターの設置・運営 ○ ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援
都生活文化局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援 ○ 都内外の被災状況の情報収集 ○ 国・道府県・区市町村等との連絡調整 ○ 区市町村からの要請に基づく、区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保 ○ ボランティアの受入れ状況等の情報提供
小金井市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市災害ボランティアセンターの運営 ○ 市民活動団体等との連携 ○ 市の要請に基づき、市災害ボランティアセンターへボランティアの受入れや紹介等の調整を行うコーディネーターを派遣 ○ 被災地域のボランティアニーズ等の情報収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○ 資器材やボランティア等の市区町村間の需給調整
警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制支援ボランティアへの支援要請
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置 ○ 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請

<外国人災害時情報センター>



<ボランティアの流れ>



※一般ボランティア：専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営支援やがれき撤去等）ボランティア

第6節 消防団による応急対策の実施（市、小金井消防署）

- 地震発生時には、火災の多発により、極めて大きな人命の危険が予想される。小金井消防署では、発災時において市民や事業者に対し、出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。
- 消防団は、これと連動し、地域の消火活動、延焼の拡大防止、避難の安全確保に努める等、災害に即応した防衛活動を展開して、大震災の火災等から市民の生命、財産を守る。

第1 消防団の震災消防活動

1 活動の基本

- 小金井市消防団震災対応マニュアルに基づき活動することを基本とする。
- 消防団は、地域に密着した防災機関として、分団受持区域内の住民に対して出火の防止と初期消火を呼びかけ、火災その他災害に対する消防活動に当たる。
- 救助器具等を活用し、地域住民との共同による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。
- 避難勧告、指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の誘導と安全確保、避難場所の防護活動を行う。

2 部隊の運用

- 受持区域内に発生した火災その他の災害は、分団独自又は消防署隊と協力して消防活動を行い、延焼阻止等に全力を上げる。
- 消防署隊と協力して消防活動を行う場合は、署隊の指揮により活動する。

3 情報の収集

- 災害の初期対応を行うとともに必要な情報や被災状況の情報収集を行い、無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

第2章 地震に強い都市づくり

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 地震に強いまちづくりの推進（市街地の不燃化・オープンスペースの確保）

平成25年9月に公表された「地震に関する地域危険度測定調査報告（第7回）東京都」によると、小金井市内では、地震時の火災危険度がやや高い地域が本町等に分布している。

本市は、都内でも建物の不燃化率が、比較的低く、住宅地では木造・防火造の建物が集積する状況にある。

また、市内の多くの地域では人口が急増した時期に都市基盤が整備されないまま宅地化が進んだため、幅員4m未満の狭あい道路が多く、災害時の消防活動や避難等が困難な地域が広がっている。このため、災害時活動困難性を考慮した場合、火災危険度が高くなる地域がある。

一方、市内には大規模な都立公園や学校施設が立地するとともに、国分寺崖線や野川、玉川上水等のみどりや水、オープンスペースに恵まれており、不燃領域としても重要な役割を担っている。

平成7年から始まったJR中央本線連続立体交差事業が平成25年度で事業完了し、踏切による慢性的な交通渋滞の解消や鉄道により南北に分断されていたまちの一体化が実現した。併せて、武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業、東小金井駅北口土地区画整理事業等による都市基盤整備を進めたことで、沿線の交通環境や市街地の安全性が大きく向上している。

○ 建物の不燃化率（※） 37.1%（平成19年） 37.7%（平成24年）

（※）市内の総建物建築面積に占める耐火・準耐火建築物の建築面積の割合

○ 都市計画道路の完成率 約44.5%（平成26年4月現在）

○ 重点的に整備を進める都市計画公園の完成率 48.3%（平成26年4月現在）

2 建築物の耐震化及び安全対策

「小金井市耐震改修促進計画」に基づき、震災時の避難所となる市立小中学校の学校施設の耐震化を進めるとともに、住宅や民間建築物等の耐震化及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進している。

○ 震災時の避難所となる市立小中学校の耐震化は完了している（平成26年3月）。

○ 住宅の耐震化率 86.2%（平成24年度末）

○ 民間特定既存耐震不適格建築物（※）の耐震化率 79.5%（平成25年度）

（※）建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条に規定する建築物のうち、民間が所有する建築物

○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況報告書提出率 89.5%（平成25年度）

（「小金井市耐震改修促進計画」平成26年3月）

3 延焼等の防止

東京消防庁、都、市において防火水槽等震災時水利の整備を行っている。

また、都市計画において、防火地域、準防火地域の指定を行っている。

○ 市内における震災時水利の充足メッシュ率 86.6%（平成 26 年 4 月現在）

○ 市内における防火地域・準防火地域の指定状況は、下表のとおり

<地域地区（用途地域、防火地域）の指定状況>

用途地域		建ぺい率 (%)	容積率 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	防火地域等 (ha)		
						防火	準防火	
住居系	第 1 種低層住居 専用地域	30	50	32.4	2.8			
		30	60	96.4	8.5			
		40	80	436.6	38.5			
		50	80	122.1	10.8			
		50	100	50.5	4.5		50.5	
	(小計)				738.0	65.1		50.5
	第 2 種低層住居 専用地域	50	100	0.5	0.1		0.5	
		(小計)				0.5	0.1	0.5
	第 1 種中高層住居 専用地域	50	150	36.9	3.3		36.9	
		60	200	193.0	17.0		193.0	
(小計)				229.9	20.3		229.9	
第 2 種中高層住居 専用地域	60	200	7.9	0.7		7.9		
	(小計)				7.9	0.7	7.9	
第 1 種住居地域	60	200	94.0	8.3		94.0		
	(小計)				94.0	8.3	94.0	
工業系	準工業地域	60	200	12.5	1.1		12.5	
	(小計)				12.5	1.1	12.5	
商業系	近隣商業地域	80	200	0.7	0.1		0.7	
		80	300	28.4	2.5		28.4	
		80	400	1.1	0.1	1.1		
	(小計)				30.2	2.7	1.1	29.1
	商業地域	80	300	0.6	0.1	0.6		
		80	400	4.7	0.4	4.7		
80		500	14.7	1.3	14.7			
(小計)				20.0	1.8	20.0		
合 計				1133.0	100.0	21.1	424.4	

(平成 26 年 9 月現在)

第2 課題

【小金井市の被害想定】

＜多摩直下地震（M7.3）における要因別の最大被害数＞

被害項目		被害想定（※）	備考
建物全壊棟数		725 棟	両ケースで同じ (冬 18 時 風速 8m/秒、冬 5 時 風速 8m/秒)
原因別	ゆれ	723 棟	
	液状化	0 棟	
	急傾斜地崩壊	2 棟	
地震火災焼失棟数		1,974 棟	冬 18 時 風速 8 m/秒
死者数		64 人	
原因別	ゆれによる建物全壊	28 人	
	急傾斜地崩壊	0 人	
	地震火災	35 人	
	ブロック塀等の転倒	1 人	
	屋外落下物	0 人	
屋内収容物 [参考値]		2 人	
災害時要援護者 死者数		38 人	
負傷者数（[] 内は重傷者数）		886 人 [94 人]	
原因別	ゆれによる建物全壊	858 人 [52 人]	
	急傾斜地崩壊	0 人 [0 人]	
	地震火災	9 人 [35 人]	
	ブロック塀等の転倒	18 人 [7 人]	
	屋外落下物	1 人 [0 人]	
屋内収容物 [参考値]		65 人 [9 人]	
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		8 台	冬 18 時 風速 8 m/秒
幅員 13m未満の道路の閉塞 (閉塞率が 15%以上の区域の割合)		98.2%	両ケースで同じ (冬 18 時 風速 8m/秒、冬 5 時 風速 8m/秒)

（資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 平成 24 年 4 月）

1 地震に強いまちづくりに向けた課題

小金井市内の多くの地域では人口が急増した時期に都市基盤が整備されないまま宅地化が進んだため、幅員 4m未満の狭あい道路が多く、防災面で課題を抱えた市街地も多い。東京都の被害想定においても、小金井市では建物倒壊による被害とともに、地震火災による被害が大きくなっている。

近年の大震災を教訓として、災害時における安全性を確保するため、狭あい道路の拡幅や行き止まり道路の解消等生活道路ネットワークの整備を進め、安全な避難場所への避難経路の整備が必要である。また、延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯形成に向けた建物の不燃化、公園の整備や国分寺崖線の緑地や農地等のみどりともみずの環境保全を図る等、地域特性にあわせた不燃領域の確保が求められている。

2 建築物の耐震化、安全対策の課題

建築物の耐震化は進んでいるが、小金井市耐震改修促進計画（平成26年3月改定）に定める目標を達成するため、住宅や民間特定既存耐震不適格建築物、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である特定緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進するため、建物所有者の相談や意識啓発をはじめとして、都や関係団体と連携して重層的な施策を講じていく必要がある。

災害時に重要な役割を担う公共施設については、早期に耐震性能を確保するよう対策を促進する必要がある。

また、東京都の被害想定では、死者数に占める要配慮者の割合が多いことから、高齢者世帯や障がい者世帯等における建築物の耐震化や家具類の転倒・落下・移動防止等安全対策の一層の促進が必要である。

3 出火、延焼等の防止に向けた課題

東京都の被害想定では、多摩直下型地震が発生した場合、小金井市では、最大1,974棟が焼失すると予想されている。また、建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱等により消火活動が困難な地域が生じる可能性がある。

このため、災害時に延焼拡大の危険性が高い地域を中心に震災時に使用可能な確な消防水利の整備を進め、プールや池等の水の利用、河川の堰止め等、あらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要がある。

また、市民による住宅用火災警報器の全室設置を促進するとともに、緊急輸送道路等の地震火災時の避難・消防活動空間の確保を推進する必要がある。

第3 対策の方向性

1 災害に強いまちづくり

「小金井市都市計画マスタープラン」（平成24年3月改定）、及び「小金井市住宅マスタープラン」（平成24年3月改定）に基づき、次のように災害に強いまちづくりを一層推進する。

○ 安全に避難できるまちづくり

延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯、火災等の災害から安全な場所へ誘導する避難道路及び避難場所や備蓄倉庫等防災拠点の整備を進めるとともに、危険なブロック塀等の改善策のための生け垣化等への誘導を支援する。

○ 燃えないまちづくり

大規模な地震や災害への対策として、建築物の不燃化、耐震化への誘導を支援する。

○ ライフラインの強化と確保

大規模な地震時に上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の被害の軽減を図るため、耐震性、代替性の確保及び電線類地中化（無電柱化）を進め、各施設の安全性を高める。

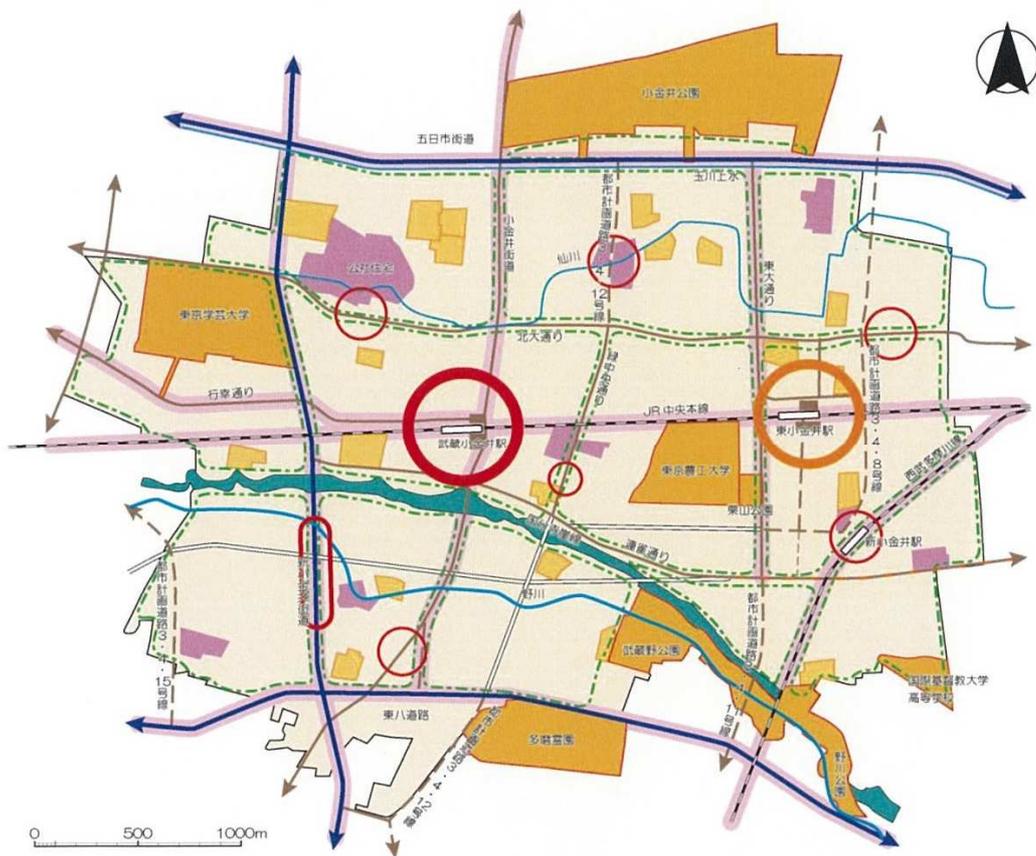
○ 情報ネットワークの整備

市民と市の協力による自主防災意識の醸成や日頃からの防災訓練の実施に加えて、災害情報の正確な伝達や円滑な避難、救急救助、救護活動を実現するための情報ネットワークの構築を進める。

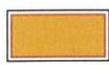
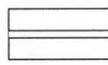
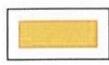
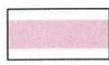
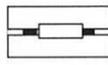
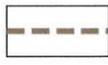
○ 安心して暮らせる生活環境づくり

災害時における安全性を確保するため、行き止まり道路の解消、主要生活道路の整備を進めるとともに、公園の整備や農地の保全を図る等、身近な避難場所や避難道路の整備を進める。

<安全・安心なまちづくり方針図>



凡 例

 広域避難場所	 日常生活圏 (コミュニティゾーン)	 都市計画道路
 一時避難場所	 地域中心拠点	 大規模団地
 延焼遮断帯	 広域幹線道路	 国分寺崖線(はげ)
 総合拠点	 幹線道路 (整備済・概成・整備中)	 鉄道・駅
 副次拠点	 幹線道路 (今後整備を進める路線)	 河 川

(資料：小金井市都市計画マスタープラン 平成 24 年 3 月)

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

小金井市耐震改修促進計画（平成 26 年 3 月改定）に基づき、都や関係団体と連携して、住宅や民間特定既存耐震不適格建築物、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である特定緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震診断、耐震改修等を促進する。

公共建築物は、災害時には活動拠点や避難所等となること、不特定多数の者が利用する施設が多いこと、民間建築物の耐震化を先導する役割もあることから、積極的に耐震化を促進する。

住宅が密集する住宅地では、建物所有者が耐震性能を把握する環境整備、高齢者世帯や障がい者世帯の住宅の耐震化や家具等の転倒・落下・移動防止対策への積極的な意識啓発、自主防災組織及び町会・自治会と連携した調査や耐震化の普及啓発等を推進する。

3 延焼等の防止

震災時に延焼拡大の危険性が高い地域を中心に、震災時に使用可能な確かな消防水利の整備を進めるとともに、プールや池等の水の利用、河川の堰止め等、あらゆる水利を活用した地域の消火用水を確保する。

また、市及び各機関は、地震時の出火防止策、初期消火体制の強化のための消火器、消防用設備、消火資機材等の適正な設置、消防活動体制の整備強化を進める。

第4 到達目標

1 地震に強いまちづくり

- 都市計画道路の完成率 50%（平成 32 年度）
- 重点的に整備を進める都市計画公園の完成率 52%（平成 27 年度）

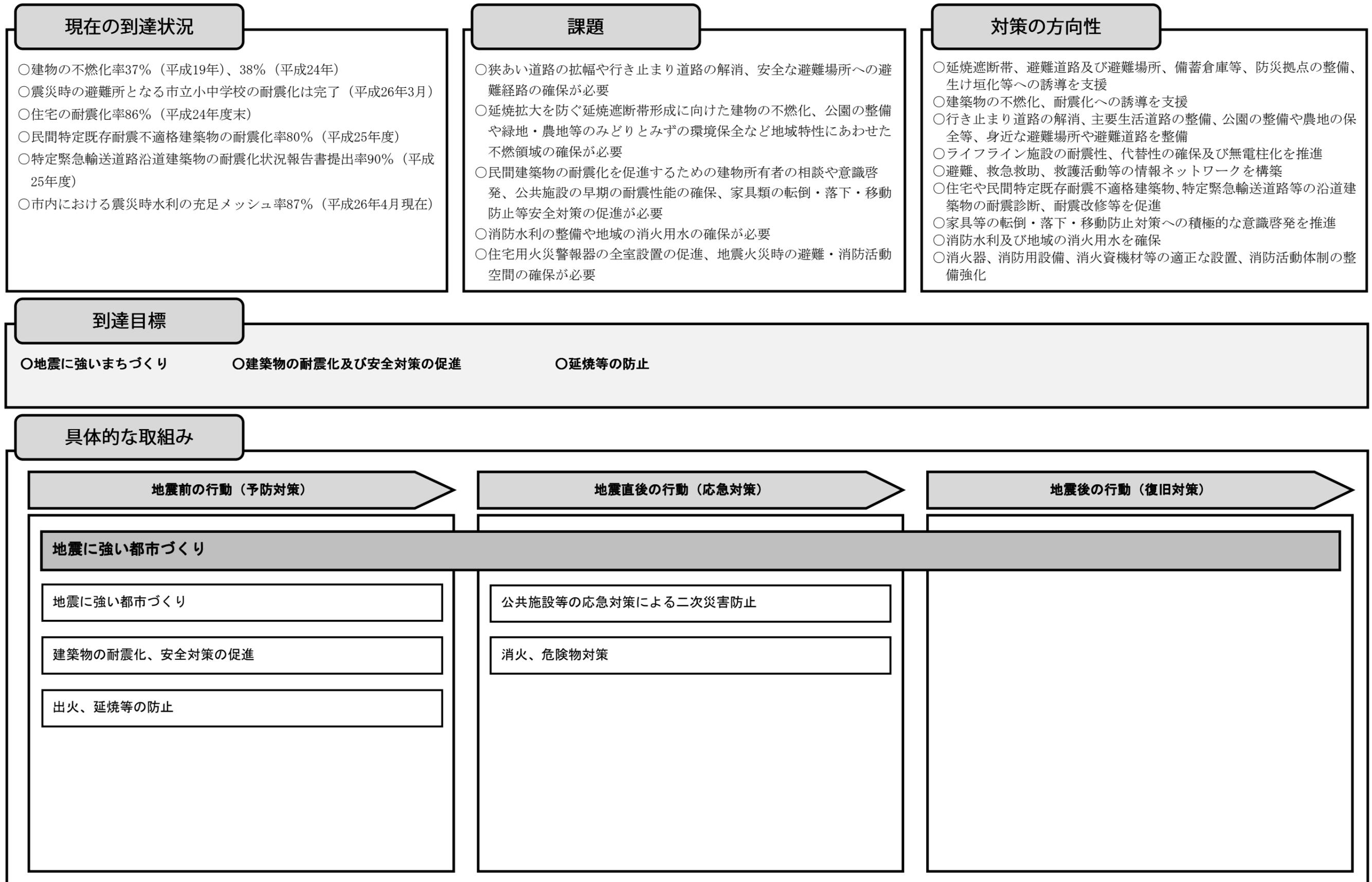
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

- 公共建築物の耐震化率 100%（平成 27 年度）
- 住宅の耐震化率 90%以上（平成 27 年度） 95%以上（平成 32 年度）
- 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化率 90%以上（平成 27 年度） 95%以上（平成 32 年度）
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率 100%（平成 27 年度）

3 延焼等の防止

- 消防水利不足地域を解消し、震災時における火災による被害を最小限に抑制する。

第2章 地震に強い都市づくり



予防対策

第1節 地震に強い都市づくり（市、都）

第1 地震に強い都市づくりの推進

1 防災都市づくり推進計画

- 「燃えない」「壊れない」震災に強い都市の実現に向け、計画的な土地利用の誘導、建築物の更新、都市基盤施設の整備、避難場所等の確保等により、地域特性に応じた防災都市づくりを推進する。
- 災害時の危険性が高いとされる市街地では、危険性に応じた優先的な整備を推進していく。
- 防災生活圏を構成する道路、鉄道、河川等の都市施設及びこれらの沿道の市街地等については、防災生活圏相互の延焼を防止する延焼遮断帯として位置づけ、整備を図る。
- 災害後の避難について、遠距離避難を解消し、可能な限り安全に避難活動ができるよう、計画的、効率的に避難場所を整備・拡充する。
- 既存市街地の一部において存在する木造密集市街地の不燃化・耐震化を推進し、同地域内の安全性確保に取り組む。

2 小金井市都市計画マスタープラン

- 都市計画マスタープラン（平成24年3月改定）では、まちづくりの基本目標の一つとして「安全・安心なまちづくり」を掲げ、以下の内容の災害に強いまちづくりを進めることとしている。

<安全・安心なまちづくりに関わる基本方針等>

- 基本方針：災害に強いまちづくり（まさかのときの安全）

方針	内容
安全に避難できるまちづくり	○ 延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯、火災等の災害から安全な場所へ誘導する避難道路及び避難場所や備蓄倉庫等、防災拠点の整備を進めるとともに、危険なブロック塀等の改善策のための生け垣化等への誘導を支援する。
燃えないまちづくり	○ 大規模な地震や災害への対策として、建築物の不燃化、耐震化への誘導を支援する。
ライフラインの強化と確保	○ 大規模な地震時に上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の被害の軽減を図るため、耐震性、代替性の確保及び電線類地中化（無電柱化）を進め、各施設の安全性を高める。
情報ネットワークの整備	○ 市民と市の協力による自主防災意識の醸成や日頃からの防災訓練の実施に加えて、災害情報の正確な伝達や円滑な避難、救急救助、救護活動を実現するための情報ネットワークの構築を進める。

方針	内容
安心して暮らせる生活環境づくり	○ 災害時における安全性を確保するため、行き止まり道路の解消、主要生活道路の整備を進めるとともに、公園の整備や農地の保全を図る等、身近な避難場所や避難道路の整備を進める。

○ 「安全・安心なまちづくり」を実現するための都市構造

項目	施策
避難場所、避難道路	○ 広域避難場所（5 か所）には、延焼遮断帯や避難道路に位置づけられている都市計画道路等の幹線道路、一時避難場所（20 か所）には災害時に避難誘導路として機能する主要生活道路により安全なネットワークの形成を進める。 ○ 緊急輸送道路となる避難道路は、沿道建築物の不燃化・耐震化、電線類地中化（無電柱化）、落下物対策等により人的被害の低減や通行遮断の防止等を図り、延焼遮断帯の形成をめざす。
延焼遮断帯	○ 市街地にある幹線道路、鉄道等の空間は、これ自体ある一定の幅を有しており火災の延焼を防止する機能を備えているが、さらに沿道の建築物の不燃化を支援して、都市の延焼遮断帯としての活用を図る。また、公園緑地、街路樹、公共公益施設での緑化推進等、さまざまな方策により延焼を防止する空間の創出にも努める。
木造密集市街地の解消	○ 既成市街地の一部において存在する木造密集市街地は、災害時の延焼防止、避難、救急活動等に問題があるため、建物の耐震化や不燃化とともに、道路、公園及び防火水槽等の基盤施設の計画的な整備を進める。
建築物の耐震・不燃化の促進	○ 災害に強いまちづくりを進めるため、建築物の耐震化や不燃化を進める。また、中心市街地では土地利用密度が高く、出火の危険性の高い施設も多く混在していることから、防火・準防火地域の拡大に努め、安全で安心なまちづくりを進める。
生活空間の整備	○ 消防活動が困難な区域の解消や避難場所への連絡を確保するため、行き止まり道路の解消や狭隘道路の拡幅等、生活道路の改善を進めるとともに、倒壊による危険性を低減するため、危険なブロック塀等の改善策のための生け垣化等を推進する。

○ 「安全・安心なまちづくり」を実現するための防災まちづくりの考え方

<p>(1) 安全に避難できるまちづくり</p> <p>○ 延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯、火災等の災害時に安全な場所となる避難場所、避難道路の整備を進める。</p> <p>ア 避難道路、延焼遮断帯沿道の不燃化</p> <p>イ 一時避難場所、広域避難場所の整備〈基本的にめざすべき防災市街地〉</p> <p>ウ 緊急時のオープンスペースとしての農地の活用</p> <p>エ 危険なブロック塀等の改善策のための生け垣化等への誘導</p> <p>(2) 消防活動がしやすいまちづくり</p> <p>○ 出火した場合でも、消防車が速やかに近づき火を消し止められるような主要生活道路と防火水槽の計画的な整備や、平常時でも緊急車両やデイサービスセンター等の車両が容易に通</p>
--

行できるような主要生活道路づくりを進めます。

(3) 燃えないまちづくり

- 基本的には、大規模な地震等の災害が起こっても壊れたり、燃えたりしない市街地の整備を進めます。
 - ア 建築物の不燃化、耐震化への誘導
 - イ 宅地の細分化防止による建て詰まりの抑制

第2 安全な市街地の整備と再開発

1 市街地の再開発

- 既成市街地において、公共公益施設の整備を積極的に進めるとともに、土地利用の適性化、高度利用及び不燃化の促進による防災生活圏の形成を図り、面的整備事業や規制・誘導施策を総合的に活用し、より良い都市環境の維持、推進を図る。

(別冊 資料 2-2-1 土地利用現況)

(1) 市街地再開発事業等の促進

- 地震等の災害に対して被災危険性の高い木造密集市街地等、密集市街地の整備を図るため、市街地再開発事業を推進する。

(2) 避難場所の拡充

- 避難場所の拡充を図るため、避難場所となりうる可能性がある空間を調査し、権利者の理解を得ながら積極的に避難場所としての指定に努める。
- 避難場所となりうる可能性がある空間における都市開発の際には、開発事業者との調整を行い、大規模開発地が避難場所となるよう誘導する。
- 避難場所区域内で都市開発が行われる場合には、地域の状況を見ながら、最低限の現状機能が維持されるように開発事業者を誘導する。

(3) 宅地開発等の指導

- 小金井市宅地開発等指導要綱は、小金井市まちづくり条例（平成 18 年条例第 2 号）第 37 条の規定に基づき、一定規模以上の開発事業（指定開発事業）を対象として、事業者が設置する公共施設及び公益的施設の設置基準及び事業の施行に関して事業者が遵守すべき必要な事項を定め、計画的な市街地の形成を誘導するものである。
- 宅地開発等指導要綱では、開発区域及び周辺地域の防災性の向上に資する道路、公園・緑地、地域配備消火器、消防水利に関わる各設置基準及び建築物敷地の最低区画面積等を定めている。

<小金井市宅地開発等指導要綱に基づく主な指導の概要>

項目	指導の概要
道路	ア 開発区以内の道路は、原則として 6m 以上 イ 開発区域内に接する既存道路で幅員 6m 未満の場合は、原則として道路中心から 3m 以上後退する
公園・緑地	ア 開発行為、開発区域面積 3,000 m ² 以上 6% 以上の設置、用地・施設共に市に帰属

項目	指導の概要
	イ 中高層建築物 (ア) 開発区域面積 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満 3%以上の設置で一般公開とし、管理は自主管理 (イ) 開発区域面積 3,000 m ² 以上 6%以上の設置、市に無償提供。これによりがたい場合は公園協力金に代えることができる。
地域配備消火器	地域配備消火器を設置するよう努める。
消防水利	開発区域面積が 3,000 m ² 以上の場合又は計画戸数が 50 戸以上の場合、耐震性防火水槽(容量 40 m ³ 以上)を設置
最低区画規模	ア 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 120 m ² 以上 イ その他 100 m ² 以上

(別冊 資料 2-2-2 小金井市宅地開発等指導要綱)

第3 都市空間の確保

- 市街地の中の公園・緑地等のオープンスペースは、地域環境の保全ばかりでなく、震災時における避難者の安全を確保し、火災の延焼阻止を図るうえで、重要な役割を担っている。
- 広域避難場所のほかに一時避難場所として市立小中学校等が指定されている。地域防災機能を一層効果的に発揮できるようにするため、これら一時避難場所のほか、病院、公民館、福祉施設等、防災上地域の核となる公共施設と公園との連帯を図ることや、生産緑地地区等を一時的に利用できるようにして、これらと連帯して災害時にはより広いスペースを確保し、活用できるようにする。

(別冊 資料 2-2-3 緑の分布状況)

1 公園の整備

(1) 本市の現状と課題

- 市の公園設置状況を以下に示す。

<公園の設置状況> (平成 26 年 4 月現在)

都立公園等	3 か所
市立公園 (都市公園)	11 か所
市立公園 (都市公園以外の公園)	127 か所

資料：小金井市

(別冊 資料 2-2-4 公園整備状況)

(2) 公園の整備

- 公園の新設、既存公園の拡充・再整備によりオープンスペースを確保し、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

- 以下の方針に基づき、公園の整備を進める。
 - ア 「都市計画公園・緑地の整備方針」（平成23年12月、東京都）に基づき整備を進める。
 - イ 都市公園の新設、既設公園の拡充を図るとともに防災公園ネットワークの形成を図る。
 - ウ 避難場所指定を受けている公園において、外周部の植栽や入口の改修、非常用照明施設の整備等を行い、避難場所としての安全性向上を図る。

＜公園の施設整備方針＞

(ア) 2,500 m ² 以上の公園
○ 消防水利の設置や焼け止まり、避難者保護にも役立てるために遮蔽率の高い樹木の植栽や広場スペースを確保する。
(イ) 1,000 m ² 以上の公園
○ 給水、物資の配給、野営生活等に対応できる多目的広場として確保するとともに防災用井戸、災害用トイレの設置や耐震性防火水槽を設ける。
(ウ) 1,000 m ² 未満の公園
○ 資機材置場やゴミの一時集積所等の災害復旧活動の補助拠点とする。

2 緑地・農地の保全

(1) 緑地の保全

- 都市の緑地は、震災等の災害時における火災延焼遮断帯や避難場所あるいは仮設住宅建設可能な空地として重要な役割を担っているという側面もある。そのため、「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」に基づき、緑地の保全に努める。
(別冊 資料 2-2-5 都市公園以外の緑地整備状況)

(2) 農地の保全

- 市街化区域内における農地は、火災の延焼防止、井戸等の農業用施設の活用、被災者への生鮮食料供給等重要な役割を担っているため、生産機能や環境防災機能をもつ生産緑地地区の保全に努める。

＜生産緑地地区指定状況＞ (平成27年1月1日)

指定地区数	223 地区
指定面積	約 66.22ha

資料：小金井市

3 防災ネットワークの形成

- 都市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、水路等さまざまな空間を活用して、防災ネットワークを形成する。
- 大規模公園等にヘリコプターが離着陸可能な広場や備蓄倉庫、貯水槽を整備して、災害時の防災拠点としての機能を向上させる。
- 市内の防災拠点が連携し、迅速な救援・復興活動ができるよう防災ネットワークを形成する。
- 延焼を抑制するため、木造密集市街地等に点在する未利用地をミニ緑地として整備するとともに、倒壊による被災を軽減するため、ブロック塀を生け垣へ転換すること等により緑の防災

ネットワークを形成する。

4 オープンスペースの把握と整備

(1) オープンスペース等使用計画

- 災害時に、避難誘導、救出救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧等の応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことにより、人命の保護と被害の軽減を果たし、市民生活の再建と都市復興を円滑に行うことができる。
- 事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを東京都震災対策条例で定め、利用可能なオープンスペースを国及び市並びに関係機関と協議のうえ把握し、具体的な使用計画を策定することとしている。
- 具体的な使用計画の策定後、地権者の事前同意を得たうえで告示し、都民に周知する。

(2) オープンスペースの整備

- 災害時の応急対策活動を円滑に行うため、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都の協力のもとに取り組み、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

5 ヘリサインの設置

- 災害時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や小金井市災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、公共建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名の表示を行っている。

<ヘリサイン標示の整備状況> (平成 26 年 4 月現在)

小学校	中学校	その他公共施設	合計
—	5 か所	—	5 か所

資料：小金井市

(別冊 資料 2-2-6 八都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項)

第4 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止

- がけ・よう壁・ブロック塀等の安全管理は、それぞれの所有者や管理者が行うべきものである。そのため、市では法律や都の条例による基準、方針に基づき安全のための規制や指導を強化していくとともに、ハザードマップの整備等で情報を提供し、警戒避難時の避難方法について周知していく。

1 がけ・よう壁等の安全化

- がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、都によって建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導が行う。

2 宅地造成工事規制区域の安全化

- 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 3 条の規定に基づき、宅地造成に伴いがけ崩れや土砂の流出等の災害が発生するおそれが大きい地域として、市内の中央部を東西に貫く国

分寺崖線一帯を宅地造成工事規制区域として指定している。

- 宅地造成工事規制区域内にあっては、都市計画法・宅地造成等規制法に基づき、がけ・よう壁の指導、監督が行われている。
- 既存の危険ながけ・よう壁の所有者・管理者等に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。
(別冊 資料 2-2-7 宅地造成工事規制区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の指定状況)
(別冊 資料 2-2-8 東京都宅地造成工事規制区域図)

3 急傾斜地崩壊危険箇所の安全化

- 市内には、都により、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域はないが、急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領（平成 11 年 国土交通省河川局）に基づく調査により、急傾斜地崩壊危険箇所が 4 か所として公表されている。
- 都では、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、特に危険度の高く対策が必要な箇所について順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を行っている。
- 急傾斜地崩壊対策は、私有地内で実施することから、市は、土地の所有者等関係住民の理解と協力を得て都に対して急傾斜地崩壊危険区域の指定を要請し、急傾斜地の安全化の促進を図る。

4 ブロック塀等の安全化

- 市は、生け垣造成奨励金交付制度を整備し、新規の生け垣整備と既存ブロック塀撤去による生け垣整備に対して奨励金を交付している。
- 市は、都が行う建築確認時等の機会を捉え、建築主がブロック塀の設置を計画している場合は、生け垣・フェンスへの転換等について市の交付制度に関わる情報提供を、都に要請する。
- 市は都に対して、建築主等がブロック塀等への転換を行う場合は、建築主等に対してあわせて緑化対策や狭あい道路対策についても啓発するよう要請する。
- 市は都と連携し、避難路、通学路、緊急輸送路沿道を中心に、ブロック塀の実態把握を進める。
- 市有施設に設置しているブロック塀等については、生け垣・フェンスへの再整備を推進する。

第 2 節 建築物の耐震化、安全対策の促進（市、都、小金井消防署、各事業者）

第 1 建築物等の安全化

1 建築物の不燃化

- 都市型火災に対する体質強化を図るため、防災上重要な地域（避難場所周辺、延焼遮断帯となりうる避難の沿道等）を中心に都市計画法による地域地区制度の一環として防火地域・準防火地域の指定拡大に努める。

<防火地域、準防火地域の指定状況> (平成 26 年 8 月現在)

	面積 (ha)	対市域面積 (%)
市域面積	1,133	100.0
防火地域	21.1	1.9
準防火地域	424.4	37.5
防火・準防火地域計	445.5	39.3

資料：小金井市

(別冊 資料 2-2-9 都市計画図 (用途地域図))

(1) 防火地域・準防火地域の指定基準

- 市は、「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」(平成 25 年 4 月)を定め、「防火地域及び準防火地域」の指定方針を次のように定めている。
 - ア 原則として、建ぺい率 50%以上の区域は準防火地域に指定する。
また、延焼の防止を図ることが必要な区域については、建ぺい率 40%以上の区域についても準防火地域に指定することができる。
 - イ 容積率 400%以上の区域は防火地域に指定する。
また、容積率 200%以上の区域で市街地の安全性の向上を図る区域については、防火地域に指定することができる。

(2) 防火地域・準防火地域の建築制限

ア 防火地域

- 階数 3 以上又は延べ面積が 100 m²を超える建築物は耐火建築物とする。
- その他は耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 準防火地域

- 階数 4 以上(地階を除く。)又は延べ面積が 1,500 m²を超える建築物は耐火建築物とする。
- 階数 3 (地階を除く。)又は延べ面積が 500 m²を超え 1,500 m²以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- 木造建築物の外壁及び軒裏で、延焼のおそれのある部分は防火構造とする。

2 建築物の耐震化

- 市は、「小金井市耐震改修促進計画(平成 26 年 3 月改定)」を定めており、この計画に従って総合的に耐震診断・改修の促進を図る。計画の概要についてまとめたものを次に示す。

(1) 「小金井市耐震改修促進計画」の位置づけ

- 「小金井市耐震改修促進計画」は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)第 6 条に基づき策定されたものである。

ア 対象建築物

- 対象建築物は、原則として建築基準法における新耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)以前に建てられたすべての建築物とする。

<対象建築物の分類>

対象建築物の分類	内容
住宅	○ 戸建住宅（長屋住宅、併用住宅を含む。） ○ 共同住宅
公共建築物	○ 市庁舎、避難所等となる小中学校等の防災上重要な公共建築物 ○ 保育園、公民館等不特定多数の者が利用する公共建築物
民間特定既存耐震不適格建築物	○ 耐震改修促進法第 14 条に定める建築物（特定既存耐震不適格建築物）のうち、民間が所有する建築物

イ 計画期間

- 「小金井市耐震改修促進計画（平成 26 年 3 月改定）」は市内の住宅・建築物の耐震改修等の促進を図り、地震により想定される被害を 6 割以上減少させ、災害に強いまちづくりを早期実現することにより、市民の身体・財産を守ることを目的とし、計画期間を平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 年間としている。

(2) 耐震化の現状と目標

建築物の分類		耐震化率（％）		
		現状	目標	
			平成 24 年度末	平成 27 年度
住宅		86.2	90	95
公共建築物	市庁舎施設、総合体育館、消防団詰所、防災倉庫	77.8	100	—
	市立小中学校	100	—	—
	不特定多数の者が利用する公共建築物	88.6	100	—
民間特定既存耐震不適格建築物		79.5	90	95

(3) 耐震化の促進を図るための施策

ア 住宅の耐震化

- 木造住宅耐震診断助成金交付要綱に基づき耐震診断を行う場合、耐震診断費用の一部を助成しており、さらに、耐震診断の結果、耐震補強の必要がある場合に、木造住宅耐震改修助成金交付要綱に基づき耐震改修費用の一部を助成している。
- 木造住宅耐震診断・耐震改修事業においては一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部と連携して取組を進めている。
- 現在の助成制度を継続するとともに、住宅の倒壊による被害軽減を図るため、簡易耐震診断の無料実施等、一層効果的な事業展開を図る。

イ 公共建築物の耐震化

- 公共施設については維持管理、活用方針と具体的な計画を検討し、長期に渡る計画的なマネジメントにより耐震性の確保を図る。

ウ 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化

- 耐震改修促進法第 7 条に規定する「要安全確認計画記載建築物」となる防災上重要な学校や病院、要配慮者が利用する福祉施設等について、建物所有者に耐震診断・耐震改修の状況報告を求めるとともに、早期の耐震診断・耐震改修を推進する。

- 耐震改修促進法第 7 条に規定する「要安全確認計画記載建築物」となる不特定多数の人が利用する大規模商業施設等については、駅周辺における一時滞在施設ともなるよう、建物所有者に耐震診断・耐震改修の状況報告を求めるとともに、必要な場合、早期の耐震診断・耐震改修を促進する。

エ 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路における沿道建築物の耐震化

- あらかじめ都と調整を図り、緊急物資輸送道路等を「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」に指定し、沿道建築物の耐震化を促進する。
- 東京都耐震改修促進計画（平成 24 年 3 月）では、都緊急輸送ネットワーク（第一次から第三次）に指定された緊急輸送道路全路線を「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」に指定しており、市では、市緊急輸送ネットワーク指定路線（北大通り、緑中央通り）を「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」としての指定を検討する。
- 市緊急輸送ネットワークに指定した道路沿道の「通行障害既存耐震不適格建築物」については、重点的に耐震化を図るため、都と連携して建物所有者に対して建築物の耐震性確認の必要性や耐震診断及び耐震改修への啓発活動を推進する。
- 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年 3 月 18 日条例第 36 号）により指定された特定緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（特定沿道建築物）については、耐震改修促進法に基づく都の指導、助言及び指示等と連携して、市は建物所有者への耐震化の啓発を行う。

(4) 相談体制、普及啓発活動の充実

ア 関係団体と連携した効果的な相談体制の強化

- 各種の防災訓練やイベント、講習会における相談会の開催をはじめ、各地域における出前相談会の開催等、様々な機会を活用した耐震相談会を開催する。
- 建物所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるよう、庁内に相談窓口を整備するとともに、助成制度や耐震改修促進税制、住宅ローン減税等の支援策についても、適切に情報提供が行える相談体制を整備する。
- 関係団体と連携して、リフォームの機会に合わせた耐震診断・耐震改修の相談実施を促進する。また、高齢者世帯等のバリアフリー工事の機会に合わせた耐震診断・耐震改修の相談実施を促進する。
- 宅地建物取引業者に義務付けている重要事項説明において、耐震診断の結果に関する事項が追加されたことから、関係団体等と連携して建物所有者等に周知の徹底を図り、建物所有者等の自発的な耐震診断の実施を促進する。

イ 木造住宅が多い地域等での耐震化に向けた啓発活動の強化

- 耐震診断の実施について、対象となる建物所有者に個別に働きかける「ローラー作戦」を都や関係団体と連携して推進する。あわせて、木造住宅を対象に簡易診断等を実施する技術者を派遣する等により、建物所有者が耐震性能を把握する環境を整備する。
- 木造住宅が多い地域では高齢者のみの世帯も多く、大規模改修を伴う耐震改修に消極的な場合が多いことから、専門家の訪問相談や必要最小限の耐震改修でも専門家の派遣や改修経費の助成が可能な制度創設を検討する。
- 自主防災組織及び町会・自治会と連携して、震災時に倒壊による道路閉塞のおそれのある建築物や木造住宅が密集している地域等の調査を実施し、地区防災計画の策定等に反映

させるとともに、自主防災組織及び町会・自治会をとおして、耐震化の普及啓発、耐震改修等助成事業等の情報提供を行う。

ウ 情報提供体制の充実

- 東京都では定期的に「地域危険度測定調査」等を実施しており、市はこの調査等を活用し、ホームページ等により地域の防災関連情報を提供する。
- 一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部等と連携して設計者や工務店の資質や技術力を育成するとともに、東京都の木造住宅耐震診断事務所登録制度を活用し、耐震診断・補強設計を適切に行える信頼できる設計者や工務店に関する情報を提供する。
- 特定緊急輸送道路沿道の耐震化を進めるため、都や関係団体と連携して建物所有者等への専門的な相談問合せに対応する。
- 耐震性のあることが一目でわかる東京都耐震マーク表示制度を普及し、市民の耐震化への意識や気運を高め、耐震化に向けた取組を強く促していく。また、長期優良住宅制度や住宅性能表示制度等、住宅の新築時に高い水準の耐震基準を適用した住宅の普及を図る。

(別冊 資料 2-2-10 市内施設概況)

(別冊 資料 2-2-11 防火対象物の現況)

(別冊 資料 2-2-12 住宅・土地統計調査を基に推計した住宅の耐震化率)

(別冊 資料 2-2-13 小金井市が所有する公共建築物の耐震化の状況)

(別冊 資料 2-2-14 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況・耐震化率)

(別冊 資料 2-2-15 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況)

(別冊 資料 2-2-16 木造住宅耐震診断・耐震改修助成事業の概要)

(別冊 資料 2-2-17 小金井市木造住宅耐震改修助成金交付要綱等)

第2 エレベーター対策

- 震災時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するため、以下の対策を実施する。

1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

(1) 市有施設

- 市有施設について、都施設の対策に準じて、エレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

(2) 民間施設

- 市民に装置の設置を普及啓発するとともに、ビルやマンション、特に大規模施設の管理事業者・団体等に対し、装置の設置を働きかける。

<エレベーター閉じ込め防止装置>

装置名	機能
リスタート運転機能	○ 地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	○ 停電時に、バッテリー電源により、エレベーターを自動的に最寄

装置名	機能
	階まで低速運転で着床させた後、ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型 地震時管制運転装置	○ 主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

2 救出体制及び早期復旧体制の構築

- エレベーター保守管理会社に対して、限られた保守要員が効率よく救出及び復旧活動に従事できるよう、連絡体制の強化や「1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させるよう要請するとともに、市民、事業者等に普及啓発する。
- エレベーター利用者及び管理者に、閉じ込めが確認された場合には、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。
- エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

第3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

1 天井等落下物の安全化

- 建築物については、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

2 屋外広告物に対する規制

- 地震の際、広告塔及び看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。このため、市と都は東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請時及び設置後に維持管理に関する指導を行う。

3 自動販売機の転倒防止

- 道路沿いに設置している自動販売機は、震災時には転倒して人的被害を誘発し、さらに道路上の障害物となり、緊急車両等の通行の妨げとなることが予想される。このため、市等は、自動販売機設置に当たり日本工業規格で制定している「自動販売機の据置基準」に基づき、必要な措置を講ずるよう指導している。また、道路上への「はみ出し」自動販売機について、今後も、自動販売機の管理者に対し、道路上への「はみ出し」禁止の指導を徹底する。

4 家具類の転倒・落下・移動防止対策

- 東日本大震災では、都内においても、ゆれにより家具が転倒したり、ガラスが飛散する等の被害が生じた。特に、ビルやマンションの高層階ほどゆれは大きく、改めて長周期地震動のリスクが浮き彫りになった
- この教訓を踏まえて、市民が家具等の転倒・落下・移動により、被害を被ることがないように、

市が実施する対策と国・都等の各立場で講じられている対策を以下に示す。

(1) 市

- 市有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表する等、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- 市民の安全確保を図るため、高齢者がいる世帯を対象に、希望により家具類の固定を行う補助制度を設け、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を実施している。今後、障がい者世帯等においても早期に実施できるよう検討する。
- 家具類転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修等、震災対策全般にわたる相談窓口を設ける等、市民の利便性を図るよう努める。

(2) 都

- 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表する等、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- 都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。

(3) 小金井消防署

- 東京消防庁は、以下により家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。
 - ア 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した冊子等を作成し、都民や事業所に対する防災指導に活用
 - イ 防災週間のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取り付け講習の実施
 - ウ 関係機関・関係団体等と連携した周知

第3節 出火、延焼等の防止

(市、都、国、小金井警察署、小金井消防署、各施設管理者)

第1 出火の防止

1 火気使用設備・器具の安全化

- 東京都火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等、各種の安全対策を推進する。
- 今後も適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。また、感震機能付分電盤等の普及促進に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

2 石油等危険物施設の安全化

- 石油等危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止や流出防止対策の推進を図るとともに、適正な貯蔵・取扱いの指導を推進する。
- 市内における石油等の危険物施設は、貯蔵所、取扱所 47 施設（平成 25 年 5 月現在）ある。

3 液化石油ガス（LPG）消費施設の安全化

- 所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努めている。
- 災害防止対策として、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置及び料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置を義務づけている。
- 震災対策の強化を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」における「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき、地震時における容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑えて、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するよう指導している。

4 火薬類保管施設の安全化

- 火薬類は、火薬庫への貯蔵が義務づけられ、保安に関しては厳重な技術上の基準により規制されているほか、火薬庫の所（占）有者に定期自主検査が義務づけられている。
- 火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保している。
- 火薬庫以外の場所に貯蔵することが認められている少量の火薬類についても構造及び設備等に関する技術上の基準が定められている。
- 随時、立入検査を実施して保安に関する指導監督に努めている。
- 市内における火薬類保管施設は、1施設（平成26年4月現在）ある。

5 化学薬品、電気設備等の安全化

(1) 化学薬品の安全化

- 東京消防庁は、化学薬品等の混合混触による出火性状を調査研究し、約6千種類の組み合わせによる出火危険性の予測評価を行い、具体的な安全対策を推進している。
- 化学薬品を取り扱う学校、病院、研究施設等に対しては、個別的、具体的な安全対策を指導し、化学薬品保管の適正化を推進している。
- 市立小中学校は、関連法規、通達等を踏まえて東京都教育委員会により編成された「理科・生活科＝観察・実験事故防止の手引（四訂版）」に基づき、実験室の安全管理を行う。

ア 主な指導事項

- (ア) 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- (イ) 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- (ウ) 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- (エ) 化学薬品収納場所の整理整頓
- (オ) 初期消火資器材の整備

(2) 電気設備等の安全対策の強化

- 変電設備や自家発電設備等の電気設備は、東京都火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備が義務づけられている。
- 耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

(3) 電気器具からの出火防止

- 地震時の電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い安全装置(感震機能付住宅用分電盤等)の設置の指導や出火防止対策を講じた電気器具を使用するよう啓発する。

6 その他出火防止のための査察・指導

(1) 病院等に対する査察・指導

- 震災が発生した場合、人命危険が高い病院、高齢者福祉施設、飲食店、大規模物販店舗等の防火対象物に対し、消防用設備等の維持管理及び多量の火気使用施設・器具等の固定、当該施設・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。

(2) その他事業所及び一般住宅に対する防火指導

- その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。

(3) 危険物施設に対する査察・指導

- 製造所、給油取扱所(営業用)に対し立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に適正な取扱い及び危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

(4) 事業所防災計画の作成・指導

- 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

7 市民指導の強化

- 各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育を推進するとともに、起震車等の指導用資機材を活用した、実践的な防災訓練を通じて市民の防災行動力の向上を図っている。
- 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

(1) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- ア 住宅用火災警報器の普及
- イ 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備え等消火準備の徹底
- ウ 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器等、出火を防ぐための安全な機器の普及
- エ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- オ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- カ カーテン等への防災品の普及
- キ 灯油等危険物の安全管理の徹底
- ク 火気使用器具の固定
- ケ 防火防災訓練への参加

(2) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- ア 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- イ 火災の発生に備えて消火器の準備や風呂水の汲み置きをしておく。
- ウ 火を使っているとは、ゆれがおさまってから、あわてずに火の始末をすること及び出火

- したときは、おちついて消火することの徹底
- エ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認等の出火防止の徹底
- オ ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

第2 初期消火体制の強化

1 地域設置消火器

- 市では、120m間隔を原則として道路に面した場所に地域設置消火器を配備している。また、小金井市宅地開発等指導要綱に基づき地域配備消火器を設置するよう施行者に要請している。
- 空白区域及び住宅密集地域に補強・増設するとともに、保守・管理にあたっている。
(別冊 資料 2-2-18 小金井市消火器設置要綱)
(別冊 資料 2-2-19 小金井市消火器設置状況)

2 消防用設備等の適正化指導

- 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者にも耐震措置を指導する。

3 住宅用火災警報器の設置の推進

- 平成16年6月の消防法（昭和23年7月24日法律第186号）の改正により、平成22年4月1日から住宅すべてについて住宅用火災警報器の設置が義務づけられた。
- 住宅用火災警報器の助成制度の創設を検討する等により、全ての住宅における設置を推進する。
- 小金井消防署は、住宅用火災警報器の設置促進を図る。

4 市民、事業所の自主防災体制の強化

(1) 市民の防災行動力の向上

- 市民の防災意識の調査や初期消火体制等の実態を把握し、効果的な訓練を推進する。
- 市民を対象にした防火防災訓練では初歩的な基礎訓練から段階的に体験できるような訓練を実施する。また、自主防災組織等に対しては高度で実践的な訓練を推進する。
- 地域の協力体制づくりを進め、避難行動要支援者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所自衛消防隊の活動能力の強化

- すべての事業所に対し、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導するとともに、各種の訓練や指導等を通じて自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。
- 事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を整備し、地域との協力体制づくりを推進する。

第3 火災の拡大防止

1 消防活動体制の整備強化

- 本市の自治体消防の内、常備消防は、東京消防庁に委託して設置しており、非常備消防として、小金井市消防団が消防防災活動を行う。
- 東京消防庁は、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、救助資器材を活用してポンプ隊を救助隊として運用し、災害に備えている。

(1) 各種震災時消防計画

- 東京消防庁小金井消防署は、本署及び緑町出張所で構成し、下記のような消防関係車両・資機（器）材を配置し、また、平成 17 年 8 月には、市域における火災等による被害の軽減を目的として、専門的知識及び技能を有する消火隊として特別消火中隊が小金井消防署緑町出張所において発隊し、災害に備えている。
- 平時の消防力を地震にも最大限に活用するため、被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

<小金井消防署の消防車両等>（平成 26 年 4 月現在）

配備人員	配備車両数				
	ポンプ車	はしご車	救急車	その他	計
136 人	6 台	1 台	4 台	5 台	16 台

2 消防水利の整備

(1) 消防水利の現況

- 市では、消火栓、防火水槽、貯水池、受水槽、プール等の消防水利を設置している。

<消防水利の状況>（平成 26 年 4 月現在）

区分 町名	消火栓	防火水槽			受水槽	プール	貯水池等	消火器
		100 t 以上	40 t 以上	40 t 未満				
東町	152	1	21	0	3	2	0	96
梶野町	101	4	15	0	0	1	1	51
関野町	14	1	7	0	0	1	1	11
緑町	140	0	30	0	0	4	0	99
中町	105	1	29	0	0	1	7	46
前原町	167	2	20	0	2	2	3	80
本町	166	2	42	1	1	3	0	60
桜町	48	1	13	0	1	3	0	25
貫井北町	128	0	17	1	1	4	8	72
貫井南町	124	1	27	0	1	2	2	60
計	1,145	13	221	2	9	23	22	600

(2) 消防水利（防火水槽等）の整備計画

- 効果的な消火活動が行えるよう消防水利の確保に努める。
- 震災時の同時多発火災に対処するため、既存水利の機能維持を図るほか、公共施設への併設や民間の開発行為等に際して、小金井市宅地開発等指導要綱により防火水槽等の確保を積極的に推進する。

- 震災対策として、消火栓の整備及び地域設置消火器の整備に努める。
 - 経年防火水槽の耐震化を強化し、震災時の消防水利を確保する。
 - 住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について都水道局と連携して、自主防災組織が初期消火に使用する水源として活用を図る。
 - 防火水槽の鉄蓋を可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- (別冊 協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防水利の設置等に関する協定書に係る実施細目)
- (別冊 協定 消防水利関係 4 上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書及び上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書実施細目)
- (別冊 協定 消防水利関係 5 上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書及び上水道における消火栓補償費に関する覚書)

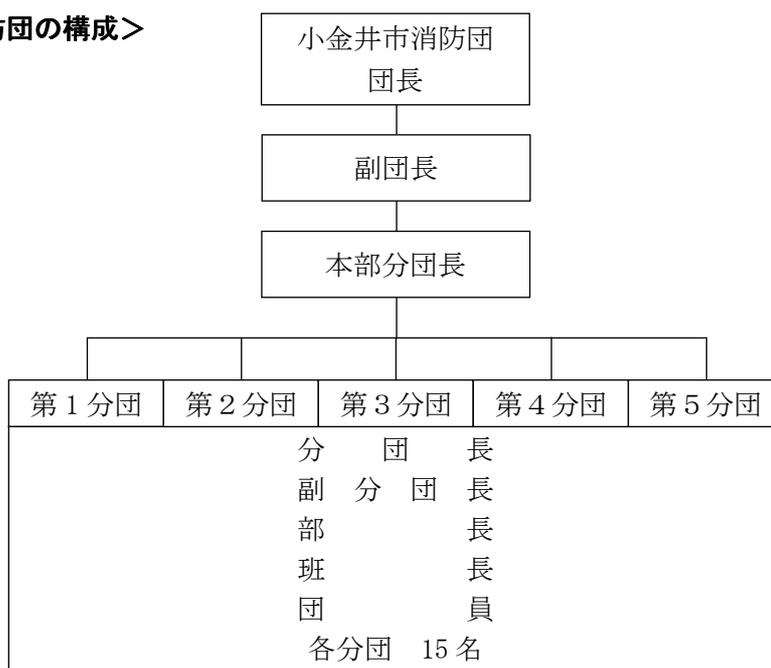
3 消防団体制の強化

- 小金井市消防団（非常備消防）は、震災時、小金井消防署と連携し、初期消火、延焼阻止等の消防活動や救出救護活動等に従事し、平常時には地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行う。
- 小金井消防署及び東京都消防訓練所と小金井市消防団との連携を密にして訓練の徹底に努め、消防団員の技術と資質の習熟を図り、災害時の即応体制を確立する。
- 消防団員の確保策をさらに推進し、市民に対する防災指導体制の充実を図るとともに、消防組織を強化するほか小金井市消防団の活動拠点を整備する。

(1) 消防団の体制

- 小金井市消防団は、本団及び分団（5 個分団）、定数 83 名で構成されており、小金井消防署との連携体制を確立して災害に備えている。

<小金井市消防団の構成>



(2) 装備・資器材の充実強化

- 小金井市消防団の災害発生時における消防活動の万全を期するため、装備資機（器）材及び通信資機材の充実・強化を図るとともに、地域特性に応じた消防力の整備・増強を図る。なお、可搬ポンプ及び救助資器材等の搬送用車両の確保を推進する。

ア 消防団車両

<消防団車両の概況>（平成 26 年 4 月現在）

車両	台数	分団名
消防指揮車	1 台	本団
消防ポンプ車	5 台	第 1 分団～第 5 分団
可搬ポンプ	5 台	第 1 分団～第 5 分団

イ 火災通報システムの整備

- 火災等の災害発生を確実に各分団員に通知するための消防団員緊急連絡システム（電子メールによる伝達システム）を平成 26 年 6 月から導入し、運用を行っている。

ウ その他の資器材

- (ア) 災害現場における消防団現場指揮本部資器材等を整備し、指揮能力強化を図る。
- (イ) 安全確保のための装備、携帯無線機、救急救助用器具、避難誘導用器具、夜間活動用器具を整備・増強し、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢の充実を図る。

4 消防活動路の確保

- 震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、更には道路の陥没等により、消防車両等が通行不能になることが予想される。
- 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の広幅員化、U 字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備等を、関係機関と連携して推進し、消防活動路として確保する。
- 震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開と交通規制について都及び小金井警察署と連携し、消防活動路の確保に努める。
- 東京消防庁は、消防活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業に対し消防活動の立場から意見の反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

5 消火活動が困難な地域への対策

- 震災時には、道路の狭あいに加え、ブロック塀の倒壊、路面の損壊や道路周辺建物等の倒壊あるいは断水等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。
- 現在、市内には、道路狭あい等により震災時の消防活動が困難な地域が存在している。このため、消防機関と連携し、道路、消防水利、可搬ポンプの整備及び消防団体制の充実等を進め、消火活動が困難な地域への対策の推進を図る。

6 地域防災体制の確立

(1) 自主防災組織と事業所、中学生等との連携体制

- 地震による火災等の災害から市民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要である。
- 地域の自主防災組織と事業所の自衛消防隊、中学校以上の生徒・学生が相互に協力して連携できる体制を整備する。
- 店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動するよう指導する。

(2) 合同防災訓練の実施

- 地域の防災力を向上させるには、消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動や自主防災組織、事業所の自衛消防隊等の各組織の協力が必要である。
- 小金井消防署、小金井市消防団をはじめ災害時支援ボランティア等、組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練（図上訓練及び実践的訓練等）の実施を推進する。

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

- 市は、民生・児童委員及び自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の安全確保に努めるため、寝たきりや一人暮らし及び高齢者のみ世帯等の避難行動要支援者に対する近隣住民の協力体制づくりを推進する。

第4 高圧ガス・有毒物質等の安全化

1 高圧ガス取扱施設の安全化

- 都は、国の高圧ガス設備等耐震設計基準並びに都の東京都高圧ガス施設安全基準及び高圧ガス小規模貯蔵設備設置指針に基づき、災害時における高圧ガス施設の一層の安全確保を図っていく。
- 小金井消防署は、震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
(別冊 資料 2-2-20 高圧ガス取扱施設)

2 毒物・劇物取扱施設の安全化

- 毒物・劇物による危害未然防止を図るため、それぞれが所管する毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
- 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況について確認し、作成状況や内容を把握するとともに、未作成の場合は作成を指導する。
- 学校における毒物・劇物災害を防止するため、都教育庁は「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。
(別冊 資料 2-2-21 市内における毒劇物保安施設)

3 放射線等使用施設の安全化

- 放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、各種の安全予防対策を講じている。

(別冊 資料 2-2-22 市内における放射性物質保安施設)

- 震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

4 危険物等の輸送の安全化

- 石油類、高圧ガスを大量に輸送する場合、走行車両は、転倒、転落防止義務、警戒標識等の標示義務、消火器等防災資材・器具等の携行義務等、種々の規制が行われている。
- 危険物積載車両については、関係官庁による路上取締りを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。
- 小金井消防署は、危険物運搬車両の安全対策を推進するため、危険物の運搬、移送中における事故発生時の初期対応、消防機関等への情報提供要領を記載した措置、連絡用資料（イエローカード）を確認し、活用の推進を図る。

第5 教育施設の安全対策

- 災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。
 - 1 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者に周知する。
 - 2 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定する。
 - 3 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。
 - 4 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒等の発達段階に配慮する。
 - 5 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
 - 6 児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。

第6 高層建築物及び地下街等における安全対策

機関名	対策
都 都市整備局	<ul style="list-style-type: none">○ 防災上、構造上の安全性を確保するため、施工計画書の審査や中間検査を行う。○ 地下街の建設についても、関係法令や都条例に基づく指導のほか、関係機関による協議会を通じて、総合的な観点から安全強化を図る。○ 既存の高層建築物及び地下街に対しては、特殊建築物等定期報告制度により、毎年あるいは3年ごとに維持保全について報告を求め、安全性の維持を指導する。
警視庁	<ul style="list-style-type: none">○ 高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講ずる。

機関名	対策
	<ol style="list-style-type: none"> 1 高層建築物 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施 (2) 関係機関との連携による合同防災訓練の実施 2 地下街 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地下街警備要図の作成 (2) 地下街関係者との合同防災訓練の実施 (3) 管理者対策の推進による防災標識等の明確化 (4) 広報媒体(パンフレット、チラシ等)の作成・配布
東京消防庁 (小金井 消防署)	<p>○ 関係事業所に対して次の対策を指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災予防対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進 (2) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 (3) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化 (4) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進 2 避難対策(混乱防止対策) <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保 (2) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備 (3) ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動防止 (4) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成 (5) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底 (6) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進 3 防火・防災管理対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 従業員に対する消防計画の周知徹底 (2) 管理権限者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底 (3) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底 (4) 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備 (5) 防火管理業務従事者及び防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育 (6) 実践的かつ定期的な訓練の実施 4 消防活動対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進 <p>○ 高層建築物の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会の答申を受けて策定した下記の防火対策を講じるように指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高層の建築物の防火安全対策 2 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策(100m以上の高層建築物を対象とした安全対策)

第7 文化財施設の安全対策

- 市内の文化財所在リストを整備する。

- 文化財施設の所有者又は管理者は、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防火防災訓練を実施する。
- 文化財施設の所有者又は管理者は、消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行うとともに、文化財防災点検表を作成する。

<点検内容>

主要項目	点検項目
文化財周辺の整備・点検	文化財の定期的な見回り・点検 文化財周辺環境の整理・整頓
防災体制の整備	防災計画の作成 巡視規則や要項の作成等
防災知識の啓発	国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 ポスターの掲示、防火防災訓練への参加の呼びかけ
防火防災訓練の実施	—
防災設備の整備と点検	外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
緊急時の体制整備	消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

- 小金井消防署は、上記点検内容について、管内の文化財施設の所有者又は管理者に指導する。
(別冊 資料 2-2-23 指定文化財一覧)

応急対策

第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止（市、都）

第1 公共土木施設等

1 道路・橋梁・河川

(1) 道路・橋梁

- 発災時、道路管理者は、所管の道路及び橋梁について、被害状況を速やかに把握し、応急措置及び応急復旧対策を実施する。
- 道路管理者は、交通規制等の措置又は迂回道路の選定等、通行者の安全対策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行う。

機関名	応急措置及び応急復旧対策
市	応急措置 <ul style="list-style-type: none">○ 市道の調査・点検を行い、被害状況を速やかに把握のうえ、道路・橋梁の被害状況を都災害対策本部（総務局総合防災部）に報告するとともに、都建設局（北多摩南部建設事務所）に情報提供する。○ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定等、通行者の安全対策を行う。○ 上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置をとり、所管の占有者に連絡する。緊急のため、そのいとまがない場合は、安全対策のための措置をとり事後連絡とする。○ 落下又は危険と認められた橋梁は、直ちに通行止め等の措置を行い、迂回路の案内を標示する。
	応急復旧対策 <ul style="list-style-type: none">○ 被害を受けた市道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助救急活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。○ 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去路線を最優先に行うこととし、その後逐次一般市道の復旧作業を行う。○ 道路障害物除去は、原則として2車線（5m）とし、道路状況等からやむを得ない場合には1車線（3m）とする。○ 道路面に生じた亀裂、陥没等は、危険のないように埋め戻し応急復旧を行う。また、雨水の浸透、洗掘等により二次的被害のおそれのある場合は、適宜な方法により封緘又は水回し等を施工する。○ 上記作業について、市独自で処理できない場合は、速やかに都総務局又は自衛隊に応援要請の手続をとる。

機関名	応急措置及び応急復旧対策	
都建設局 (北多摩南部 建設事務所)	応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道や緊急障害物除去路線に指定された市道については、東京都建設防災ボランティア等と連携して調査・点検を行う。 ○ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定等、通行者の安全対策を行う。
	応急復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害を受けた都道の応急復旧を行い、交通路の確保に努める。 ○ 応急復旧作業の実施にあたっては、東京建設業協会等との協定に基づき緊急道路障害物除去路線を最優先に行うこととする。 ○ 緊急道路障害物除去路線以外の道路については、二次被害を生ずるおそれがある箇所を優先的に障害物除去作業及び障害物の搬出並びに道路陥没等の応急復旧を行っていく。

(2) 河川

機関名	応急措置及び応急復旧対策	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防活動と並行して、管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、都建設局（北多摩南部建設事務所）に報告するとともに、必要な応急措置を実施する。 ○ 浸水被害が発生した場合は、総務部統括調整班を通して、小金井市消防団に出動を要請し応急排水を実施するとともに、都建設局（北多摩南部建設事務所）に報告し、状況に応じて移動排水ポンプ車の派遣を要請し、被害の拡大を防止する。 	
都建設局 (北多摩南部 建設事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。 ○ 市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。 ○ 総合的判断のもとに、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。 	

○ 緊急に復旧すべき施設

ア 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

イ 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

ウ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

2 急傾斜地崩壊防止施設

- 地震等により、被害が発生した場合、施設管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急・復旧を行う。

機関名	応急措置及び応急復旧対策	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急傾斜地を巡視し、被害箇所については、直ちに都建設局（北多摩南部建設事務所）に報告するとともに、周辺住民の安全対策等の必要な措置を実施する。 	

機関名	応急措置及び応急復旧対策
都建設局 (北多摩南部 建設事務所)	○ 擁壁、法面保護工、排水工、落石防護柵等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるものは、速やかに施設の復旧に努める。

第2 社会公共施設等

1 社会公共施設等の応急危険度判定

- 地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

判定対象建築物	内容
市立の 公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 ○ 市は、その所管する公共建築物の判定が困難な場合、都本部に判定実施の支援を要請する。 ○ 都本部は、公共建築物等応急危険度判定部会を設置し、判定実施の調整を行う。 ○ 応急危険度判定技術者が不足する場合、都本部は、他団体への協力を要請する。
上記以外の 社会公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 ○ 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、都又は市に判定実施の支援を要請する。 ○ 都又は市は、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

2 各施設の応急・復旧対策

施設等	応急・復旧措置
社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに入所者及び利用者の安全確保及び避難誘導を行うとともに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、施設の安全を確保する。 ○ 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。 ○ 施設独自での復旧が困難である場合は、小金井市災害対策本部又は関係機関に連絡し、援助を要請する。 ○ 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。
児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校長等は、児童・生徒等の安全確保を図るため、あらかじめ作成した避難計画に基づいて行動する。 (2) 学校防災計画等に基づき行動する。 (3) 市立小中学校の教職員は、学校長を本部長とする「学校災害対策本部」を設置し、市本部と連携し、活動する。

施設等	応急・復旧措置
	<p>(4) 緊急時には、関係防災機関へ通報して臨機の措置を講ずる。</p> <p>(5) 避難所になった場合は、市本部の活動に協力し、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。</p> <p>(6) 学校施設等の応急修理を迅速に実施する。</p> <p>○ 復旧対策</p> <p>(1) 甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断される場合は、教育委員会は、学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、応急教育計画等を作成する。</p> <p>(2) 児童、生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。</p> <p>(3) 保育園等の施設においても、被害状況を勘案して業務の継続が困難な場合は、応急保育計画を作成して業務の継続等を検討する。</p> <p>(4) 甚大な被害を受けたとき、学校教育部学校教育庶務班は、都教育委員会と連絡を密にして、被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続を行い、国庫補助金の交付を受ける。</p>
文化財施設	<p>○ 応急対策</p> <p>(1) 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに小金井消防署に通報するとともに被害の拡大防止に努める。</p> <p>(2) 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、被災状況を速やかに調査し市教育委員会に報告するとともに、都指定の文化財にあつては都教育委員会に、国指定の文化財においては、都を經由して文化庁に報告するものとする。</p> <p>(3) 関係防災機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。</p> <p>○ 復旧対策</p> <p>(1) 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、市教育委員会、都教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。</p>
文化施設 社会教育施設	<p>○ 応急対策</p> <p>(1) 文化施設・社会教育施設の管理者は、利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。</p> <p>(2) 災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。</p> <p>○ 復旧対策</p> <p>(1) 社会教育施設等は、住民が日ごろ利用する施設であることを配慮し、震災後、直ちに被害状況を把握し、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。</p> <p>(2) 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻った後に、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。</p>

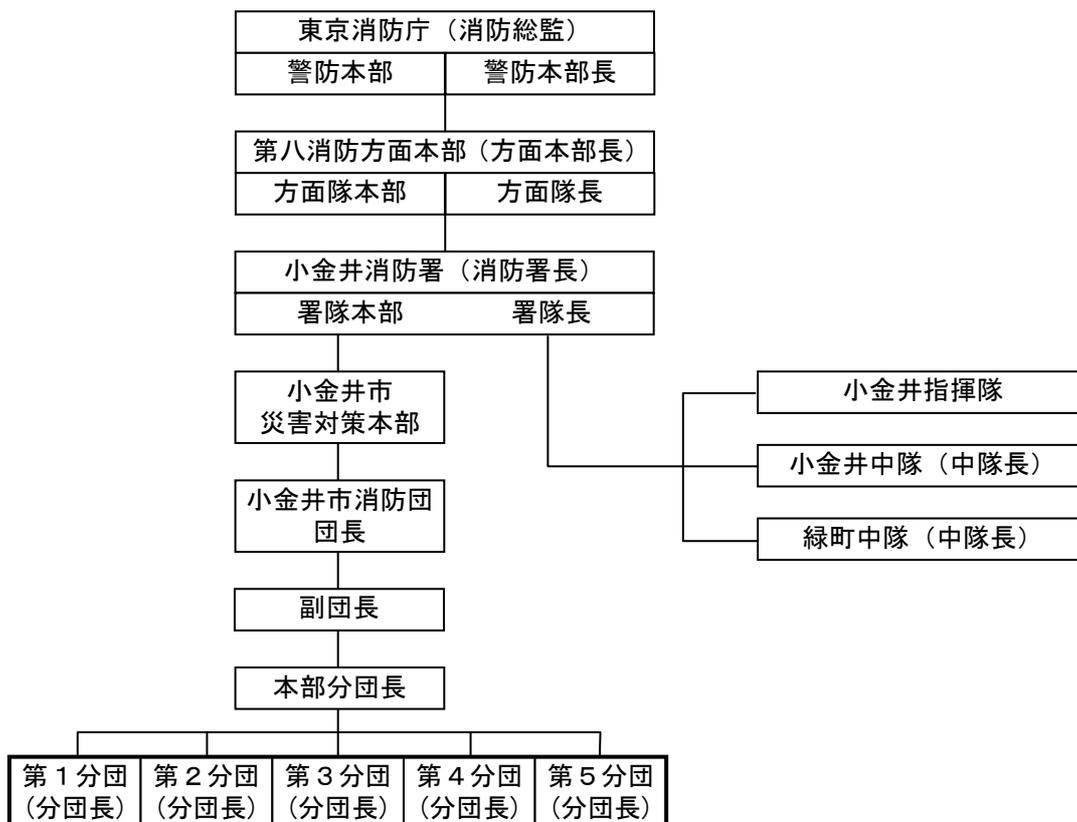
第2節 消火、危険物対策（市、都、小金井警察署、小金井消防署）

第1 震災消防活動

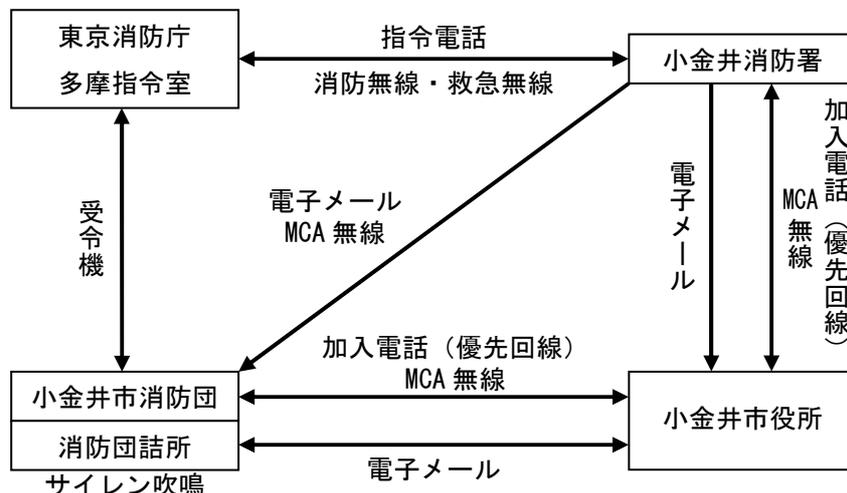
1 小金井消防署の活動態勢

- 小金井消防署は、発災時において、市民や事業所に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。
- 小金井市消防団と連携し、その全機能をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努める等、災害に即応した消防活動を展開して、震災から市民の生命、財産を守る。

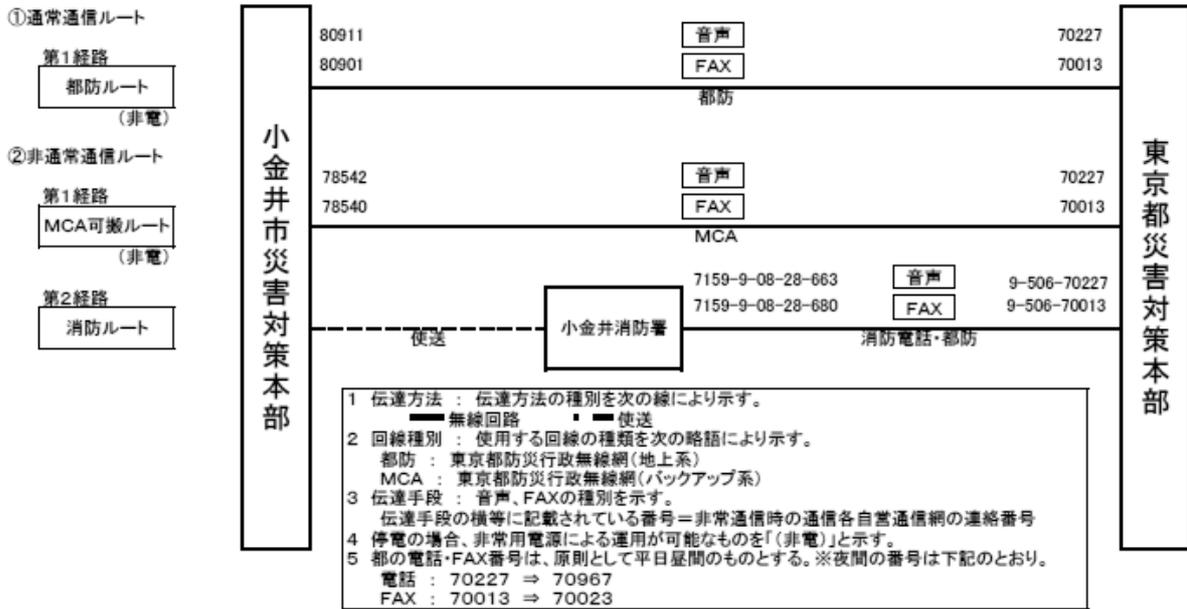
(1) 小金井消防署・小金井市消防団機構一覧



(2) 災害等情報伝達系統



(3) 東京都地方通信ルート（区市町村と東京都を結ぶ通信ルート）



(4) 震災警防本部等の運営

- 東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、小金井消防署には署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。
- 発災時にはこれら各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。

項目	活動態勢
震災配備態勢	○ 東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 弱の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	○ 東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	○ 震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は直ちに所定の場所に参集する。 ○ 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員が招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

(5) 震災消防活動（消防署）

項目	内容
活動方針	○ 延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。 ○ 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 ○ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。 ○ 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、

項目	内容
	効率的な活動を展開する。
部隊の運用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震に伴う火災、救助・救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 ○ 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。
情報収集等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 署隊本部は、所定の計画に基づき、地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、早期災害情報システム等を活用し、積極的に火災等の情報収集を行う。 ○ 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ○ 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に収集した災害の情報交換を行う。

(6) 震災消防活動（消防団）

項目	内容
消防団の活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市消防団は、地域に密着した関係防災機関として、分団に受持区域内の住民に対して出火防止、初期消火等の指導を行うとともに現有装備を活用し、火災その他災害に対し、小金井消防署の指揮の下に、小金井市消防団震災対応マニュアルに基づき、消防活動にあたるものとする。 <p>1 出火防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火及び避難をよびかける。 <p>2 参集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定された参集場所に参集する。 <p>3 消火活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 分団受持区域内に発生した火災に対する消火活動及び避難道路確保のための消火活動は、消防団長を通じて要請した火災に出動し、小金井消防署の指揮のもとに現場活動を行う。 <p>4 火災防御上の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災防御は、「震災消防活動」の定めるところにより行うものとする。 <p>5 情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 参集途上における消火活動上必要な事象、道路障害状況、特異救助事象発生状況の情報収集と報告及び消防団本部又は分団との指示命令の伝達等を行う。 <p>6 応急救護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い安全な場所へ搬送を行う。 <p>7 避難場所、避難所の防護等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難命令、避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所、避難所の防護活動を行う。

(7) 消防相互応援協力

○ 地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、消防組織法第 39 条の規定に基づき消防の相互応援協定を締結している消防団及び消防組織法第 45 条の規定に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。

(別冊 協定 相互応援 5 三鷹市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書)

(別冊 協定 相互応援 6 武蔵野市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書)

(別冊 協定 相互応援 7 府中市及び小金井市の消防の相互応援に関する協定書)

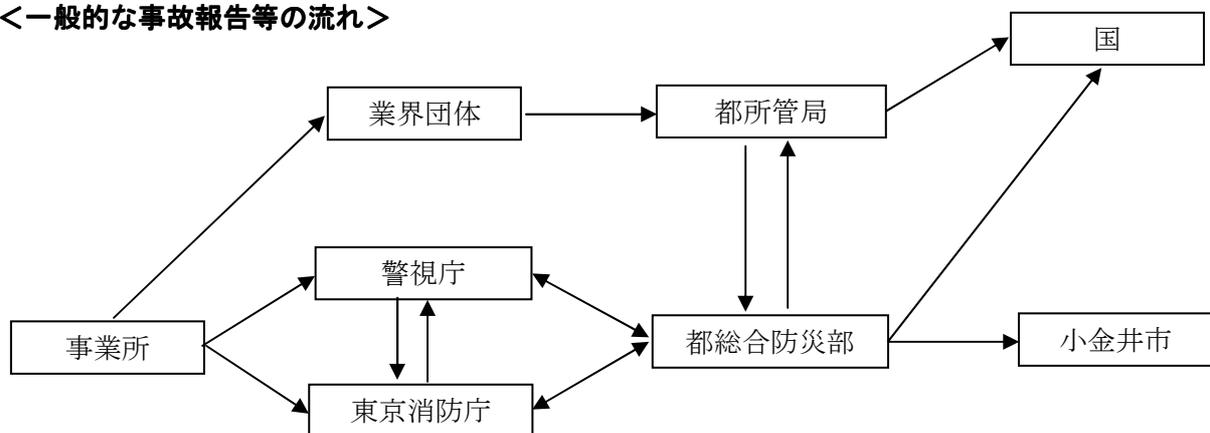
(別冊 協定 相互応援 8 小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定)

第 2 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

○ 市は、地震により、危険物、毒劇物取扱施設等が危険な状態となった場合又は危険が予測される場合は、関係機関の協力のもと、必要に応じて次の措置を行う。

- 1 住民に対する避難の勧告又は指示
- 2 住民の避難誘導
- 3 避難所の開設
- 4 避難住民の保護
- 5 情報提供
- 6 関係機関との連絡

<一般的な事故報告等の流れ>



(資料：東京都地域防災計画震災編（平成 26 年修正）)

1 石油类等危険物保管施設の応急措置

○ 小金井消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

また、必要があると認めるときは、法令に定めるところにより応急措置命令等を行う。

- (1) 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防火措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出及び異常

反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する安全措置及び防災機関との連携活動

2 高圧ガス取扱施設の応急措置

(1) 高圧ガス震災時応援連絡体制

ア 高圧ガス震災時応援連絡体制

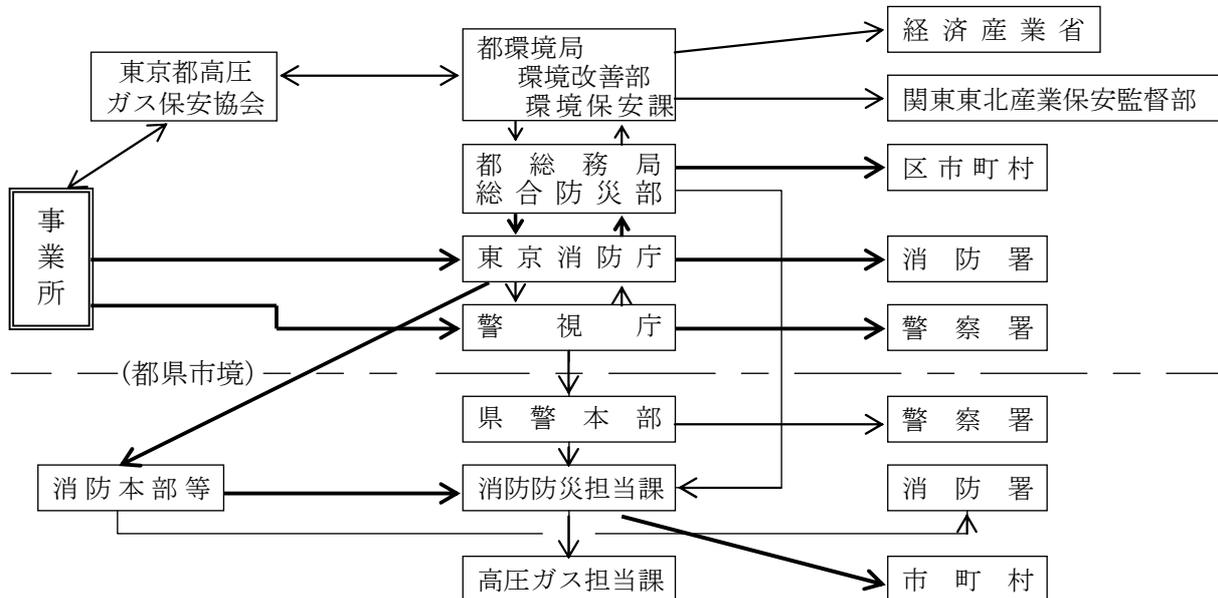
- 高圧ガス漏洩事故が発生し、災害が拡大するおそれがある場合には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。
- 防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢をとることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。

イ 高圧ガス漏洩事故発生時の広域連絡体制

- 高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏洩した場合、気体としての特性から、都県境を越える等広範囲に被害が拡大するおそれがある。このため、都は近接の他縣市との間に広域情報連絡体制を定めている。

(別冊 資料 2-2-24 高圧ガス大規模漏洩時に係る連絡通報窓口)

<高圧ガス漏洩事故発生時の広域通報系統図> (都において事故が発生した場合)



(資料：東京都地域防災計画震災編（平成 26 年修正）資料編)

ウ 関係機関による通報

- 関係機関は、高圧ガス大規模漏洩等緊急の場合、所定の様式に基づき通報する。

(2) 機関別対応措置

機関名	対応措置
警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要

機関名	対応措置
	<p>求があったときは、避難の指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の拡大、影響等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報を行う。 ○ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難の勧告又は指示及び市へのその内容の通報を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、前節「震災消防活動」により対処する。

3 毒物・劇物取扱施設の応急措置

(1) 機関別対応措置

機関名	対応措置
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏洩、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ○ 毒物・劇物が飛散、漏洩した場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の拡大、影響等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報を行う。 ○ 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難の勧告又は指示及び市へのその内容の通報を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、前節「震災消防活動」により対処する。
警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 イ 出火防止及び初期消火活動 ウ 危険物等の漏洩、流出等による危険防止

機関名	対応措置
	エ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 オ 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 カ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 キ 避難場所及び避難方法 ○ 石油毒劇物等の有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、小金井消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。 ○ 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。 ○ 都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。

4 放射線等使用施設の応急措置

- 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。
- 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

機関名	対応措置
東京消防庁 小金井消防署	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。 (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都福祉保健局	○ RI 使用医療施設等での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

5 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 危険物及び高圧ガス輸送車両等の応急対策

機関名	対応措置
警視庁 小金井警察署	○ 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、市民及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
東京消防庁	○ 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、関係機関と密接

機関名	対応措置
小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策は、前節の震災消防活動により対処する。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

- 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和 58 年 11 月 10 日設置）において安全対策を講ずる。
- 事故時の対応措置は、次のとおり。

機関名	対応措置
警視庁 小金井警察署	○ 事故の状況把握、被害拡大の可能性の判断に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じ、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。
東京消防庁 小金井消防署	○ 事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	○ 事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難等必要な措置を講ずる。

6 危険動物の逸走時対策

- 危険動物の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関名	対応措置
警視庁 小金井警察署	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置を行う。
東京消防庁 小金井消防署	○ 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行う。
都福祉保健局	○ 情報の収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 交通関連施設の安全確保

道路及び橋りょう等は、都市活動を支える基盤として重要な役割を担っており、市では、都と連携して都市計画道路や市道の整備、橋梁の耐震化等を進めている。市内の都市計画道路（幹線街路）16路線、総延長31,330mのうち、完成延長は約13,930mで完成率は約44.5%（平成26年4月現在）となっている。

また、平成26年3月にJR中央本線連続立体交差事業が完了し、踏切による慢性的な交通渋滞が解消された。これに伴って、鉄道により分断されていた鉄道周辺の都市計画道路の整備を推進するとともに、緊急輸送道路沿道の耐震化を促進している。

- JR中央本線連続立体交差事業により、市内の踏切7か所（弁天踏切・本町踏切・小金井街道踏切・緑町踏切・中町踏切・東町踏切・梶野新田踏切）を除却（平成21年度）
- 都市計画道路の完成率 約44.5%（平成26年4月現在）
- 橋梁の点検 18か所（市道）（平成26年度完了予定）
- 市内の緊急輸送ネットワーク（平成26年4月現在）

	分類	市内での指定路線
都緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送ネットワーク	○新小金井街道 ○五日市街道 ○東八道路
	第二次緊急輸送ネットワーク	○小金井街道 ○連雀通り
	第三次緊急輸送ネットワーク	○連雀通り
市緊急輸送ネットワーク		○市道第1号線（北大通り） ○市道第12号線（緑中央通り）

2 ライフライン等の確保

水道施設については、東京都水道局震災対策事業計画に基づき水道管路の耐震継手化や自家発電設備の増強等の耐震化等が進められている。また、下水道施設については、小金井市公共下水道プランに基づき、マンホールの浮上防止対策や接続部の可とう化等の耐震化を進めている。

また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組が進められている。

- 水道 水道管路は、耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管への取替をほぼ完了している。また、

配水管路の耐震継手率は都全体（平成 24 年度末）で 32%（市内 29%）となっており、平成 34 年度までに 54%を目指している。

3 エネルギーの確保

都市機能を支えるエネルギー（電力）については、これまで、都立学校等を活用して太陽光発電を導入するほか、水再生センター等で NaS 電池を導入する等の取組が、都により進められている。

また、非常用発電等に必要となる燃料の安定供給に向けて、東京都石油商業組合多摩東支部と燃料の安定供給のための協定を締結（平成 21 年 3 月）している。

なお、都では、「東京都 LCP 住宅情報登録・閲覧制度」により、停電時でも必要最小限の電源を確保することで、自宅での生活継続を可能とする集合住宅の情報を登録・公開している。

第 2 課題

<小金井市の被害想定>

被害項目		被害想定（※1）	
狭あい道路の閉塞		多摩直下地震の場合、小金井市内で狭あい道路の閉塞率 15%以上の地域が 98.2%（閉塞率は、道路幅員 13m未満の道路で、閉塞による残存道路幅員が 3m以下となる割合）	
緊急輸送道路の交通渋滞		走行速度が時速 20km 以下で渋滞する区間延長は、東京都全域の緊急輸送道路総延長 2,067km のうち上りで約 600km（29%）、下りで約 580km（28%）	
電力	停電率	12.9%	多摩直下地震（冬 18 時）・風速 8m/秒
通信	固定電話不通率	7.7%	多摩直下地震（冬 18 時）・風速 8m/秒
ガス	低圧ガス供給支障率	100%	多摩直下地震（高ガス供給ブロック内の 3 分の 1 で SI 値が 60kine を超えるケース）
上水道	断水率	42.8%	多摩直下地震
下水道	管きよ被害率	23.6%	多摩直下地震

（資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 平成 24 年 4 月）

1 交通関連施設の安全確保に向けた課題

都市計画道路の整備状況は、完成率が約 44.5%（平成 26 年 4 月現在）となっており、特に JR 中央本線連続立体交差事業による鉄道高架化完了に伴い南北方向の道路整備の推進とともに、緊急輸送道路沿道の耐震化促進が必要である。

また、市道については、幅員 4m未満の狭あい道路が多く、地震による沿道建築物の倒壊による閉塞のおそれがあり、狭あい道路の拡幅整備や沿道建築物の耐震化・不燃化等が課題である。

橋りょうは、ひとたび落下すると、道路・交通等への影響が大きいため、耐震補強等が課題である。

2 ライフラインの確保に向けた課題

水道については、東京都により施設の耐震化やネットワーク化の取組が進められてきている

が、一部にバックアップ機能が十分でない施設や管路が存在している。

また、下水道については、震災時でも機能を確保するため、耐震化や浮上抑制対策の取組をさらに強化し、都による水再生センター等の耐震性強化の取組を推進する必要がある。

電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、引き続き、こうした事業者による取組を着実に進める必要がある。

3 エネルギーの確保に向けた課題

エネルギーは都市の機能を支えるうえで不可欠なものであり、特に震災時に防災拠点となる公共施設やライフライン施設等については、発災後もその機能を維持できるよう、自立分散電源の確保が重要となる。

また、東日本大震災後に実施された計画停電を踏まえ、市民生活や市の事務所機能の維持の観点からもエネルギー確保の重要性が改めて認識された。

非常用発電機用の燃料確保についても、電力復旧に時間を要する状況も想定し、既存の協定の実行性を一層高めるための取組を推進する必要がある。

第3 対策の方向性

1 交通関連施設の安全確保

道路や鉄道等、市民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保、交通規制、鉄道の安全確保と早期復旧、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後も交通機能を維持する。

都市としての交通機能の回復や歩行者の安全確保、震災時における火災の延焼防止、避難路、緊急輸送道路の通行確保及び道路整備による沿線不燃化の促進を図るため、道路整備を推進する。

また、鉄道事業者との連携を進め、災害時の安全確保に努めていく。

2 ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり等、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

3 エネルギーの確保

震災時に防災拠点となる公共施設等の自立分散電源の確保及び非常用発電機用の燃料確保の取組を推進する。

また、市民の省エネルギー、再生エネルギー活用を取組を促進し、発災後も市民生活を維持できる体制づくりを進めるとともに、「東京都LCP住宅情報登録・閲覧制度」の普及等により、必要最小限の電源を確保することで、市民が住宅内に留まり、生活の継続を可能とする性能を備えた住宅の普及を促進する。

第4 到達目標

1 幹線道路網の整備及び特定緊急輸送道路の沿道建築物や橋梁の耐震化

都市計画道路については、「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」（平成 18 年 4 月）、及び「小金井市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月）に基づき、特に南北方向の道路基盤形成に向けて整備を推進する。また、JR 中央本線連続立体交差事業による鉄道高架化完了に伴い、沿線の市道整備により市街地の安全性や防災拠点へのアクセス整備を推進する。

特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化については、小金井市耐震改修促進計画に基づき事業を推進していく。

2 水道・下水道施設の耐震化

市民生活への影響を最小限に抑えるため、水道施設については、都による浄水場や給水所等の耐震化、医療機関をはじめ、小・中学校の避難所等の重要施設への管路の耐震化を一層推進する。

下水道施設については、都による水再生センターやポンプ所等の耐震化を推進するとともに、震災時のトイレ機能を確保するため、避難所や災害拠点病院等の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化、さらに駅周辺や復旧拠点となる施設等に拡大して耐震化を進める。

電気、ガス、通信については、事業者による耐震化等の取組を継続する。

これらの取組により、ライフライン機能を維持・早期復旧するバックアップ体制を確保する。

3 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

- 防災拠点となる公共施設の非常用電源及び燃料の確保
- 燃料供給体制の確立
- 市民が住宅内に留まり、生活の継続を可能とする性能を備えた住宅の普及の促進

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

現在の到達状況	課題	対策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○ J R 中央本線連続立体交差事業により、市内の踏切7か所を除却 ○ 都市計画道路の完成率 約44.5%（平成26年4月現在） ○ 橋梁の点検：18か所（市道）（平成26年度完了予定） ○ 市内の水道管のダクタイル鋳鉄管への取換えはほぼ完了、耐震継手率29%（平成24年度末） ○ 石油関係団体と燃料の安定供給のための協定を締結（平成21年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ J R 中央本線連続立体交差事業による鉄道高架完了に伴う南北方向の道路整備の推進とともに、緊急輸送道路沿道の耐震化促進が必要 ○ 狭あい道路の拡幅整備や沿道建築物の耐震化・不燃化等が課題 ○ 下水道の耐震化や浮上抑制対策、都による水再生センター等の耐震性強化が必要 ○ 電気、ガス、通信について、事業者による着実な耐震化の取組が必要 ○ 防災拠点となる公共施設やライフライン施設等が発災後も機能維持できる自立分散電源の確保 ○ 非常用発電機等の燃料確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保、交通規制、鉄道の安全確保と早期復旧、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後も交通機能を維持 ○ 水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までのバックアップ機能確保、早期復旧に向けた仕組みづくり等、ライフライン機能確保に向けた対策の実施 ○ 公共施設等の自立分散電源の確保及び非常用発電機等の燃料確保の取組を推進 ○ 発災後も市民生活を維持できる再生エネルギー活用等の取組を促進

到達目標		
○ 幹線道路網の整備及び特定緊急輸送道路の沿道建築物や橋梁の耐震化	○ 水道・下水道施設の耐震化	○ 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

具体的な取組み		
地震前の行動（予防対策）	地震直後の行動（応急対策）	地震後の行動（復旧対策）
<p align="center">安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 交通関連施設の安全化 ライフライン施設の安全化 エネルギー・燃料の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 道路・橋梁 鉄道施設 ライフライン施設 	<ul style="list-style-type: none"> 道路・橋梁 鉄道施設 ライフライン施設

予防対策

第1節 交通関連施設の安全化（市、都、小金井警察署、各事業者）

第1 道路・橋梁等の整備

- 道路は、都市活動を支える根幹的都市施設であり、震災時には、避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たすのみならず、沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等災害に強いまちづくりに貢献するところが多い。
- 都市計画道路の整備を促進・推進するとともに、地区内道路のネットワーク化を図り、防災上の観点から地域の実情に合った道路の新設・改良、狭あい道路の拡幅整備を推進する。
(別冊 資料 2-3-1 都道及び市道の状況)

1 都市計画道路の整備

- 都市計画道路の整備を「多摩地域における都市計画道路の整備方針」（平成 18 年 4 月）に基づき進める。

<小金井市の優先整備路線>

- 都施行路線

路線名	区間	延長
小金井 3・4・11 号線	JR 中央本線～小金井 3・5・5 号線	420m

- 市施行路線

路線名	区間	延長
小金井 3・4・8 号線	小金井市東町三丁目～小金井 3・5・5 号線	370m

(1) 整備状況

- 都市計画道路の整備状況については、第 2 部第 2 章に掲載
(別冊 資料 2-3-2 都市計画道路の状況)

(2) 避難場所（広域避難場所）への避難道路の整備

- ネットワークされている都市計画道路等の整備を推進し、避難場所への避難道路として活用を図る。

(3) 広幅員道路の整備

- 幹線道路の整備を推進する。

(4) 電線類地中化（無電柱化）の推進

- 道路上の電線類地中化（無電柱化）を進めることにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実等、都市防災の一層の向上を図る。

(5) 街路樹等延焼遮断帯の整備

- 都市計画道路の整備の際に歩道に植樹帯を設けること等の施策を講じ、緑のネットワークを整備する。

2 区画道路の整備

(1) 消防活動困難区域の解消

- 消防活動困難区域を把握し、地区計画等のまちづくり手法により、道路整備を行う。

(2) 避難道路の整備

- 街区内の一時避難場所周辺の道路を整備し、避難道路となる都市計画道路への安全な避難ルートを確保する。

(3) 防災空間の確保

- 道路単独で延焼を防止する空間を区画道路の整備推進により確保する。

3 狭あい道路の拡幅整備

- 幅員が 4mに満たない狭あい道路を拡幅整備し、災害時の避難道路、緊急車両の乗り入れ、消防活動路を確保する。

4 橋梁の整備

- 地震等の災害時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐震性の不足している橋梁、交通の狭あい路となっている橋梁について、架替・補強及び耐荷力の増強等の整備を促進する。
- 橋梁点検事業を踏まえて、防災上重要な位置づけにある橋梁から計画的に落橋防止対策や橋脚の補強等を実施する。

第2 道路及び交通施設の安全化

1 道路施設

- 道路施設の耐震性強化を図るとともに、必要な防災施設の整備を図る。

(1) 耐震性と施設の安全対策

- 道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術基準」（国土交通省道路局長、都市・地域整備局長通達：平成 24 年 2 月）及び「道路橋示方書・同解説」（（社）日本道路協会：平成 24 年 4 月）に従うこととする。

2 鉄道施設

- 震災による列車事故を防止するため、施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

(1) 耐震性の基準と施設の安全対策

- 鉄道事業者は、列車運転の安全確保を確立し、輸送業務を災害から未然に防止するため、線路施設等の耐震性の向上に努め、施設の安全対策を図る。構造物は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強について」（平成 13 年 6 月国土交通省通達）及び「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」平成 10 年 12 月運輸省通達）により、適切に対応する。

第3 緊急輸送ネットワーク整備

1 市の緊急輸送道路の整備

- 市役所や避難所等の災害時の市内の要所を有機的に結ぶ緊急輸送道路を指定し、緊急物資等の輸送のための手段を確保する。
- 市の緊急輸送道路の指定においては、緊急輸送の実効性を担保するため、警視庁が交通規制を実施する緊急交通路との整合を図るとともに、道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う緊急道路障害物除去路線との整合を図る。
(別冊 資料 2-3-3 市緊急輸送ネットワーク図)

2 都における緊急輸送ネットワーク整備

- 緊急輸送ネットワークとして、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結び、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次・第二次・第三次の緊急輸送ネットワークを整備する。

<緊急輸送ネットワークの分類>

分類	目的	説明
第一次緊急輸送ネットワーク	都と小金井市災害対策本部間及び都と他県との連絡を図る。	応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、市庁舎、輸送路管理機関を連絡する輸送路
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と市の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

(別冊 資料 2-3-4 都緊急輸送ネットワーク図)

3 緊急輸送ネットワークにおける指定拠点

(1) 市指定拠点

施設名	所在地	機能
小金井市役所第2庁舎駐車場	小金井市前原町 3-41-15	第三次
小金井市総合体育館	小金井市関野町 1-13-1 (都立小金井公園内)	第三次

(注) 表頭「機能」欄は、第三次緊急輸送ネットワークを構成する指定拠点であることを示す。

(2) 都指定拠点 (小金井市内に存在するもの)

応急対策活動の種類	指定拠点の種類		機能
本部	市本庁舎	小金井市役所本庁舎	第一次
主要	警察	警視庁	第二次

応急対策活動の種類		指定拠点の種類		機能
初動 対応 その他	消防	東京消防庁	小金井消防署	第二次
	医療	保健所等	小金井市保健センター	第二次
	救出 救助 拠点	・大規模救出救助活動拠点 ・医療機関近接ヘリコプター 緊急離着陸場	都立小金井公園	第二次
輸送 拠点	地域内 輸送 拠点	市庁舎等	小金井市役所第2駐車場 小金井市総合体育館	第三次

(注) 表頭「機能」欄は、それぞれ第一次、第二次緊急輸送ネットワークを構成する指定拠点であることを示す。

4 緊急道路障害物除去路線等の選定

- 市及び都は、緊急障害物除去を行う路線を次の基準により選定し、緊急道路障害物除去路線として定めている。

機関名	選定基準
都建設局 (北多摩南部 建設事務所)	(1) 緊急交通路等の交通規制を行う路線 (2) 緊急輸送ネットワークの路線(緊急輸送道路)(注) (3) 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線 (4) 上記(1)～(3)は、原則として、幅員15m以上の道路の路線 (注) 緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都知事及び市長が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。
市 (都市整備部 道路復旧班)	(1) 都の指定路線を補完する路線 (2) 基幹道路から避難場所に接続する路線 <市指定道路> 市道第1号線(北大通り) 市道第12号線(緑中央通り)

(別冊 資料 2-3-5 緊急道路障害物除去路線図)

5 大規模災害時における緊急交通路の交通規制に係る緊急通行車両の確認について【再掲】

⇒震災編 第2部 9-12 第3 緊急通行車両等の確認

第2節 ライフライン施設の安全化(市、都、関係防災機関)

第1 水道施設

1 計画の方針

- 水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化

する。

- 都水道局職員が駆けつけなくとも、町会・自治会等が円滑な応急給水活動を開始できるように施設整備等を行う。

機関名	内容
都水道局	<ul style="list-style-type: none">○ 水道施設の耐震化の着実な推進○ 耐震継手管への取替えの大幅な前倒しを実施○ バックアップ機能の更なる強化○ 自家発電設備の設置・増強による電力の自立化○ 給水拠点における応急給水エリアの分画化

2 水道施設の耐震化

- 都水道局は、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の重要施設についても耐震化を一層推進する。

3 管路の耐震化

- 都水道局は、管路について、平成 22 年度から従来の取替え計画を大幅に前倒しする「耐震継手化緊急 10 カ年事業」を実施してきたが、平成 25 年度からは、被害想定の見直し等を踏まえ、より効果的に断水被害を軽減できるよう、想定地震動、液状化危険度、耐震継手化の進捗などを考慮した新たな「耐震継手化 10 カ年事業」を推進している。こうした取組を着実に推進していくとともに、これまで優先的に整備を進めている首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルート耐震継手化を平成 31 年度までに 100%完了（首都中枢・救急医療機関等は平成 28 年度までに 100%完了）する。さらに、震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅へ供給するルート、緊急輸送道路、液状化などにより被害が大きいと想定される地域について、管路の耐震継手管への取替えを優先的に推進していくほか、給水管についても耐震化を実施していく。

4 バックアップ機能等の強化

- 震災などで浄水場等の機能が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体の一層のバックアップ機能の強化を図っていく。

(別冊 資料 2-3-6 水道施設位置図)

- 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。
- 震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、都水道局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式(支給材方式)で行う。(都水道局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。)

5 給水拠点の整備（分画化）【再掲】

⇒震災編 第2部 9-7 第1 飲料水・生活水の確保

第2 下水道施設

1 施設の安全化対策

○ 小金井市公共下水道プラン（平成23年3月）に基づく総合的な下水道施設対策のなかで、地震における下水道施設の被害を最小限に止めるため、次のような安全化対策を推進していく。

(1) 管路施設の耐震性強化

○ 既存の管路施設の中から緊急度及び重要度の高い管路施設を選定し、マンホールと管きよの接合部分を可とう化する等の耐震補強工事を実施する。

ア 重要な管路施設

(ア) ポンプ場及び処理場に直結する幹線管路

(イ) 河川・軌道等を横断する管路で地震被害によって二次災害を誘発するおそれのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路等

(ウ) 相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管路

(エ) 防災拠点や避難所等から排水をうける管路

(オ) その他、下水を流下収集させる機能面から見てシステムとして重要な管路

(2) 幹線の管本体の耐震性強化

○ 幹線の管本体についての耐震性能調査を行い、内面補強等による耐震性強化を実施していく。

(3) 防災拠点内の排水設備の耐震性強化

○ 学校等の防災拠点内の排水設備の耐震化を進めていく。

○ 断水等により、ポンプ運転時の冷却水の供給が停止した場合においても運転可能な無注水型ポンプを、再構築や改良、更新にあわせて導入する。

○ 停電時の非常用発電の整備は、非常用発電機の再構築・更新にあわせて、発電機と電力貯蔵用電池の最適な組み合わせを検討しながら、経済性を考慮して計画的に導入する。

2 災害時下水道施設の活用等

○ 避難所や公園等において災害時のトイレ機能を維持するため、排水機能を確保し仮設トイレの設置可能なマンホールの整備を検討する。

○ し尿の搬出先やバキューム車を確保する体制を確立するとともに、交通事情等によりし尿が搬出できない場合の一時貯留等による対応計画を確立する。

○ 都下水道局との覚書の締結により水再生センターへの搬入体制を整備するとともに、管きよを所管する市町村と協力し、管きよへの搬入体制を整備する。

○ 災害時の対応を速やかなものとするため、災害発生後の組織体制を整備する。

第3 電気の施設

1 耐震対策

- 電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域等、特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を行い施工している。

設備名		耐震設計基準
変電		○ 機器は、動的設計 (0.3G 共振正弦 2 波)、屋外鉄構は、水平加速度 0.5G 程度、機器と屋外の基礎は、水平加速度 0.2~0.5G としている。(注)
送電	架空線	○ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、風圧による荷重に比べ小さいので、これからの荷重を基礎として設計している。
	地中線	○ 油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計している。
配電		○ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これからの荷重を基礎として設計している。
通信		○ 変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

(注) 1G は、980 ガル

- 電力系統は、発電所から伸びる放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- 送電線は、変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができるようになっている。

2 整備計画

- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

第4 ガス施設

1 対策内容

機関名	対策内容
東京ガス株式会社	○ 供給停止ブロックの見直し
ガス事業者	○ 災害時における LP ガスの活用の促進

2 施設の安全化対策

- 設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会・土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいて行っている。

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 ○ 緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止

施設名	都市ガス関連の安全化対策
供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 ○ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ ループ化された固定無線回線の整備 ○ 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地震計の設置 <ul style="list-style-type: none"> ○ 工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置 (2) 安全装置付ガスメーターの設置 <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物内での二次災害を防止するため、震度 5 程度以上の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。

3 整備計画

○ 東京ガス地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。

(1) 製造所・整圧所設備

- ア 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
- イ 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

(2) 供給設備

- ア 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- イ 全ての地区ガバナーに SI センサーを設置し、揺れの大きさ(SI 値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
- ウ この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

第5 通信施設等

○ 通信設備等及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設等が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

1 施設の安全化対策

機関名	安全化対策
NTT 東日本	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備等の高信頼化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。

機関名	安全化対策
	イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。 ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

2 整備計画

機関名	整備計画
日本郵便株式会社 小金井郵便局	(1) 日本郵便株式会社は、災害時において、被災地における郵便物の運送及び集配の確保を図るため、特に地震、豪雪及び洪水の際の対策を考慮して、車両等の運送施設及び集配施設並びに郵便機械類及び用具の整備に努めるものとする。 (2) 日本郵便株式会社は、郵便物運送委託法（昭和 24 年法律第 284 号）の規定により郵便物の運送又は集配の委託を受けている輸送機関又は運送業者に対しては、それぞれ独自に、災害時における郵便物の運送及び集配の確保に必要な輸送施設等の整備を図るよう協力を得るものとする。
NTT 東日本	(1) 電気通信システムの高信頼化 ○ 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。 ア 主要な伝送路を多ルート構成もしくはループ構成とすること。 イ 主要な中継交換機を分散設置すること。 ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。 エ 通信ケーブルの地中化を推進すること。 オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。 カ 重要な加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2 ルート化を推進すること（NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ）。

第 6 電線類地中化（無電柱化）の推進【再掲】

⇒震災編 第 2 部 2-9 第 1 地震に強い都市づくりの推進

第 3 節 エネルギー・燃料の確保（都・市）

第 1 計画の方針

- 市は、都と連携し、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持す

るための自立・分散型電源の整備等により電力の確保を図るとともに、コージェネレーション（※）の導入やLPガスの活用を促進する等、民間事業者の連携を推進する。

※コージェネレーションシステム

電気と熱を同時に発生させる、エネルギーの効率的運用システムのことをいう。発電機で電気をつくるときに使う冷却水や発生する排気ガス等の熱を、給湯や冷暖房のほか、工場の熱源等に用いる。

- 「東京都 LCP 住宅情報登録・閲覧制度」の普及等により、震災時においてもエレベーターや給水ポンプの運転に必要な最小限の電源を確保することで、市民がそれぞれの住宅内に留まり、生活の継続を可能とする性能を備えた住宅の普及を促進する。

第2 市施設の停電対策

- 事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結等を行う。
- 各施設設置・管理者においては電力を供給する設備の優先順位を定める。
- ネットワークシステムも含めて「停電時対応マニュアル」等を整備し、停電を想定した訓練を実施し対応力を強化する。
- 非常用電源の確保を促進する。

応急対策

第1節 道路・橋梁（市、都、小金井警察署）

第1 交通規制

1 交通情報の収集・交通統制

- 交通情報の収集に努め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を市本部長に通知する。
- 隣接市に通じる幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。
- 緊急車両以外の車両の市内への運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制状況について周知を図る。
- 市は交通規制状況の市民への周知に関して努めて協力する。

2 交通規制の実施

- 都内に震度6弱以上の地震が発生するか、又は大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合、次の交通規制を実施する。

(1) 第一次交通規制（災害発生直後）

- 大震災（震度6弱以上）が発生した場合は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、現場の警察官は命令を待つことなく速やかに次の規制措置をとる。

ア 環状7号線内側への一般車両の流入禁止

イ 環状8号線内側への一般車両の流入規制

ウ 緊急自動車専用路の指定

（別冊 資料 2-3-7 大震災時における交通規制図（第一次））

(2) 第二次交通規制

- 交通幕僚（交通部長）は、被災地域・被害状況等の実態に対応した交通規制を実施する。

ア 第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じその一部を変更又は解除する。

イ 緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定する。

ウ 被害状況を踏まえ、必要に応じ、次の路線を緊急交通路として指定する。

<緊急交通路の確保（全面車両通行禁止）>

市内指定路線	小金井街道
	五日市街道
	東八道路

（別冊 資料 2-3-8 大震災時における交通規制図（第二次））

(3) 震度 5 強の地震が発生した場合の交通規制

- 都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状 7 号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状 8 号線内側への一般車両の流入を抑制します。

3 緊急交通路等の実態把握

- 現場警備本部長（警察署長）は、緊急交通路等の交通情報について、現場の警察官からの報告によるほか、白バイ、パトカー等を活用した緊急交通路等の視察及び小金井消防署、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

4 交通規制の実効性を確保する手段・方法

(1) 主要交差点への規制要員の配置

- 緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

(2) 緊急交通路の措置

- 緊急交通路に設置してある可変式規制標識を災害対策基本法に基づく「車両通行止」の標識に変えるほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する標示幕を所要の地点に掲出する。
- 緊急交通路上にある車両は、道路外又は回道路等の緊急交通路以外の道路に誘導する。
- 第一次交通規制の初期段階において、被害状況、交通量等から緊急交通路の全線確保が困難な場合は、片側 2 車線以上を有する道路にあつては、道路の中央寄り 1 車線を、片側 1 車線道路にあつては片側車線をそれぞれ緊急交通路として確保する。この場合、可能な限り被災地方向へ向かう車線を緊急交通路として確保する。
- 緊急交通路においては、避難者と緊急通行車両が競合した場合は、原則として避難者を優先通行させる。
- 緊急交通路以外の道路にあつては、関係防災機関の防災拠点、指定避難場所へ通ずる重要道路等については、可能な限り緊急交通路に準じた道路※として確保する。

※参考：小金井市では、緊急道路障害物除去路線として次の 2 路線を指定している。

- ア 市道第 1 号線（北大通り）
- イ 市道第 12 号線（緑中央通り）

(3) 交通検問所の設置

- 交通整理・誘導、緊急通行車両確認事務等を行うため交通検問所を設置する。

(4) 放置車両等の対策

- 交通規制が行われたときには、災害対策基本法第 76 条の 3 の規定に基づき、各防災機関は次の措置等をとることができる。
 - ア 警察官の措置命令等
- 警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件（以下「車両等」という。）が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等の移動等を命ずるものとする。
- 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。
- イ 自衛官及び消防吏員の措置命令等

- 警察官がその場にいない場合で、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合は、自衛官及び消防吏員は、車両等の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

(5) 警備員、ボランティア等の協力の受け入れ

- 規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会、警備業者等の民間の協力団体、ボランティア等の協力を得ることとする。

(6) 装備資器（機）材等の効果的な活用

- 交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用する。

(7) 交通管制システム等の適切な運用

- 防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用を図る。

5 緊急物資輸送路線の指定

- 都は、避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

6 緊急通行車両等の確認事務等

- 現場警備本部長（警察署長）は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

7 広報活動

(1) 報道機関への広報要請

- 都は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。
- 市は、上記広報活動に対してできる限り協力する。

(2) 運転者等に対する広報

- 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。
(別冊 資料 2-3-9 運転者のとるべき措置)

第2 応急対策（道路・橋梁等）【再掲】

⇒震災編 第2部 2-32 第1 公共土木施設等

第2節 鉄道施設（関係防災機関）

第1 災害時の活動態勢

1 災害対策本部等の設置

- 震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

2 通信連絡態勢

- 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、無線車、移動用無線機を利用する。

第2 発災時の初動措置

- 各鉄道機関は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
JR東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 12カイン以上運転中止 ○ 6カイン以上12カイン未満 貨物列車は25km/h以下、それ以外の列車は35km/h以下に制限 但し、保線技術センターが特別巡回を実施中の区間では全列車を25km/h以下に規制 安全確認後、運転再開運転方法 <ol style="list-style-type: none"> 1 う回又は折り返し 2 臨時列車の特発 	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車運転が危険と認めた場合、直ちに停止させる。 2 安全な場所に列車を停止させる。 3 最寄りの停車場の駅長と連絡を取り、指示に従う。 40カイン以上を検地した場合は、防護無線の一斉発報並びに列車無線から自動的に音声が発生させることにより乗務員に知らせる。 発報信号又は列車無線から音声を受信したとき、乗務員は直ちに車両を停止させる措置をとる。	災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し輸送指令の指示を受けて、適切な旅行案内を行う。	駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 列車の運転規制状況 2 旅行の中止、時差退社等の協力要請 3 踏切の秩序維持、線路歩行禁止の協力要請
西武鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度4 一旦停止後、毎時25km以下の注意運転 異常のないのを確認後、平常運転に復す ○ 震度5以上 全列車停止、全線の点検が終了するまで運転中止 	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車の運転が危険と判断した場合又は停止指令があった場合列車を停止する。 2 安全な位置に停止し、パンタグラフを降下し転動防止処置をとる。 3 列車が駅に到着したときは、その区間の状況を駅長に報告する。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 駅長は、構内を巡視し異常の有無を運転司令に報告する。 2 電気司令長は、必要に応じて一時送電中止の処置をとる。

第3 乗客の避難誘導

- 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道機関は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。

機関名	避難誘導方法	
	駅における避難誘導	列車における避難誘導
JR 東日本	あらかじめ定めた一時避難場所に誘導する。 状況に応じて広域避難場所に他の防災機関の支援を得て誘導する。	乗務員は、自列車の被害状況等を把握し、輸送指令に報告するとともに、指示を受け、放送等により旅客の混乱防止に努め、安全な場所に誘導する。
西武鉄道	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅長は、係員を指揮して旅客をあらかじめ定めた、臨時避難場所に、混乱を生じないように誘導し避難させる。 2 さらに避難させる必要が生じたときは、避難場所の位置、災害に関する状況を旅客に伝達し秩序維持に協力する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 2 列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず降車させるときは、次による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い降車させる。 (2) 特に婦女子に注意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車させる。 (3) 隣接線路に立ち入ることは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

第4 事故発生時の救護活動

- 各鉄道機関は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先に実施する。
- 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

機関名	内容
JR 東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放送により状況を案内する。 ○ 負傷者、高齢者、幼児等を優先救護する。 ○ 出火防止に努める。
西武鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業を中止して駅構内の混乱拡大を防止する。 ○ 被害の状況により救護所を開設する。 ○ 負傷者の救出については、旅客（医師・看護婦等）の協力を求める。 ○ 救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。 ○ 多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮する。

第3節 ライフライン施設（市、都、関係防災機関）

第1 水道施設

1 災害時の活動態勢

- ライフライン施設のうち、水道施設の応急対策等については、東京都水道局が市や関係機関と相互に連携を保ちながら応急対策，危険防止のための諸活動を迅速に実施するものとする。

機関名	内容
都水道局	<ul style="list-style-type: none">○ 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底する。○ 施設の点検・被害調査を実施する。○ 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じる。

2 業務手順

- 東京都水道局は、地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合には、水道局給水対策本部を設置し応急対策諸活動を行うこととしている。
- 水道施設が広域にわたっていることから、被害状況により集中的かつ効果的に人員及び資機材を配置し、水道施設の確保について万全を期するとともに、早急に復旧するものとする。
(別冊 資料 2-3-10 給水対策本部組織図)

3 応急対策

(1) 施設の点検

- 地震発生後、速やかに水道施設等を点検し、被害状況を把握する。
 - ア 取水、導水、浄水、配水施設の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
 - イ 管路については、巡回調査を実施し、漏水、道路陥没等の有無及びその程度の把握に努める。
なお、復旧優先順位は以下のとおりとする。
 - (ア) 首都中枢機関等を保持するための当該施設に至る管路
 - (イ) 送水管及び広大な区域を持つ配水本管
 - (ウ) 配水本管及び配水小管の骨格となる管路
 - (エ) 応急給水施設，避難所等に至る管路

(2) 応急措置

- 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。
 - ア 取水、導水、浄水、配水施設
 - 各施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
 - イ 送・配水管路
 - (ア) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、

断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

(イ) 地区水源を活用するとともに、配水調整により断水区域の解消対策を実施する。

ウ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

エ 応急給水活動

(7) 都水道局は、浄水場・給水所等の給水拠点で応急給水機材の設置を行う。

(イ) 市は、定められた給水拠点で市民への応急給水を行う。応急給水槽においては、応急給水資機材の設置及び応急給水を行う。

オ 市民への広報

○ これらの応急対策、応急措置の状況について、使用可能な広報媒体を用いて市民に広報を行う。

(別冊 協定 その他 3 災害時における上下水道の応急復旧等に関する協定書)

第2 下水道施設

1 活動態勢

○ 小金井市災害対策本部の本部配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急活動を行う。

2 応急対策

(1) 被害状況の確認

○ 環境部下水道班は、緊急交通路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没及び人孔の隆起等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急を実施する。

○ 環境部下水道班は、東京都下水道局流域下水道本部との連絡を密にし、処理場・ポンプ所等の施設の被害状況を把握し、施設の処理能力、復旧見通し等の確認に努める。

(2) 応急措置

ア 工事現場

○ 工事中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう請負者を指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。また、避難道路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等の措置を行う。

イ 下水道管渠施設

○ 下水道管渠の破損に対しては、汚水、雨水の流下に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針をたてる。

ウ 広報活動

○ 都と連携し、被害状況に応じて、下水道使用自粛（節水→水洗トイレの使用自粛）について市民に呼びかける。

(別冊 協定 その他 3 災害時における上下水道の応急復旧等に関する協定書)

第3 電気施設

1 災害時の活動態勢

- 地震が発生したとき、東京電力は非常態勢の発令をするとともに次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動等を行う。

(1) 非常態勢の組織

- 非常態勢の組織は、本店、店所及び本店・店所が指定する事業所（以下「第一線機関等」という。）を単位として、編成する。
- 非常態勢の組織は、非常態勢の発令に基づき設置する。
- 電力供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、自動的に非常態勢に入る。

非常災害の情勢	非常態勢の区分
<ul style="list-style-type: none">○ 災害の発生が予想される場合○ 災害が発生した場合	第1非常態勢
<ul style="list-style-type: none">○ 大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む。)○ 東海地震注意情報が発せられた場合	第2非常態勢
<ul style="list-style-type: none">○ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合○ 警戒宣言が発せられた場合	第3非常態勢

2 応急対策

(1) 資材の調達・輸送

ア 資材の調達

- 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。
 - (7) 第一線機関等相互の流用
 - (イ) 本店対策本部に対する応急資材の請求

イ 資機材の輸送

- 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両、ヘリコプター等により行うが、なお輸送力が不足する場合には、他の業者及び他電力会社、電源開発株式会社からの車両等の調達を対策本部において適宜行って、輸送力の確保を図る。

(2) 災害時における危険予防措置

- 電力需要の実態にかんがみ震災時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 応急工事

- 応急工事の実施にあたっては、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁(署)、避難所等を優先する等、災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。

3 市との情報連絡活動

(1) 災害時の情報連絡

- 東京電力は、市内で震度 6 以上の地震の発生による停電の場合、速やかに被害情報、停電等に関する情報を総務部統括調整班に連絡する。なお、情報通信手段は、固定電話、携帯電話、市 MCA 無線によるものとする。

(2) 連絡員の派遣

- 東京電力は、小金井市災害対策本部（総務部統括調整班）の要請に基づき、連絡員の派遣を検討する。

第4 ガス施設

1 災害時の活動態勢

(1) 非常事態対策本部の設置

- 本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。（東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。）

(2) 震災時の非常体制

態勢区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長
第一次 非常態勢	ア 震度 5 弱・震度 5 強の地震が発生した場合	導管ネットワーク本部長
第二次 非常態勢	ア 震度 6 弱以上の地震が発生した場合 イ 震度 5 弱・震度 5 強の地震が発生し、(中圧または低圧) ブロックを供給停止した場合	社長

2 応急対策

(1) 対策内容

- 情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。

機関名	対策内容
東京ガス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報の収集 ○ 事業所設備等の点検 ○ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○ 被害推定に基づく応急措置 ○ 供給系統の切替え等による速やかなガス供給再開 ○ 資機材等の調達
ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所等への LP ガス供給

(2) 取り組み内容

- 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報を収集する。
- その他、状況に応じた措置を行う。
- 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

- 地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。
- 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- その他現場の状況により適切な措置を行う。
- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
 - ・取引先、メーカー等からの調達
 - ・各支部間の流用
 - ・他ガス事業者からの融通
- 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

3 市との情報連絡活動

(1) 災害時の情報連絡

- 東京ガスは、都内で震度6弱以上の地震の発生によるガス漏れ等の場合、速やかに被害情報、ガス漏れ等に関する情報を都に連絡する。なお、情報通信手段は、固定電話、携帯電話、市MCA無線によるものとする。

(2) 連絡員の派遣

- 市本部長が必要と認める場合は、総務部統括調整班は連絡員の派遣を東京ガスに要請し、その要請に基づき可能な範囲で連絡員を派遣することとする。

第5 通信施設

1 災害時の活動態勢

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。
- 各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急対策、広報活動その他の業務を行う。また、小金井市災害対策本部並びに都等の関係防災機関との連絡・調整を行う。

2 応急対策

- 非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止等の応急対策を行う。

復旧対策

第1節 道路・橋梁（市）

- 道路の障害物除去及び搬出、復旧等を行う。
- 市道上の障害物除去及び復旧を実施する。

第2節 鉄道施設（関係防災機関）

- 鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに復旧を行って輸送の確保に努める。
- 各鉄道機関は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

第3節 ライフライン施設（市、都、関係防災機関）

第1 水道施設

- 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- 浄水施設及び排水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所的重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。
- 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況にあわせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。
- 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申し込みの有無にかかわ

らず応急措置を実施する。

第2 下水道施設

- 被害が発生したときは、主要施設から復旧を図る。

機関名	内容
都下水道局	○ 水再生センター、ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努める。
環境部下水道班	○ 幹線管きよ等主要施設、枝線管きよ、ます、取付管の順に復旧を行う。

第3 電気施設

- 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

第4 ガス施設

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 具体的な手順は以下のとおり。
 - ・ 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
 - ・ 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
 - ・ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
 - ・ ガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
 - ・ 都市ガスの復旧は2,000～3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
 - ・ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所を修理する。被害が多い地域では仮配管等を行う。
 - ・ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
 - ・ ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。
- さらに、必要に応じて次の対応を行う。
 - ・ 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
 - ・ 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
 - ・ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止

地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

第5 通信施設

- 各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧、本復旧工事の順で工事を実施する。

第4章 本部体制及び応急対応力の強化

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 市の初動・本部配備態勢

本市で大規模な災害が発生し、又は発生すると認められたときは、迅速に災害対策活動を実施できるよう小金井市災害対策本部を設置することとなっている。

先般の災害対策基本法の一部改正（平成24年6月27日施行：第1弾改正）に基づき、災害発生時、特に応急対策の段階では、小金井市防災会議で災害に関する情報の収集等を行うよりも、小金井市災害対策本部において、一元的にそれらの事務を行うことが効果的として、各々の所掌事務を明確化したところである。

さらに、小金井市防災会議については、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から所掌事務として「防災に関する重要事項の審議」を追加し、併せて、多様な主体の参画を図るべく、委員構成の大幅な見直しを行った。

2 行政の事業継続体制

大規模な地震が発生した際に、速やかに各種の防災活動を行えるように、初動要員のための防災活動マニュアル（平成24年6月策定）や避難所運営マニュアル（平成24年5月策定）、学校防災体制の整備指針の改定（平成24年3月策定）、学校防災計画（平成24年以降毎年度作成）、消防団震災対応マニュアル（平成23年10月策定）、医療初動マニュアル（平成24年12月策定）等の個別活動マニュアルの整備を進めている。

3 自治体間の連携体制

災害時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう自治体間の連携体制として、多摩地域30市町村により平成8年3月「震災時等の相互応援に関する協定」を締結し、また、岩手県北上市、長野県飯田市、福岡県宗像市、京都府宇治市との間と災害時相互応援に関する協定を締結している。

（別冊 協定 相互応援 1 小金井市・宇治市災害時相互応援協定）

（別冊 協定 相互応援 2 宗像市と小金井市の災害時相互応援に関する協定書）

（別冊 協定 相互応援 3 小金井市と飯田市の災害時相互応援に関する協定書）

（別冊 協定 相互応援 4 小金井市と北上市の災害時相互応援に関する協定書）

（別冊 協定 相互応援 10 震災時等の相互応援に関する協定）

4 大規模救出救助活動拠点の整備状況

東京都地域防災計画では、都立小金井公園を大規模救出救助活動拠点として指定している。

5 被災地等支援体制

東日本大震災では、小金井市東日本大震災被災者支援等対策本部を設置し、被災地の住民に対して具体的かつ効果的な支援を全庁的に実施するための体制を整え、被災地・被災者の支援ニーズを検討しながら必要な支援を行った。

(別冊 資料 2-4-1 小金井市東日本大震災被災者支援等対策本部設置要綱)

(別冊 資料 2-4-2 東日本大震災被災者等避難者への支援・相談窓口)

第2 課題

<多摩直下地震 (M7.3) 被害想定 <冬18時 風速8m/s>>

被害	原因	規模	
人的被害	死者	64人	
	原因別	揺れ(※1)	29人
		火災	35人
	負傷者 (うち重傷者)		697人
			94人
	原因別	揺れ(※1)	571人
火災		126人	
物的被害	建物被害	2,646棟	
	原因別	揺れ(※2)	725棟
		火災	1,921棟
避難人口		30,495人	

※1 ゆれ・液状化建物被害、急傾斜地崩壊、ブロック塀等、屋外落下物の計

※2 建物全壊の計

1 初動態勢の見直し

本市については、東京都の新たな被害想定において64人の死者、697人に上る負傷者の発生が予想されているほか、約3万人の避難者や多くの帰宅困難者の発生が想定されており、発災後の初動態勢については十分な対応が必要である。

このため、職員の参集と配置、情報の収集と発信、分析等の活動を、より効率的かつ効果的に行う初動態勢を構築する必要がある。

2 行政の事業継続体制

地域防災計画の修正を踏まえて、事業継続計画を策定することにより事業継続体制を確保するとともに、自治体やボランティア及びNPO等の様々な主体からの支援を最大限に生かす受け入れ体制を整えておく必要がある。

3 自治体間の連携体制

広域的な物資調達、帰宅困難者対策、広域避難等の応急対策活動について自治体の枠を超え

た広域的な対応が求められる場合があり、近隣、遠隔地で広域的な連携体制の実効性を高める必要がある。現在、締結している自治体のほか、同時被災の可能性の低い遠隔地の自治体との災害時相互応援に関する協定の締結や応援計画の整備を進める必要がある。

4 大規模救出救助活動等の防災活動の拠点

東京都地域防災計画では大規模救出救助活動拠点として都立小金井公園を指定しており、市は、関係防災機関の活動に協力するとともに、市の応急活動拠点として必要がある場合は、都と協議を進めていく。

5 被災地等支援体制

市域外において発生した大規模な地震災害・風水害・その他災害に対して、災害対策基本法第 67 条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上的配慮から、市は、被災自治体に対して被災地支援、避難者の受入れ・支援等を実施する体制を確立する必要がある。

第3 対策の方向性

1 初動・本部配備態勢の強化

発災直後から、負傷者対応及びライフライン確保等に向けた初動態勢について、市は、都、国、関係防災機関等が一体となった活動が展開できるように初動態勢を見直して災害対応の強化を図る。

また、総合調整機能の強化を図るとともに消防、警察、自衛隊等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。

2 事業継続体制の強化

地域防災計画の修正を踏まえて、事業継続計画の策定に努める。

3 自治体等との連携の強化

東日本大震災の教訓を踏まえて、既存の広域連携に係る協定のほか、応援計画の策定に努める。また、同時被災を避ける意味から遠隔地の自治体と引き続き災害時相互応援に関する協定の締結に努めるとともに近隣自治体や関係防災機関、事業所を含めた協力機関との連携を推進する。

4 大規模救出救助活動等の防災活動の拠点の整備

東京都や関係防災機関が実施する大規模救出活動や復旧活動の円滑な実施に協力するとともに市の応急活動拠点としての利用について、東京都と協議を進めていく。

5 被災地等支援体制

被災地支援にあたっては、被災した地域の事情や要望を十分に調査したうえで、実行可能な範囲での確かつ効果的な支援を行う。

また、支援の効果を有効に発揮させるためには、そのタイミングも重要な要素となり、緊急

性が要求されるものについては的確な時期に支援が実施できるよう円滑な体制づくりに努める。

第4 到達目標

1 実効性の高い初動・本部配備態勢の構築

迅速かつ的確な救出救助・救護活動を行うための初動態勢を構築するため、平常時から小金井市防災会議等を含め、消防、警察及び自衛隊等関係防災機関と連携を密に取り、発災時に実効性の高い初動態勢を構築する。

また、職員参集や安否確認のためのシステムの導入や対応職員の不足が懸念される観点からOB職員等の活用を検討するとともに、初動段階での情報収集・避難所開設等の応急対策活動を速やかに行うために、個別活動マニュアルを作成・修正する。

2 計画の修正に踏まえた事業継続体制等の強化

地域防災計画の修正に伴い、事業継続体制の強化を図るために事業継続計画を策定する。

3 遠隔地の自治体を含めた自治体等との連携強化に向けた関係強化

遠隔地の自治体との災害時相互応援に関する協定の締結に努めるほか、応援計画・受援計画を策定する。

また、関係防災機関や事業者と連携した効果的な応急対応を実施するための体制を構築していく。

4 救出活動や復旧活動等の拠点の確保、整備

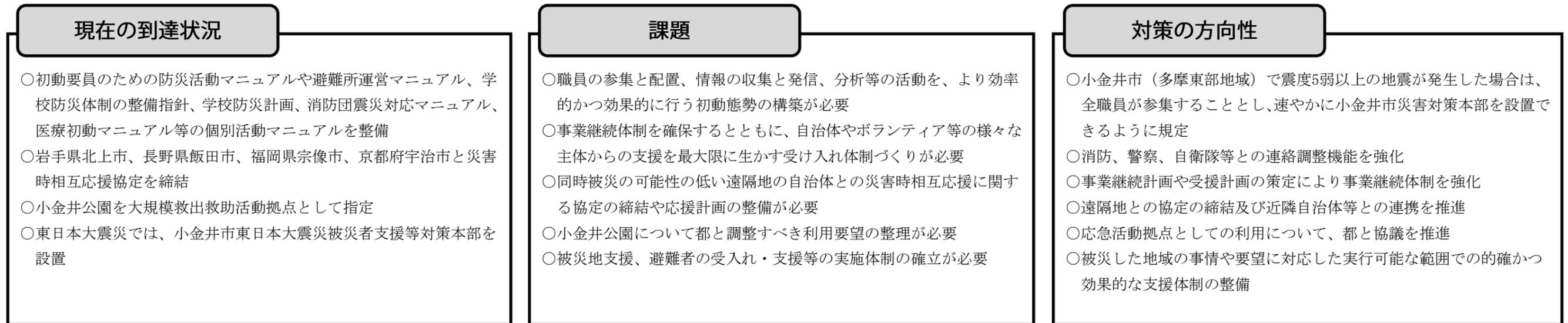
市や関係防災機関が応急対策活動や復旧活動を行う拠点となるオープンスペースを確保し、円滑に利用できるようにする。

5 被災地等支援体制の確立

被災自治体に対する迅速で効率的な支援活動を実施するため、被災地等支援体制の確立に向けた措置を定める。

また、小金井市被災地支援等対策本部の体制を確立するとともに、関係防災機関や事業者と連携した効果的な応急対応を実施するための体制を構築していく。

第4章 本部体制及び応急対策力の強化



予防対策

第1節 初動対応態勢の整備

(市、都、自衛隊、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関、各学校)

第1 初動態勢の整備

1 小金井市防災会議の招集

- 防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、小金井市防災会議の所掌事務に「防災に関する重要事項の審議」を追加し、また、多様な主体の参画を図るべく、委員構成の大幅な見直しを行った。

(別冊 参考資料 1-1-1 小金井市防災会議条例)

第2 災害時業務への対応

1 災害派遣部隊受入体制の整備

- 大規模な災害が発生した場合、市は、都を通じて自衛隊への災害派遣要請を行うことになる。
- いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのかについての計画を定める。また、災害派遣部隊の受け入れに際して必要となる資器材を調査、準備するとともに、施設等の使用が必要となることが想定される場合は、当該施設管理者の了解を得る。

2 避難所運営マニュアル等の整備

- 市は、災害発生時において、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都が平成25年2月に改訂した「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」を参考として、「避難所運営マニュアル」を改訂する。
- 避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の学校防災計画を策定する。

3 災害救助法適用対応

(1) 救助業務の習熟

- 都の地域に、災害救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、都知事は災害救助法に基づく救助を実施することになる。また、都知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を市長に委任できる。なお、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長は、自らの判断に基づき、救助に着手することもできる。
- 災害発生時において救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、市としても、

事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。そのため、小金井市災害対策本部の態勢として、災害救助法に基づく救助組織を確立するとともに、要員に対する事前研修を実施する等、救助業務の習熟に努める。

(2) 被害状況調査体制の整備

- 災害救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

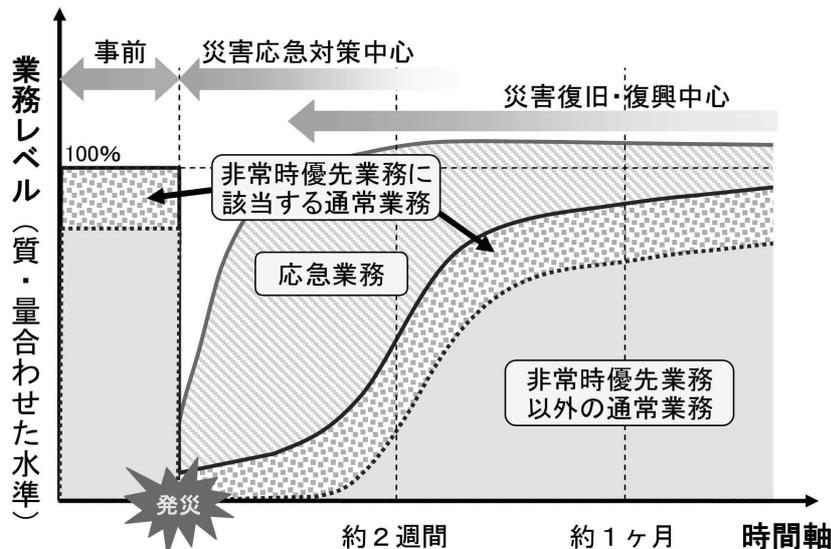
- 救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。
- 災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟するよう努める。

第2節 事業継続計画の策定（市）

第1 BCPの役割

- BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。
- 内容は、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認等が典型である。
- 事業継続の取組は、以下の特徴をもっている。
 - (1) 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
 - (2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
 - (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
 - (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
 - (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
 - (6) 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性等、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
- BCPの策定にあたっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行う等、継続的な取組を平時から実施することが重要である。

<発災後の業務量推移イメージ>



(資料:地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 (平成22年4月、内閣府))

第2 市政のBCP等の策定

- 災害に備えて平常時から救出体制や災害医療体制の整備等を行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護等の応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。
- 応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。
- 災害時に市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、市政のBCPを早期に策定し、発災害時の対応力を向上させていく。

第3節 救助・救急体制の整備（小金井警察署、小金井消防署）

第1 小金井消防署の救助・救急体制

1 救助体制

- 消防署配置の救助用ユニット等、消防隊員用の救助資器材を多目的に活用する。
- 災害現場において東京DMAT及び医師会等の連携を図る。

2 救急体制の整備

- 傷病者の速やかな搬送及び市民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- 民間患者等搬送事業者、タクシー事業者（サポートCab）等と連携し、多数傷病者の搬送補

完体制の確立を図る。

第2 小金井警察署の救出救助体制

- 災害時に必要な装備資器（機）材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器（機）材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動に努める。
- この他、防災コーディネーター運営要領に基づき、関係防災機関と良好な関係の構築に努めるべく、平常時、警察署（防災コーディネーター）は、以下の活動を行う。
 - 1 市との関係強化（小金井市防災会議等への出席）
 - 2 行政区内警察署間の連携強化
 - 3 各種訓練（市が主催する図上訓練、総合防災訓練等）参加による対応能力の向上

第4節 自治体間等の連携体制の強化（市）

第1 区市町村との広域的な応援協力

- 災害対策基本法第67条の規定に基づき、市が他の区市町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続等必要な事項について、相互応援協定の締結を検討する。
- 自治体やボランティア及びNPO等の様々な主体からの支援を最大限に生かす受け入れ体制も検討する。

第2 協力機関等との応援協力体制の確立

- 市内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- 市民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。
- これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。
 - 1 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係防災機関に連絡すること。
 - 2 災害に関する予警報その他情報を市民に伝達すること。
 - 3 災害時における広報広聴活動に協力すること。
 - 4 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
 - 5 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
 - 6 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
 - 7 災害時の石油等の供給に協力すること。

第5節 被災地等支援体制の整備（市）

第1 被災地等支援対策本部の設置

- 被災自治体から支援の要請があった場合、又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、小金井市被災地等支援対策本部（以下「支援本部」という。）を設置し、支援について協議を行うこととする。

第2 支援本部の所掌事項

- 支援本部の所掌事項は、主に次のとおりとする。
 - 1 被災地情報の収集
 - 2 被害状況の把握
 - 3 国、都、被災地自治体等からの応援要請に関する事
 - 4 被災地等支援対策に要する予算及び資金に関する事
 - 5 支援内容に関する事
 - 6 支援物資に関する事
 - 7 支援体制に関する事
 - 8 その他被災地支援に必要な事項に関する事

第6節 応急活動拠点等の整備（市）

第1 応急活動拠点の基本方針

- 市内には防災拠点として、小金井市災害対策本部等が活動するための施設、避難所を設置する施設、災害ボランティアが活動する施設、緊急物資の輸送の拠点となる施設等、応急活動を行う予定の拠点施設を設定している。
- 市及び関係防災機関は、各拠点施設の必要な機能の整備・充実を図る。

第2 小金井市災害対策本部等の活動施設の整備

1 市庁舎の整備

(1) 規模・設備等

<市庁舎の規模・設備等の概況>（平成26年4月現在）

項目		本庁舎	第二庁舎
構造		SRC	SRC
		地下1階地上4階	地下1階地上8階
面積	敷地	2,996.68 m ²	2,781 m ²
	延床	2,709.23 m ²	6,019.83 m ²

(2) 平常時の設備

<市庁舎の平常時設備の概況> (平成 26 年 4 月現在)

項目	本庁舎	第二庁舎
電気設備	高受変電設備 6600V 契約電力 113KW	高受変電設備 6600V 契約電力 396KW
	高圧変電設備 電気室 1 か所	屋上キューピクル
給水衛生 設備	一系統	一系統
	受水槽 13 m ³	受水槽 37 m ³

(3) 非常時の設備

<市庁舎の非常時の設備の概況> (平成 26 年 4 月現在)

項目	非常時用の設備	備考
電気設備	非常用発電設備 ○本庁舎 無 ○第二庁舎 30KVA ×1 台 発電のための燃料備蓄量 ○本庁舎 無 ○第二庁舎 無	消火栓ポンプ用
給水 衛生 設備	飲用水 上水受水槽有効貯水量 ○本庁舎 11 m ³ ○第二庁舎 26.4 m ³	利用可能日数 ○本庁舎 おおむね 2 日間 ○第二庁舎 おおむね 1 日間
	トイレ等の 洗浄用水 中水・雨水・井水備蓄槽有効貯水量 ○本庁舎 無 ○第二庁舎 無	利用可能日数 ○本庁舎 - ○第二庁舎 -

2 防災拠点の整備・機能の強化

- 防災拠点となる施設については耐震性の向上と設備等の自立性の確保を図るとともに、情報機能を強化する等、より効果的な拠点形成を図る。さらに、中枢拠点が被災した場合のバックアップ機能の強化を図る。
- 総合体育館・学校・その他公共施設等についてもそれぞれの分野における拠点としての機能を強化する。

応急対策

第 1 節 初動態勢（市、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

第 1 小金井市災害対策本部の組織・運営

1 小金井市災害対策本部の設置及び廃止

(1) 小金井市災害対策本部の設置

- 市長は、市の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動の推進を図るため小金井市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。
- 市本部を構成する部の部長（以下「部長」という。）は、市本部を設置する必要があると認めるときは、危機管理担当部長に市本部の設置を要請する。
- 危機管理担当部長は、市本部設置の要請があった場合、その他市本部を設置する必要があると認められた場合は、市本部の設置を市長に具申しなければならない。
- 市本部の組織及び運営については、災害対策基本法、小金井市災害対策本部条例及び小金井市災害対策本部条例施行規則（以下「市本部条例施行規則」という。）により定めるところによる。
- 市本部が設置される前又は設置されていない場合における災害応急対策の実施は市本部が設置された場合に準じて処理する。

市本部設置基準	
1	市の地域で大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合
2	小金井市(多摩東部地域)で震度 5 弱以上の地震が発生した場合（自動設置）
3	東海地震に関わる警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合
4	その他市長が必要と認める場合

（別冊 参考資料 2-4-1 小金井市災害対策本部条例）

(2) 市本部の設置場所

- 市本部が設置されたときは、危機管理担当部長は直ちに次の措置をとる。
 - ア 原則として本庁舎 3 階第一会議室に市本部を設置する。
 - イ なお、市本部設置場所の確定は、都市整備部建物調査班による本庁舎の安全確認後とすることとし、安全が確認されない場合は、市本部長と協議のうえ、小金井消防署庁舎等、被災の少ない他の公共施設等を指定する。
 - ウ 市本部設置場所に、市本部長室の開設に必要な通信その他の設備を整備する。

<本庁舎被災時の市本部設置場所>

施設名称	所在地
第1順位 小金井市総合体育館	小金井市関野町 1-13-1 (都立小金井公園内)
第2順位 小金井市役所第二庁舎	小金井市前原町 3-41-15

※上記施設が被災した場合は、被害程度の少ない他の公共施設等を指定する。

(3) 市本部設置の通知等

- 市本部長は、市本部を設置したときは、危機管理担当部長を通じて、次に掲げる者のうち必要と認めた者に対して市本部の設置を通知しなければならない。
 - ア 部、課、所、室及び各事務局の長並びに次長
 - イ 東京都知事
 - ウ 小金井消防署長
 - エ 小金井警察署長
 - オ 小金井市消防団長
 - カ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長
 - キ 市民（市防災行政無線等による広報）
 - ク 隣接市長
 - ケ その他必要と認めた者
- 市本部長は、市本部が設置されたときは、企画財政部長を通じて直ちにその旨を報道機関に発表する。
- 各部長は、市本部が設置された場合、その旨を所属職員に周知徹底する。
- 市本部が設置された場合は、小金井市役所本庁舎入口（市役所本庁舎が被災した場合は、市本部を設置した建物の見やすい場所）に「小金井市災害対策本部」の標示を掲出する。

(4) 市本部の廃止

- 市本部長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。
- 市本部の廃止の通知等は、市本部の設置の通知等に準じて処理する。

2 市本部の運営

(1) 市本部長室の運営

- 市本部長は、市本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、市副本部長及び市本部員を招集する。
- 市本部長は、特に必要があると認めるときは、市本部長室の構成員以外の者に対し、市本部長室への出席を求める。
- 部長は、その所管事項に関し、市本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに市本部長室に付議する。

(2) 調整会議

- 危機管理担当部長は、部相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は市本部連絡員から要求があったときは、市本部連絡員調整会議を開催する。
- 危機管理担当部長は、災害対策活動の実施について総合調整を図る必要があると認めるときは、関係する部その他関係防災機関を構成員とする対策調整会議を開催する。

(3) 都の現地対策本部との連携

- 都の現地対策本部（災害現場又は区市町村庁舎等）が設置された場合、市本部は都現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

(4) 市本部と報道機関との連絡

- 市本部の報道機関に対する発表は、企画財政部広報秘書班が庁議室において行う。

(5) 市本部の通信

- 市本部の通信の運用管理は、危機管理担当部長が統括する。
- 市本部が設置されたときは、直ちに通信連絡態勢の確保を図る。

(6) 市本部長への措置状況等の報告

- 部長は、次の事項について、速やかに市本部長に報告する。
 - ア 調査把握した被害状況等
 - イ 実施した応急措置の概要
 - ウ 今後実施しようとする応急措置の内容
 - エ 市本部長から特に指示された事項
 - オ その他必要と認められる事項

3 市本部の組織

- 市本部は、市本部長室、部及び班をもって構成する。
- 市本部長室は、市本部長、市副本部長及び市本部員をもって構成する。組織は、下表のとおりである。

職位	本部長室の組織構成
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	企画財政部長、庁舎建設等担当部長、総務部長、危機管理担当部長、市民部長、税務担当部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市整備部長、まちづくり担当部長、会計管理者、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、地域安全課長及び消防団長

※ 組織改正により組織が変更となる場合は、新しい職制の部課長等が引き継ぐ。

- 市本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部を置く。

4 市本部長等の職務

(1) 市本部長の職務

- 市本部長は、市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。

(2) 市副本部長の職務

- 市副本部長は、市本部長を補佐し、市本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 市副本部長が市本部長の職務を代理する場合は、副本部長である第1副市長、第2副市長、教育長の順序による。

(3) 市本部員、部長及び職員の職務

- 市本部長及び市副本部長両者に事故あるときは、危機管理担当部長が、その職務を代理する。
- 市本部員は、市本部長の命を受け、市本部長室の事務に従事する。

- 各部長は市本部長の命を受け、部の事務を掌理し、各部の職員は部長の命を受け、部の事務に従事する。

	職務
各部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部長は、本部配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の処置をとらなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 所属職員の把握を行うこと。 イ 職員を特定の部署に配置すること。 ウ その他高次の本部配備態勢に応ずる職員の配備に移行できる措置を講ずること。
各職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各職員は、市本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 常に災害に関する情報及び市本部関係の指示に注意すること。 イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。 ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。 エ 勤務場所を離れるときには、上司に対して常に所在を明らかにすること。 オ 本部配備態勢が発令されたときは、万難を排して速やかに参集すること。

5 市本部長室の所掌事務

	所掌事務
市本部長室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部長室は、次の事項について市本部の基本方針を審議策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 本部の本部配備態勢及びその廃止に関すること。 イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ウ 避難の勧告又は指示に関すること。 エ 東京都及び関係防災機関等に対する応援の要請に関すること。 オ 隣接市との相互応援に関すること。 カ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用要請及び自衛隊の派遣要請に関すること。 キ 災害対策に要する経費の支弁に関すること。 ク 前事項に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

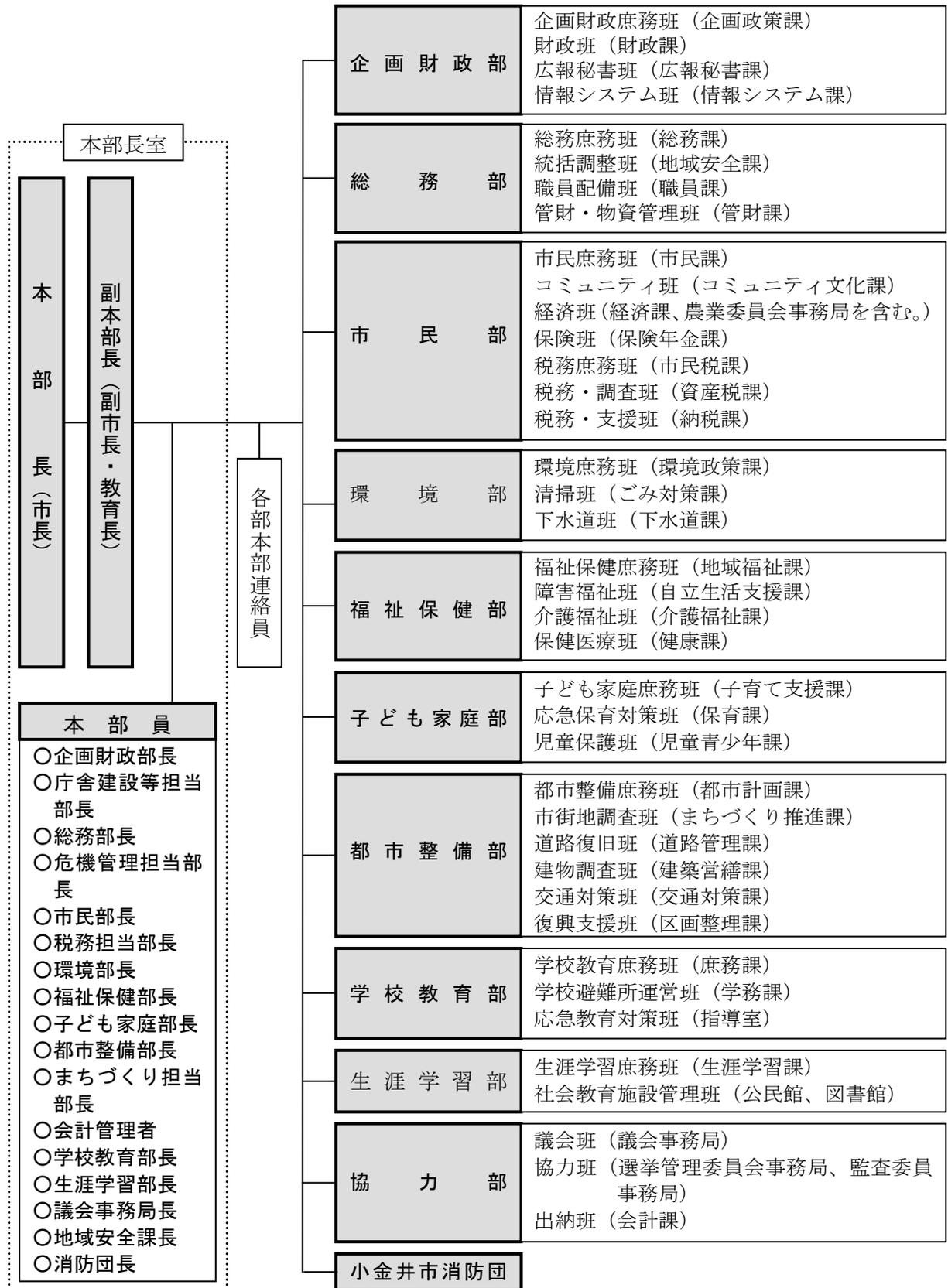
6 市本部連絡員

- 市本部連絡員は、部長が部に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、市本部長室及び部並びに部相互間の連絡調整にあたる。

7 市本部員代理

- 市本部員代理は、部長が部に所属する課長級以上の職にある者のうちから指名し、災害発生時に市本部員である部長が参集するまでの間、市本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮する等、市本部員の職務を代理する。

<小金井市災害対策本部組織図>



8 各部の事務分掌

部名	班名	事務分掌	
企画財政部 (部長：企画財政部長) (副部長：庁舎建設等 担当部長)	企画財政庶務班 (班長：企画政策課長)	1 部の庶務に関する事。	
		2 各種報告、要請等の受理に関する事。	
		3 本部長室との連絡に関する事。	
		4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関する事。	
		5 本部長室の庶務に関する事。	
		6 徴収金(市税を除く。)の減免又は徴収猶予の方針に関する事。	
		7 オープンスペースの利用指定及び調整に関する事。	
		8 災害復興本部に関する事。	
		9 災害復興に係る総合調整に関する事。	
		10 災害復興方針及び災害復興計画の作成に関する事。	
		11 災害復旧及び災害復興の状況の把握に関する事。	
		12 市民生活の復興に関する事。	
		13 被災女性総合相談に関する事。	
		14 義援金品の募集、受付及び配分に関する事。	
	財政班 (班長：財政課長)	1 災害対策に係る予算その他財務に関する事。	
		2 災害復興のための財政措置に関する事。	
	広報秘書班 (班長：広報秘書課長)	1 行方不明者等に関する相談窓口の開設及び運営に関する事。	
		2 広聴活動に関する事。	
		3 被災者総合相談窓口の設置及び運営に関する事。	
		4 広報活動に関する事。	
		5 報道機関への情報提供及び報道機関との連絡調整に関する事。	
		6 報道機関への放送の要請に関する事。	
		7 避難の勧告、指示等の伝達に関する事。	
		8 各種情報の処理に関する事。	
		9 本部長及び副本部長の秘書業務に関する事。	
		10 災害視察者、見舞者等への対応に関する事。	
		11 ボランティアのニーズの把握に関する事。	
		12 ボランティアへの情報提供に関する事。	
	情報システム班 (班長：情報システム 課長)	1 庁内の電子計算機及びネットワークの保守及び復旧に関する事。	
	総務部 (部長：危機管理担当 部長) (副部長：総務部長)	総務庶務班 (班長：総務課長)	1 部の庶務に関する事。
			2 各種報告、要請等の受理に関する事。
			3 本部長室との連絡に関する事。
			4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関する事。
			5 被災者の生活の状況の把握に関する事。
6 災害救助法その他の法規の適用に係る事務に関する事。			
7 避難の勧告又は指示に関する事務に関する事。			
8 市本部の活動記録の作成に関する事。			
統括調整班 (班長：地域安全課長)		1 本部配備態勢その他本部長命令の伝達に関する事。	
		2 市本部及び現地災害対策本部の設置に関する事。	
		3 災害情報の収集、提供及び報告の受理に関する事。	
		4 災害情報の集約及び通信連絡の統括に関する事。	
		5 震度観測並びに気象情報の収受及び伝達に関する事。	
		6 市防災行政無線の統制及び活用に関する事。	
		7 東京都、関係防災機関等との連絡調整に関する事。	
		8 自衛隊及び応援部隊の対応に関する事。	
9 他の市区町村との連絡調整及び相互協力に関する事。			
10 消防団出動要請及び活動状況の集約に関する事。			
11 小金井市防災会議の庶務に関する事。			
12 民間協力団体等との連絡調整に関する事。			
13 その他災害対策の総合調整に関する事。			
14 救援物資の援助の要請に関する事。			

部名	班名	事務分掌	
		1 5 被災地等の支援対策に関する事。	
		1 6 支援本部の設置に関する事。	
	職員配備班 (班長：職員課長)	1 職員の動員及び配備に関する事。	
		2 職員の参集状況の管理に関する事。	
		3 災害対策従事職員の服務及び給与又は賃金に関する事。	
		4 災害対応職員の寝食に関する事。	
		5 職員及びその家族の安否の確認に関する事。	
		6 災害対策従事職員の健康管理に関する事。	
	管財・物資管理班 (班長：管財課長)	1 庁舎及び車両の維持管理に関する事。	
		2 車両の管理、配車、確保に関する事。	
		3 緊急通行車両の確認申請事務に関する事。	
		4 本部運営に必要な施設の確保に関する事。	
		5 市有建築物の被害状況の集約に関する事。	
		6 公共施設の災害復旧及び災害復興の状況の把握に関する事。	
		7 物資の調達及び契約事務に関する事。	
		8 備蓄物資及び調達物資の管理に関する事。	
		9 必要な資機材及び物資の調査・調達に関する事。	
		1 0 食料、生活必需品その他必要な物資の調達に関する事。	
		1 1 車両その他輸送手段の確保に関する事。	
		1 2 災害時優先電話に関する事。	
市民部 (部長：市民部長) (副部長：税務担当部長)	市民庶務班 (班長：市民課長)	1 市民庶務班、コミュニティ班、経済班及び保険班の庶務に関する事。	
		2 各種報告、要請等の受理に関する事。	
		3 本部長室との連絡に関する事。	
		4 市民庶務班、コミュニティ班、経済班及び保険班の人員の調整及び他の部の応援に関する事。	
		5 避難所、福祉避難所、遺体収容所等における安否の確認及び安否情報の処理に関する事。	
		6 安否情報の集約及び処理に関する事。	
		7 被災者台帳の整備に関する事。	
		8 被災住宅における居住者数及び世帯数の把握に関する事。	
		9 り災証明書の発行に関する事。	
		1 0 死亡届の受理、埋葬及び火(埋)葬の許可並びに火(埋)葬に関する事。	
		1 1 住民基本台帳、戸籍に関する受付及び証明書等の交付に関する事。	
		1 2 被災外国人の調査に関する事。	
		1 3 行方不明者及び要救助者の捜索及び搬送に関する事。	
		コミュニティ班 (班長：コミュニティ文化課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。
			2 所管施設利用者の被害状況の把握及び安全確保に関する事。
	3 所管施設の復旧に関する事。		
	4 東京都の災害ボランティア等との連携に関する事(防災(語学)ボランティア対応)。		
	5 被災外国人への対応に関する事。		
	6 遺体の収容及び安置に関する事。		
	7 遺体収容所の開設期間の延長及び閉鎖に関する事(東小金井駅開設記念会館)。		
	8 帰宅困難者への対応に関する事(小金井市民交流センター)。		
	経済班 (班長：経済課長) (農業委員会事務局を含む。)	1 商業、工業及び農業に関する被害の調査に関する事。	
		2 雇用促進及び就業支援に関する事。	
		3 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関する事。	
		4 商業、工業及び農業に関する融資等に関する事。	
		5 備蓄物資及び調達物資の搬送に関する事。	
		6 産業の復興に関する事。	
		7 農地の一時使用に関する事。	

部名	班名	事務分掌
	保険班 (班長：保険年金課長)	1 備蓄物資及び調達物資の搬送に関する事
		2 避難所、福祉避難所（二次避難所）、遺体収容所等における安否の確認及び安否情報の処理に関する事
		3 国民健康保険に関する事（税の減免、徴収猶予・保険証の再発行等）
		4 後期高齢者医療保険、国民年金に関する事
	税務庶務班 (班長：市民税課長)	1 税務庶務班、税務・調査班及び税務・支援班の庶務に関する事
		2 各種報告、要請等の受理に関する事
		3 本部長室との連絡に関する事
		4 税務庶務班、税務・調査班及び税務・支援班の人員の調整及び他の部の応援に関する事
		5 市内の被害情報の収集及び連絡に関する事
		6 税務相談窓口の設置に関する事
		7 市税の減免措置に関する事
	税務・調査班 (班長：資産税課長)	1 住家の被害認定調査に関する事
		2 全壊全焼、半壊半焼等区分別棟数の把握に関する事
		3 非住家の被害認定調査に関する事
		4 調書の作成に関する事
		5 市税の減免措置に関する事
税務・支援班 (班長：納税課長)	1 備蓄物資及び調達物資の搬送に関する事	
	2 避難所、福祉避難所、遺体収容所等における安否の確認及び安否情報の処理に関する事	
	3 災証明書の発行に関する事	
	4 市税の徴収猶予に関する事	
環境部 (部長：環境部長)	環境庶務班 (班長：環境政策課長)	1 部の庶務に関する事
		2 各種報告、要請等の受理に関する事
		3 本部長室との連絡に関する事
		4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関する事
		5 公園の応急点検及び被害状況の調査に関する事
		6 公園の応急復旧に関する事
		7 公園の復旧に関する事
		8 公園の施設（トイレを含む。）の点検、管理及び利用に関する事
		9 防疫活動に関する事
		10 動物愛護に関する事
		11 給水拠点における市民への応急給水の実施に関する事
		12 オープンスペースの利用指定及び調整に関する事
	清掃班 (班長：ごみ対策課長)	1 災害廃棄物の収集及び処理に関する事
		2 住宅等の解体及び撤去の申請の受付に関する事
		3 災害廃棄物の受入れ及び処理に関する事
4 災害廃棄物の広域処理の調整に関する事		
5 ごみ処理施設の維持管理及び復旧に関する事		
下水道班 (班長：下水道課長)	1 下水道の応急点検及び被害状況の調査に関する事	
	2 下水道の応急復旧に関する事	
	3 下水道の復旧に関する事	
	4 水防及び排水に関する事	
	5 応急仮設トイレ（マンホール等）の設置に関する事	
	6 東京都水道局との連絡調整に関する事	
	7 東京都下水道局（流域下水道本部）との連絡調整に関する事	
福祉保健部 (部長：福祉保健部長)	福祉保健庶務班 (班長：地域福祉課長)	1 部の庶務に関する事
		2 各種報告、要請等の受理に関する事
		3 本部長室との連絡に関する事
		4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関する事
		5 福祉団体等との連絡調整に関する事

部名	班名	事務分掌
		6 災害弔慰金、災害見舞金及び災害援護資金の支払事務に関する事。
		7 被災者生活再建支援金に関する事。
		8 生活福祉資金の貸付けに関する事。
		9 ボランティアセンターの開設及び運営に関する事。
		10 ボランティアの受入れに係る社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
		11 ボランティアの活動状況の把握に関する事。
		12 東京都の災害ボランティア等との連携に関する事(一般ボランティア対応)。
		13 日本赤十字社(赤十字奉仕団)に関する事。
		14 その他ボランティア活動に関する事。
		15 身元不明の遺体の火葬場への搬送等に関する事。
		16 身元不明の遺体及び遺骨に関する事。
		17 民生委員及び児童委員に関する事。
		18 避難行動要支援者の安否の確認、避難誘導その他支援の総括に関する事。
		19 福祉避難所の運営の総括に関する事。
		20 福祉避難所における活動の記録の総括に関する事。
		21 福祉避難所生活者名簿の整理の総括に関する事。
		22 福祉に関する相談窓口の設置及び運営の総括に関する事。
		23 仮設住宅等に入居した避難行動要支援者への支援の総括に関する事。
		24 福祉会館の被害状況の把握及び安全確保に関する事。
		25 福祉会館利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。
	障害福祉班 (班長：自立生活支援課長)	1 所管施設利用者の安全確保に関する事。
		2 障がい者福祉施設の被害状況の把握及び安全確保に関する事。
		3 障がい者福祉施設の復旧及び再開に関する事。
		4 避難行動要支援者(障がい者等)の安否の確認、避難誘導その他支援に関する事。
		5 福祉避難所(障がい者福祉施設)の維持管理に関する事。
		6 福祉避難所(障がい者福祉施設)の開設、開設期間の延長及び閉鎖に関する事。
		7 福祉避難所(障がい者福祉施設)の運営に関する事。
		8 福祉避難所(障がい者福祉施設)における活動の記録に関する事。
		9 福祉避難所(障がい者福祉施設)生活者名簿の整理に関する事。
		10 被災した避難行動要支援者(障がい者等)の生活の支援に関する事。
		11 障がい者福祉に関する相談窓口の設置及び運営に関する事。
		12 仮設住宅等に入居した避難行動要支援者(障がい者等)への支援に関する事。
		13 東京都の災害ボランティア等との連携に関する事(福祉ボランティア対応)。
		14 保健活動チームへの協力に関する事。
		15 難病患者・人工透析患者等の対応に関する事。
	介護福祉班 (班長：介護福祉課長)	1 高齢者福祉施設の被害状況の把握及び安全確保に関する事。
		2 高齢者福祉施設の利用者の安全確保に関する事。
		3 高齢者福祉施設の復旧及び再開に関する事。
		4 避難行動要支援者(高齢者等)の安否の確認、避難誘導その他支援に関する事。
		5 福祉避難所(介護福祉施設)の維持管理に関する事。
		6 福祉避難所(介護福祉施設)の開設、開設期間の延長及び閉鎖に関する事。
		7 福祉避難所(介護福祉施設)の運営に関する事。
		8 福祉避難所(介護福祉施設)における活動の記録に関する事。

部名	班名	事務分掌	
		9 福祉避難所（介護福祉施設）生活者名簿の整理に関する事	
		10 被災した避難行動要支援者（高齢者等）の生活の支援に関する事	
		11 高齢者福祉に関する相談窓口の設置及び運営に関する事	
		12 仮設住宅等に入居した避難行動要支援者（高齢者等）への支援に関する事	
		13 東京都の災害ボランティア等との連携に関する事（福祉ボランティア対応）	
		14 保健活動チームへの協力に関する事	
		15 難病患者・人工透析患者等の対応に関する事	
		保健医療班 （班長：健康課長）	1 保健センターの被害状況把握及び安全確保に関する事
			2 保健センター利用者の安全確保及び避難誘導に関する事
			3 医師会等の医療関係団体及び医療機関との連携及び調整に関する事
	4 医療スタッフの搬送に関する事		
	5 市内医療機関の被害状況の把握に関する事		
	6 各師会が編成する医療救護班への支援に関する事		
	7 保健活動チームの編成に関する事 ・各師会が編成する医療救護班への支援 ・医療救護の総合調整 ・医療救護所の設置及び運営 ・被災者の健康管理、感染予防等 ・医療救護に関する応援の要請 ・多摩府中保健所との連携 ・妊産婦への対応		
	8 難病患者・人工透析患者等の対応に関する事		
	9 動物愛護に関する事		
	子ども家庭部 （部長：子ども家庭部長）	子ども家庭庶務班 （班長：子育て支援課長）	1 部の庶務に関する事
			2 各種報告、要請等の受理に関する事
			3 本部長室との連絡に関する事
4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関する事			
5 子ども家庭支援センターの被害状況の把握に関する事			
6 医療機関との連絡調整に関する事			
7 避難所との連絡調整に関する事			
応急保育対策班 （班長：保育課長）		1 保育園の被害状況の把握及び安全の確保に関する事	
		2 園児の安全確保及び保護者への引渡しに関する事	
		3 応急保育の実施及び保育園の再開に関する事	
		4 福祉避難所（保育園）の維持管理に関する事	
		5 福祉避難所（保育園）の開設、開設期間の延長及び閉鎖に関する事	
		6 福祉避難所（保育園）の運営に関する事	
		7 福祉避難所（保育園）における活動の記録に関する事	
		8 福祉避難所（保育園）生活者名簿の整理に関する事	
児童保護班 （班長：児童青少年課長）		1 児童館及び学童保育所の被害状況の把握及び安全の確保に関する事	
		2 児童の保護者への引渡しに関する事	
		3 避難所における児童等の生活支援に関する事	
		4 各学校と連携し、避難所の開設及び運営の支援に関する事	
都市整備部 （部長：都市整備部長） （副部長：まちづくり担当部長）	都市整備庶務班 （班長：都市計画課長）	1 部の庶務に関する事	
		2 各種報告、要請等の受理に関する事	
		3 本部長室との連絡に関する事	
		4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関する事	
		5 市内の被害情報の収集及び連絡に関する事	
		6 備蓄物資及び調達物資の搬送に関する事	
		7 行方不明者及び要救助者の捜索及び搬送に関する事	

部名	班名	事務分掌
	市街地調査班 (班長：まちづくり推進課長)	8 災害復興計画の作成支援に関すること。
		1 被災宅地の危険度判定の実施に関すること。
		2 危険建築物、危険区域等の安全対策に関すること。
		3 被災住宅の応急修理に関すること。
		4 住宅に関する相談窓口の設置及び運営に関すること。
		5 災害復興計画の作成支援に関すること。
		6 一時提供住宅及び応急仮設住宅の供給に関すること。
		7 都市の復興に関すること（武蔵小金井駅南口再開発）。
	道路復旧班 (班長：道路管理課長)	1 道路工事資器材の調達に関すること。
		2 道路、橋りょう、水路及び附属物の応急点検及び被害状況の調査に関すること。
		3 道路、橋りょう、水路及び附属物の応急復旧に関すること。
		4 道路、橋りょう、水路及び附属物の復旧に関すること。
		5 各道路管理者との連絡調整に関すること。
		6 小金井建設協会その他関係団体との連絡調整に関すること。
		7 緊急交通路の確保並びに交通障害物の除去及び道路の啓開に関すること。
		8 復興に伴う官民境界の確定に関すること。
		9 水防及び排水に関すること。
	建物調査班 (班長：建築営繕課長)	1 民間住宅の応急危険度判定に係る実施本部の設置及び実施計画の立案等に関すること。
		2 民間住宅の応急危険度判定の実施に関すること。
		3 避難所その他市の施設の被害の調査及び応急修繕に関すること。
		4 東京都の災害ボランティア等との連携に関すること（応急危険度判定員対応）。
	交通対策班 (班長：交通対策課長)	1 駅周辺の避難誘導と混乱防止に関すること。
		2 東京都が実施する帰宅困難者対策への協力に関すること。
		3 帰宅困難者への対応に関すること。
4 緊急輸送道路の状況の把握及び情報提供に関すること。		
5 交通の規制及び市民への協力要請に関すること。		
6 公共交通機関との連絡調整に関すること。		
復興支援班 (班長：区画整理課長)	1 都市の復興に関すること（東小金井駅北口区画整理）。	
学校教育部 (部長：学校教育部長)	学校教育庶務班 (班長：庶務課長)	1 部の庶務に関すること。
		2 各種報告、要請等の受理に関すること。
		3 本部長室との連絡に関すること。
		4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関すること。
		5 学校避難所の維持管理に関すること。
		6 被災した学校施設の復旧に関すること。
		7 臨時ヘリポートの開設協力に関すること。
		8 義務教育施設の被害状況調査に関すること。
		9 各学校避難所における活動記録の集約に関すること。
		10 避難者名簿の整理に関すること。
		11 食料、生活必需品その他必要な物資の情報の集約に関すること。
		12 各学校避難所との連絡調整に関すること。
		13 学校避難所へのボランティア派遣の要請に関すること。
	学校避難所運営班 (班長：学務課長)	1 学校避難所の開設期間の延長及び閉鎖並びに統廃合に関すること。
		2 学校避難所の資器材に関すること。
		3 避難者等への食事の提供に関すること。
		4 学校避難所の衛生対策に関すること。
	応急教育対策班	5 給食調理場の運用に関すること。
		6 児童、生徒に係る相談に関すること。
	7 学用品の調達及び支給に関すること。	
	1 応急教育の実施及び学校教育の再開に関すること。	

部名	班名	事務分掌
	(班長：指導室長)	2 教育相談に関する事。 3 教職員の処遇に関する事。 4 教職員の寝食等の対応に関する事。 5 教職員及びその家族の安否確認に関する事。
生涯学習部 (部長：生涯学習部長)	生涯学習庶務班 (班長：生涯学習課長)	1 部の庶務に関する事。 2 各種報告、要請等の受理に関する事。 3 本部長室との連絡に関する事。 4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関する事。 5 社会教育施設の保全及び復旧に関する事。 6 社会教育施設の被害状況調査に関する事。 7 社会教育施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 8 災害の記録に関する事。 9 文化財の被害の調査に関する事。 10 体育施設の被害状況の把握及び安全確保に関する事。 11 体育施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 12 体育施設の復旧に関する事。 13 ボランティアセンターの開設支援に関する事(栗山公園健康運動センター)。 14 緊急物資輸送拠点の開設及び運営に関する事(総合体育館)。 15 救援物資の受入れ、仕分及び配分に関する事(総合体育館)。 16 帰宅困難者への対応に関する事(総合体育館・栗山公園健康運動センター)。
	社会教育施設管理班 (班長：公民館長) (副班長：図書館長)	1 図書館利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 2 図書館の被害状況の把握及び安全確保に関する事。 3 図書館の復旧及び再開に関する事。 4 人員不足の各部、各班の応援に関する事。 5 公民館利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 6 公民館の被害状況の把握及び安全確保に関する事。 7 公民館の被害情報の収集及び連絡に関する事。 8 遺体の収容及び安置に関する事。 9 遺体収容所の開設及び運営に関する事(公民館緑分館)。 10 遺体収容所の開設期間の延長及び閉鎖に関する事(公民館緑分館)。 11 帰宅困難者への対応に関する事(公民館東分館)。
協力部 (部長：議会事務局長) (副部長：会計管理者)	議会班 (班長：議会事務局次長)	1 市議会及び市議会議員の対応に関する事。 2 人員不足の各部、各班の応援に関する事。
	協力班 (班長：選挙管理委員会事務局長)	1 人員不足の各部、各班の応援に関する事。
	出納班 (班長：会計課長)	1 災害対策に関する現金及び物品の出納及び保管に関する事。 2 義援金品の集約及び記録に関する事。 3 災害見舞金の支払に関する事。
小金井市消防団 (部長：団長) (副部長：副団長)	消防団 (班長：本部分団長) (副班長：各分団長)	1 消防、水防及び人命の救助に関する事。 2 災害復旧に対する協力に関する事。 3 各分団詰所の被害状況調査及び安全確保に関する事。 4 火災警戒に関する事。 5 行方不明者の捜索の協力に関する事。 6 避難行動要支援者の安否の確認、救護、避難誘導その他安全の確保に関する事。
(各学校)		1 各避難所におけるボランティアのニーズの把握及び報告に関する事。 2 各小中学校の児童、生徒の保護及び安全確保に関する事。 3 一時避難場所、避難所の開設及び運営に関する事。 4 避難者名簿の作成及び報告に関する事。

部名	班名	事務分掌
		5 学校避難所の開設に関する事。
		6 学校避難所内への誘導に関する事。
		7 町会、自治会及び自主防災組織等の自治組織との連携に関する事。
		8 避難者情報の収集、集約及び報告に関する事。
		9 避難者の生活に関する事。
		10 避難者のプライバシーの保護に関する事。
		11 学校避難所の生活環境の改善に関する事。
		12 学校避難所における更衣室、入浴施設の設置に関する事。
		13 学校避難所における食料、飲料水、生活必需品その他必要な物資の情報の収集及び報告に関する事。
		14 学校避難所における救援物資の受入れに関する事。

(別冊 参考資料 2-4-2 小金井市災害対策本部条例施行規則)

(注1) 旧水道班に係る事務分掌については、平成24年3月の東京都水道局への移管完了(水道事務委託解消)に伴い、東京都水道局震災対策事業計画(平成25年度～27年度(平成25年9月))において震災時の市の役割とされている事務について環境部で対応する。

(注2) 指定要員については、発災からおおむね72時間(3日)(以下「初動期」という。)においては、重点災害応急対策を行わずに、あらかじめ定められた場所へ参集し、活動行う。

8 現地災害対策本部の事務分掌等

名称	事務分掌等
現地災害 対策本部	(1) 構成員 ア 現地災害対策本部長は、市本部長が指名する市副本部長又は本部員とする。 イ 現地災害対策副本部長は、市本部長が指名する本部の職員とする。 ウ 現地災害対策本部員は、市本部長が指名する者とする。
	(2) 事務分掌 ア 被害及び復旧状況の把握及び情報分析に関する事。 イ 東京都及びその他関係防災機関との連絡調整に関する事。 ウ 現場部隊の役割分担及び調整に関する事。 エ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関する事。 オ 市本部長の指示による応急対策の推進に関する事。 カ 市本部との調整に関する事。 キ 各種相談業務の実施に関する事。 ク その他緊急を要する応急対策の実施に関する事。
	(3) 設置場所 災害現場等

第2 市職員の初動態勢

1 市本部の配備態勢の指示

- 市本部長は、危機管理担当部長の報告等により、災害の状況に応じた適切な本部配備態勢を危機管理担当部長に指示する。
- 危機管理担当部長は、指示された本部配備態勢を各部長に伝達し、各部長は所属職員に配備態勢を指令する。

2 初動期における応急対策活動

- 初動期は、市本部条例施行規則に規定する市本部の部・班での活動態勢（各部の事務分掌）とせず、各部を一つの活動態勢として、救出救助、消火、救急救護、輸送路の確保及び避難所・福祉避難所（二次避難所）の開設・運営等、市民の生命・安全の確保のための活動を重点的に実施する。
- 職員の参集状況及び災害の状況等に応じて、各部が重点的に実施する災害応急対策に係る人員が不足する場合は、部長はその旨を市本部長へ具申し、市本部長は市本部長室での審議を経て、活動態勢の特例を指示することができる。
- 市本部長は、初動期に実施すべき活動が完了したと判断した場合は、各部に対して市本部条例施行規則に規定する市本部の部・班での活動態勢（各部の事務分掌）への移行を指示する。

<初動期における市の重点災害応急対策>

時間（h）	主な初動期の重点応急対策
発災-24 h	[災害対策本部] ○本部の設置・運営 [情報収集伝達] ○各部による被害情報の収集 ○避難所その他市施設の被害調査・安全点検 ○各ライフライン（道路、橋梁、水路、上下水道、公園）の点検 ○職員・家族・市民の安否確認 ○要配慮者（避難行動要支援者）の安否確認と支援 ○通信手段の確保 ○広報活動の実施（含避難勧告・指示） ○関係防災機関等との連絡調整・応援要請 [救出救助・消火活動] ○消火活動 ○救出救助活動 [医療救護] ○医療救護活動拠点・医療救護所・災害薬事センターの設置・運営 ○負傷者の搬送 [輸送路の確保] ○交通障害物の除去（輸送道路の確保） ○緊急通行車両の確保 [避難所等の開設・運営] ○市民等（帰宅困難者を含む）の避難誘導 ○避難所の開設・運営 ○一時滞在施設の開設・運営（帰宅困難者対応） [災害用物資調達・応急給水活動] ○食料品・飲料水等の確保 ○応急給水の実施 ○地域内輸送拠点の設置 [遺体の取扱い] ○遺体収容所の開設・運営 [応急危険度判定] ○応急危険度判定実施本部の設置 ○民間宅地・建築物の被災状況の把握 [ごみ・し尿・がれき処理等] ○災害用トイレ等の調達・設置 ○がれき仮置場等の設置
24-72 h	[災害対策本部] ○上記対策の継続 [情報収集伝達] ○上記対策の継続 ○避難所その他市施設の応急復旧

時間 (h)	主な初動期の重点応急対策
	<p>○各ライフライン（道路、橋梁、水路、上下水道、公園）の復旧等</p> <p>[救出救助・消火活動]</p> <p>○上記対策の継続</p> <p>[医療救護]</p> <p>○上記対策の継続</p> <p>[輸送路の確保]</p> <p>○上記対策の継続</p> <p>[避難所等の開設・運営]</p> <p>○上記対策の継続 ○福祉避難所（二次避難所）の開設・運営</p> <p>[災害用物資調達・応急給水活動]</p> <p>○上記対策の継続 ○地域内輸送拠点の運営（調達物資の受入）</p> <p>[遺体の取扱い]</p> <p>○行方不明者の捜索</p> <p>[応急危険度判定]</p> <p>○上記対策の継続 ○応急危険度判定の実施</p> <p>○り災証明書の発行の準備（住家被害調査の準備） ○仮設住宅関係の準備</p> <p>[ごみ・し尿・がれき処理等]</p> <p>○上記対策の継続 ○し尿収集車両の確保 ○処理計画等の策定</p> <p>○ごみ・がれきの処理</p> <p>[その他]</p> <p>○ボランティアセンターの設置 ○義援金関係 ○相談窓口の設置準備</p>

●:担当部署

○:関連部署

＜初動期における各部の重点災害応急対策＞

主な初動期の重点応急対策		時間 (h)	企画財政部	総務部	市民部	環境部	福祉保健部	子ども家庭部	都市整備部	学校教育部	生涯学習部	協力部(※)	小金井市消防団	
本部	本部の設置・運営	発災-72h	●	●										
情報収集伝達	各部による被害情報の収集		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	避難所その他市施設の被害調査・安全点検・応急復旧		○	●	○	○	○	○	●	○	○			○
	各ライフライン（道路、橋梁、水路、上下水道、公園）の点検・復旧等					●			●					
	職員・家族・市民の安否確認			●	●			○		○	○			
	要配慮者（避難行動要支援者）の安否確認と支援					○		●	○					○
	通信手段の確保		●	●										
	広報活動の実施		●	●		○				○				●
	関係防災機関等との連絡調整・応援要請		○	●	○	○	○			○		○		

主な初動期の重点応急対策		時 間 (h)	企画 財政部	総務部	市民部	環境部	福祉 保健部	子ども 家庭部	都市 整備部	学校 教育部	生涯 学習部	協力部 (※)	小金井市 消防団	
消 救 火 活 動	消火活動			○									●	
	救出救助活動			○										●
医 療 救 護	医療救護活動拠点・医療救護所・ 災害薬事センターの設置・運営							●	○				○	
	負傷者の搬送				○		●						○	○
輸 送 路 の 確 保	交通障害物の除去 (輸送道路の確保)									●				
	緊急通行車両の確保				●									
開 避 難 所 等 の 運 営	市民等(帰宅困難者を含む)の避 難誘導	発災-24h	○	●	●	○	●	●	○	●	●	○	○	
	避難所の開設・運営	発災-72h						●		●	●			
	一時滞在施設の開設・運営 (帰宅困難者対応)	24-72h			●				●		●			
災 害 用 物 資 調 達	食料品・飲料水等の確保	発災-72h		○	●	●	○	○	○	○	○			
	応急給水の実施					●								
	地域内輸送拠点の設置・運営(調 達物資の受入)			●	○				●		●			
取 遺 扱 体 の 行 方 不 明 者 の 捜 索	遺体収容所の開設・運営	24-72h		○	●						●			
	行方不明者の捜索			○										●
応 急 危 険 度 判 定	応急危険度判定実施本部の設 置・応急危険度判定の実施	発災-72h			○				●					
	民間宅地・建築物の被災状況の把 握	24-72h			●				●					
	り災証明書の発行の準備 (住家被害調査の準備)			○	●									
が ぐ み ・ し 尿 等 の 処 理	仮設住宅関係の準備	24-72h				○			●					
	災害用トイレ等の調達・設置		発災-72h		○		●		○	○				
	がれき仮置場等の設置			○			●							
	し尿収集車両の確保						●							
そ の 他	ごみ・がれきの処理 (処理計画等の策定)	24-72h				●								
	ボランティアセンターの設置(受 入れ・ニーズの把握)				○			●			○			
	義援金関係			●								○		
	相談窓口の設置準備		●	○	○		○	○	○					

(※) 議会・選挙・監査・会計

3 市職員の配備態勢

(1) 配備態勢

- 災害に対する市の配備態勢は、市本部を設置する以前を含め、市長が必要と認める態勢をとる。なお、休日・夜間についても同様の態勢で臨むものとする。

種別	時期	態勢
第1次配備態勢	情報連絡態勢 ア 市の地域において災害の発生のおそれのある場合 イ 東海地震の調査情報が発せられた場合	○ 市本部設置以前の態勢 ○ 通信情報活動を主とする態勢 ○ 地域安全課職員
	警戒態勢 ア 小金井市（多摩東部地域）で震度4の地震が発生した場合 イ 東海地震の注意情報が発せられた場合 ウ その他、市の地域において災害の発生のおそれがある場合	○ 市本部設置以前の態勢 ○ 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を行う。 ○ 各部の部課長、情報連絡等に必要の職員及び地域安全課職員
第2次配備態勢	本部配備態勢 ア 小金井市（多摩東部地域）で震度5弱の地震が発生した場合 イ 東海地震に関わる警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合 ウ その他、市の地域で、大規模な災害が発生するおそれがある場合、もしくは事態が切迫し、市の複数の地域で災害が発生すると予想される場合 エ その他市長が必要と認めた場合	○ 市本部を設置し、全職員で対応する態勢

(注1) 市本部設置以前の態勢であっても、市長が必要と認めた場合は市本部を設置する。

(注2) 東海地震に関する配備態勢は、「震災編 第4部 13 第1 情報名及び市の配備態勢」、風水害に関する配備態勢は、「風水害編 第3部 3-1 第1節 職員の参集・配備及び本部の設置基準」にて示す。

(2) 初動期以降の配備態勢の特例

- 市本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる配備態勢の指令を発することができる。

(3) 指定要員等の参集

- 指定要員については、初動期においては、重点災害応急対策を行わず、あらかじめ定められた場所へ参集し、以下の活動行う。

なお、初動期以降は、市本部の各部（班）の事務分掌及びあらかじめ定めた各部の行動マニュアルに基づき、災害応急対策を実施する。

	構成員	具体的な活動内容等	参集場所	
指定要員	【対応1】 避難所近隣 在住職員	予め市長から指名された職員（または、行政委員会に属する職員）	具体的な活動については、「震災編 第2部 8-19 第1 各機関の役割分担」を準用する。 ただし、福祉避難所（二次避難所）の開設については、原則、福祉保健部職員が実施する。	所属部署 (各施設) ↓ 各避難所
	【対応2】 保健師 看護師	福祉保健部、子ども家庭部より指名された職員（保健師・看護師）	具体的な活動については、「震災編 第2部 6-15 第2 初動期の医療救護活動」を準用する。	所属部署 (各施設) ↓ 医療救護活動拠点 (保健センター)

(4) 配備態勢に基づく措置

- 初動期の重点災害応急対策、それ以降の市本部の各部（班）の事務分掌及び予め定めた各部の行動マニュアルに基づき、災害応急対策を実施する。

第3 小金井市防災会議の開催

- 市内で災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、小金井市防災会議を開催し、災害復旧に関し関係機関の連絡調整をする。

第4 関係防災機関の活動態勢

1 責務

- 関係防災機関は、市の地域において地震による災害が発生又は発生するおそれのある場合においては、法令、防災業務計画、都及び市の地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2 活動態勢

- 関係防災機関は、事前に整備した組織、事前に定めた災害応急対策に従事する職員の配置及び服務に基づき災害応急対策を実施する。

(別冊 資料 2-4-3 各組織の活動態勢)

(1) 消防団の活動態勢

- 消防団は、地域に密着した消防機関としての住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、現有装備を活用した消防活動を行う。

活動項目	活動内容
出火防止	○ 発災と同時に付近の市民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
情報収集活動	○ 災害の初期対応を行うとともに、市 MCA 無線等を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。
消火活動	○ 同時多発火災の拡大防止を図るため、建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防署隊と連携し、組織的、効率的に行う。
消防署隊との連携	○ 消防署隊と連携し、消火活動及び道路障害排除等の活動を行う。
救出・救護	○ 救助器具等を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
避難場所の防護等	○ 避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係防災機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難誘導及び避難場所の防護活動を行う。

(2) 警察署の活動態勢

ア 活動態勢

○ 次表に掲げる組織を整備し、災害応急対策を実施する。

イ 市本部との連携

(ア) 市防災行政無線等の通信手段を使い、初動段階よりそれぞれが把握した被害情報や各機関の活動状況について相互に情報交換を行う。

(イ) 市本部に連絡員を派遣し、連携態勢の確立を図る。

<警察署現場警備本部編成表>

現本長	幕僚長	幕僚	所掌事務
署長	副署長	実施幕僚 (警備課長、 地域課長)	a 警備実施及び被害状況の把握に関する事 こと。 b 警備要員の把握と部隊編成及び運用に関する事 こと。 c 部隊の応援要請及び派遣に関する事 こと。 d 各級警備本部への報告に関する事 こと。 e 関係機関の行う活動協力及び連絡に関する事 こと。 f 気象情報等の伝達に関する事 こと。 g 警備実施の記録に関する事 こと。 h 人命救助、避難誘導に関する事 こと。 i 警備対象の警戒に関する事 こと。 j 災害地域の集団警ら等に関する事 こと。 k 関係機関との復旧作業に関する事 こと。
		交通幕僚 (交通課長)	a 交通情報の収集に関する事 こと。 b 避難誘導路における交通秩序の確保に関する事 こと。 c 部隊等の輸送に関する事 こと。 d 交通標識の実施補修等に関する事 こと。
		刑事幕僚 (刑事課長)	a 被災地における各種犯罪の予防検挙に関する事 こと。 b 負傷者等の救護活動に関する事 こと。 c 被災地における死体の見分、検視等鑑識活動に関する こと。 こと。 d 被災状況の調査報告に関する事 こと。
		生活安全幕僚 (生活安全課長)	a 広報活動に関する事 こと。 b 被災地における防犯活動に関する事 こと。 c 町会その他自衛組織の指導に関する事 こと。 d 被災者の相談に関する事 こと。
		庶務補給幕僚 (幕僚長兼務)	a 通信の確保に関する事 こと。 b 警察施設の管理と被災状況の調査補修に関する事 こと。 c 隊員の給食及び功過等に関する事 こと。 d 職員の公務災害に関する事 こと。

ウ その他、防災コーディネーター運営要領に基づき、救出救助に関する連絡調整等に関する連絡調整等の連携強化を図るべく、発災時、警察署（防災コーディネーター）は以下の活動を行う。

- (ア) 関係防災機関との連絡調整等
- (イ) 市本部に対する情報の提供
- (ウ) 市本部会議等出席による情報共有

(3) 消防署の活動態勢

ア 非常配備態勢

- 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災、救助、救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

イ 非常招集

- 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員は招集計画、事前計画等に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

ウ 活動の方針

- 火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- 震災消防活動体制が確立した場合は、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

エ 部隊の運用等

- 地震に伴う火災、救助救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき、部隊運用及び現場活動を行う。
- 地震被害予測システム及び延焼予測シミュレーション等を活用した震災消防対策システムによる効率的な部隊運用を図る。

オ 情報収集等

- 所定の計画に基づき、高所見張情報、参集職員（団員）情報等積極的な災害情報収集を行う。
- 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
- 市本部及び防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知りえた災害の情報交換を行う。

<災害時における消防署組織編成表>

署隊長	課	係等	任務	
署隊本部（署隊長）	総務課	総務副署隊長	(ア) 部隊編成並びに輸送に関する事 (イ) 緊急通行車両の確認、確保に関する事 (ウ) 庁舎防護及び被害調査に関する事 (エ) 消防用資機材及び物資等の調達並びに経理に関する事 (オ) 職員の給食、給水に関する事 (カ) 職員の公務災害に関する事 (キ) 他府県都市からの応援消防部隊の対応に関する事 (ク) 東京消防庁災害時支援ボランティアの対応に関する事 (ケ) その他庶務全般に関する事	
		警防課	指揮係	(ア) 署隊運用時における指揮、運用に関する事 (イ) 災害情報の判断並びに消防活動方針に関する事 (ウ) 避難勧告の決定に関する事 (エ) 他府県都市からの消防部隊、自衛隊等応援部隊の誘導、連絡に関する事 (オ) 消防団との連携に関する事 (カ) 応援要請及び応援隊の運用に関する事 (キ) 延焼阻止線の設定に関する事
	情報係		情報班	(ア) 災害情報の収集整理、分析に関する事 (イ) 防災機関及び自主防災組織との連絡に関する事
			通信班	(ア) 災害情報の受信に関する事 (イ) 消防無線の運用に関する事 (ウ) 災害情報の伝達に関する事 (エ) 携帯無線の運用及び無線通信統制に関する事 (オ) 警防本部、方面隊本部への報告連絡に関する事
	予防課	予防副署隊長	(ア) 出火防止の広報及び巡回等による災害状況の把握に関する事 (イ) 避難指示等の伝達、避難誘導に関する事 (ウ) 災害情報の広報による民心の安定に関する事 (エ) 自衛消防隊、東京都震災対策条例（平成12年12月東京都条例第202号）第11条対象事業所の活動状況に関する事 (オ) 危険物の監視警戒、応急処置に関する事 (カ) 町会、事業所との連絡に関する事 (キ) 災害状況及び消防活動の調査、記録に関する事 (ク) その他緊急防災措置に関する事	

第2節 救助・救急対策（市、小金井警察署、小金井消防署、市民等）

機関名	内容
警視庁 小金井警察署	○ 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 ○ 救出した負傷者は、速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。

機関名	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救出救助活動にあたっては、重機類等装備資器（機）材等を有効に活用する。 ○ 関係防災機関、自主防災組織等と連携協力し、救出救助の万全を期する。
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動は、消防署と消防団が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性ある活動を行う。 ○ 傷病者救護にあたっては、消防署所近隣の都立多摩科学技術高等学校（小金井工業高等学校）及び私立武蔵野東中学校に医療救護所が開設されるまでの間、小金井消防署（本署・緑町出張所）に仮救護所を設置するとともに、医療関係機関、小金井市消防団、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 ○ 小金井警察署、自衛隊、東京 DMAT、自主防災組織、小金井市医師会等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
小金井市 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大地震の発生直後は、行政による救助態勢が遅れることが予想され、一刻を争う救助に対しては、自主防災組織（住民）の果たす役割が大きいものとなる。自主防災組織では、直ちに要救助箇所の把握を行い、資機材調達のうえ、救助活動にあたるものとする。 ○ 火災の発生に留意し、軽症者については自主防災組織において処置を行い、医療救護所もしくは医療機関での処置が必要な者については、直ちに搬送を行うものとする。特に、避難行動要支援者に対しては、近隣の者が安否確認を行うものとする。

第3節 応援協力・派遣要請（市、都、自衛隊、市民等）

第1 応援協力

1 応援要請の決定

- 被害が甚大な場合は、関係防災機関からの情報、各施設からの被害状況報告、また、調査班派遣による情報に基づき、緊急に市本部長は市本部長室会議を開催し、本市の現状を把握し、応援要請の必要の有無等を決定する。

2 都に対する要請

- 市長は、市の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合は、都知事に対し応援又は応援のあっ旋を求めるものとする。
- 市長が都知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつ旋を求める場合はその理由）
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

3 都以外の機関に対する要請

- 他区市町村、関係防災機関等の都以外の防災機関に対して応援を求める場合は、応援協定を結んでいる機関を除き、原則として都総務局（総合防災部防災対策課）を通じて要請するものとするが、その暇がない場合は、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に報告するものとする。

4 応援協定等に基づく応援要請

(1) 震災時等の相互応援に関する協定

- 多摩地域 30 市町村の間で平成 8 年 3 月「震災時等の相互応援に関する協定」を締結し、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急処置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めている。

（別冊 協定 相互応援 10 震災時等の相互応援に関する協定）

- その他に、岩手県北上市、長野県飯田市、福岡県宗像市、京都府宇治市との間に災害時相互応援協定を締結している。

（別冊 協定 相互応援 1 小金井市・宇治市災害時相互応援協定）

（別冊 協定 相互応援 2 宗像市と小金井市の災害時相互応援に関する協定書）

（別冊 協定 相互応援 3 小金井市と飯田市の災害時相互応援に関する協定書）

（別冊 協定 相互応援 4 小金井市と北上市の災害時相互応援に関する協定書）

(2) 消防団の相互応援に関する協定

- 市は、市域内において火災その他の非常災害が発生した場合に、被害を最小限度に防止することを目的として、三鷹市、武蔵野市、府中市、小平市、国分寺市との間に消防の相互応援協定を締結している。

（別冊 協定 相互応援 5 三鷹市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書）

（別冊 協定 相互応援 6 武蔵野市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書）

（別冊 協定 相互応援 7 府中市及び小金井市の消防の相互応援に関する協定書）

（別冊 協定 相互応援 8 小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定）

(3) 避難場所相互利用に関する協定

- 市は、各市指定の避難場所について、相互に利用することを目的として、次のとおり相互利用協定を締結している。

ア 災害時の避難場所相互利用に関する協定（国分寺市）

（別冊 協定 相互応援 9 災害時の避難場所相互利用に関する協定書）

(4) 民間団体等の応援協力

- 市は、災害応急対策の円滑な実施を期するため、民間団体等と協定や覚書を締結している。
 - (別冊 協定 その他 4 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書)
 - (別冊 協定 その他 5 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書)
 - (別冊 協定 その他 6 災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書)
 - (別冊 協定 その他 7 災害時における相互協力に関する覚書)
 - (別冊 協定 その他 8 大規模地震等の災害発生時における初動体制にかかわる協定書)

5 公共的団体等への協力要請

- 総務部統括調整班は、被害が甚大であると予測できる場合は、区域内の公共的団体（注）及び自主防災組織に対して協力要請を行う。
 - 協力業務として考えられるものは、次のとおりである。
 - (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
 - (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
 - (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
 - (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
 - (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
 - (6) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
 - (7) 被害状況の調査に関すること。
 - (8) 被災地域内の秩序維持に関すること。
 - (9) その他の災害応急対策業務に協力すること。
- (注) 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合等をいう。本市においては、これらの団体と協定や防災訓練等を通じて協力体制を構築している。

6 各機関の経費負担

- 国、都及び区市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条の規定による。
- 関係防災機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画の定めるもののほかは、その都度、相互に協議して定める。

第2 自衛隊への災害派遣要請

- 市長は、災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊の災害派遣を要請するよう都知事に求める。市長は、市地域に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊（陸上自衛隊第1師団第1後方支援連隊）に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

1 災害派遣の範囲

- 自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。
 - (1) 都知事の要請による災害派遣
 - ア 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派

遣要請をした結果、派遣される場合

イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

(2) 都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

イ 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

オ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合

カ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続等

(1) 要請手続

ア 都知事への要請

○ 市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

○ 市長は、市地域に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊（陸上自衛隊第1師団第1後方支援連隊）に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

(別冊 資料 2-4-4 自衛隊の連絡先等)

(2) 災害派遣部隊の受入体制

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

○ 市長及び各関係防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

イ 作業計画及び資器材の準備

- 各関係防災機関の長は、派遣要請を行う際に、必要な資器材を準備するとともに、施設の使用に際して管理者の了解を得る。
- 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、総務部統括調整班は解体業者等の協力を得て、確保に努める。

ウ 仮泊予定地・ヘリコプター発着可能地点

- 市は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、活動拠点、ヘリポート及び宿泊施設等を可能なかぎり準備するものとする。

(7) 仮泊予定地

- 災害応急措置に必要な部隊規模、派遣期間を見積り、市立小中学校及び市有施設の中から選定し提供する。市立小中学校を選定する場合は、学校教育に支障のないよう配慮する。
(別冊 資料 2-4-5 自衛隊仮泊予定地)

(イ) ヘリコプター発着可能地点

- 救助・救急等の搬送のためのヘリコプター災害時臨時離着陸場は、あらかじめ候補地として指定している上水公園及び都立小金井公園のうちいずれか、あるいは全ての施設とする。
- また、2 か所とも使用できない場合は、その他の場所をヘリコプター災害時臨時離着陸場の開設を都（総務局）に要請する。
(別冊 資料 2-4-6 ヘリコプター発着基準及び表示要領)
(別冊 資料 2-4-7 ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地一覧)

(3) 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	○ 道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基

区分	活動内容
無償貸付 又は譲与	づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安 及び除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の 措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第 63 条第 3 項、第 64 条第 8 項～第 10 項及び第 65 条第 3 項の規定に基づき、市長又は警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

(4) 災害派遣部隊の撤収要請及び経費の負担

ア 災害派遣部隊の撤収要請

- 都知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

イ 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関（市）が負担するものとし、災害派遣部隊が 2 以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。
 - (ア) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
 - (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
 - (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
 - (エ) 天幕等の管理換に伴う修理費
 - (オ) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

第 3 公共空間の使用調整

1 使用調整の趣旨

- 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースの使用について、必要に応じて、市本部で総合的に調整する。

2 オープンスペースの使用調整

(1) 市有施設

- 市立公園等の市が管理するオープンスペースの使用については、企画財政部企画財政庶務班が中心となり、調整を行う。
- オープンスペースの使用目的は、被災後の時間の経過とともに変化することから、企画財政部企画財政庶務班は、定期的に各オープンスペースの使用責任者に対して使用状況に関わる報告を求め、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。

(2) 都有施設

- 都立公園等の都が管理するオープンスペースの使用にあたっては、市本部長室における審議を経たうえで、総務部統括調整班が、市の利用要望を都本部に提出する。
- 市がオープンスペースを使用する場合は、総務部統括調整班が、その使用状況を定期的に都本部へ報告する。
- 都本部は、オープンスペース使用調整会議において、市の利用要望と、都等の使用見込との調整を行う。
- 都のオープンスペース使用調整会議は、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。

第4節 被災地等支援対策（市）

第1 支援本部の設置

1 支援本部の設置基準

- 市は、被災自治体から応援の要請があった場合又は応援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、以下のように、支援本部を設置する。

【支援本部の設置基準】

- 災害時における相互応援協定等を締結している自治体で地震等が発生し、その地震等の災害規模が被災自治体で対処できないものであると判断したとき
- 市域外において甚大な地震等の被害が発生したとき
- その他、本部を設置し、総合的な被災地支援等対策を行う必要があると認めたとき

【支援本部長】

- 支援本部長（以下、「本部長」という。）は、市長とする。
- ただし、市長による指揮・監督が困難な場合、もしくは市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、副市長又は教育長等が、次の順位により本部長の職務を代理する。

【市長不在の場合における本部長職務の代行順位】

- 第1順位： 第1副市長
- 第2順位： 第2副市長
- 第3順位： 教育長

※本部長及び副本部長両者に事故あるときは、危機管理担当部長がその職務を代理する。

【支援本部の設置の要請】

- 本部員に充てられている者（以下、「部長等」という。）が、本部設置の必要があると判断したときは、危機管理担当部長を通じて、市長に支援本部の設置を進言することができる。
- 危機管理担当部長は、他の部長等による要請があったとき、又はその他の状況により支援本部を設置する必要があると認めたときは、市長に支援本部設置を進言する。
- 部長等は、上記の手続きをとることができない非常事態にあつては、直ちに支援本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得るものとする。

2 支援本部の設置場所

- 支援本部は、本庁舎 3 階第一会議室又は危機管理担当部長の指定した場所に設置する。

3 支援本部の開設及び運営上必要な資機材等の確保

- 支援本部の設置場所に、支援本部の開設に必要な資機材等を確保する。

4 支援本部の解散

- 本部長は、被災地への大規模な支援の必要がなくなったと認めたときは、支援本部の廃止を決定する。
- 支援本部廃止後も、継続して行う被災地等支援業務については、平常時の事務分掌に基づいて各課への事務の引継ぎを行う。

第2 支援本部の組織・運営

1 支援本部における任務

(1) 支援本部の任務

ア 本部長、副本部長、本部員

担当	職名	主な業務
本部長	市長	<ul style="list-style-type: none">○ 支援本部会議の議長となること○ 国、都、他自治体からの被災地支援協力要請への対応方針を決定する○ その他支援本部が行う被災地等支援対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること○ 支援本部の事務を総括し、支援本部の職員を指揮監督すること
副本部長	①副市長 ②教育長	<ul style="list-style-type: none">○ 各部門の調整に関すること○ 本部長が不在、若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること
本部員	危機管理 担当部長	<ul style="list-style-type: none">○ 全ての部が実施する被災地等支援対策活動を統括すること○ 本部長及び副本部長の補佐を行うこと
	部長職 地域安全課長	<ul style="list-style-type: none">○ 各部の職員を指揮監督すること○ 支援本部会議の構成員として、本部長を補佐すること

イ 支援本部会議、事務局

支援本部会議	<ul style="list-style-type: none">○ 災害に関する情報を分析し被災地支援対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時支援本部会議を招集する。○ 支援本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、本部長が議長を務める。
事務局	<ul style="list-style-type: none">○ 支援本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、支援本部に本部会議の事務局を置く。○ 支援本部会議事務局は、地域安全課とする。

2 各部の班編成及び所掌事務

- 各部の班編成及び事務分掌は、「震災編 第2部 4-18 8 各部の事務分掌」を準用し、以下の支援項目について各班で支援対策活動を実施する。
- 支援本部が設置されない被災地等支援に係る事案についても、「各部の事務分掌」を準用し、各部に属する部・課等において対応する。

第3 被災地支援対策本部会議の開催

- 本部長は、支援本部を設置したときは、速やかに支援本部会議を開催する。
- 副本部長及び本部員は、直ちに支援本部に参集する。
- 支援本部会議の報告、協議事項は、その都度支援等の状況に応じて、本部長、又は副本部長及び本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

主な報告事項	1 各部の配備態勢 2 被災地・被災者の状況
主な協議事項	1 国、都、被災地自治体等からの応援要請に関する事 2 被災地支援対策に要する予算及び資金に関する事 3 支援内容に関する事 4 支援物資に関する事 5 支援体制に関する事 6 その他被災地支援に必要な事項に関する事

第4 各部における災害応援活動の実施

- 被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、各部は、実行可能な災害応援活動をそれぞれ検討する。
- 応急時に各部が行う支援の内容は、原則として市の「各部の事務分掌」に基づくものを主とするが、被災地の状況により有効と考えられる支援で、かつ、各部が実行可能なものがあれば、支援要請の有無にかかわらず、積極的に支援の実施を検討する。
- 復旧・復興時においては、被災自治体のマンパワー不足も大きな問題となり、行政事務処理のプロとして職員の人材派遣について、長期的に持続可能かつ継続的な支援対策を検討する。

1 災害情報の収集

- 支援本部を設置することが必要な大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害応援活動を円滑に実施するため、市は、災害の発生状況について必要な情報を収集する。
- 特に被害の状況、被災者や避難場所・各避難所の状況、被災地で不足する物資や人材等の情報を収集するため、市は状況により先遣隊を派遣し、報告にもとづき、効果的な支援を行うために何が必要かを分析する。

2 支援自治体の決定

- 被災地支援の対象とする自治体は、災害時における相互応援協定等を締結している自治体を最優先とし、協定等を締結している自治体が被災していない場合は、東京都又は東京都市長会からの支援要請に従い支援を行うこととする。
- 東京都等からの支援要請が行われない場合、あるいは支援要請が遅れる場合には、市独自の判断で支援する自治体を決定することとする。
- 被災市町村から応援を求められた場合は、緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

3 支援物資の確保・搬送

- 発災直後の被災地支援については、支援する被災市町村のニーズに応じた物資を市の備蓄物資から供出し一次支援として緊急輸送するとともに、被災地のニーズに応じるための物資が備蓄されていない場合又は備蓄数量が不足する場合には、当該物資を購入等のうえ調達し、二次支援として輸送を行う。
- さらに支援が必要な場合には、市民等からの支援物品の募集、仕分け、輸送等について、小金井市社会福祉協議会や市民団体と連携して三次支援として進めていくこととするが、その際、支援のために募集する物品は、被災地のニーズに応じた物品に限定する。

4 災害応援活動の準備

- 本格的な被災自治体支援を行う際には、本部長は先遣隊を派遣し、被災自治体のニーズを確認するとともに、今後の支援についての協議を行う。
- 本部長は、先遣隊の報告にもとづき支援方針を決定し、災害応援活動の準備を指示する。
- 災害応援活動に関係する各部及び防災機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう、普段からの対応が必要である。

5 職員派遣等による人的支援

- 本部長は、被災自治体の要請にもとづき、災害応急対策や被害復旧等の災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。
- 職員の人材派遣にあたっては、市長会等の広域行政体と調整のうえ、長期的に持続可能な方法についても検討し、継続的な支援を行うよう検討する。
- 応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

6 被災地ニーズに合わせた人的支援対策

- 被災地のニーズは、復旧から復興段階に応じて変化していくことから、人的支援については、市職員、関係機関、市民ボランティアの派遣等、被災地のニーズに応じた支援を行っていく。
- その際、市民ボランティアの募集による被災地支援業務については、小金井市社会福祉協議会や市民団体等と連携して実施していくこととする。

7 災害応援活動の広報

- 市は、社会福祉協議会等と協力して、被災地における応急活動・復旧状況や、市が実施する

災害応援活動について広く市民に広報活動を実施する。

- 市が行う活動の広報に加え、市民が災害応援活動を行う場合のボランティア受入情報、物資受付情報、被災地で必要としている支援の状況等についても広報する。

8 被災者の生活支援

- 被災地から小金井市へ避難してくるような事態には、避難者の被災者登録、生活相談、居住していた被災地との情報連絡等について対応する担当窓口を設置し、必要な行政サービスを提供し、被災地からの避難者の生活を支援していく。
- 東日本大震災等の過去の災害経験を踏まえ、市営住宅の提供や民間借家のあっせんを通して、被災者の生活の場の確保に努めるとともに、生活福祉資金の貸付や生活用品の調達等の支援、子どもの教育支援、生活基盤となる就労支援等についても検討しておく。
- 被災地域の地域性や被災者のメンタルケアにも配慮した、被災者の受入れに対する市民の理解も得られるよう努めていく。

第5章 情報通信の確保

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

行政機関内の情報連絡や外部機関との情報連絡体制の確保として、防災行政無線やMCA無線、災害時優先電話を整備している。その他、緊急情報の収集用として緊急情報ネットワークシステム（以下「Em-Net」という。）や全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）、東京都災害情報システム（以下「DIS」という。）を整備している。

2 住民等への情報提供

住民等への情報提供体制としては、防災行政無線、こがねい安全・安心メール、緊急速報メール、公式ホームページ、ツイッター等を整備している。

3 住民相互の情報収集・確認等

通信事業者による災害伝言ダイヤル等の安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施している。

第2 課題

<多摩直下地震（M7.3）被害想定 <冬18時 風速8m/s>>

被害項目	想定される被害
固定電話不通率	7.7%
停電率	12.9%

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

震災時に電話、FAX等の通信手段の機能が大きく低下すると、行政機関内部及び外郭団体や協力機関等との情報連絡に影響を及ぼすおそれがある。

そのような状況下では、職員の安否や市内の被害状況、各部の対応状況等について、情報の一元化がスムーズに行われなくなり、参集可能な職員の把握や被害の全容等が速やかに把握できず、その後の応急・復旧活動に大きな支障が生じるおそれがある。

2 住民等への情報提供

ホームページへのアクセスの集中により、閲覧や更新が困難になる等、住民等に適切な情報提供ができなくなるおそれがある。

また停電等が起こると、防災行政無線（固定系）をはじめ、様々な情報提供手段に影響を及ぼし、震災等に関する情報を市民等に適切に提供できなくなるおそれがある。さらに、通信手段の機能の低下等により、ケーブルテレビにおける放送障害の発生や、ホームページ等の災害情報のリアルタイムの更新ができなくなるおそれがある。

また、情報弱者にも配慮しながら、市民へ迅速かつ正確な情報提供に取り組む必要がある。

3 住民相互の情報収集・確認等

災害時には通信規制や輻輳により携帯電話や固定電話がつながりにくいこと等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。

また、通信事業者が設定している発災時の安否確認ツールが十分活用されていない。

第3 対策の方向性

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制の強化

防災行政無線のデジタル化による機能強化を行い、それを補完する MCA 無線等、多様な情報連絡手段を維持・確保することにより、行政機関内及び外部機関との重層的な情報連絡体制を構築する。

また、初動期における職員の安否確認及び職員参集に必要なシステムの導入を検討する。

2 住民等への情報提供手段の充実

住民等への情報提供を円滑にすべく、ホームページ等の既存システムの機能強化や、ソーシャルメディア等、新たな情報提供ツールの活用を推進する。

また、要配慮者、情報弱者等、住民のニーズにあわせた情報提供方法等の構築を図る。

3 安否確認ツールの活用の促進

災害伝言ダイヤルや携帯電話等の災害伝言板の普及啓発及びこれらの安否確認ツールの利用経験を促進していく。

第4 到達目標

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制の確保

防災行政無線のデジタル化による機能強化を図るとともにそれを補完する MCA 無線等多様な情報連絡手段（SNS、衛生携帯電話等）特性を活かし、効果的な通信ネットワークを整備し、行政機関内・外部機関とより確実な情報連絡体制を確保する。

また、初動期における職員の安否確認及び職員参集に必要なシステムの導入を検討する。

2 住民等への情報提供手段の整備

ホームページ等の既存システムの機能強化や、ソーシャルメディア等の新たな情報提供ツールの活用を推進する。

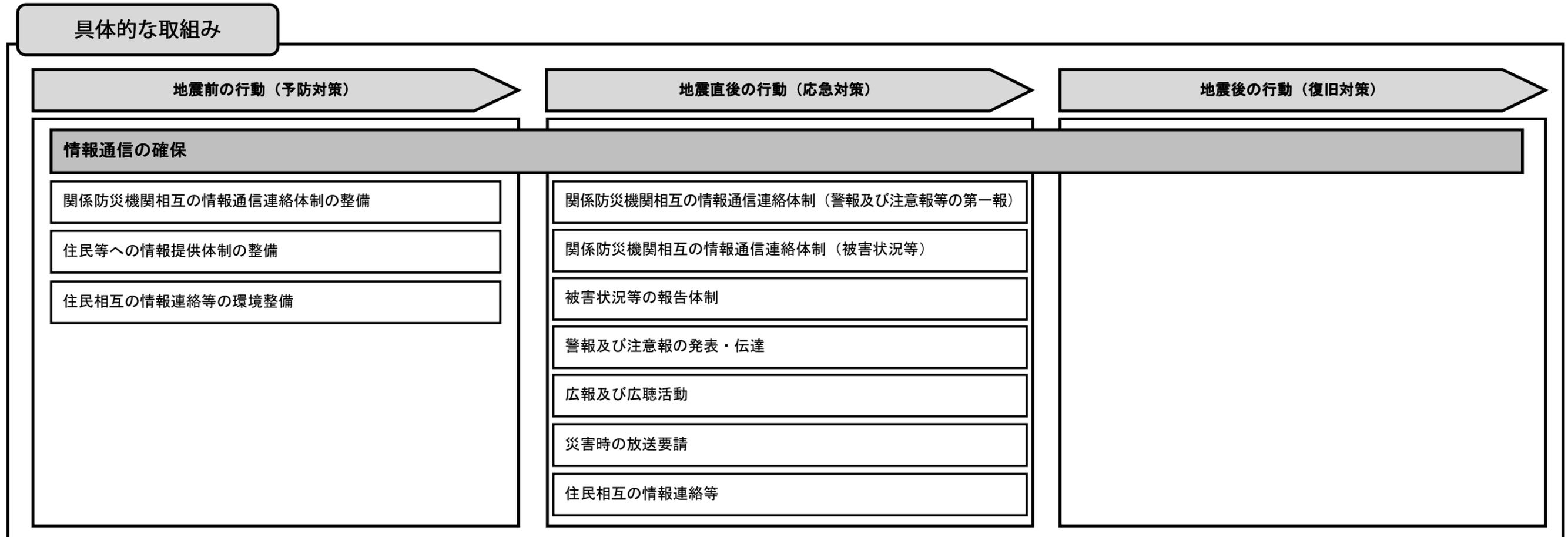
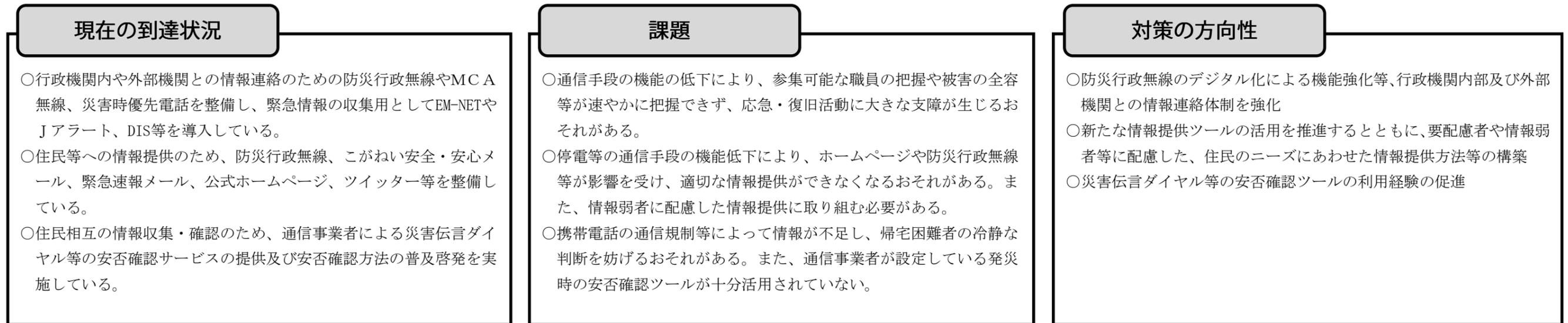
また、要配慮者、情報弱者等に配慮し、住民のニーズにあわせた情報提供方法の構築を目指す。

3 安否確認ツールの利用の拡大

災害伝言ダイヤルや携帯電話等の災害伝言板の普及啓発を図る。

また、安否確認ツールの利用を促進し、安否確認ツールを利用しようとする市民の割合を増加させる。

第5章 情報通信の確保



予防対策

第1節 関係防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

(市、都、小金井消防署)

第1 関係防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

- 地震等の災害発生時には有線電話等の途絶により、情報伝達が一時的に不通になる等の障害が発生することが予想される。このため、都や関係防災機関等との情報伝達・収集手段の確保が必要となることから、市ではMCA無線をはじめ、複数の通信手段の整備・検討を進めている。

第2 通信施設の整備

1 小金井市防災行政無線

(1) 固定系

- 同報通信方式により、市民に対して直接に災害情報等を伝達するため、市役所内に基地局を設置し、固定系子局(屋外拡声装置)を54か所で整備している。今後、防災行政無線のデジタル化・子局の新設(増設)を実施していく。

(別冊 資料 2-5-1 防災行政無線固定系子局(同報無線)設置場所一覧)

(2) MCA無線

- MCA無線はデジタル方式の無線であり、同時並行的に複数の利用者が通話可能となる通信機器で、平成21年度から導入をしており、避難所となる学校や市関係各課・警察署、消防署、消防団等の関係防災機関をはじめ、119局(平成27年3月現在)整備し、関係機関との情報伝達・収集に関して優先的に利用している。なお、防災行政無線(移動系)については、引き続き導入を検討する。

(別冊 資料 2-5-2 MCA無線配置一覧)

2 東京都防災行政無線

- 都は、東京都防災行政無線を基幹とし、各区市町村及び関係防災機関との情報連絡体制を構築している。
- 東京都防災行政無線は、電話、FAX機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。
- 災害時には、各区市町村が入力した被害・措置等に関する情報を、DISで集計処理し、都本部の表示盤に表示するとともに、災害対策の検討・審議に資するほか、端末機設置機関に伝達して情報の共有化を図ることとしている。
- 各区市町村には、画像伝送システム端末を整備しており、これにより被害状況の伝送やテレビ会議を行う。また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で東京都防災センターに送

信する衛星通信システムを整備している。

- 警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。

第3 各種情報システム等の活用

1 緊急地震速報

- 気象庁から配信される緊急地震速報は、地震発生直後に各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせるシステムである。強い揺れの前に、自らの身を守る態勢を整える等の活用が期待されることから施設の館内放送等の導入の検討を行う。

2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

- J-ALERT は、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムである。
- J-ALERT については、平成 23 年度から運用開始している。

3 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

- 総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達するものである。

この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。なお、従来どおりファクシミリによる情報伝達も並行して行われる。

第4 その他情報通信連絡手段の運用

1 地震計ネットワークの運用

- 都総務局及び東京消防庁は、都内の区市町村庁舎、消防方面本部及び消防署等に設置された地震計（102 基）のネットワーク化を図り、各関係防災機関に震度情報を提供することにより、各関係防災機関が相互に協力しながら、迅速な初動対応を行い、被害を最小限に抑える体制を確立している。

2 電気通信設備の優先利用（電話、電報の優先利用）

- 通信事業者は、公共の利益のために緊急に通信することを要する通話及び電報については、それぞれ「非常又は緊急通話」、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の通話、電報に優先して接続又は配達することとしている。

3 非常通信の利用（電波法第 52 条第 4 号に定める非常通信）

- 市は、市の施設において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、小金井消防署の消防電話用通信設備を利用し、都災害対策本部との通信の確保を図ることとしている。

(別冊 協定 通信・情報関係 2 非常通信の運用に関する協定書)

(1) 非常通信伝達手段

- 非常通信の伝達手段は、電話又はFAXによるものとする。

(2) 発信方法

- 非常通信文を持参し、小金井消防署の有する通信設備を使用して非常通信文を送信することにより行う。

4 その他事項

- アマチュア無線の使用に関しては、市は小金井市アマチュア無線クラブと協定を結んでいるため、小金井市アマチュア無線クラブを経由して情報収集を行う。

(別冊 協定 通信・情報関係 4 大規模地震等の災害発生時における情報収集連絡体制にかかわる協定書)

第2節 住民等への情報提供体制の整備(市)

- 地震等の災害発生時には、通信機能が途絶する可能性が高く、適切な情報が不足することから、多くの混乱が予想される。市は、適切な情報を円滑に提供することが求められるため、多くの住民に情報提供できる体制等を構築する必要がある。ホームページ等の既存システムの機能強化や、ソーシャルメディア等の新たな情報提供ツールの活用を推進するとともに、個別ニーズへの対応として、要配慮者や帰宅困難者等、情報弱者等に配慮した情報提供方法も検討していく必要がある。

第1 防災行政無線

- 防災行政無線の整備は、「震災編 第2部 5-7 第2 通信施設の整備」を参照
- 平成24年度から防災行政無線(固定系)の放送内容を電話で確認することができる自動音声応答サービスを開始している。
- 自動音声応答サービス電話番号 電話 042-387-9900

第2 メールシステムの整備・普及

- 携帯電話が広く普及している現代において、多くの住民に直接情報提供できるメールシステムは有効であり、積極的に活用していく。

1 こがねい安全・安心メール

- 事前に登録した市民に、地震情報等の市民の生活のためメール配信の必要性を認めた情報等を配信する。

2 緊急速報メール

- 携帯電話 3 社（NTT ドコモ、KDDI、SoftBank）の通信網を利用し、市内にいる携帯電話ユーザーに対し、緊急情報を一斉配信する。

第3 その他、情報提供手段の多様化

- 公式ホームページ、ツイッター、市報、広報車、ケーブルテレビ等、様々な情報提供手段を活用し、住民へ広く情報提供する。
- 災害情報共有システム（Lアラート）（平成 26 年 6 月運用開始）を活用したマスメディアとの情報連絡網の強化に努める。

第4 要配慮者等に配慮した情報提供

- 要配慮者や帰宅困難者等に配慮し、個別ニーズに対応した情報提供方法を構築していく。また、在住外国人に対して、多言語及びわかりやすい日本語での情報提供方法を構築し平常時から情報提供を行う。
- 情報提供手段や対象者を踏まえ、次のような点に配慮して警報の伝達を行う。
 - 1 緊急速報メールの字数制限、配信の基準
 - 2 ツイッター等での正確な情報を発信継続
 - 3 広報車、消防団による広報の巡回できない区域への情報伝達
 - 4 要配慮者に関する家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者等への伝達
 - (1) 聴覚障がい者：FAX による災害情報配信、聴覚障がい者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）
 - (2) 視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機
 - (3) 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
 - (4) その他：メーリングリスト等による送信
字幕放送・解説放送（副音声や 2 か国語放送等 2 以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）、手話放送、SNS 等のインターネットを通じた情報提供
 - 5 社会福祉施設、学校、医療施設等の施設管理者等への避難確保計画に定められた方法での情報の伝達

第3節 住民相互の情報連絡等の環境整備（市、関係防災機関）

- 市民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、市民が事前にその方法を熟知する。また、災害情報等の入手方法等を確認できる体制を整備する。

第1 情報連絡等の環境整備

- 災害伝言ダイヤル（171）や携帯電話等の災害伝言板の活用・普及を図るとともに、市民が日頃から、安否確認等について災害時の行動を家族とよく相談するよう周知する。
- 帰宅困難者等に対する情報提供のため、一時滞在施設等において、無線LAN等の通信の多様化を推進する。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、新しい通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。

第2 通信事業者による安否確認手段、通信基盤の確保

- 安否確認手段の確保、市民向け通信基盤の充実や耐震化を推進する。また、広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知するとともに、早期復旧に向けた取組内容についても周知する。

第3 鉄道事業者による情報提供

- 駅での情報提供等、発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

応急対策

第1節 関係防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報） （市、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

第1 関係防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）

- 災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、関係防災機関や住民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。
そのため、災害に関する予警報の発表・伝達等について必要な事項を定める。

<各機関の災害に関する通報>

機関名	内容
市	1 異常現象の通報 ○ 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者、又は発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは直ちに都及び気象庁に通報する。 2 一般的な災害原因に関する情報の通報 ○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係防災機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般住民等に周知する措置をとる。
警視庁 小金井警察署	○ 異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 警報等については、都からの通報に基づき、市民に周知する。 ○ 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを小金井市及びその他関係防災機関に通報するとともに市民に周知する。
NTT 東日本	○ 気象業務法に基づいて気象庁から伝達された各種警報を、市及び関係防災機関に通報する。

第2節 関係防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等） （市、都、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

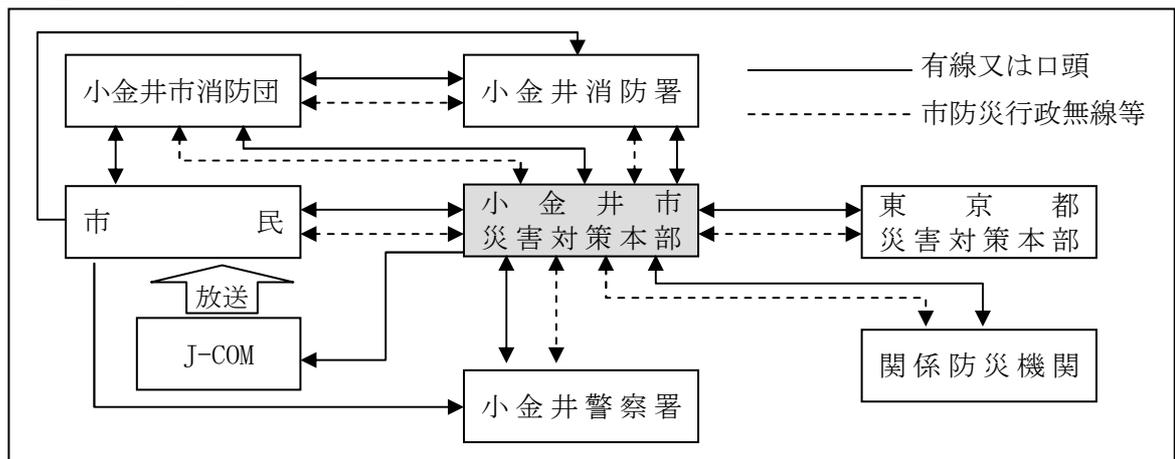
第1 通信連絡系統

1 情報通信連絡体制

機関名	内容
市	○ 総務部統括調整班は、東京都防災行政無線を使用し、都本部に対し情報連

機関名	内容
	絡を行う。 ○ MCA 無線又はその他の手段により、市域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
警視庁 小金井警察署	○ 警察無線、警察電話及び市防災行政無線等により、管内交番及び駐在所並びに各関係防災機関と情報連絡を行う。
東京消防庁 小金井消防署	○ 消防救急無線、消防電話及び市防災行政無線等により、管内消防出張所、第八消防方面本部、警防本部、他の署隊本部、消防団及び各関係防災機関と情報連絡を行う。
都	○ 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、市と情報連絡を行う。 ○ 消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し、緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁及び他府県等との通信連絡を行うほか、中央防災無線を利用して関係省庁との情報連絡を行う。
その他 関係防災機関	○ それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。

<通信連絡体制図>



2 通信施設の運用

(1) 通信連絡窓口

ア 市本部設置後

- 市及び関係防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡を開始できるよう必要な人員を配置する。
- 市本部への通信連絡は、特に定める場合を除き、市役所に設置されている無線室及び執務室において処理する。無線室及び執務室においては、市防災行政無線、MCA無線、電話その他の通信設備を配備する。

イ 市本部設置前

- 通常の勤務時間においては、総務部地域安全課が担当し、夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、施設管理室が担当する。

(2) 通信連絡の方法

- 通信連絡の方法は、有線電話、市防災行政無線、MCA 無線、都防災行政無線、伝令等をもって行うものとする。都災害対策本部への災害情報の入出力は、極力データ端末機（DIS 端末機）により行うものとする。
- 避難所として利用する市立小中学校、福祉避難所（二次避難所）として利用する市立保育園やその他の主要な公共施設の電話は、災害時優先電話として登録しており、災害時の情報収集伝達手段として活用する。
 （別冊 様式 2-5-1 通信の様式）
 （別冊 資料 2-5-3 災害時優先電話登録一覧）

(3) 通信統制

- 重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、市防災行政無線及び MCA 無線にあつては危機管理担当部長が、東京都防災行政無線にあつては都危機管理監が通信統制を実施する。

第3節 被害状況等の報告体制

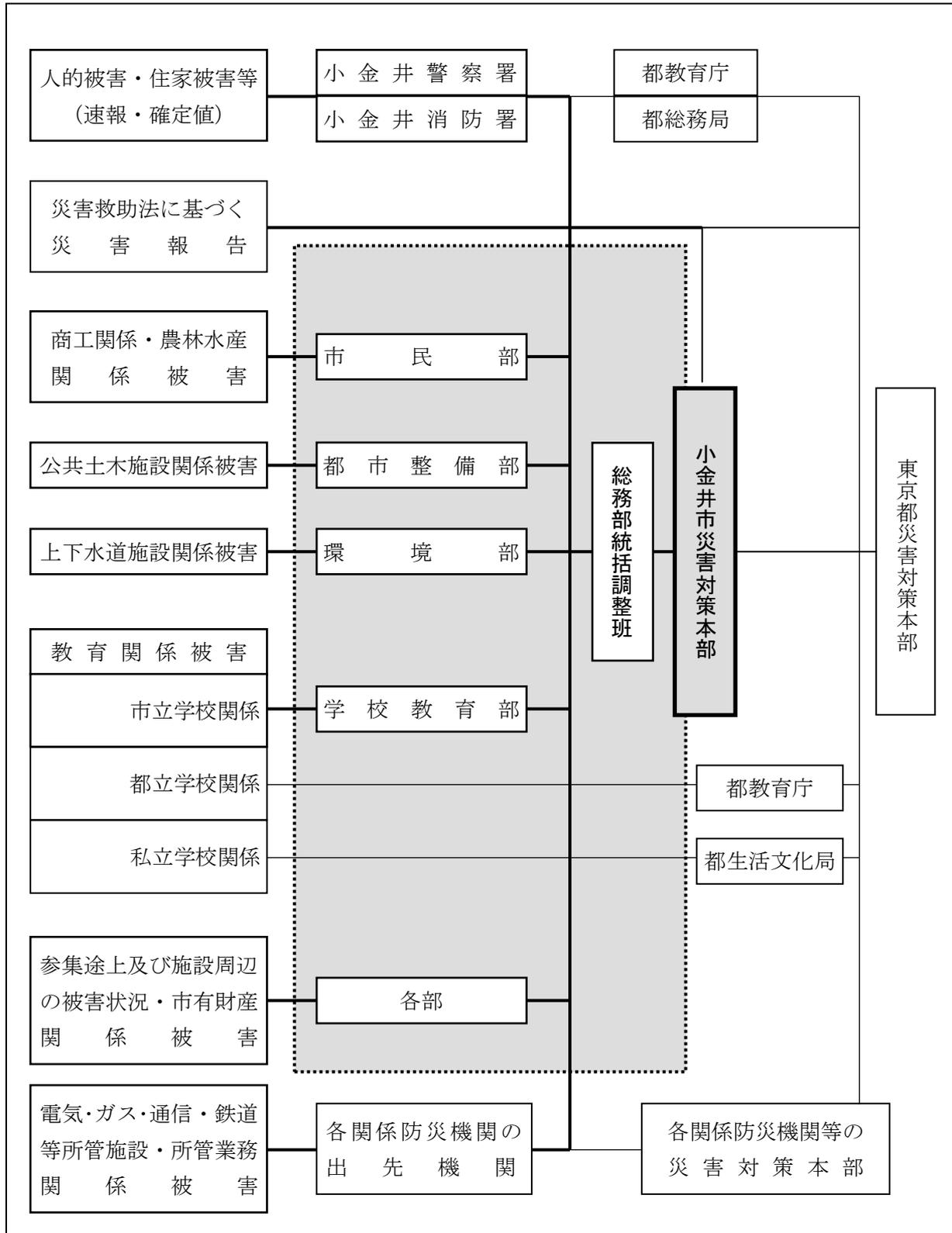
（市、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

第1 情報収集体制及び収集情報

実施担当部		収集すべき情報
市	総務部 （統括調整班）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係防災機関からの概括的な被害情報収集 ○ 参集職員から参集途上の被害情報等を収集及び各部からの情報収集 ○ DIS からの情報収集 ○ 庁舎及び職員等の被害状況、職員参集状況の収集
	企画財政部 （広報秘書班）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民、民間協力団体、テレビ・ラジオ等からの情報収集
	市民部 （市民庶務班 税務・調査班）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の被害状況（道路、住宅、ブロック塀の倒壊、急傾斜地、その他） ○ 市内の商店街、農地、工場等の被害状況
	福祉保健部 （福祉保健庶務班 障害福祉班 介護福祉班 保健医療班）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内医療機関の被害状況、死者数・負傷者等搬入状況等について、医師会等から情報収集 ○ 福祉避難所（二次避難所）被災状況、避難行動要支援者・行方不明者の情報収集
	都市整備部 （都市整備庶務班 道路復旧班 交通対策班）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路・市内道路の被災状況及び事故・渋滞状況、公共交通機関の運行状況等の情報収集 ○ 市内の被害状況（道路、住宅、ブロック塀の倒壊、急傾斜地、その他）
	学校教育部 （学校教育庶務班）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の被災状況、開設状況、市民の避難状況及び避難者概数
	その他各部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の参集途上における市内の被災状況 ○ 所管施設の被災状況、市民の避難状況及び避難者概数

第2 各機関の報告体制

<各機関の報告体制図>



第3 市及び都関係機関

機関名	内容																						
<p style="text-align: center;">市 (総務部統括調整班)</p>	<p>○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条の規定に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>1 報告すべき事項</p> <p>(1) 災害の原因</p> <p>(2) 災害が発生した日時</p> <p>(3) 災害が発生した場所又は地域</p> <p>(4) 被害状況(被害の程度は、認定基準に基づき認定)</p> <p>(5) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置</p> <p>(6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>2 報告の方法</p> <p>原則として、DISの入力による（ただし、障がい等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。）。</p> <p>3 報告の種類・期限等</p> <table border="1" data-bbox="456 994 1331 1429"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td> <td>即時</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td>被害措置概況速報</td> <td>即時及び都が通知する期限内</td> <td>災害総括 被害情報 措置情報</td> </tr> <tr> <td>要請通知</td> <td>即時</td> <td>要請情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定報</td> <td>災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した後20日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害情報 措置情報</td> </tr> <tr> <td>災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害救助法に基づく報告</p> <p>災害救助法に基づく報告については、第2部第11章予防対策第5節「災害救助法等」に定めるところによる。</p>	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	発災情報	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報	要請通知	即時	要請情報	確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報	災害年報	4月20日	災害総括
報告の種類	入力期限	入力画面																					
発災通知	即時	発災情報																					
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報																					
要請通知	即時	要請情報																					
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括																				
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報																				
災害年報	4月20日	災害総括																					
<p style="text-align: center;">東京消防庁 小金井消防署</p>	<p>1 消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、都に通報するとともに、小金井警察署及び関係防災機関等と情報交換を図る。</p> <p>(1) 119番通報等に対応し、管内の火災発生状況、被害状況等の把握</p> <p>(2) 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握</p> <p>(3) 消防車両、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握</p> <p>(4) 消防団員の参集者が収集した被害状況の把握</p> <p>2 主な情報収集事項は、火災発生状況及び消防活動状況、救助・救急告示医療機関等の診療状況、その他消防活動上必要ある状況とする。</p>																						
<p style="text-align: center;">警視庁 小金井警察署</p>	<p>1 震災等の災害時においては、各交番から次の情報を収集し、市本部に情報提供を行う。</p>																						

機関名	内容
	(1) 家屋の倒壊状況 (2) 死者・負傷者等の状況 (3) 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況 (4) 住民の避難状況 (5) 火災の拡大状況 (6) 電気・水道・ガス・通信施設の状況 (7) その他必要ある事項の状況
その他の関係防災機関	○ 各関係防災機関は、市の地域内の所管施設に関する被害、災害に対し既にとった措置、震災に対し今後とろうとする措置その他必要事項について、市本部に報告する。

第4節 警報及び注意報の発表・伝達（市、小金井警察署、小金井消防署）

- 市は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- 市は、災害原因に関する重要な情報について、都又は関係防災機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、小金井警察署及び小金井消防署の協力を得て市民等に周知する。
- 小金井消防署は、地震に起因する情報や水防に関する情報を警防本部、方面本部及び出張所等から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。

第5節 広報及び広聴活動

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、自衛隊、関係防災機関）

第1 広報活動

- 市区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。

1 市の広報内容

(1) 広報内容

種類	広報内容
地震発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震の規模・気象に関する情報 ○ 初期消火・救出の呼びかけ ○ 火気使用厳禁（都市ガス漏洩、ガス栓閉止等） ○ 感電事故防止の呼びかけ

種類	広報内容
	○ 余震警戒の呼びかけ、被害家屋からの屋外待避等安全措置
緊急措置の広報	○ 火災発生等二次災害の発生状況 ○ 緊急避難の呼びかけ
避難指示・救護に関する広報	○ 避難勧告・指示及び避難方法 ○ 要配慮者（安否確認・避難支援）への呼びかけ ○ 避難の際の安全措置の呼びかけ（ブレーカー遮断、携行品等） ○ 負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報提供 ○ 学校等の措置状況
被害状況・応急対策に関する広報	○ 倒壊家屋、延焼被害等の状況 ○ 警戒区域設定等の情報 ○ 避難所の開設状況 ○ 医療救護所等の設置状況 ○ 災害応急対策の状況 ○ 道路・交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況）
支援状況等の広報	○ 市民の安否（行方不明者、避難所ごとの避難者数等） ○ 災害用伝言ダイヤルの利用 ○ デマ情報の防止、警戒状況の情報 ○ ボランティア活動への参加呼びかけ ○ 避難所における給食・給水・生活必需品配給等、救護情報 ○ 帰宅困難者対策等広域的災害対策の状況 ○ ライフラインの途絶等、被災状況 ○ 臨時休校の状況 ○ その他市民が必要としている情報

(2) 広報手段

防災行政無線	○ 固定系子局（屋外拡声器）による放送
(株)ジェイコム東京	○ 協定に基づき放送要請
広報車 (拡声器付自動車)	○ 原則として庁用車を使用する。 ○ 必要に応じて他の機関の広報車の協力も得る。
その他	○ 市報及びホームページ、ツイッター、こがねい安全・安心メール、自動音声応答サービスによる情報提供
各避難所	○ 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。

2 各関係防災機関の広報内容・手段

機関名	内容
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部は、市から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係防災機関に対し、放送要請手続をとるよう指示する等、必要な指示又は要請を行う。 ○ 都総務局は、携帯電話による利用が可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。 ○ 都生活文化局は、都本部が発する情報を基に、インターネット、広報紙等の広報媒体を最大限に利用して、広報活動を実施する。

機関名	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都政広報番組については、可能な限り放送内容を変更し、災害関係情報を放送する。 ○ 東京都ホームページについては、災害対策用に切り替え、上記の広報内容を都民等に提供し、区市町村、国等関係防災機関と連携し、災害情報を広く、迅速に提供する。
<p style="text-align: center;">警視庁 小金井警察署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 余震等気象庁の情報 (2) 地域の被害情報及び見通し (3) ライフライン等の被害状況及び復旧見通し (4) 主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧見通し (5) 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 ○ 広報手段は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> (1) トランジスターメガホン (2) 交番(駐在所)備付けマイク (3) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー (4) ヘリコプター (5) ホームページ等
<p style="text-align: center;">東京消防庁 小金井消防署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 出火防止、初期消火の呼びかけ (2) 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障がい者等）への支援の呼びかけ (3) 火災及び土砂崩れ等の被害に関する情報 (4) 避難勧告又は避難命令等に関する情報 (5) 医療救護所、救急告示医療機関等の診療情報 (6) その他市民が必要としている情報 ○ 広報手段は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防車両の拡声装置等 (2) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 (3) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 (4) ホームページ (5) 消防団員、自主防災組織、東京消防庁災害時支援ボランティアを介しての情報提供 (6) 救急告示医療機関等の診療情報
<p style="text-align: center;">関東総合 通信局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報共有システム（Lアラート）等による住民への防災情報伝達システムの整備促進
<p style="text-align: center;">東京管区 気象台 (気象庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震の詳しい状況やその解説、余震の見通しや防災上の注意点等を広報する。 ○ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて知らせるほか、インターネットのホームページでも広報する。
<p style="text-align: center;">自衛隊</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都及び関係防災機関と連絡を密にし、空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達 (2) 民心安定に寄与する自衛隊及びその他関係防災機関の活動状況

機関名	内容
	(3) 都及び関係防災機関等の告示事項 (4) その他必要事項 ○ 広報手段は、航空機、車両拡声器及び地上部隊の口頭による。
日本郵便株式会社 小金井郵便局	○ 災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況等並びに事業の運営状況及びその見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。
東京電力株式会社	○ 広報内容は、次のとおりである。 (1) 電気による二次災害等を防止するための方法 (2) 避難時の電気安全に関する心構えについての情報 (3) 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 ○ 広報手段は、次のとおりである。 (1) テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）及び新聞等の報道機関を通じた広報 (2) 市の防災行政無線の活用 (3) 広報車等による直接当該地域への周知
NTT 東日本	○ 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。 ○ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。 ○ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を実施する。
東京ガス株式会社	○ 広報内容は、次のとおりである。 (1) 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 (2) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し ○ 広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。 ○ NHK 及び民報各社に「マイコンメーター復帰方法のテープ・ビデオ」を配布している。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内する。
東日本旅客鉄道株式会社	○ 広報内容は、次のとおりである。 (1) 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況 (2) 列車の不通線区や開通見込み等 ○ 広報手段は、次のとおりである。 (1) 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等で都民への情報提供に努める。 (2) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。

第2 広聴活動

1 市及び都関係機関

機関名	内容
市	○ 被災者のための相談窓口を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係防災機関に連絡する。
警視庁 小金井警察署	○ 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
東京消防庁 小金井消防署	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 ○ 市民等からの電子メールによる問い合わせに対応する。

第3 報道機関への発表

1 市本部からの発表

- 市本部からの発表は、庁議室等において行う。なお、市本部長室での直接の取材は受け付けない。
- 市本部の報道機関への窓口は、企画財政部広報秘書班とする。
- 市本部の決定事項及び各部の発表事項は、総務部統括調整班が総合調整を行う。

2 小金井警察署からの発表

- 小金井警察署が収集した被害情報等について発表する場合は、その内容を事前に市本部総務部統括調整班に通報し、市本部と情報の共有化を図る。

3 小金井消防署からの発表

- 小金井消防署が収集した被害情報等について発表するときは、同時に市本部においても前記1により発表する。

4 各関係防災機関からの発表

- 被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係防災機関の広報担当から発表されるが、必要に応じて市本部においても発表する。

第6節 災害時の放送要請（市、都）

第1 放送要請

- 災害対策基本法第57条の規定に基づき放送を要請する場合は、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同実施細目の規定により、原則として都知事に要請依頼する。ただし、都との通信途絶等の特別の事情がある場合は、市は放送機関に対し直接要請することができる。この場合、事後速やかに都に報告する。
- 市は、独自の要請先として地域メディアとしての（株）ジェイコム東京と災害時における災害情報の放送等に関する協定を締結している。

第2 避難勧告等の情報伝達

- 災害発生時、市本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、市本部設置に至らない場合でも、市民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行う等、より一層の災害対応を実施する。
- 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

(1) 実施機関

- 東京都、都内区市町村、東京都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

- ア 避難準備情報（要配慮者向け準備情報を含む。）
- イ 避難勧告
- ウ 避難指示
- エ 警戒区域の設定

<三類型の避難勧告等一覧>

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要配慮者 避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第7節 住民相互の情報連絡等（市、関係防災機関、市民等）

- 市は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係防

災機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況等、災害関連情報等を提供する。

- 通信事業者は、市と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行うとともに、災害伝言ダイヤル（171）、災害伝言板等の安否確認サービスの利用を呼びかける。
- 報道機関は、市や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認の方法等について、住民、事業者及び帰宅困難者に提供する。
- 市民等は、災害伝言ダイヤル（171）、災害伝言版等を利用し、家族等の安否を確認する。

第6章 医療救護等対策

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 初動医療体制の確立

医療法に定められた二次保健医療圏^{※1}の中で、本市は北多摩南部保健医療圏（小金井市、三鷹市、武蔵野市、府中市、調布市、狛江市）に位置し、東京都地域防災計画に基づく東京都地域災害医療コーディネーター^{※2}の統括・調整のもとで医療救護活動等を実施することとなっている。

また、市では、小金井市医師会、小金井歯科医師会、小金井市薬剤師会、小金井市整復師会等、医療関係団体との災害時協定に基づき、連携して医療救護班を編成し、医療救護活動を実施することとなっている。

※1 二次保健医療圏：地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療（特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する複数の市町村で構成される体制（医療法30条）

※2 地域災害医療コーディネーター：各二次保健医療圏において、災害時の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター

2 医薬品・医療資器材の確保

災害用医療資材3点セットを4組備蓄していたが、都が示した災害用の医療資器材等の備蓄リストを基に、小金井市医師会と協議し、新医療資器材等の備蓄（200人分）を行っている。（別冊 資料2-6-1 新医療資器材等の備蓄リスト）

3 医療施設等の状況

本市が位置する北多摩南部保健医療圏には4つの災害拠点病院があり、東京都地域防災計画では、これらの医療機関を中心とした圏域内の医療救護活動を行うこととなっている。また、本市は北多摩北部保健医療圏の災害拠点病院である公立昭和病院の構成市となっている。小金井市内には災害拠点病院はないが、隣接市の小金井市近傍に立地している。

なお、市の医療拠点病院として2つの病院を指定した。また、市内の都立高校・私立中学校と協定を結び、医療救護所を設置することとしている。これらの施設を中心に医療救護活動を行うことができるように、平成24年2月に小金井市医師会は医療初動マニュアルを策定した。

【北多摩南部保健医療圏の災害拠点病院】

- ・ 武蔵野赤十字病院
- ・ 都立多摩・小児総合医療センター
- ・ 杏林大学医学部付属病院
- ・ 東京慈恵会医科大学附属第三病院

【市の医療拠点病院】

- ・ 小金井太陽病院
- ・ 桜町病院
- 【一部事務組合構成病院】
- ・ 公立昭和病院
- 【医療救護所】
- ・ 都立多摩科学技術高校（都立小金井工業高校）
- ・ 私立武蔵野東中学校

4 遺体の取扱い

災害発生時に死亡者が発生したときは、遺体収容所の設置、遺体の搬送、住民への広報、遺体の引き渡し業務を実施することとしている。

第2 課題

<被害想定>

想定地震		多摩直下地震			立川断層帯地震			
地震の規模		M7.3			M7.4			
発生時刻		冬 18 時	冬 12 時	冬 5 時	冬 18 時	冬 12 時	冬 5 時	
風速		8m/s			8m/s			
人的被害	死者	64 人	35 人	52 人	46	31	46	
	原因別	ゆれ(※1)	29 人	28 人	46 人	25	25	41
		火災	35 人	7 人	6 人	21 人	6 人	5 人
	負傷者 (うち重傷者)		697 人 (94 人)	589 人 (63 人)	886 人 (90 人)	611 人 (69 人)	565 人 (56 人)	861 人 (81 人)
		原因別	ゆれ(※1)	571 人 (59 人)	578 人 (60 人)	877 人 (88 人)	553 人 (53 人)	556 人 (53 人)
	火災		126 人 (35 人)	11 人 (3 人)	9 人 (2 人)	58 人 (16 人)	9 人 (3 人)	7 人 (2 人)
			建物被害	5,214 棟	3,610 棟	3,456 棟	4,365 棟	3,535 棟
	物的被害	原因別	ゆれ(※2)			3,216 棟		
火災		1,974 棟	370 棟	216 棟	1,149 棟	319 棟	190 棟	
避難人口(※1)		30,495 人	24,438 人	23,858 人	25,170 人	21,968 人	21,469 人	

※1 ゆれ・液状化建物被害、急傾斜地崩壊、ブロック塀等、屋外落下物の計

※2 ゆれ・液状化建物被害、急傾斜地崩壊

(資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 平成 24 年 4 月)

1 初動医療体制の確立

本市では、94 人の重傷者を含めた 697 人（最大 886 人）の負傷者発生が想定されており、迅速な医療救護活動と医療拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。このため、限られた医療資源を最大限有効に活用できるような初動医療体制の確立と応援医療チームの受入れ及び配置等について迅速に調整する機能が必要である。

また、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制及び負傷者の搬送体制の構築が必要である。

2 医薬品・医療資器材の確保

市では、災害時に備えた新医療資器材等の備蓄をしているが、不足が予測される医薬品及び災害時応急用資器材等を確実に確保する必要がある。

3 医療施設等の連携体制や基盤の整備

市の災害医療の中核的機能を担う医療拠点病院や被災を免れた医療機関等の役割分担を明確にするとともに地域における医療機能を維持するための医療連携体制や基盤を強化する必要がある。

4 在宅療養者対策や慢性期医療対策の充実

避難所以外の在宅療養者に対する対策、慢性期医療対策を充実していく必要がある。

5 遺体の取扱い

市内の被災による死者は、最大で64人が想定されており、発災時に迅速な検案活動等を実施するためには、関係機関と連携した体制の強化が必要である。

また、近隣地域の火葬施設のみでは、火葬に相当の期間が必要となることが想定されることから、遺体の保存や広域的な応援要請を検討する必要がある。

第3 対策の方向性

1 初動医療体制の確立

市は、被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるように、小金井市医師会、小金井歯科医師会、小金井市薬剤師会、小金井市整復師会等の医療関係機関の協力のもとに、小金井市災害医療コーディネーター（小金井市医師会災害対策本部）と医療救護活動拠点が連携し、最適かつ速やかな初動医療体制を確保する。

なお、医療救護活動拠点については、福祉保健部が中心となり、「小金井市保健センター」内に設置し、情報収集活動等を行う。

また、関係各部や小金井消防署、小金井警察署、自衛隊等の関係各機関と連携をとりながら医療救護活動を進める。

2 医薬品・医療資器材の確保

市は、東京都及び医療関係団体と連携して医薬品・医療資器材の備蓄を推進するとともに卸売販売業者を活用し、医薬品等の供給体制を強化する。

3 医療施設等の連携体制や基盤の整備

各医療機関は、施設の耐震化の促進や水、食料の備蓄、自家発電に必要な燃料等の確保等、ライフライン機能の強化に努める。

4 在宅療養者対策や慢性期医療対策の充実

在宅療養者対策や慢性期医療対策を充実していく。

5 検視・検案及び火葬体制の整備

今後、葬祭事業者との協定を推進し、遺体の搬送や棺等葬祭用品の確保に努める。

また、遺体の保存等により犠牲者の尊厳を保つために火葬体制の検討を進め、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、迅速な対応の実現を図る。

第4 到達目標

1 災害医療コーディネーターと医療救護活動拠点が連携した災害医療体制を構築

市は、小金井市災害医療コーディネーターの医学的助言に基づき市全域の医療資源を配分するとともに、二次保健医療圏ごとに設置される地域災害医療連携会議及び東京都地域災害医療コーディネーターと連携を図り、迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。

負傷者等の搬送については、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保するとともに、他自治体等被災地域外へ負傷者等を搬送する必要がある場合に備え、東京都が設置する広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）^{*}への搬送手段も検討する。

^{*}広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）：Staging Care Unit の略で、広域医療搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。

2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築

市は、医薬品や医療資器材の確保に向けて、小金井市医師会、小金井市薬剤師会や卸売販売業者、東京都と連携した供給体制を構築する。

また、医薬品等の確保については、医療機関が、卸売販売業者から購入することを基本とするため、卸売販売業者が早期に復旧できるように支援するとともに、医療機関において、卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等を備蓄するよう働きかける。

3 病院等の耐震化促進及び災害拠点病院・医療拠点病院との連携

東京都と連携して、医療機関の耐震診断や耐震化を促進する。

また、医療機能の維持に必要となる、水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携する等の多角的な供給体制を確立するとともに、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築していく。

4 在宅療養者対策や慢性期医療対策の充実

巡回医療体制や透析患者、在宅難病患者への支援体制を構築していく。

5 検視・検案体制の構築

震災時における遺体の検視・検案等に関しては、市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

第6章 医療救護等対策

現在の到達状況

- 小金井市医師会、小金井歯科医師会、小金井市薬剤師会、小金井市整復師会等の医療関係団体との災害時協定を締結
- 都が示した災害用の医療資器材等の備蓄リストを基に、小金井市医師会と協議し、新医療資器材等を備蓄（200人分）
- 2つの市の医療拠点病院を指定するとともに、市内の都立高校・私立中学校と医療救護所の設置に関する協定を結び、これらの施設を中心に医療救護活動を行うための医療初動マニュアルを策定
- 遺体収容所の設置、遺体の搬送、住民への広報、遺体の引き渡し、検視・検案の活動の整理

課題

- 迅速に活動できる医療救護体制と医療拠点病院を中心とする受入医療機関を確保し、初動医療体制等を確立することが必要
- 被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制及び負傷者の搬送体制の構築が必要
- 不足が予測される医薬品及び災害時応急医療資器材の確保が必要
- 地域における医療連携体制や基盤を強化することが必要
- 避難所以外の在宅療養者に対する対策、慢性期医療対策を充実することが必要
- 迅速な検案活動等を実施するための関係機関との連携体制の強化、遺体の保存や広域的な応援要請の検討が必要

対策の方向性

- 小金井市災害医療コーディネーターと医療救護活動拠点が連携した、初動医療体制を確立
- 関係各部、消防、警察、自衛隊等と連携し、医療救護活動を推進
- 東京都及び医療関係団体と連携し、医薬品の供給体制を強化
- 市内の医療機関との連携体制、各医療機関におけるライフライン機能等の強化
- 在宅療養者対策や慢性期医療対策の充実
- 民間事業者等と連携して取り組む体制の整備

到達目標

- 災害医療コーディネーターと医療救護活動拠点が連携した災害医療体制を構築
- 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築
- 病院等の耐震化促進及び災害拠点病院・医療拠点病院との連携
- 在宅療養者対策や慢性期医療対策の充実
- 検視・検案体制の構築

具体的な取組み

地震前の行動（予防対策）

医療救護等対策

初動医療体制の整備

医薬品・医療資器材の確保

医療施設の基盤整備

遺体の取扱い

地震直後の行動（応急対策）

初動医療体制

医薬品・医療資器材の供給

医療施設の確保

行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

地震後の行動（復旧対策）

防疫活動の確立

火葬等

予防対策

第1節 初動医療体制の整備（市、都、関係防災機関）

第1 情報連絡体制の確保

1 市の情報連絡体制

- 市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う小金井市災害医療コーディネーターを設置する。
- 小金井市災害医療コーディネーター及び市保健医療班は、市内医療機関の被災状況やライフライン状況等について迅速に把握できるような体制を確立するとともに、医療救護班等との連絡体制を確保し、市内全域を統括できるような情報連絡体制を構築する。

2 東京都地域災害医療コーディネーターとの情報連絡体制

- 災害時医療は、市内にとどまらず広域的な医療資源の効率的な運用が求められることから、二次保健医療圏を単位に設置される東京都地域災害医療コーディネーターと綿密に連携した医療活動が求められる。市は、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等についても迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

<災害医療コーディネーター>

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター。災害時は都庁に参集する。
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター。小金井市域は北多摩南部保健医療圏に位置し、多摩総合医療センター・小児総合医療センターに設置する。
小金井市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、市が指定するコーディネーター。災害時は原則「医師会館」に設置する。

第2 医療救護体制の確保

1 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
市	<ul style="list-style-type: none">○ 医療救護活動拠点としての体制整備○ 医療救護所の設置及び運営方法の検討○ 発災直後から迅速に庁内専門職等による保健活動チームを編成するよ

機関名	活動内容
	う体制整備 ○ 急性期以降も医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができる体制整備
小金井市医師会	○ 医師会館に医師会災害対策本部を設置し、小金井市災害医療コーディネーターとしての体制整備 ○ 市災害対策本部から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合、医療救護班を派遣できるよう体制整備 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施できるよう体制整備
小金井歯科医師会	○ 市災害対策本部から「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」に基づき、派遣要請があった場合、歯科医療救護班を派遣できるよう体制整備 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに歯科医療救護活動を実施できるよう体制整備
小金井市整復師会	○ 市本部から「災害時における応急救護活動の協力に関する協書」に基づき、派遣要請があった場合、接骨師班を派遣できるよう体制整備
小金井市薬剤師会	○ 市災害対策本部から「災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書」に基づく医薬品等の調達要請があった場合、医薬品とともに薬剤師班を派遣できるよう体制整備 なお、派遣された薬剤師は、市が設置する災害薬事センター、医療救護所等における調剤、服薬指導及び医薬品管理等に従事 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに薬剤師医療救護活動を実施できるよう体制整備

2 詳細な取組内容

(1) 医療救護班の業務

- 医療救護班の業務は、傷病者に対する応急処置、傷病者のトリアージを行い、災害拠点病院等への転送の可否や転送順位の決定、軽症患者の治療、遺体の確認等を行うこととなる。
- 歯科医療救護班の業務は、歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、災害拠点病院等への転送の可否や転送順位の決定、避難所内における転送の困難な患者や軽症患者等に対する歯科治療及び衛生指導、検視・検案に際しての法歯学上の協力等を行うこととなる。
- 医療救護班及び歯科医療救護班の活動は、小金井市災害医療コーディネーターと連携し、医療救護所、在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行いながら進めることとなる。また、医療救護所等における調剤、服薬指導等について薬剤師班と連絡・調整を行うこととなる。

<医療救護所等>

名称	説明
医療拠点病院	超急性期から市の医療拠点として診療を継続する病院で、傷病者のトリアージ、軽症者及び中症者（搬送が困難な場合は重症者も含む。）に対する応急処置及び治療を行う場所

名称	説明
医療救護所	超急性期から傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
医療救護活動拠点	発災直後から情報収集、医療救護班及び保健活動チームの編成等の医療救護活動を行う場所 急性期以降には、都外から応援に来たチームが医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所ともなる。（保健センターに設置）

(2) 医療機関・医療救護所の役割

- 都の地域防災計画では、災害時すべての医療機関が医療救護活動を担うこととし、すべての病院を果たすべき機能に応じて「災害拠点病院」「災害拠点連携病院」「災害医療支援病院」に分類している。
- 市においても2か所の病院を医療拠点病院として位置づけている。

<医療拠点病院等>

名称	市の位置づけ	都の位置づけ
医療法人 大日会 太陽病院	医療拠点病院	災害拠点連携病院
社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院		災害医療支援病院
都立多摩総合医療センター		災害拠点病院 北多摩南部圏域医療対策拠点 地域災害医療コーディネーター

(3) 医療救護活動マニュアル等の作成

- 市は、多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する活動マニュアル等を作成する。

第3 負傷者等の搬送体制の整備

- 医療救護班では対応できない重症者等については、災害拠点病院等に搬送・収容するため、搬送体制の整備が重要である。
- 市は、関係機関と協議のうえ、大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所についてあらかじめ候補地を選定する。
- 市は、車両を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて、さらに搬送手段の拡充を図る。

第4 保健衛生体制の確保

1 対策内容

機関名	活動内容
市	○ 発災時、迅速に庁内専門職等による保健活動チームを立ち上げるため、庁内の連携体制を検討する。

機関名	活動内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救命救急の対応、在宅患者・要配慮者の状況把握を行うため、地域健康管理について検討する。 ○ 避難所における、健康管理、保健予防活動を行うため、避難所健康管理について検討する。 ○ 避難所等への巡回診療等、専門チームの体制を検討する。 ○ 難病患者・人工透析患者の対応に関し、都・関係各課等と連携し、情報収集や支援要請等、必要な調整を図る。

2 詳細な取組内容

(1) 保健活動チームの体制整備

- 市は、関係各課に在籍する、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・精神保健福祉士・社会福祉士・事務職からなる保健活動チームを編成するため、庁内関係各課が連携・協働する仕組みをつくる。また、活動内容について、マニュアルを整備していく。

(2) 救急救護・地域健康管理

- 市は、医療救護所の設置・運営の手順について手引きを作成する。
- 市は、保健活動チームの中に地域健康管理グループを編成し、在宅患者・要配慮者の状況把握と支援調整を行うための活動について検討する。

(3) 避難所健康管理

- 市は、保健活動チームの中に避難所健康管理グループを編成し、健康管理、保健予防活動を行うことについて、避難所運営担当班と協力体制について検討する。

(4) 巡回診療等

- 市は、巡回専門、医療、歯科指導、こころのケア、保健指導等を検討する。

(5) 透析患者への対応

- 市は、都との連携により透析医療機関の状況について情報収集し、関係機関に情報を提供する仕組みづくりを検討する。

(6) 在宅難病患者への対応

- 市は、保健所と連携し、在宅難病患者の状況把握する仕組みを推進する。
- 市は、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援について、必要に応じて都に要請する仕組みを検討する。

第5 防疫体制の整備

- 市は、防疫（消毒）用資器材の備蓄を進めるとともに、調達・配付計画を策定する。また、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。
- 飼い主やペット用の食料備蓄などの飼い主の責務の周知徹底を図り、可能な限り自宅での生活を継続できる自助の取組みを推進する。
- 飼い主が不明となったペットのために避難所等における適正なペットの受入体制及び保護の仕組みを整備する。

第2節 医薬品・医療資器材の確保（市、関係防災機関）

第1 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
市	<ul style="list-style-type: none">○ 医療拠点病院用、医療救護班用の医薬品等を備蓄○ 薬剤師会と連携し、災害薬事センター等医薬品拠点の設置、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議
小金井市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none">○ 災害時の情報連絡体制を整備○ 災害薬事センター等医薬品拠点の設置協力○ 医薬品拠点や医療救護所等での調剤体制等の整備○ 卸売販売業者との連絡調整体制の整備
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none">○ 日赤医療救護班の活動に必要な医薬品、資器材を備蓄

第2 詳細な取組内容

1 薬剤師会等との連携・協力体制

- 市は、小金井市薬剤師会等と災害時の協力協定に基づく、連携・協力体制を強化しておく。

2 医薬品等の備蓄

- 市は、小金井市医師会、小金井歯科医師会、小金井薬剤師会、小金井整復師会等と協議のうえ、医療救護所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。

3 災害薬事センターについての事前協議

- 市は、小金井市薬剤師会と連携して、災害薬事センター（市保健センター）の災害薬事コーディネーターや運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく（卸売販売業者は、直接各医療拠点病院及び各医療救護所へ、その他の避難所で使用する医薬品は、災害薬事センターへ納品する）。

4 医薬品等の調達方法の検討

- 市は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

第3節 医療施設の基盤整備（市、都、関係防災機関、医療施設）

第1 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
都総務局	○ 災害拠点病院や災害拠点連携病院への燃料供給等による医療機能の確保
都 福祉保健局 病院経営本部	○ 災害時に医療拠点となる災害拠点病院及び災害拠点連携病院を中心とした中等症以上の医療機能の確保 ○ 耐震化の促進 ○ 災害拠点病院との連携、情報共有を行うための基盤整備 ○ 市の医療拠点となる病院の災害時の医療機能を確保するための多面的な水の確保、電力等ライフライン機能確保 ○ 円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠点病院等との通信訓練を実施

第2 詳細な取組内容

1 燃料供給等による医療機能の確保

- 災害拠点病院、災害拠点連携病院等の医療機能を確保するため、非常用発電機やボイラー等に使用するための燃料供給体制を構築する。

2 災害時の医療機能の確保

- 災害時に市の医療拠点となる病院等については、3日分程度の燃料、飲料水、医薬品等を備蓄する。

3 拠点となる病院の耐震性向上促進

- 医療の拠点となる病院等について建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建物の場合、当該医療機関に対して、耐震診断及び耐震化工事（新築建替・耐震補強工事等）を促進する。

4 病院等の連携、情報共有を行うための基盤整備

- 発災時に市内医療機関を統括して医療資源の効率的運用ができるように、情報収集・連絡体制の構築を進める。
- 小金井市災害医療コーディネーター等の活動拠点となる場所には、無線機等を配置することにより、市本部、医療救護活動拠点、東京都地域災害医療コーディネーター等との通信手段の確保に努める。

5 医療機関のBCP策定への支援

- 医療機関のライフライン機能維持等、BCP（事業継続計画）の策定を支援する等、災害拠点病院等の発災時の対応能力向上に向けた取組を行う。

第4節 遺体の取扱い（市）

第1 取り組み体制の整備

- 行方不明者や死亡者の搜索、遺体の収容、検視・検案（※）等の各段階において、市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

機 関 名	活動内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、遺体収容所の運営等に関し、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項 ・ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○ 市は遺体収容所について、死者への尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を充たす施設を、事前に指定・公表するよう努める。

※検視・検案：検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

第2 遺体収容所の確保

- 市は、遺体収容所として、次の施設を定めている。

<市の遺体収容所指定施設>

施設名	所在地
小金井市公民館緑分館	小金井市緑町 3-3-23
東小金井駅開設記念会館（マロンホール）	小金井市東町 3-7-21

（別冊 資料 2-6-2 遺体収容所における標準的な配置区分図）

応急対策

<医療救護活動におけるフェーズ区分>

フェーズ区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72 時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活しはじめて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

<主な医療救護活動>

区分	主な活動内容
1 発災直後	○被害情報の収集・集約 ○保健活動チームの編成 ○傷病者等の被災地域外への搬送
2 超急性期	○都医療救護班等の被災地域への派遣 ○医療救護所の設置・運営 ○医薬品の供給
3 急性期	○他県医療救護班の受入 ○避難者の定点・巡回診療
4 亜急性期	
5 慢性期	
6 中長期	

第1節 初動医療体制（市、都、小金井消防署、関係防災機関、市民等）

第1 医療情報の収集伝達

1 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会等の関係機関等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置
小金井市医師会 小金井歯科医師会 小金井市整復師会 小金井市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況及び活動状況等を把握し、市へ報告
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）からの情報収集

2 詳細な取組内容

(1) 被害情報の収集

- 市は、医師会等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに東京都地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。

(2) 市民への情報提供

- 福祉保健部保健医療班は企画財政部広報秘書班と連携し、医療機関の稼動状況等について、総務部情報統括班を通じて市民に広報する。
- 福祉保健部保健医療班は、保健センターに市民に対する医療相談窓口を必要に応じて設置する。
- 都は、収集した医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村等の関係機関に伝達するとともに、各種広報媒体や報道機関等を通じて都民に広報する。

第2 初動期の医療救護活動

1 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護活動拠点としての体制整備 ○ 災害時における医療救護を一次的に実施 ○ 小金井市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 小金井市医師会、小金井歯科医師会、小金井市薬剤師会及び小金井

機関名	活動内容
	<p>市整復師会との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、接骨師班の編成 ○ 発災直後から迅速に庁内専門職等による保健活動チームの編成 ○ 医療拠点病院及び医療救護所等にて医療救護活動を実施 ○ 避難所等において定点・巡回診療を実施 ○ 医療救護体制が不足する場合には、二次保健医療圏の地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請 ○ 災害薬事センターの設置
小金井市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、医療救護班としての活動を実施 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施
小金井歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、歯科医療救護班としての活動及び検視・検案活動への協力等を実施 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに歯科医療救護活動を実施
小金井市整復師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市から「災害時における応急救護活動の協力に関する協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、接骨師班としての活動を実施
小金井市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市から「災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書」に基づく薬剤師班の派遣要請があった場合は、医療救護所等における調剤、服薬指導及び医薬品管理等を実施 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに薬剤医療救護活動を実施 ○ 市からの要請に基づき災害薬事センターでの薬品管理や調剤活動等 ○ 卸売販売業者との連絡調整
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉保健局と連携して、可能な範囲内で救急隊を派遣 ○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施

2 業務手順と詳細な取組内容

(1) 市医療救護班の派遣要請

- 市本部長は、災害発生により医療救護の必要性があると判断した場合には、「災害時の医療救護活動についての協定」等に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び整復師会に対し各医療救護班の派遣を要請する。

機関名	班編制の内容等
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護班の編成は、医師1人、看護師1人以上、補助事務員2人とする。なお、補助事務員については、市本部において配置することができる。 ○ 班の数は、災害の状況により小金井市災害医療コーディネーターと協議して決定する。
歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科医療救護班の編制は、災害の規模、地域に応じて出動可能な班編制とする。

機関名	班編制の内容等
薬剤師班	○ 薬剤師班の編制は、災害の規模、地域に応じて出動可能な班編制とする。
接骨師班	○ 接骨師班の編制は、災害の規模、地域に応じて出動可能な班編制とする。

(別冊 協定 医療関係 6 災害時の医療救護活動についての協定 (小金井市医師会))

(別冊 協定 医療関係 5 災害時の救護活動についての協定書 (小金井歯科医師会))

(別冊 協定 医療関係 4 災害時の救護活動についての協定書 (小金井市薬剤師会))

(別冊 協定 医療関係 3 災害時の救護活動についての協定書 (小金井市整復師会))

(2) 医療救護活動

○ 市は、小金井市災害医療コーディネーターと連携し、必要に応じ市の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び整復師会の協力を得て、医療救護活動を行う。

○ 福祉保健部長は、市の対応能力のみでは十分でない認められるときは、都福祉保健局長及びその他関係機関（近隣区市等）に協力を要請するものとする。

○ 災害の状況により、医師会等が緊急を要すると判断し、要請を待たずに医療救護活動を実施した場合については、初動後直ちに市本部長に報告する。報告があったものについては、市の要請があったものとする。

(別冊 様式 2-6-1 医療救護活動の記録及び報告様式)

(別冊 様式 2-6-2 助産救護活動の記録・報告様式)

ア 災害医療コーディネーターの活動

○ 小金井市災害医療コーディネーターは、市が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、医療救護班等の派遣や医療救護所、医療機関の確保等について必要な指示を出す。

○ 小金井市災害医療コーディネーターは、市内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都地域災害医療コーディネーターに対する支援要請の要否について、市へ助言する。

イ 医療救護班等の活動

○ 医療救護班は、災害負傷者を対象とし、多数の負傷者に対応するトリアージを必ず行い、重症者はできるだけ災害拠点病院等（搬送が困難な場合は医療拠点病院）への搬送に努める。

○ 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、医療拠点病院及び医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における巡回診療等を中心とする。

<医療救護班等の活動内容>

区分	活動内容
医療救護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ○ 助産救護 ○ 死亡の確認 ○ 状況に応じて遺体の検案に協力する。

区分	活動内容
歯科医療救護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤供給・調剤	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医療救護所及び災害薬事センター等における医薬品の仕分け、管理 ○ 一般用医療品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
接骨応急救護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者に対する応急措置等

(注) 都「災害時医療救護活動マニュアル」「災害時歯科医療救護活動マニュアル」「災害時における薬剤師班活動マニュアル」に基づき実施する。

ウ 医療救護所の設置等

- 医療救護班は、市が設置した医療救護所及び市指定の医療拠点病院において医療救護活動を実施する。
- 医療救護所は、都立多摩科学技術高校（都立小金井工業高校）及び私立武蔵野東中学校とし、開設されるまでの間は、小金井消防署（本署・緑町出張所）に仮救護所を設置する。
 (別冊 協定 医療関係 1 災害時における施設利用に関する協定書（東京都立多摩科学技術高等学校）)
 (別冊 協定 医療関係 2 災害時における施設利用に関する協定書（学校法人 武蔵野東学園）)
- 市の医療拠点病院として、次の病院を位置づけている。

<医療拠点病院（市指定）>

施設名	所在地
医療法人 大日会 小金井太陽病院	小金井市本町 1-9-17
社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院	小金井市桜町 1-2-20

- 上記以外の場所（避難場所、避難所、災害現場、医療機関等）において医療救護を必要とする場合は、各現場の責任者が次の事項を明らかにし、福祉保健部長に医療救護所の設置を要請するものとする。
 - (ア) 救護を受けようとする場所
 - (イ) 救護を受けようとする者の数
 - (ウ) 救護を受けようとする種類及び程度
- 福祉保健部長は、医療救護班の派遣要請を受けたとき、又は災害の状況により医療救護の必要を認めるときは、その旨を市本部長に報告するものとする。

エ 連絡調整

- 福祉保健部長は、小金井市災害医療コーディネーターと連携して市内の医療救護状況について、随時、市本部長に報告する。

オ 小金井消防署の支援

- 小金井消防署は、医療救護所から救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で車両等を派遣し、支援する。
 - (ア) 傷病者の収容先医療機関の選定
 - (イ) 災害拠点病院等への搬送
 - (ウ) 傷病者への応急処置

カ 災害拠点病院

- 災害拠点病院は、通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者（主に重症者）を受け入れる。
- 災害拠点病院は、都知事の要請に基づき、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所と連携し、重症者の医療を行う。

<機能>

- 重症患者等の収容力の臨時拡大
- ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能の確保

<都による整備状況（北多摩南部地域・北多摩北部地域）>

- 都指定の災害拠点病院については、二次保健医療圏単位で基幹となる病院を指定してネットワーク化を図り、災害時における情報の共有化及び共同体制の確保を図ることとなっている。

<小金井市近隣の災害拠点病院>

(平成 27 年 1 月現在)

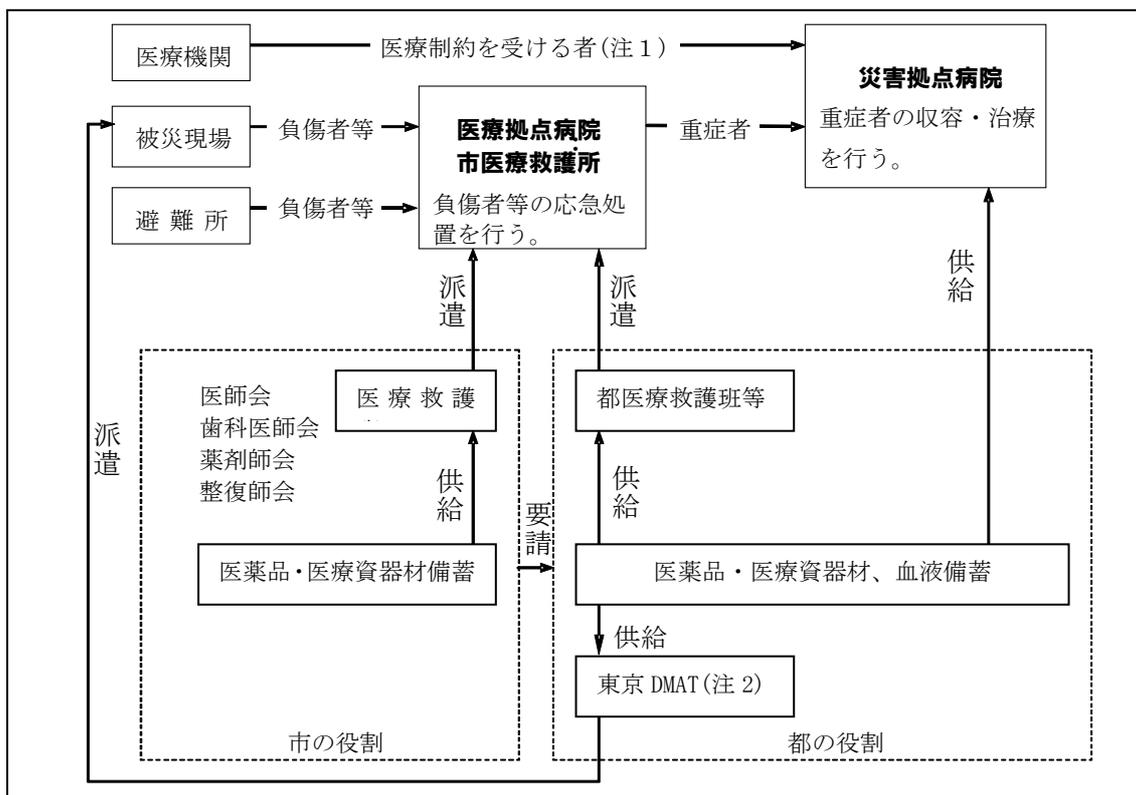
二次保健医療圏	施設名	所在地	病床数
北多摩南部	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町 1-26-1	591
	東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	多摩 705 小児 347
	杏林大学医学部附属病院	三鷹市新川 6-20-2	1,121
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町 4-11-1	534
北多摩北部	公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	512
	佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	183
	東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	344
	国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	460

(3) 大地震発生時の医療救護活動

- 医師会は、市内に震度 6 弱以上（注）の地震が発生した場合には、市から医療救護班の派遣要請があったものとみなし、医師会に所属する市内の診療所等はすべて閉院し（ただし、妊婦及び透析患者を診療する医療機関は除く）、医師等の医療スタッフは、医師会館に集合し、集合した医療スタッフは、小金井市災害医療コーディネーター等により指定された医療救護所及び病院等で医療活動に従事する。

（注）市本部の設置基準は、小金井市（多摩東部地域）で震度 5 弱以上の地震が発生したとき。

<医療救護活動の命令、要請及び情報連絡系統図>



(注1) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

(注2) 東京 DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

東京 DMAT は、災害現場に派遣される医療チームであり、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施する。

第3 負傷者等の搬送体制

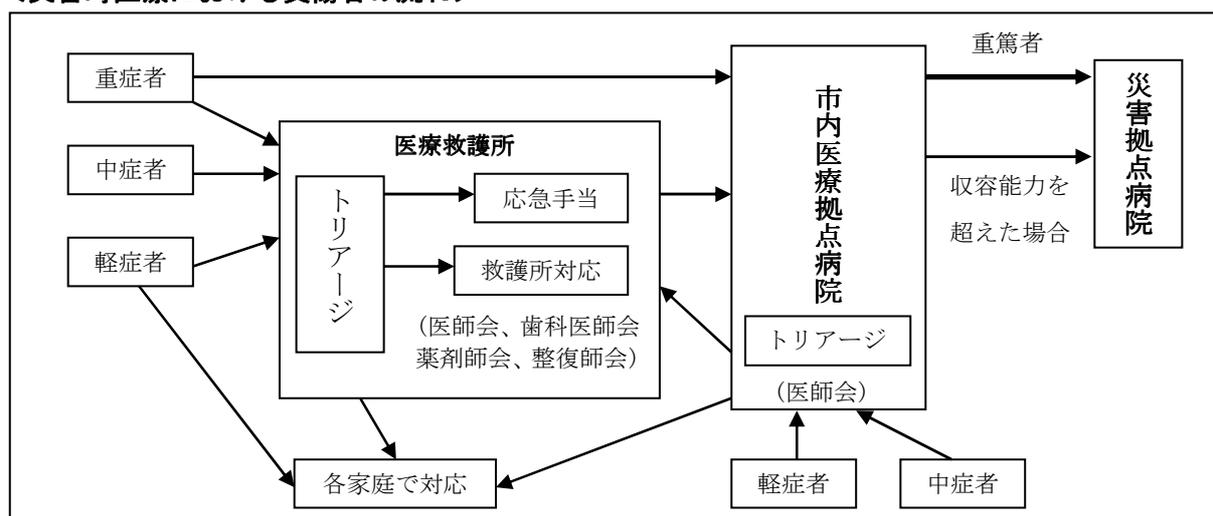
1 負傷者等の搬送

- 市は、医療拠点病院及び医療救護所に地域健康管理グループを配置し、災害拠点病院等に収容する必要のある者が発生した場合、市本部長又は都福祉保健局長に搬送を要請する。
- 搬送は、原則として被災現場から医療拠点病院及び医療救護所までは市民にも協力を要請しつつ初動期においては環境部で対応する。
- 医療拠点病院及び医療救護所から災害拠点病院等までは市が、小金井消防署及びその他関係機関の協力を得て行う。
- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、搬送先施設等の受入体制を確認し、次により行う。
 - (1) 小金井消防署に搬送を依頼する。
 - (2) 庁用車により搬送する。
 - (3) 医療救護班が使用した自動車で搬送する。
- 広域搬送を行う必要がある場合には、状況に応じて都本部にヘリコプター輸送を要請する。
- 市本部は搬送路を確保するにあたり、都本部に集まる道路啓開情報を積極的に収集・整理するとともに、警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を効果的に活用する。

2 医療スタッフ等の搬送

- 市が医師会等に派遣を依頼した医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応する。
- 都が派遣する医療救護班等の搬送は、都が既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、トラック等による搬送を活用し、対応する。
- 市本部長は市の搬送態勢に不足が生じると判断した場合は、都に搬送の応援を要請する。

<災害時医療における負傷者の流れ>



- 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 医療拠点病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。なお、状況により、重症者の収容・治療も行う。
- 透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療医療を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- 市は、医療拠点病院及び医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。
- また、災害拠点病院等へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、小金井市災害医療コーディネーターを通じて受入要請する。
- 市は、医療拠点病院及び医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。

第4 保健衛生体制

1 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健医療班は、保健活動チームを派遣し、被災住民に対する健康に関する相談及び保健予防活動を行う。 ○ 市単独では対応が困難な場合は、都に応援を要請するほか、他県市と締結した応援協定に基づき、保健・医療班の派遣を要請する。

機関名	活動内容
	○ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。
多摩府中保健所	○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保

2 詳細な取組内容

(1) 保健活動

ア 保健活動チームの編成

- 保健医療班は、地域保健福祉活動を迅速に行うため、庁内各課の保健師・管理栄養士・歯科衛生士・精神保健福祉士・社会福祉士等の専門職及び事務職による保健活動チームを編成する。
- 保健活動チームは、情報分析・企画調整グループ、地域健康管理グループ、避難所健康管理グループで構成する。

イ 保健活動チームの活動内容

- 情報分析・企画調整グループ
統括保健師・リーダー保健師等からなり、各活動グループからの報告を受ける等の情報収集をし、健康課題の分析を行い、活動計画を立て関係機関と調整を図る。
- 地域健康管理グループ
活動保健師・専門職・事務職が活動グループを編成し、医療拠点病院の連絡、医療救護所の設置及び運営を行う。
救急対策が一段落した後、地域被災住民の健康状態を把握し、支援調整を行う。
グループは、リーダー保健師に報告を行い、指示を受ける。
- 避難所健康管理グループ
活動保健師・専門職・事務職が活動グループを編成し、避難所における健康相談、感染防止、エコノミークラス症候群等の保健予防活動を行う。
グループは、リーダー保健師に報告を行い、指示を受ける。

ウ 他縣市からの応援職員の受け入れ

- 市は、保健活動を実施するにあたり、市のみの態勢では保健活動を担うことが困難な事態が生じ、他地域、他縣市等から保健活動の応援を要請する必要があると認めた場合には、都に保健活動チームの派遣を要請する。
- 市及び都は、派遣職員の受け入れ及び搬送体制の確立並びに活動拠点の確保を図る。

(2) こころのケア

機関名	活動内容
市	○ 精神病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。 ○ 精神障がい者・精神疾患患者への対応として、多摩府中保健所及び医師会及び薬剤師会の協力による精神医療対策を展開する。 ○ 保健活動チームは、被災住民の急性ストレス障害（ASD）、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対処するため、都によるこころのケアチームと協力し、メンタルヘルスケア体制整備を図り、健康相談等、被災状況

機関名	活動内容
	に即して活動する。 ○ 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
都	○ 被災精神障がい者の継続的医療（受診や内服）の確保に努める。

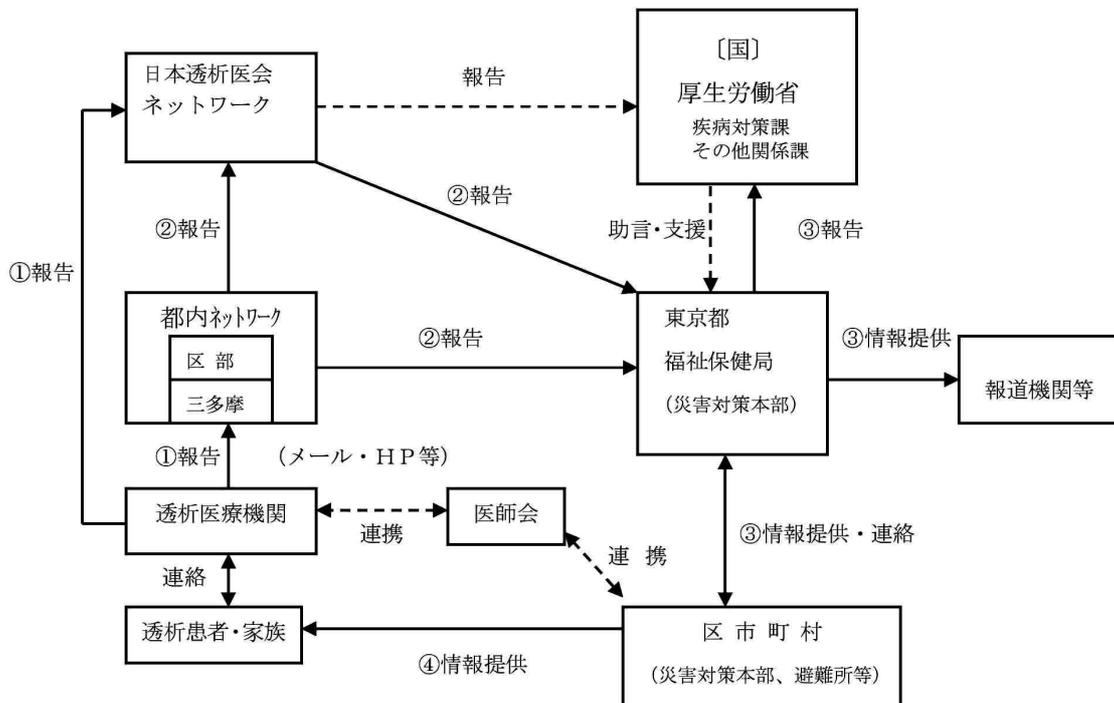
(3) 透析患者等への対応

ア 透析患者への対応

機関名	活動内容
市	○ 断水時における透析施設への水の優先的供給、患者の搬送や医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行う等の体制を確立する。 ○ 都、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災状況、透析医療の可否について情報を収集する。 ○ 透析医療機関及び患者からの問合せに対し、情報を提供する。 ○ 透析医療機関からの要請に応じ、水の供給あるいは電気、燃料等の供給あるいは復旧について関係機関と調整する。
都	○ 日本透析医会、区市町村、医師会等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。 ○ 透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料、食料等の供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。

(注) 「災害時における透析医療活動マニュアル」(平成26年3月)に基づき実施する。

<透析患者の災害時透析医療情報連絡系統図>



(資料：災害時における透析医療活動マニュアル(改訂版) 東京都保健福祉局 平成26年3月)

イ 在宅難病患者への対応

- 市は平常時から保健所を通じて患者の状況把握を行うとともに、医療機関及び保健所との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

ウ 在宅人口呼吸器使用者への対応

- 市は「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- 市は、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 市は、在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による市単独での支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

(4) 飲料水・食品の安全確保

ア 飲料水の安全確保

- 震災時には、配水管の損傷等による断水のため、井戸水等の安全確保を迅速に行う必要があることから、飲料水の安全確保を都に要請する。

イ 食品の安全確保

- 震災時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。
- 市は、食品衛生監視を都に要請する。
- 都は、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、保健所長等の指導のもとに、次の活動を行う。
 - (ア) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
 - (イ) 食品集積所の衛生確保
 - (ウ) 避難所の食品衛生指導
 - (エ) その他食品に起因する危害発生の防止
 - (オ) 食中毒発生時の対応
- 避難所における食中毒の発生を防止するため、市は都と連携し、次の点を留意して、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
 - (ア) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立及び食品の衛生確保、日付管理等の徹底
 - (イ) 手洗いの励行及び調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - (ウ) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
 - (エ) 殺菌、消毒剤の手配、調整
 - (オ) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底及び乳幼児、高齢者等の食事の特性に応じた衛生指導

(5) 避難所の衛生管理

ア 避難所の衛生管理指導等

- 市は、住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握し、避難住民に対し以下の衛生管理上の留意事項を周知する。
 - (ア) 土足禁止区域及び喫煙（分煙）区域
 - (イ) 飼育動物の取扱い
 - (ウ) 乳幼児及び妊産婦滞在区域の設定、女性滞在区域の設定及び障がい者の適切な対応

(エ) 生活環境上必要な物品の確保及び避難住民間のプライバシーの確保

(オ) ごみの適切な排出方法及びトイレの使用方法

イ 公衆浴場等の確保

- 被災規模が大きく、特にライフラインの復旧が長期に及び水、ガスが復旧しないときは、必要に応じて次のとおり入浴施設の確保対策を講ずる。
- 市は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。
- 公衆浴場の再開を要請し、入浴環境を確保するとともに、浴場の再開広報等にも努める。
- 入浴施設が不足するときは、避難所等に仮設入浴施設等を設置する。
- スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設により入浴支援を受ける。
- スポーツ施設等の入浴施設の一般開放を要請するとともに、プール等の転用も検討する。

(6) 動物愛護

- 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。
- 災害時に飼い主とともに避難してきた被災動物は、飼い主の責任において保護することを基本としつつ、市は、動物愛護及び危険防止の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、都や関係団体との協力体制を確立する。

ア 被災地域における動物の保護

- 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められる。福祉保健部保健医療班及び環境部環境庶務班は、小金井市獣医師会に協力を要請するとともに、都、関係団体等と連携し、被災動物の保護を行うとともに、動物保護施設への動物受入れや譲渡等の調整を行う。

イ 避難所における動物の適正な飼育

- 開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。
- 避難所における飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- 飼育動物用の飼料、水、ケージ、医薬品等は飼い主が準備する。
- 飼育場所は居住スペースとは別にする。ただし、身体障害者補助犬法に既定する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）は除く。
- 飼育動物の避難所における管理・運営は、飼い主同士が協力して、避難所の管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。
- 飼育ルールを定める場合は、飼育動物同伴でない避難者への配慮を十分に考慮する。
- 「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に定める危険動物は、避難所への同伴はできないものとする。
- 自宅での飼育が可能な飼い主に対しては、自宅飼育を行うよう協力を要請する。

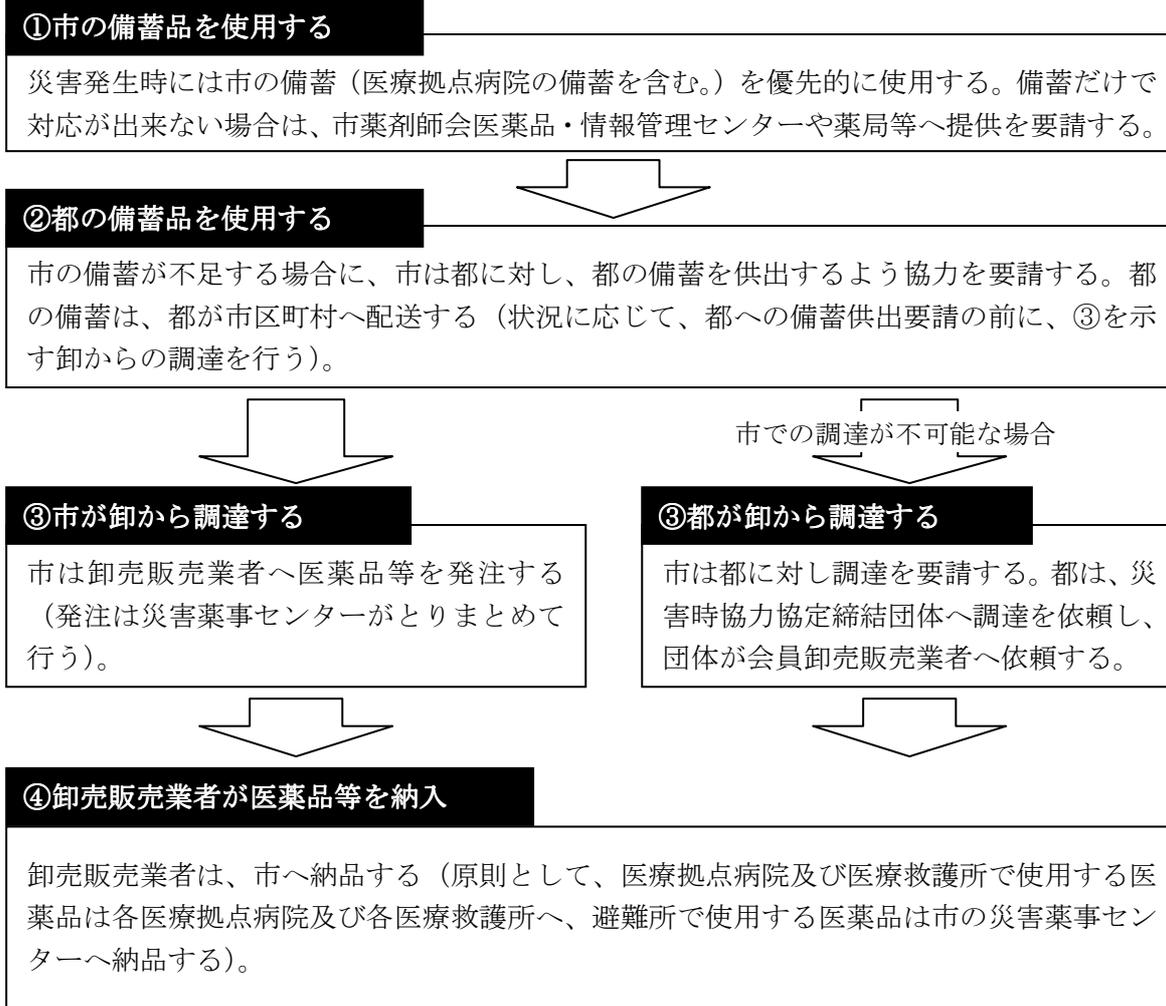
第2節 医薬品・医療資器材の供給（市、都、関係防災機関）

第1 対策内容と役割分担

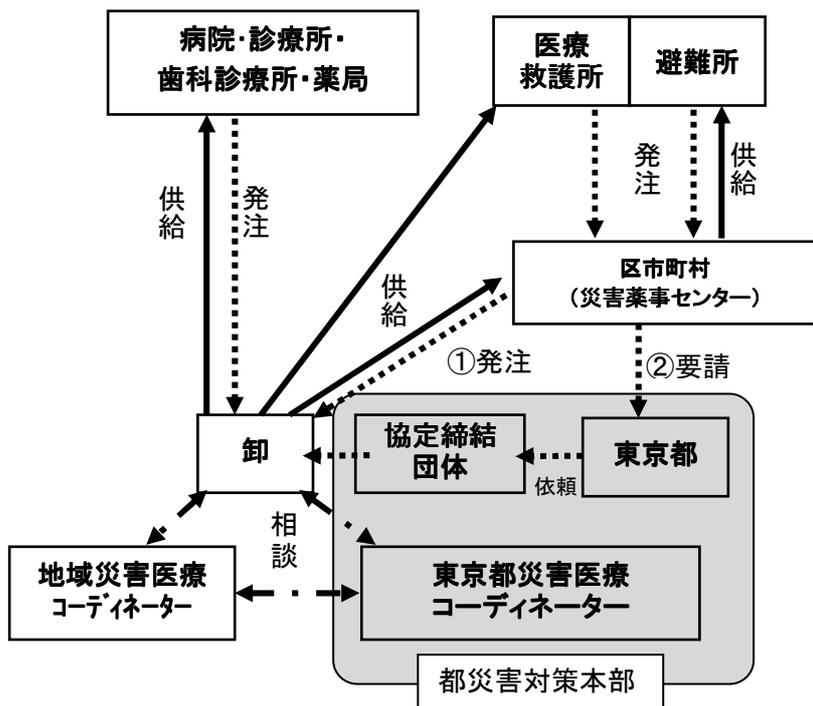
機関名	活動内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後速やかに災害薬事センターを設置 ○ 災害発生時には各医療機関や市が備蓄しているものを使用 ○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、市において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請
小金井市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市災害薬事コーディネーターに協力する。 ○ 災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理等
日本赤十字社 小金井支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 血液センターからの血液供給

第2 業務手順

<市が使用する医薬品等の調達手順>



<卸売販売業者からの医薬品調達の流れ>



- 市は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。
- 市での調達が不可能な場合は、市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が市へ納品する。
- 上記どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

(医療救護所)

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

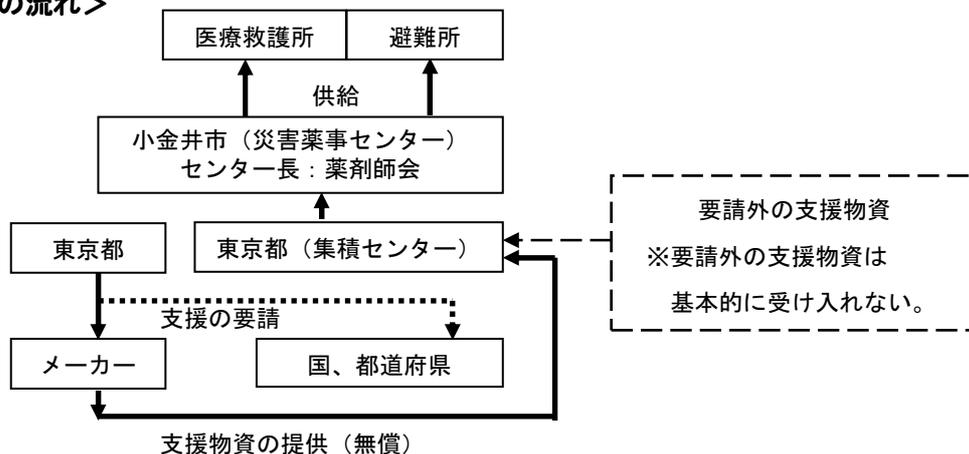
納品：卸が各医療救護所へ直接納品

(避難所)

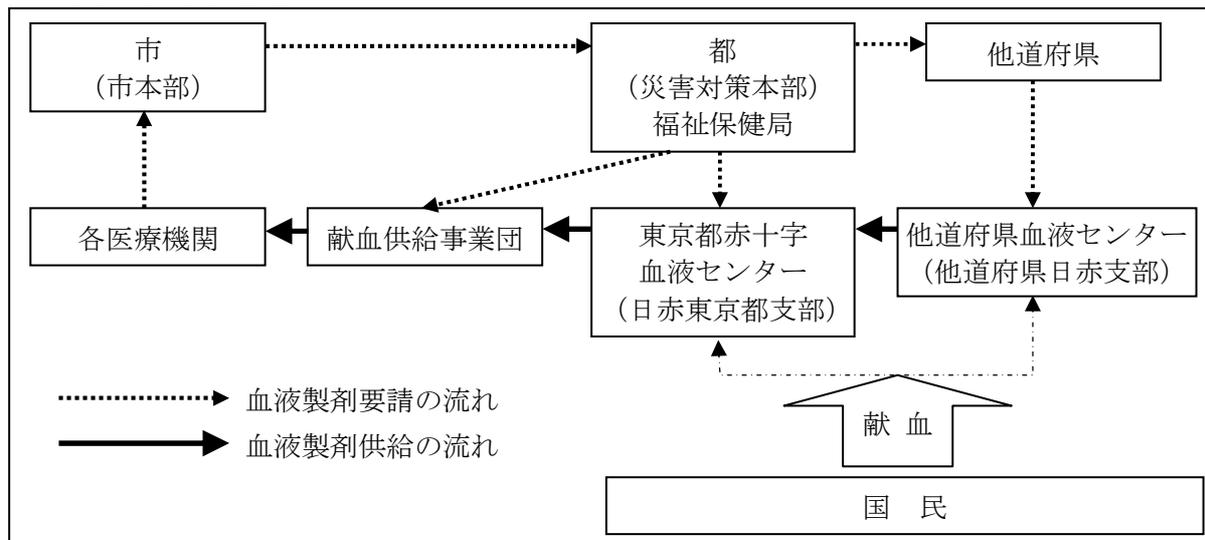
発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は市区町村の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けたうえで各避難所へ配送

<支援物資供給の流れ>



<血液製剤の供給体制>



- 市は、医療救護班等から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、東京都に依頼する。都は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給を要請する。

第3 詳細な取組内容

1 災害薬事センターの設置

- 市は、小金井市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。
- 小金井市災害薬事コーディネーターは、小金井市災害医療コーディネーターの業務に協力する。

2 備蓄医薬品等の使用

- 市は、小金井市医師会、小金井歯科医師会、小金井市薬剤師会と協議のうえ、医療救護所や医療拠点病院において、発災直後は市の備蓄を使用する。不足する場合は、小金井市薬剤師会と協議のうえ、小金井市薬剤師会や薬局等へ提供を要請する。
- それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に卸売販売業者からの調達を行う）。

3 備蓄で不足する際の医薬品の調達

- 市は、備蓄及び小金井市薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、小金井市薬剤師会と協議のうえ、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都福祉保健局へ調達を要請する。

4 要請に基づく医薬品の供給

- 小金井市薬剤師会及び医薬品等の卸売販売業者は、市と協働し早期に機能を復旧させ、市からの要請に基づき、医薬品等を供給する。
- 小金井市災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。

5 卸売販売業者からの購入

- 病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平常時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

第3節 医療施設の確保（市、都、自衛隊）

- 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、医療拠点病院をはじめ、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る必要がある。

1 医療拠点病院（市指定）

- 市の医療拠点病院として、次の病院を位置づけている。

<医療拠点病院（市指定）>

施設名	所在地
医療法人 大日会 小金井太陽病院	小金井市本町 1-9-17
社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院	小金井市桜町 1-2-20

2 東京都における医療機関の分類

- 都の地域防災計画では、災害時すべての医療機関が医療救護活動を担うこととし、すべての病院を果たすべき機能に応じて「災害拠点病院」「災害拠点連携病院」「災害医療支援病院」に分類している。

<医療拠点病院等>（再掲）

名称	市の位置づけ	都の位置づけ
医療法人 大日会 太陽病院	医療拠点病院	災害拠点連携病院
社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院		災害医療支援病院
都立多摩総合医療センター		災害拠点病院 北多摩南部圏域医療対策拠点 地域災害医療コーディネーター

3 自衛隊による救護所の設営

- 陸上自衛隊は、災害派遣要請に基づき、大規模救出救助活動拠点等に救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を行う。

第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等 （市、都、自衛隊、小金井消防署、小金井警察署、関係防災機関）

第1 対策内容と役割分担

- 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、市は遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。

<遺体の捜索についての取組内容>

機関名	活動内容
市	○ 小金井警察署等関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括、遺体の捜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容を行う。
都総務局	○ 関係機関との連絡調整に当たる。
警視庁 小金井警察署	○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
陸上自衛隊 第1後方支援連隊 災害派遣部隊	○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。

(注) 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

<遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組内容>

機関名	活動内容
市	○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。
都総務局	○ 市及び関係機関等との連絡調整を実施 ○ 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

<遺体収容所の設置とその活動についての取組内容>

機関名	活動内容						
市	○ 災害発生後多数の死者が見込まれる場合は、速やかに遺体収容所を開設し、都及び小金井警察署に報告するとともに、住民等への周知を図る。						
	○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。						
	○ 遺体収容施設						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金井市公民館緑分館</td> <td>小金井市緑町三丁目3番23号</td> </tr> <tr> <td>東小金井駅開設記念会館 (マロンホール)</td> <td>小金井市東町三丁目7番21号</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	小金井市公民館緑分館	小金井市緑町三丁目3番23号	東小金井駅開設記念会館 (マロンホール)	小金井市東町三丁目7番21号
	施設名	所在地					
小金井市公民館緑分館	小金井市緑町三丁目3番23号						
東小金井駅開設記念会館 (マロンホール)	小金井市東町三丁目7番21号						
○ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施							
○ 都及び警視庁と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案体制を整備							
○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底							

機関名	活動内容
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 市長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援

<検視・検案・身元確認等についての取組内容>

機関名	活動内容
警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。 ○ 「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市長に引き継ぐ。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請
小金井市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請により、遺体の検案に協力する。
小金井市 歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市及び小金井警察署の要請に基づき、必要に応じて遺体の身元確認に協力する。 ○ 警察署から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所に管理責任者を配置し、市本部との連絡調整を実施 ○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 ○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定 ○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知

<市民への死亡者に関する情報提供についての取組内容>

機関名	活動内容
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を都民に速やかに提供
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、区市町村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施

＜遺体の遺族への引き渡しについての取組内容＞

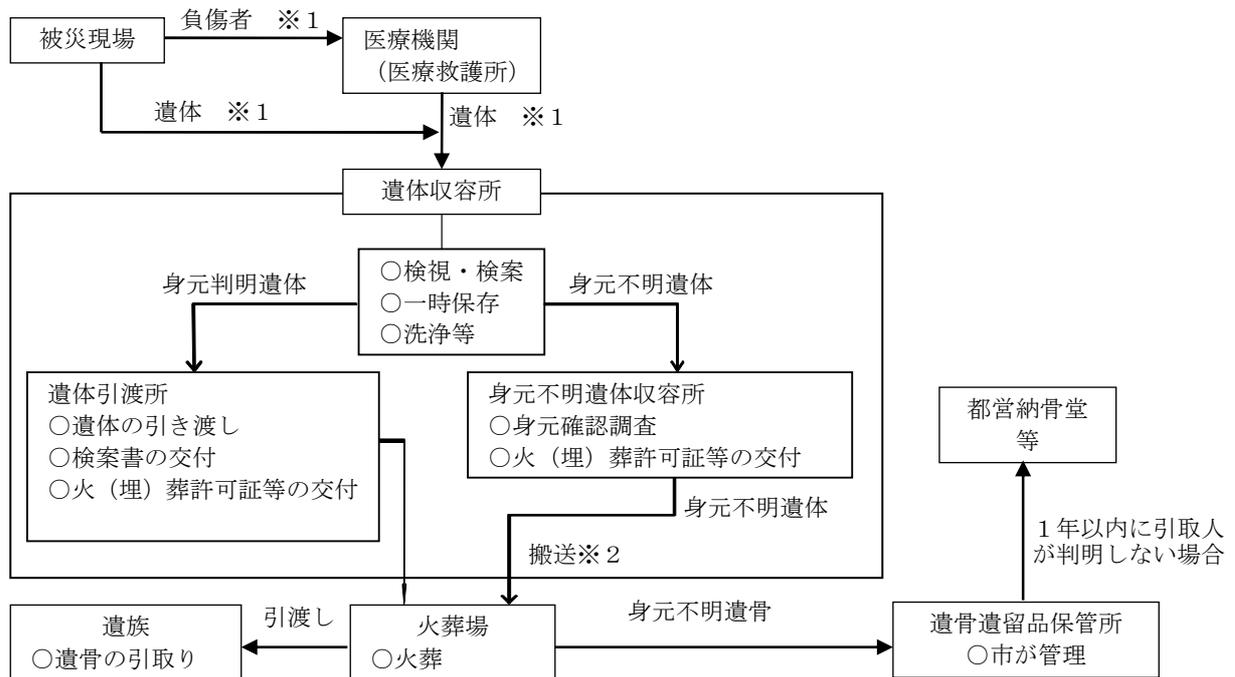
機関名	活動内容
警視庁 小金井警察署	○ 区市町村や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施
市	○ 小金井警察署や関係機関と連携し、小金井警察署「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施

＜死亡届の受理、火（埋）葬許可証等の発行等についての取組内容＞

機関名	活動内容
市	○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火（埋）葬許可証又は特例許可証を発行する。
都	○ 状況に応じて必要な支援措置を講ずる。

第2 業務手順

＜遺体取扱いの流れ＞



※1 警視庁は、市が実施する遺体の捜索・収容等に協力

自衛隊は、市の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 市の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請
（別冊 様式 2-6-3 死体処理票、遺留品処理票、遺骨処理票様式）

<遺体の搜索期間と国庫負担>

区分		内容
搜索の期間		○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10 日以内)に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 1 延長の期間 2 期間の延長を要する地域 3 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) 4 その他(延長することによって搜索されるべき遺体数等)
国庫負担	対象となる経費	○ 搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象となる。 ○ いずれも経理上、搜索費から分け、人件費及び輸送費として、各々一括計上する。

<遺体処理の期間等と国庫負担>

区分		内容
遺体処理の期間		○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10 日以内)に都知事に申請する。
国庫負担の対象となる経費		○ 遺体の一時保存のための費用 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

(別冊 資料 2-6-3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間)

復旧対策

第1節 防疫活動の確立（市、都）

第1 対策内容と役割分担

- 被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

機関名	活動内容
市	<ul style="list-style-type: none">○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等を行う。○ 必要に応じて、「防疫班」及び「消毒班」を編成し、次のような防疫活動を実施<ol style="list-style-type: none">1 健康調査及び健康相談2 避難場所等の感染症発生状況の把握3 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理4 感染症予防のための広報及び健康指導5 患者発生時の消毒（指導）6 避難所の消毒の実施及び指導○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないとする場合は、都福祉保健局又は地区医師会に協力を要請する。
多摩府中保健所	<ul style="list-style-type: none">○ 市の防疫活動を支援・指導○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供○ 感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施○ 一類・二類感染症等、入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導○ 「環境衛生指導班」による生活環境の衛生確保○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保

第2 詳細な取組内容

1 防疫活動

- 市は、保健所や医療関係機関等と連携し、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- 健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

2 消毒

- 福祉保健部保健医療班は、環境部環境庶務班と連携し、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- 環境部環境庶務班は、医療機関と緊密に連携し、患者発生時の消毒、下水及びその他要消毒場所(トイレやごみ保管場所等)の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。
- 都から派遣される「環境衛生指導班」は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように「環境衛生指導班」が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。
- 市が実施する初期防疫活動において防疫(消毒)用資器材が不足したときは、薬剤師会に協力を求め調達し、さらに不足する場合には、都福祉保健局に要請する。

3 避難所の防疫措置

- 環境部環境庶務班は、避難所開設後直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。
- 福祉保健部保健医療班は、避難所開設後速やかに市各師会の医療救護班や保健活動チーム等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。
- 環境部環境庶務班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒を行うとともに、施設の管理者を通して、うがい、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。

4 感染症対策

- 市は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する等、保健所と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を実施する。

第2節 火葬等(市、都、小金井警察署)

1 火(埋)葬許可の特例

- 火(埋)葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行することにより、速やかな火葬に努める。

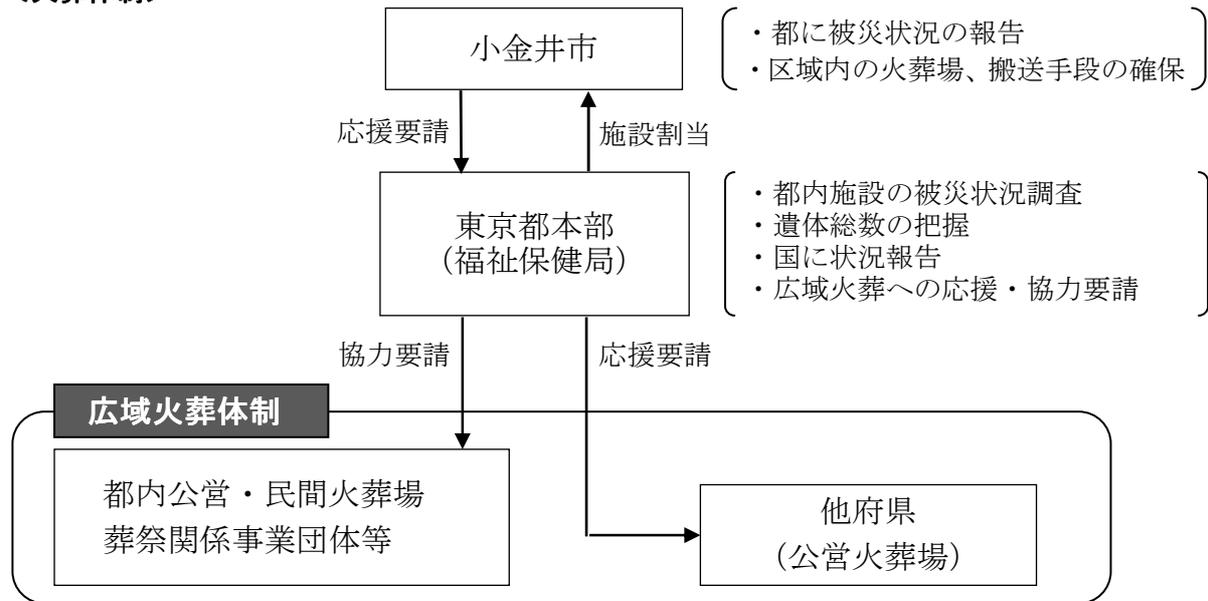
2 広域火葬の実施

- 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協

力を要請する。

- 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。
- 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。
- 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受け入れ火葬場までの遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

<火葬体制>



3 身元不明遺体の取り扱い等

- 小金井警察署（身元確認班）により引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。
- 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂その他別に定める場所に保管する。
- 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

4 必要帳票等の整備

- 市長は、火葬を実施し、又は火葬に要する現品もしくは経費を支出したときは、次の書類・帳簿等を作成し、保存しておかなければならない。
 - (1) 救助実施記録日計票
 - (2) 埋葬台帳
 - (3) 埋葬費支出関係証拠書類

5 死亡者に関する広報

- 企画財政部広報秘書班は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び小金井警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供に努める。

第7章 帰宅困難者対策

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 東日本大震災時の対応実績

市の施設において129人の帰宅困難者を受入れた。学校や保育園等において、帰宅困難者の子どもの保護を行った。

2 東京都帰宅困難者対策条例の施行

東京都では、行政、事業者、都民等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例を平成24年3月に制定し、平成25年4月に施行した。

3 一時滞在施設の指定

市は市施設3か所、国施設1か所を一時滞在施設として指定。他に都立施設3か所が指定されている。(平成27年1月現在)

4 鉄道事業者との覚書の締結

JR武蔵小金井駅・JR東小金井駅と「地震災害における帰宅困難者対応に関する覚書」を締結した。

(別冊 協定 帰宅困難者対応等 2 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書(武蔵小金井駅))

(別冊 協定 帰宅困難者対応等 3 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書(東小金井駅))

第2 課題

<小金井市の被害想定>

被害項目	想定される被害
都内滞留者数(多摩)	最大 3,239,826人
帰宅困難者数(多摩)	最大 923,390人
帰宅困難者数(小金井市)	最大 22,652人
行き場のない帰宅困難者数(小金井市)	最大 4,421人

(資料:首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 平成24年4月)

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例の周知については、市民、事業者等に対し徹底を図らなければならない。従業員等の一斉帰宅抑制のため、従業員の施設内待機に係る事業所防災計画を作成することや3日間分の水・食糧等の備蓄を行うこと等が必要である。

2 一時滞在施設の整備

被害想定では、企業や学校等に所属していない行き場のない帰宅困難者が最大で4,421人発生すると想定されており、一時滞在施設の確保、備蓄の充実が必要である。

3 駅前関係事業者との連携体制の構築

鉄道駅周辺では、多数の帰宅困難者が滞留することが想定されるため、駅前の関係事業者と連携体制を構築し、支援体制を整備することが必要である。

4 混乱収拾後の帰宅支援

徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーション等との連携体制を構築していく必要がある。

5 帰宅困難者への情報発信体制の整備

東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールは十分に活用されたとはいえ、行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備する必要がある。

6 学校等における児童等の安全確保体制確立

一斉帰宅を抑制する対策を推進することに伴い、乳幼児・児童等を引き取ることができない保護者が増えることが予想されるため、保育園及び学校等における子どもの保護対策を推進する必要がある。

第3 対策の方向性

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底及び事業者における対策の強化

東京都帰宅困難者対策条例の内容を、市民及び事業者に周知していく。あわせて、事業所、集客施設、駅、学校等における対策を強化する。(従業員への一斉帰宅抑制、3日分の水・食糧等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保等)。

2 一時滞在施設の確保

一時滞在施設の確保に向けて、市及び市関連施設を指定するとともに、鉄道事業者や大規模集客施設等をはじめとした事業者に対し、一時滞在施設の確保を要請する。

3 帰宅支援対策の充実

市は、東京都が整備する災害時帰宅支援ステーションの周知に努めるとともに、幹線道路沿いの施設等に帰宅困難者支援ステーションの協力及び連携を求めていく。

4 帰宅困難者への情報通信基盤の整備

市、事業者等の連携により、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。通信事業者の安否確認ツールを活用するため、周知に努める。

5 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の安全確保体制の確立

各学校・保育園等における対応マニュアルや緊急連絡体制を整備する。

第4 到達目標

1 帰宅困難者対策条例の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例の内容の周知を図り、事業者が従業員を施設内待機させるための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄確保等の取組みを行うよう要請する。

2 一時滞在施設の量的拡大

企業や学校等に所属していない行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。

3 帰宅支援対策の充実強化

混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの周知を図るとともに帰宅困難者への支援協力施設を増やしていく。

4 安否確認ツールの周知及び情報提供手段の整備

災害時伝言ダイヤル 171 等の安否確認ツールの周知に努めるとともに情報提供の手段を整備する。

5 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の安全確保体制の確立

各学校・保育園等における対応マニュアルや緊急連絡体制を整備する。

第7章 帰宅困難者対策

現在の到達状況

- 東日本大震災時は、施設において129人の帰宅困難者を受入れ、学校や保育園等において帰宅困難者の子どもの保護を実施
- 東京都帰宅困難者対策条例制定（平成25年4月施行）
- 市施設3か所、国施設1か所を一時滞在施設として指定（平成27年1月現在）
- JR武蔵小金井駅・JR東小金井駅と「帰宅困難者対応に関する覚書」を締結

課題

- 「帰宅困難者対策条例」を市民、事業者等に対し周知徹底を図り、一斉帰宅抑制のための方針の作成や3日間の水・食糧等の備蓄を行うことが必要
- 行き場のない帰宅困難者が最大で4,421人発生すると想定されており、備蓄品も含めた一時滞在施設の整備が必要
- 多数の帰宅困難者の滞留が想定される駅前関係事業者との連携体制の構築が必要
- 混乱収拾後の帰宅支援、帰宅困難者への情報発信体制の整備が必要
- 学校等における児童等の安全確保体制の確立が必要

対策の方向性

- 帰宅困難者対策条例を市民及び事業者に周知していく。（従業員への帰宅抑制、3日分の水・食糧等の備蓄、駅・大規模集客施設利用者の保護、学校等における児童・生徒等の安全確保）
- 一時滞在施設の確保
- 帰宅支援対策の充実
- 情報通信基盤の情報通信基盤の整備
- 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の安全確保体制の確立

到達目標

- 帰宅困難者対策条例の周知徹底
- 一時滞在施設の量的拡大
- 帰宅支援対策の充実強化
- 安否確認ツールの周知及び情報提供手段の整備
- 帰宅困難者の子ども等の安全確保体制の確立

具体的な取組み

地震前の行動（予防対策）

帰宅困難者対策

帰宅困難者対策条例の周知徹底

帰宅困難者への情報通信体制整備

一時滞在施設の確保

徒歩帰宅支援のための体制整備

地震直後の行動（応急対策）

駅周辺での混乱防止対策

事業所等における帰宅困難者対策

地震後の行動（復旧対策）

徒歩帰宅者の代替輸送

徒歩帰宅者の支援

予防対策

第1節 帰宅困難者対策条例の周知徹底

（市、都、小金井消防署、各事業者、市民等）

- 首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、一斉帰宅の抑制等の条例の内容を周知徹底する必要がある。

（別冊 資料2-7-1 「行動ルール」及び「帰宅困難者の心得10か条」）

第1 帰宅困難者対策条例の周知徹底

- 市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた「東京都帰宅困難者対策条例」について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図るとともに東京消防庁とも連携しながら周知を図っていく。

<東京都帰宅困難者対策条例の概要>

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保に向けた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

第2 事業者における施設内待機計画の策定

1 施設内待機計画

- 事業者は、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。
- テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、事業者等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。
- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、水、食料、毛布、簡易トイレ、衛

生用品（トイレトペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

- 高層ビルに所在する事業者等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、保管場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法を検討する。
- 発災後3日間は、救出救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出救助活動の妨げとならないよう、安全が確認できるまで発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要があることから、備蓄量の目安は3日分となる。ただし、以下の点について留意する必要がある。
 - (1) 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。
 - (2) 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者等）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。備蓄の考え方は、下記の「一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」のとおりとする。

<一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について>

1 対象となる企業等

国、都、市区町村、すべての事業者

2 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

3 3日分の備蓄量の目安

水については、1人当たり1日3リットル、計9リットルとする。

主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。

毛布については、1人当たり1枚とする。

その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。

4 備蓄品目の例示

(1) 水：ペットボトル入り飲料水

(2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺

※ 水や主食の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。

(3) その他の物資（特に必要性が高いもの）

ア 毛布やそれに類する保温シート

イ 簡易トイレ、衛生用品（トイレトペーパー等）

ウ 敷物（ビニールシート等）

エ 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池

オ 医薬品類

(備考)

1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。（例）非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

2 事業者等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。

（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

2 安全確保の方針

- 事業者は、施設内に従業員等がとどまれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。なお、高層ビルについては、高層階で大きなゆれの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

3 連絡手段・手順等の明確化

- 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

(1) 外出する従業員等の所在確認

- 従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うこと等により発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

(2) 安否確認手段

- 安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。なお、事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

(例) 毎月1日・15日は、NTTの安否確認サービスの体験利用が可能であることを社内報等を活用し、定期的に従業員へ周知する。

ア 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言ダイヤル (171)

イ 固定及び携帯電話の packet 通信ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言板 (Web171)、災害用音声お届けサービス、SNS (ソーシャルネットワークングサービス)、IP電話、専用線の確保等

4 帰宅ルールの設定

(1) 帰宅時間が集中しないための対応

- 日頃から、従業員等の居住地、家族の事情等の把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

(2) 帰宅状況の把握

- 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認すること等も検討する。

5 自衛消防訓練等の定期的実施

- 事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。
- 事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

6 事業所防災計画

- 小金井消防署は、事業者の施設内待機計画を含めた事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導を行う。

第3 駅前滞留者対策協議会等の設置

1 帰宅困難者対策協議会の設置

- 「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、市及び都が連携し、あらかじめ駅ごとに、市、都、小金井消防署、小金井警察署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。

<主な所掌事項>

- 滞留者の誘導方法と役割分担
- 誘導場所の選定
- 誘導計画、マニュアルの策定
- 駅前滞留者対策訓練の実施

- 駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。

<地域の行動ルール>

- 組織は組織で対応する（自助）
地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組を行う。
- 地域が連携して対応する（共助）
駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。
- 公的機関は地域をサポートする（公助）
市が中心となって、都・国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

- 駅前滞留者対策協議会では、平常時から参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する。
- 図上訓練や情報連絡訓練等で検証し、地域の行動ルールに反映させる。
- 電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、PHS、無線機等、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。

- 駅前滞留者対策協議会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え、エリアメール、SNSの活用も検討する。
- 情報収集や駅前滞留者への情報提供について、駅前滞留者対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておく。
- 駅前滞留者対策協議会は、平常時から市が行う一時滞在施設の確保に協力する。
- 災害時における避難経路等の安全点検を平常時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り組む。
- 地域内の一定規模の施設に対し、駅前滞留者対策協議会と連携し、市と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していく。

第4 集客施設及び駅等の利用者保護等

1 事業所防災計画について

- 事業者は、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画を定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記するものとする。
- テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。
- 事業者は、同計画を必要な箇所に掲示する等して、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。

2 避難誘導

- 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順を検討する。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。
- 事業所及び施設の管理者は、買い物客や行楽客等の組織に属さない外出者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。

3 要配慮者への対応

- 事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討して備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮するとともに要配慮者の特性に応じた誘導の案内や情報提供等にも配慮する。

4 事業者の防災対策

- 事業者は、平常時から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きなゆれの影響を受

ける長周期地震動への対策を講じておく。

- 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場等、市等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認する等、状況に応じた施設の安全確保に努める。
- 事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。
- 事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。

5 防災訓練の実施

- 事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。
- 事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶等、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

第5 学校等における児童・生徒等の安全確保

- 東日本大震災を教訓に平成24年3月に、「学校防災体制の整備指針」を改訂し、各小・中学校では、防災計画を作成している。
- 学校防災体制の整備指針等に基づき、保護者等との連絡体制を平常時から整備するとともに、発災時には、児童・生徒の安全確保に努め、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。そのための、飲料水、食料等を計画的に備蓄していく必要がある。
- 保育園等においても学校と同様に、発災時には乳幼児の安全確保等に万全を期すとともに、保護者の帰宅困難に備え、飲料水、食料等の備蓄を含め、一定期間施設内に留める対策を講じる必要がある。そのため、保育園等における対応マニュアルや緊急連絡体制を整備する。

第6 市民における準備

- 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴等その他必要な準備をする。

第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備(市、都、関係防災機関、各事業者)

第1 情報収集伝達体制の構築

- 市、公共交通機関、放送機関及び関係防災機関等において、有線途絶に備え、鉄道運行や道

路交通情報の収集伝達体制の構築を図る。

第2 安否確認手段の確保

- 災害時にNTTにより提供される災害用伝言ダイヤル171の普及・啓発を図る。
- ラジオやテレビによる安否情報等の放送メディアの活用促進を図る。

第3節 一時滞在施設の確保（市、各事業者）

- 駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保する。
- 市は、所有・管理する各施設を一時滞在施設として指定し、市民・事業者に周知する。
- また、事業者に対して協力を働きかけ、必要に応じて、大規模集客施設や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するように求める。
- 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、帰宅困難者の一時滞在に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等）の受入れを優先する。

<一時滞在施設（平成27年1月現在）>

施設名	所在地
1 公民館東分館	小金井市東町 1-39-1
2 小金井総合体育館	小金井市関野町 1-13-1
3 市民交流センター	小金井市本町 6-14-45
4 独立行政法人 情報通信研究機構	小金井市貫井北町 4-2-1
5 江戸東京たてもの園	小金井市桜町 3-7-1
6 小金井北高等学校	小金井市緑町 4-1-1
7 多摩科学技術高等学校	小金井市本町 6-8-9

※ 4は国施設、5～7は都施設

(別冊 協定 帰宅困難者対応等 1 災害時における一時滞在施設利用に関する協定書)

(別冊 協定 帰宅困難者対応等 4 災害時における体育施設利用に関する協定書)

(別冊 協定 帰宅困難者対応等 5 災害時における避難所施設利用に関する協定書)

第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備

(市、都、小金井消防署、関係防災機関、各事業者)

第1 帰宅支援対策の実施

- 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、帰宅支援対象道路（帰宅支援の対象道路として都が指定した道路）沿道の施設等と協定を締結して新たな帰宅支援ステーションとして位置づける等、災害時帰宅支援ステーションを整備する。
- 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者に周知する。
（別冊 資料2-7-2 帰宅支援の対象道路）

第2 水・食料等の備蓄

- 市は、都と連携し、帰宅困難者用として一定量の備蓄・調達体制の充実を図る。
- 事業所に対し、従業員用として3日分の備蓄の指導徹底を図る。

第3 代替交通手段の確保

- 鉄道の運行停止に備え、各鉄道機関はバス輸送等代替交通手段の運行方法を検討する。

第4 救護対策の実施

- 市は、帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策を検討する。

第5 事業所等への啓発

- 市は、各種の手段により事業者へ協力に関する啓発を図るとともに、訓練項目に帰宅困難者対策訓練を盛り込み、参加を要請する。

第6 市民への啓発

- 市、防災機関及び事業所においては、市民に対し、各種の手段により以下の項目について必要な啓発を図る。
 - 1 徒歩帰宅に必要な装備等
 - 2 家族との連絡手段の確保
 - 3 徒歩帰宅経路の確認等

第7 訓練の実施

- 市や防災機関は、事業所等に対し、従業員や客の避難誘導訓練や情報の収集伝達訓練、安否確認及び情報発信訓練、徒歩帰宅訓練等を行うよう要請し、災害に備える。

応急対策

第1節 駅周辺での混乱防止対策

(市、都、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関、各事業者)

第1 対策内容と役割分担

- 発災時、公共交通機関が運行停止し、特に駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、「公助」には限界があり、駅周辺の事業者等が市と連携して、混乱防止を図る。

機関名	活動内容
都総務局	<ul style="list-style-type: none">○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置○ 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供
市	<ul style="list-style-type: none">○ 駅周辺の滞留者の誘導先を確保○ 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導
警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none">○ 市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none">○ 市に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施
通信事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供○ 災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を周知
事業者等	<ul style="list-style-type: none">○ 施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供○ 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施

第2 業務手順と詳細な取組内容

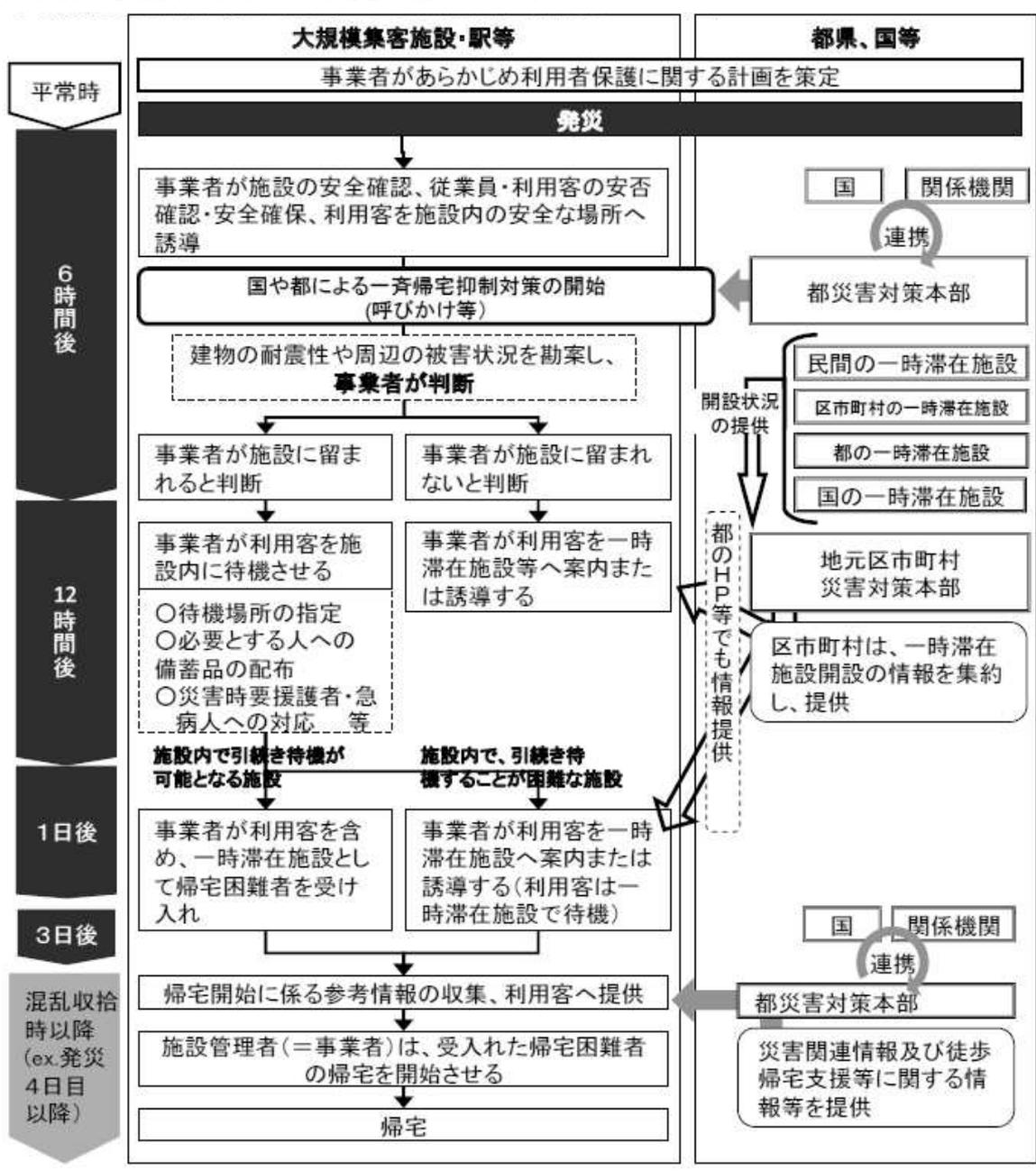
1 駅前滞留者対策協議会による現地本部の設置

- 駅前滞留者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を状況により立ち上げる。
- 現地本部に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。あわせて、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。
- 災害発生直後においては、協議会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合がある。現地本部は、市側で立ち上げを行い、ある程度、駅前滞留者対策協議会の参加団体が参集した時点で連携して対応する。
- 現地本部は、エリアワンセグ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。

- 駅前滞留者対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

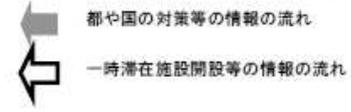
2 集客施設及び駅等における利用者保護

<大規模集客施設・駅等での利用者保護フロー図>



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



(1) 施設の安全性の確認

ア 施設の安全確認

- 事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

イ 施設周囲の安全確認

- 事業者等は、市、都、国等からの一斉帰宅抑制の呼びかけを受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等を参考に、施設周囲の安全確認を行う。

ウ 利用者の保護

- 安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。
- なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

(2) 一時滞在施設への誘導等

ア 事業者等による案内又は誘導

- 保護した利用者については、市や関係機関との連携のもと、事業者や駅前滞留者対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

イ 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

- 災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合は、事業者は市や関係機関と連携し、帰宅可能となるまでの間、事業者が所有する施設の特長や状況に応じ、可能な限り駅前滞留者を一時的に受入れる一時滞在施設となることも想定しておく。
- さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。

ウ 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

- 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携のもと、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

(3) 要配慮者への配慮

- 利用者保護に当たって、事業者は、市や関係機関とも連携し、要配慮者に配慮した手順をあらかじめ定めておく。

(4) 施設利用者に対する情報提供

- 事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

(5) 駅利用者に対する情報提供

- 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布する等、駅から誘導場所までの情報を提供する。駅利用者に対し、列車や代替輸送等の運行情報を提供する。

(6) 必要な情報が得られる仕組みの構築

- あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを検討していく。

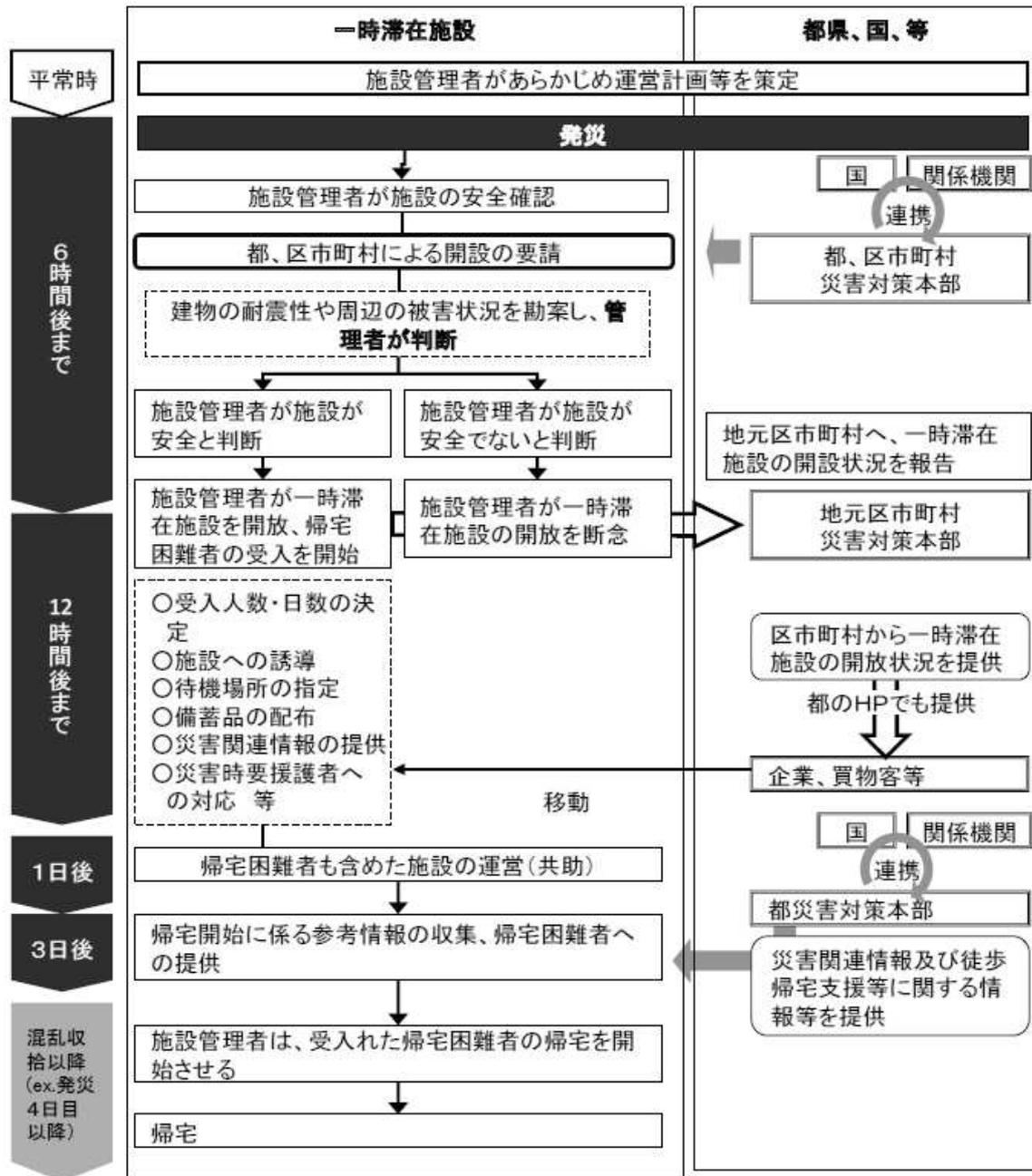
3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

- 施設管理者は、発災時の市、都、国等からの一斉帰宅抑制の呼びかけにより、当該施設の待機場所や施設入口等の安全確認及び周辺状況を確認のうえ、一時滞在施設を開設する。なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。
- 施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、

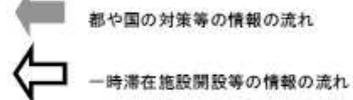
開設が不能な場合、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

- 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。

＜一時滞在施設運営のフロー図＞



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



(1) 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

- ア 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- イ 施設内の受入スペースや女性用スペース、要配慮者用スペース、立入禁止区域の設定
- ウ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認等の運営準備
- エ 施設利用案内の掲示等（施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。）
 - (ア) 「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」
 - (イ) 「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解したうえで、施設内において行動すること。」
 - (ウ) 「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること。」
 - (エ) 「負傷者の治療等、施設において対応できない事項」等
- オ 電話、特設公衆電話、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保
- カ 市等への一時滞在施設の開設報告

(2) 帰宅困難者の受入れ等（おおむね12時間後まで）

- ア 帰宅困難者の受入開始
- イ 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置等の保健衛生活動
- ウ 水、食料等の備蓄品の供給
- エ し尿処理・ごみ処理のルールの確立
- オ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び収容者へ伝達
- カ 受入可能人数を超過した場合の市等への報告

(3) 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）

- ア 収容者も含めた施設の運営
- イ 公共交通機関の運行再開、移動手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

(4) 一時滞在施設の閉鎖（おおむね4日後以降）

- ア 一時滞在施設閉鎖の判断
- イ 収容者への帰宅支援情報の提供による帰宅誘導

第2節 事業所等における帰宅困難者対策（市、都、関係防災機関、各事業者）

第1 対策内容と役割分担

- 発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定める。

機関名	活動内容
都総務局	○ 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に要請

	○ 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底
市	○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築
商工会議所	○ 加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を要請
事業者	○ 従業員等を施設内に一定期間待機
学校等	○ 児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡

第2 業務手順と詳細な取組内容

1 事業所による従業員等の施設内待機

- 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- 市、都、国等からの一斉帰宅抑制の呼びかけを受けた後は、周辺状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

2 施設内に待機できない場合の対応

- 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設の開設情報等をもとに、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

3 防災活動への参加

- 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

4 情報提供体制の確保

- 事業者は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。市は、報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、あらかじめ構築した事業者が必要な情報を得られる仕組みに従い、情報提供を行う。

5 学校等の対応

- 学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。
- 児童・生徒等の安否等について、一定程度の電話回線やインターネット環境が普及した時は、保護者へ連絡する。

復旧対策

第1節 徒歩帰宅者の代替輸送（市、都、関係防災機関）

第1 対策内容と役割分担

- 事業所や一時滞在施設等にとどまった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することが予想される。しかし、首都直下地震等が発生した場合には、鉄道等の公共交通機関の多くが長期間にわたり、運行を停止することが予想され、代替輸送機関による搬送が必要となる。

ここでは、帰宅困難者が帰宅するに当たり必要な情報提供や代替輸送手段の確保について定める。

機関名	活動内容
都総務局	<ul style="list-style-type: none">○ 都内の交通事業者からの情報を集約し、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民等に提供○ バスによる代替輸送手段を確保
市	<ul style="list-style-type: none">○ 都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者の誘導等を支援
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供○ 発災後、早期に運転を再開
バス事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供○ バス等による代替輸送手段を確保

第2 業務手順と詳細な取組内容

1 鉄道運行情報等の提供

- 東京都は、災害時帰宅支援ステーションの整備や代替輸送手段等の確保等の帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や市民等に提供する。
- 市は、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。
- 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。

- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を市や報道機関に提供する。

2 代替輸送手段の情報提供及び確保

- 市は、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。
- 長期にわたり鉄道等の運行が停止した場合には、運行可能なバス、タクシー等により帰宅困難者の搬送を行うが、その輸送力には限りがあることから、原則として要配慮者を優先的に搬送するような配慮を行う必要がある。
- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を市や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。

第2節 徒歩帰宅者の支援（市、都、関係防災機関、各事業者）

第1 対策内容と役割分担

- 帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで徒歩帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならぬ。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

機関名	活動内容
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーション等の情報を提供 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等を提供
事業者 学校等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援

第2 業務手順と詳細な取組内容

1 災害時帰宅支援ステーションの整備

- 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション整備等の帰宅支援体制を構築

するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について、事業者や市民等に提供する。

2 徒歩帰宅支援

- 市は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導等円滑な徒歩帰宅支援を行う。

3 赤十字エイドステーションの設置

- 日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。

4 従業員等の帰宅支援

- 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順に従って従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第8章 避難者対策

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 避難体制の整備

市では、2段階避難方式を基本としており、震災による市街地火災等で避難が必要になったときは、市、警察官、消防職員、消防団員等が協力して避難誘導を実施する。

また、広域避難が必要となった場合に備え、他県自治体との協定を締結している。

避難行動要支援者の避難について、民生委員、小金井警察署、小金井消防署との名簿の共有実施、民生委員の個別訪問による要支援者登録を進めるとともに、町会・自主防災組織の協力を得て、5地区と協定を締結し（平成26年6月現在）、避難行動要支援者の個別支援プランの作成を推進している。さらに、総合防災訓練において安否確認、避難訓練等を実施している。

2 一時避難場所・広域避難場所の指定

一時避難場所は、火災や自宅倒壊の危険がある場合に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所であり、広域避難場所は延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園等である。

平成26年4月現在、一時避難場所として20か所、広域避難場所として5か所を指定している。

3 避難所の指定及び管理運営の整備

平成26年4月現在、避難所として市内の市立小・中学校14か所、福祉避難所（二次避難所）18か所を指定している。

また、避難所運営マニュアル（平成24年5月）を策定した。

<市の避難所等の現況>

分類	主な場所	箇所数
広域避難場所	武蔵野公園、東京農工大学、小金井公園、東京学芸大学、多磨霊園	5
一時避難場所	小・中・高等学校、法政大学緑町グラウンド 上水公園運動施設、梶野公園	20
避難所	小・中学校	14
福祉避難所 (二次避難所)	保育園、障害者福祉センター、民間福祉施設等	18

第2 課題

<被害想定（多摩直下地震）>

被害項目	想定される被害
避難者数	最大 30,495 人
避難所へ避難する人	最大 19,822 人
避難所以外のところへ避難する人	最大 10,673 人
停電率	最大 12.9%
固定電話不通率	最大 7.7%
低圧ガス供給支障率	最大 100.0%
上水道断水率	最大 42.8%
下水道管きよ被害率	最大 23.6%

※ガスの供給支障は、施設被害のほか、安全のための自動供給停止が含まれている。東京都想定では、ガス拠点施設については、耐震設計に基づく整備がなされていることから、被災による機能停止は対象とされていない。

（資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 平成24年4月）

1 避難体制の整備

自治体の枠を越える大規模災害に係る避難先の確保を検討する必要がある。

要配慮者等の避難について、輸送手段の確保や受け入れ施設の調整等の体制整備が必要である。

2 避難所の確保

大規模災害時において想定される避難者数に対して、避難先の確保や的確な避難誘導のあり方について検討が必要である。また、帰宅困難者を地域住民用の避難所に入れることで混乱が生じないように、対策を講じる必要がある。

3 避難所の管理運営の整備

避難所における安全・安心の確保や、女性や要配慮者等のニーズに応える必要がある。

第3 対策の方向性

1 避難体制の整備

的確な避難勧告・避難指示、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保等、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

2 避難場所、避難所の指定

民間施設の活用を含め、避難場所、避難所の指定を拡大するための検討を進める。

避難所となる公共施設について、マンホールトイレ等必要な設備の改修を行う。

3 避難所の管理運営の整備

避難所における安全性の確保や女性や要配慮者のニーズに応じた体制整備を推進する。

第4 到達目標

1 要配慮者への支援体制整備

要配慮者等の避難について、輸送手段の確保や受け入れ施設の調整等の体制整備を進める。

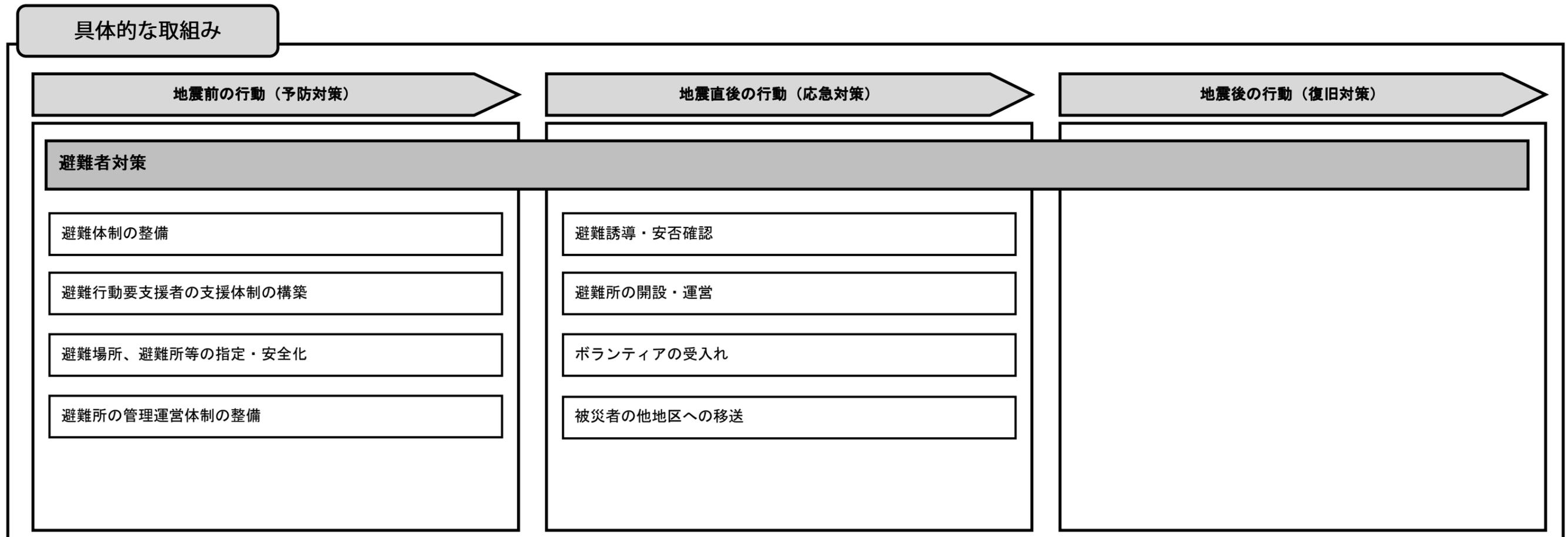
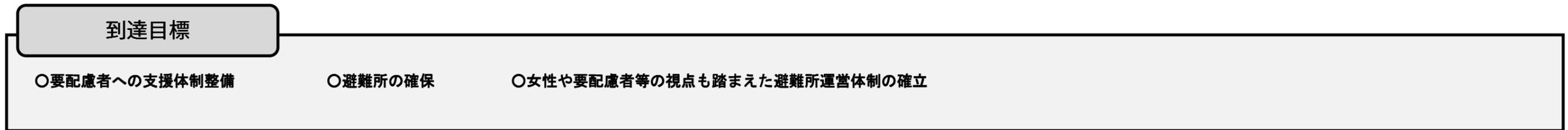
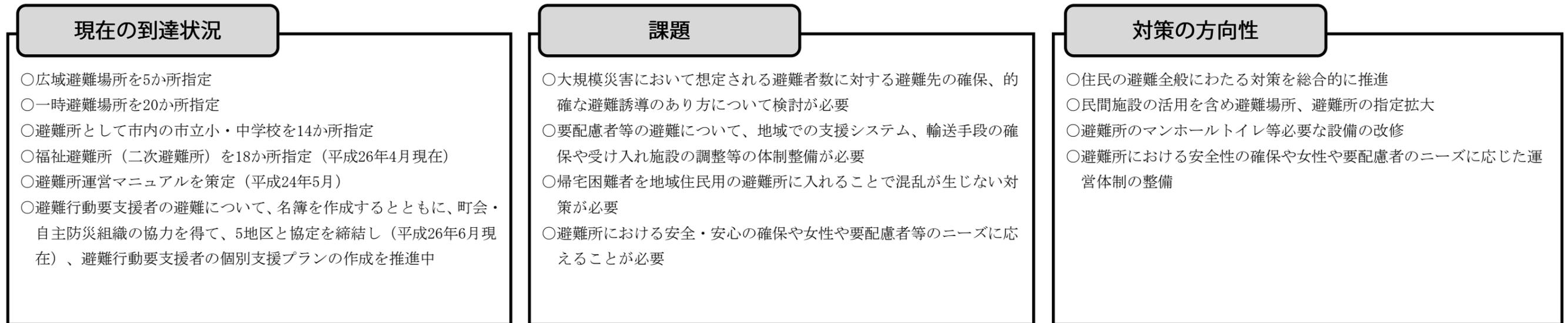
2 避難所の確保

新しい被害想定に基づき、避難者を受入れられる避難所の数・規模・質（備蓄品等）を確保する。

3 女性や要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、女性や要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

第8章 避難者対策



予防対策

第1節 避難体制の整備（市、小金井消防署）

- 地震災害が発生した場合、市民等は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るため安全に避難する等、適切な防災行動をとる必要がある。
- 高齢者・障がい者・難病患者・妊産婦・乳幼児等の避難行動要支援者にとって適切な防災行動をとることは容易ではない。このことから、地域での救出救護体制や避難所生活等について、環境の整備や支援体制等が不可欠である。

第1 避難誘導運用要領の策定

- 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるとともに、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。
 - 1 避難場所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
 - 2 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - 3 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、保健師、看護師等を確保する。
 - 4 避難所の衛生保全に努める。
 - 5 避難期間に応じて、水、食料及び物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
 - 6 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

第2 避難場所、避難所等の周知

- 効率的・効果的な避難を実現するため、広域避難場所や避難所、一時避難場所等の役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。

第3 避難勧告等発令基準の整備

- 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成26年度）」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定する等、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

第4 地域における安全体制の確保

- 災害時において、避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるように自主防災組織や地域住民の連携体制を平常時から検討し確立しておく必要がある。

1 発災時に備えた地域の実情の把握

- 避難所運営をスムーズに行うため、地域又は自治会等を単位に、避難時における集団の形成や自主運営体制について、平常時から地域の実情把握に努める。

2 防災知識の普及と啓発

- 市は、避難行動要支援者やその介護者を対象に防災知識の普及啓発に努めていく。その際、避難行動要支援者の心身の状況に応じた的確な情報伝達に留意するものとする。
- 避難行動要支援者に対しての接し方等について市民に周知・啓発するとともに、「災害時要援護者の手引き」（平成22年3月策定）を改定し、自主防災組織等や地域住民を中心とした避難行動要支援者に対する情報伝達や安否確認訓練等を行い、防災行動力の向上に努める。

3 被災しない環境づくり

- 小金井消防署は、「地震その時 10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

4 避難行動要支援者の把握と協力体制の構築

- 市は、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び障がい者といった避難行動要支援者の把握、避難行動要支援者の情報集約及び一元管理に努めるとともに、民生・児童委員、自治会、商店街、民間企業等との協力体制の構築を進め、緊急時の連絡体制や誘導體制を地域ごとに整備する等、いざというときに共に支え合うコミュニティを目指す。

5 避難勧告等を行ういとまがない場合の対応を検討

- 避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の市民等の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

6 高齢者を見守る地域のネットワーク等の有効利用

- 市では、ひとり暮らし高齢者世帯又は高齢者のみ世帯の方等に住み慣れた地域で生活する高齢者を見守る地域のネットワークの一環として、種々のサービスを提供しており、市内4か所の地域包括支援センターや民生委員等の関係機関と連携し、見守りを行い、高齢者の支援システムを整備している。
- 今後、こうしたネットワークの災害時における有効利用について検討していく。

7 食料等の対策

- 様々な避難者等に配慮した食料の供給を図るため、これまで備蓄しているクラッカーやアルファ米に加えて、おかゆやアレルギー対応食等の備蓄に努める。
- 市は、要配慮者が利用しやすい生活物資、災害用トイレ（洋式トイレ）等の生活必需品の備蓄に努める。

8 多様な手段を活用した情報提供

- 市が、情報提供をする際には、多様な手段を活用し、様々な市民等に情報が伝達されるように努める。

第5 他の地方公共団体との協定等の締結

- 災害時において、被災者の他地区への輸送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

第2節 避難行動要支援者の支援体制の構築（市）

第1 避難行動要支援者名簿の作成

- 災害対策基本法第49条の10の規定は、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することを市に義務付けている。以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成しているが、的確な情報把握、情報の更新等に努めるものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先

(別冊 資料 2-8-1 町丁目別要配慮者数)

(別冊 資料 2-8-2 小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱)

- 要配慮者で次のいずれかに該当し、消防署、警察署、民生委員・児童委員等関係機関へ個人情報を提供することに同意した者を登録する。また、1～5に関する情報は、今後改定予定の全体計画である「災害時要援護者対策の手引き」、「小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱（別冊 資料2-8-2）」で示す方法で収集し、管理および更新を行う。

- 1 満75歳以上の一人暮らし高齢者および満75歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者等で民生委員・児童委員が行う高齢者地域福祉ネットワークに登録している者
- 2 要介護3・4・5の認定を受けている者
- 3 身体障害者手帳1級・2級を有する者
- 4 愛の手帳1度・2度を有する者
- 5 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を有する者
- 6 上記に準じる状態にある者で、当該本人の申請により、特に災害時の支援が必要であると

市長が認める者

※名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法については、関係機関共有方式、手上げ方式の併用とする。

※名簿の更新は年1回とする。ただし、状況に応じて名簿を1年に2回以上更新するものとする。

※漏えい防止措置として受領者の責務を要綱に定め、名簿の紛失等がないように適正に管理する。

第2 避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導體制の整備

- 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得ることを原則として、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員・児童委員等関係機関の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
- 避難行動要支援者名簿の作成及び活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。
- 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。
- 避難行動要支援者の個別支援プランの策定や障がい特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等を実施する。
- 災害により、避難支援等関係者は、まずは自身と家族等の身の安全の確保に努めるものとし、可能な範囲で名簿登録者へ支援を行うものとする。

第3節 避難場所、避難所等の指定・安全化（市、都、関係防災機関）

第1 避難場所の指定及び安全化

1 避難場所の指定

(1) 一時避難場所

- 一時避難場所は、火災や自宅倒壊の危険がある場合に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所であり、集合した市民の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンド及び公園等を指定する。

(2) 広域避難場所

- 地震等の大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースを指定する。指定の基準は次のとおりである。

ア 大規模火災によるふく射熱（2,050Kcal/m² h）に対して安全を確保できる有効面積があること。

イ 震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が広域避難場所内に存在しな

いこと。

ウ 広域避難場所内の建物、道路及び池等を除き、利用可能な避難空間として原則として1人あたり1㎡を確保する。

エ 広域避難場所ごとの地区割当計画にあたっては、町会・自治会区域等を考慮する。
(別冊 資料 2-8-3 避難場所一覧)

2 避難場所の安全化

- 震災時に市民が避難場所へ安全に避難できるよう避難道路の新設、拡幅を行うほか、避難道路に架かる橋梁の補修を実施する。
- 避難場所及び避難道路周辺に、震災時の水利整備基準に基づき防火水槽等を整備に努める。
- 避難場所からの排水機能を確保する。
- 避難を円滑に行うため、避難場所を表示する標識の整備を行う。

第2 避難道路沿い施設の安全化

- 都が指定している緊急交通路とそれらの交通路から各防災拠点施設及び避難所等へ通じる道路を避難道路として指定する。
- 避難道路として指定した道路について、沿道建築物の耐震化・不燃化を促進する。

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none">○ 沿道建築物の所有者に対し耐震化に係る普及啓発等及び都と協力・連携し耐震改修促進法に基づく指導・助言を行っていくこととする。○ 避難場所からの排水を受ける管きよの耐進化を推進する。
都水道局	<ul style="list-style-type: none">○ 避難所や主要な駅への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を優先的に進めていく。
東京電力	<ul style="list-style-type: none">○ 配電設備は、感電・火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように電気設備の技術基準に基づいた設備形成をしている。○ 設備の健全性を維持するため、電力設備の巡視や点検を実施している。○ 万が一、配電設備の故障や損壊があった場合は、電気を送っている変電所の保護装置が動作して電気の供給を停止し二次災害防止措置を実施している。
東京ガス	<ul style="list-style-type: none">○ 導管については、状況に応じた最適な材料、継ぎ手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。○ 導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

第3 避難所の指定及び安全化

1 避難所の指定

- 地震等の災害による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する学校の校舎及び体育館等を避難所に指定している。

2 避難所の事前周知及び安全化

- 避難所を指定しときは、市民に周知するとともに、避難所の安全の確保と避難所機能の充実を図る。

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、本計画において指定した避難所を市民に周知する。 ○ 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難所は、原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定する。 (2) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。 (3) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 m²あたり 2 人とする。 ○ 避難所に指定した建物については、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確保するとともに被災者の性別を踏まえたプライバシーの保護や生活環境保持及び要配慮者に配慮するよう努める。 ○ 指定した避難所には、食料の備蓄や必要な資器材等を整備する等、避難所機能の強化を図るものとする。

3 福祉避難所（二次避難所）の指定等

- 学校等に「身近な福祉避難所」を開設する。
- 社会福祉施設等を中心に、拠点となる福祉避難所（二次避難所）の指定の拡充に努める。
- 福祉避難所（二次避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえ、原則として、バリアフリーを備えた建物を利用する。
 - (別冊 資料 2-8-4 指定避難所一覧)
 - (別冊 資料 2-8-5 福祉避難所（二次避難所）一覧)
 - (別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 1 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（医療法人財団 美生会）)
 - (別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 2 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人 木馬の会）)
 - (別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 3 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（社会福祉法人 東京聖労院）)
 - (別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 4 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（医療法人財団 美生会）)
 - (別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 5 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（一般財団法人 天誠会）)
 - (別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 6 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人 エヌピーオー専）)
 - (別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 7 災害時における避難所施設利用に関する協定書（ルーテル学院大学）)
 - (別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 8 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（小金井生活実習所）)

(別冊 協定 福祉避難所(二次避難所) 9 災害時における避難所施設利用に関する協定書(社会福祉法人 聖ヨハネ会))

(別冊 協定 福祉避難所(二次避難所) 10 災害時における避難所施設利用に関する協定書(社会福祉法人 まりも会))

(別冊 協定 福祉避難所(二次避難所) 11 災害発生時における二次避難所(福祉避難所)の設置運営に関する協定書(都立小金井特別支援学校))

第4節 避難所の管理運営体制の整備(市、関係防災機関)

第1 避難所運営マニュアル等による運営体制の構築

- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を参考に「避難所運営マニュアル」の修正や「福祉避難所運営マニュアル」の作成を図る。
- 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置する等、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 避難所の運営において、要配慮者の安全で安心できる避難生活が保てるように、要配慮者に対して個別のニーズに合った配慮をする。特に、情報の取得と発信等の情報保障については、飲食等に関する基本的な情報の提供について、多様な情報伝達手段(電光掲示板等)と意思疎通支援者(手話通訳者等)の確保に努める。
- 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図るとともに、福祉関連ボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結する等、体制整備を図る。

第2 避難所施設の防火安全対策

- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定する等、避難所の防火安全対策を促進する。

第3 食料備蓄や必要な資器材の整備

- 避難所における貯水槽、マット、非常用電源、衛星携帯電話のほか、暑さ寒さ対策用品、災害用トイレ(洋式トイレ)等高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- 食料の備蓄や必要な資器材を整備する等、避難所機能の強化を図る。

第4 避難所の衛生管理対策の促進

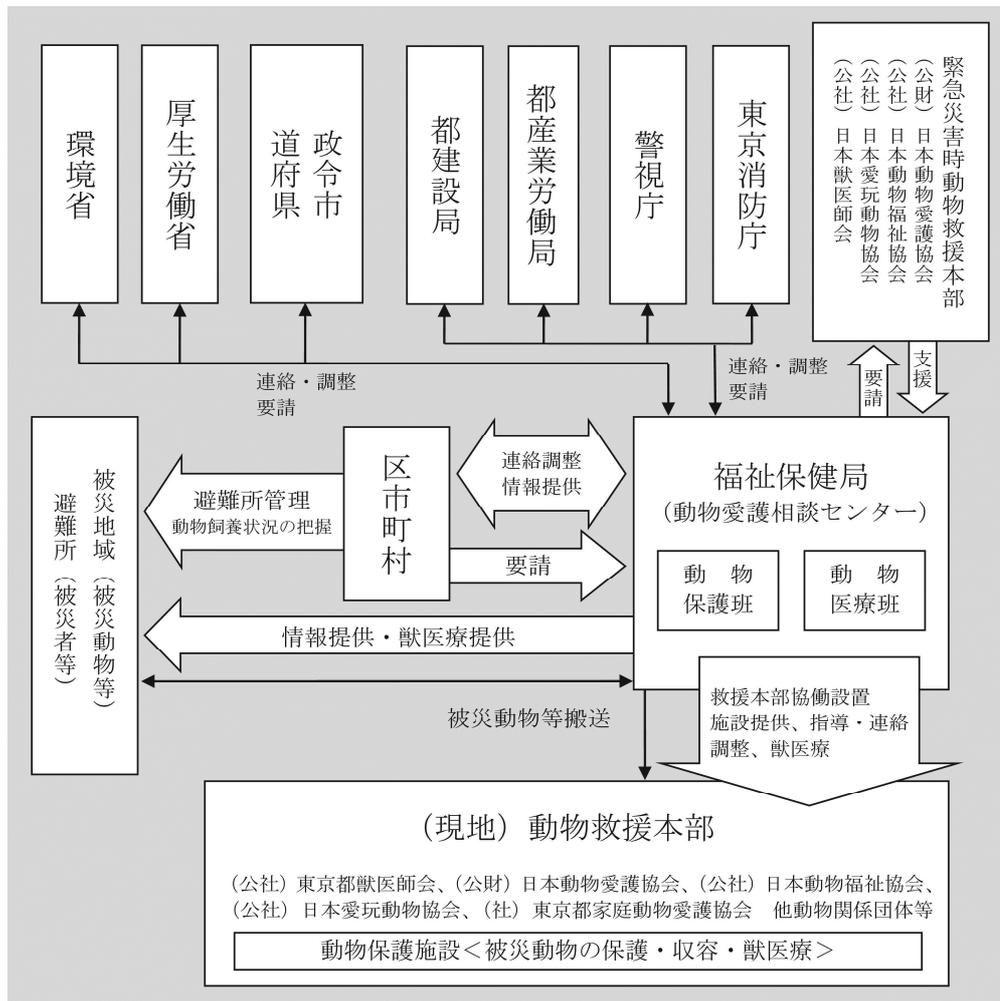
- 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置する等、避難所の衛生管理対策を促進する。

第5 飼養動物の同行避難の体制及び動物救護体制の整備

- 都や獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

(別冊 協定 その他 2 災害時における動物救護活動に関する協定書)

<業務手順>



第6 災害用トイレ（仮設トイレ等）に関するマニュアル作成

- 災害用トイレ（仮設トイレ等）の設置場所・組立手順等に関するマニュアルを作成する。

応急対策

第1節 避難誘導・安否確認

(市、都、小金井警察署、小金井消防署、自衛隊、市民等)

第1 避難体制

1 避難の勧告・指示

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none">○ 市の地域において災害の危険が切迫した場合には、市本部長は小金井警察署長及び小金井消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難の準備、勧告又は指示するとともに、速やかに都に報告する。○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市本部長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。○ 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は、避難勧告等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された。(第61条の2)
都	<ul style="list-style-type: none">○ 都知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市本部長に代わって実施する。
警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none">○ 災害の発生等の危険が切迫し、市本部長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市本部長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。○ この場合、直ちに市本部長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none">○ 小金井消防署長は、火災の延焼拡大又はガス等の拡散により、人命危険があると判断した場合には、火災警戒区域を設定する。○ この場合、直ちに市本部長に通報する。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none">○ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官であって、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないときは、自衛官は居住者等に避難の指示を行うことができる。この場合、自衛官は、直ちに市本部長に避難の指示を行った旨を通報する。

<三類型の避難勧告等一覧>

(「風水害編 第3部 3-18 第1 避難勧告の判断基準」より再掲)

類型	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要配慮者 避難情報)	○ 要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 要配慮者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

2 避難誘導

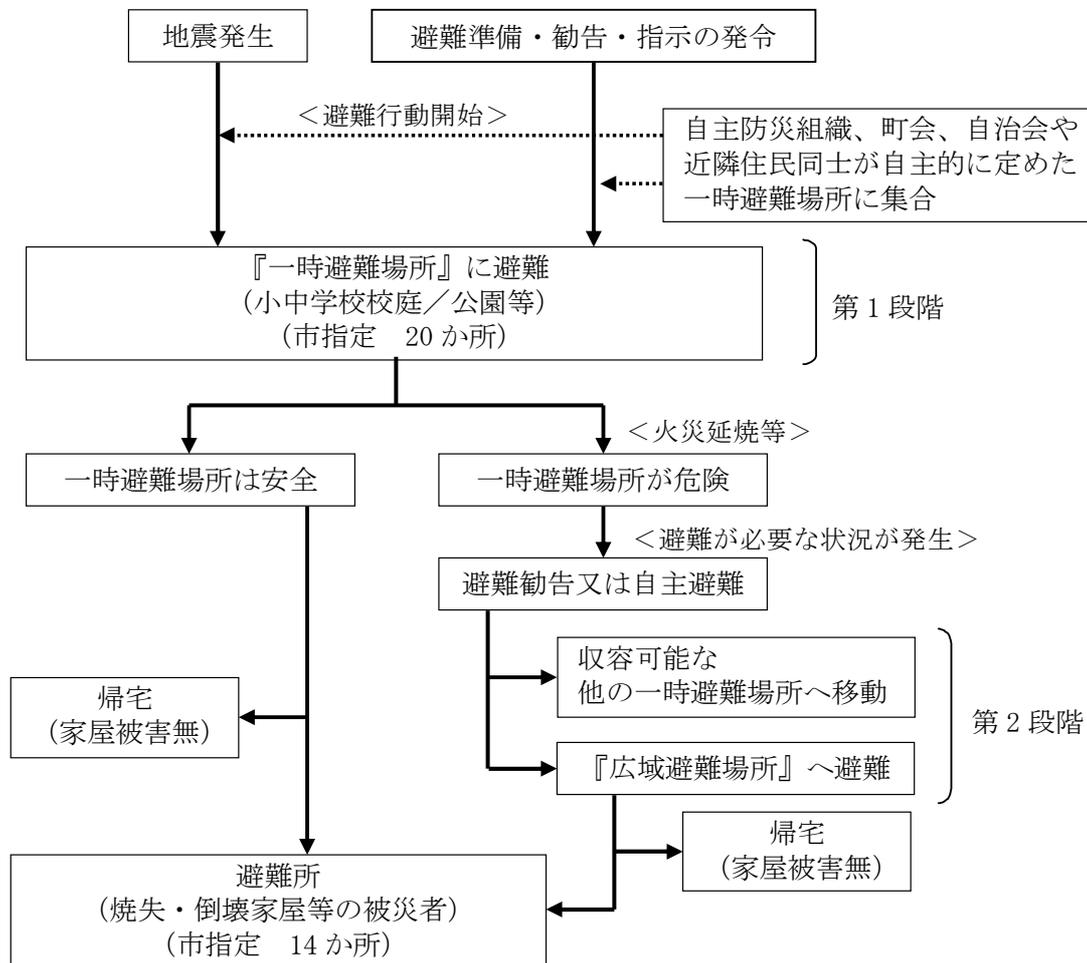
機関名	内容
市	○ 避難の勧告又は指示が出された場合、小金井警察署及び小金井消防署の協力を得て、地域又は町会・自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時避難場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。
警視庁 小金井警察署	○ 一時避難場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。 ○ 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を、必要に応じて本部に要請する。 ○ 災害等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講ずる。 ○ 避難場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。
東京消防庁 小金井消防署	○ 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市及び警察署等に通報する。 ○ 避難勧告または指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難勧告または指示の伝達を行う。

機関名	内容
	○ 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保を重点に行う。
小金井市消防団	○ 避難が開始された場合は、避難誘導にあたる。 ○ 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、消防署の指示に従い、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

(注) 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

3 避難方式

- 市における避難方式は、2段階避難方式を基本とする。
- 避難の勧告や指示を行ういとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。



第2 避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者については、障がいの特性や住環境等を踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

第3 外国人支援対策

1 避難誘導

- 災害時の避難誘導は、自主防災組織やボランティア団体等に協力を要請し、実施する。

2 情報提供

- 市は、医療機関の活動状況、被災状況、救援物資、避難所利用法、緊急的な生活支援等、市が発する情報を努めて多言語（翻訳文の掲示等）で提供する。
- 避難所における情報の提供は、翻訳文の掲示やボランティア等の通訳により行う。

3 相談窓口の開設

- 市は、市役所外国人相談窓口を開設するよう努める。
- 外国人相談窓口における情報提供にあたっては、都庁内に開設される「外国人災害時情報センター」の支援を得て、実施する。

東京都外国人災害時情報センターの業務

- 外国人が必要とする情報の収集・提供
- 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
- 東京都防災（語学）ボランティアの派遣

4 語学ボランティアの活用

- 市は、市社会福祉協議会や市内の大学等と連携し、語学ボランティアの確保を図る。
- 不足する場合には、都に防災（語学）ボランティアの派遣を要請する。

第2節 避難所の開設・運営（市、都、関係防災機関、市民等）

第1 各機関の役割分担

<各機関の役割分担>

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none">○ 避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとし、その内容及び方法等について、あらかじめ定められたマニュアル等に基づくほか、女性や要配慮者等に留意したうえで、次の対策をとるものとする。○ なお、避難所の対策内容等は、おおむね次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">1 避難所の開設2 避難所の運営

機関名	内容
	3 避難所が不足する場合、野外に受入施設を開設 4 水・食料・生活必需品等の供給 5 避難住民に対する健康相談 6 避難所の衛生保全及び避難者への指導（水・食料・環境衛生等） 7 避難所におけるトイレ機能の確保 8 公衆浴場の確保及び住民への情報提供 9 避難所における防火安全性の確保 10 避難者のための通信手段確保（特設公衆電話等の手配）
都	○ 市から避難所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに都各部局又は関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。
小金井市 獣医師会	○ 応援協定に基づく被害動物の救護活動等

第2 避難所の開設等

- 市は、避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに都福祉保健局及び小金井警察署、小金井消防署等関係機関に連絡する。
- 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- 管理責任者は、管理運営に際して、女性や要配慮者の視点に配慮する。
- 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受入れるため、一時受入施設を開設する。
- なお、一時受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の場合と同様とする。
- 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を要請する。
- 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、インターネット、FAX 等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。

第3 福祉避難所（二次避難所）の開設

- 災害発生時に避難所や自宅での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者を受入れるため、福祉避難所（二次避難所）を開設する。
- 災害発生直後は、まず小・中学校等の避難所にて受入れを行うが、福祉避難所（二次避難所）の開設が必要な状況に応じて、学校等の「身近な福祉避難所」、福祉施設等の「拠点となる福祉避難所」を開設する。
- 福祉避難所（二次避難所）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに都福祉保健局及び小金井警察署、小金井消防署等へ連絡する。

第4 避難所の管理運営

1 避難所運営について

- 可能な限り町内会または自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成のうえ、受け入れる。
- 発災初期の避難所運営は、市職員・施設管理者及び施設職員が中心となり、自主防災組織、町会・自治会、避難者と連携しながら実施し、その後、避難者等による自主運営とする。

2 避難所配置職員の任務

- 避難所に配置された職員は、市本部の指示に基づき、施設の管理者、自主防災組織、町会・自治会、ボランティア等の協力を得て避難所の管理運営を行う。

3 教職員の協力

- 避難所に指定された学校の教職員は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。

4 安否照会への対応

- 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

5 避難所の運営等

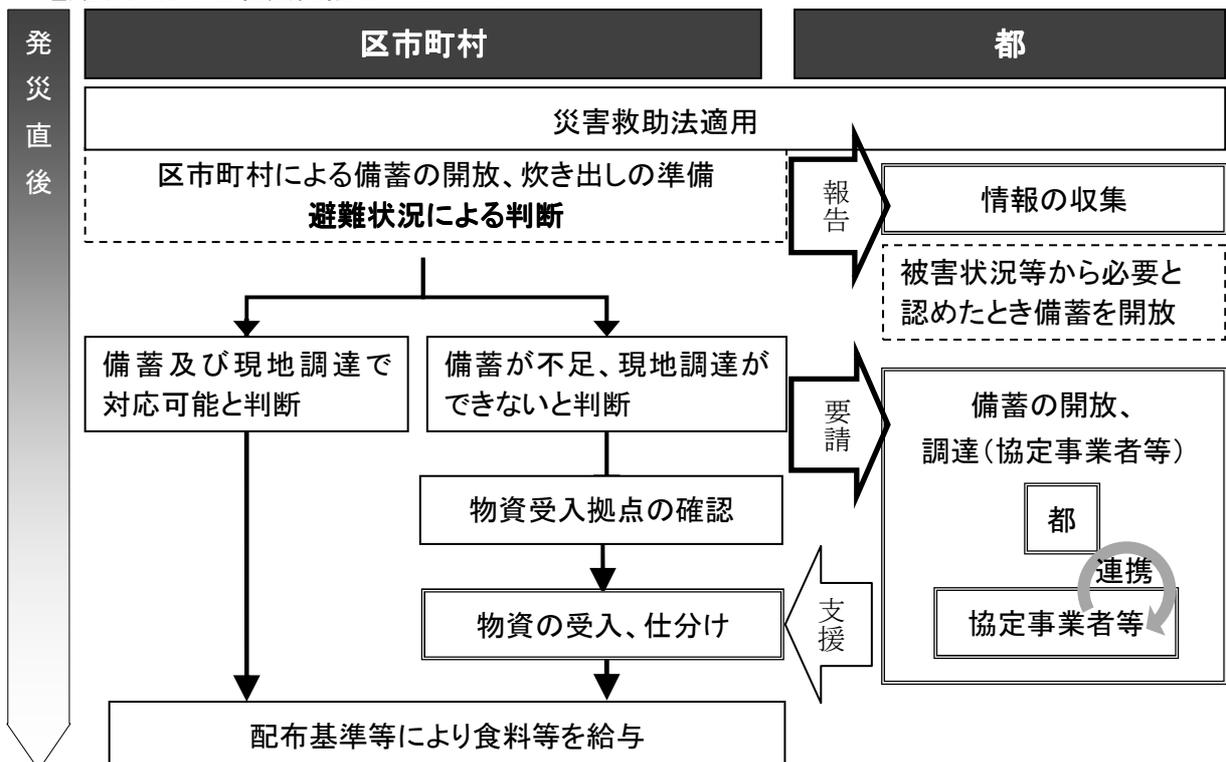
- 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を設定する。
- 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
- 区市町村は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況等、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- 要配慮者等について、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段（電光掲示板等）が確保されるとともに、意思疎通支援者（手話通訳者等）の確保に努め、災害時の情報保障に必要な措置を講じるよう努める。
- 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がい特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所（二次避難所）への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
- 福祉避難所（二次避難所）の運営は、障がい特性に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所（二次避難所）への移送手段についても確保する。

- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上等の避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法等、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。
- 避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- やむを得ない理由により避難所に滞在することができない在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

第5 食料・生活必需品等の供給・貸与

- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市の備蓄又は調達する食料等を支給する。その際、食物アレルギーのある避難者がいる可能性があるため、対応に配慮する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定める。
- 避難が長期に渡る場合は、食料等の供給に関し、栄養面についても配慮する。

<避難所における物資供給のスキーム>



第6 飲料水・食品の安全確保

- 「震災編 第2部 6-24 (4) 飲料水・食品の安全確保」を準用する。

第7 トイレ機能の確保

- 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、水洗機能を維持する。
- トイレ機能が不足する場合は、災害用トイレ（仮設トイレ等）を活用し、対応する。
- 備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

第8 避難所の衛生保全、健康相談

- 市は、保健活動チーム（避難所健康管理グループ）を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 避難の長期化等に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び、医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。
- プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況等、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

第9 公衆浴場等の確保

- 市は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。

第3節 ボランティアの受入れ（市、関係防災機関）

- 「小金井市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、ボランティアを受入れる。災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。
- なお、ボランティアの受入れ・派遣については東京都と協働のうえ、福祉関係団体等の協力を得て実施する。
- ボランティアの流れについては、「震災編 第2部 1-26 第5節 ボランティア等との連携・協働」を準用する。

第4節 被災者の他地区への移送（市、都）

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部長は、市の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区(近隣の非被災地区もしくは小被災地)への移送について、都知事(都福祉保健局)に要請する。 ○ 移送にあたっては、市の保有車両又は民間車両を借り上げて行うものとするが、必要に応じて、関係防災機関への応援を要請する。 ○ 市本部長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。 ○ 移送された被災者の避難所の運営は市が行い、移送先は運営に協力する。 ○ 都から被災者の受入を指示された場合は、受入体制を整備する。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の市から被災者の移送の要請があった場合、被災者の移送先を決定する。 ○ 移送先決定後、移送先の市長に対し被災者の受入態勢を整備させるとともに、警視庁と協議のうえ、移送経路を決定する。 ○ 被災者の移送方法については、当該市と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、市、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 ○ 要配慮者の移送手段については、当該市による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 食料・水・生活必需品等の確保

現在、避難所となる市立小中学校等の備蓄倉庫等・防災倉庫にアルファ米やクラッカー等の食料を105,350食分備蓄しているとともに粉ミルクも備蓄している（平成26年3月現在）。

飲料水は、市と東京都水道局との連携により、2か所の指定給水拠点（浄水所）における拠点給水体制の確保が図られており、2か所の確保水量は12,960 m³となっている。ペットボトル水を約5万4千0分備蓄している。

また、市立小中学校の受水槽利用、小中学校のプール水をろ過し、飲料水にできるろ水機を備蓄倉庫等に配備している。その他、市では、非常災害対策井戸を設置し、市立小・中学校には震災対策用井戸を設置して飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、市内に現存する民間所有井戸のうち条件に適合するものも震災対策用井戸に指定している。

生活必需品は、従来の一般的な備品だけでなく、要配慮者のための必需品の備蓄にも努めている。

応急対策資器材として、炊飯器、発電機、投光機、組立式トイレ・簡易トイレ等を配備しているほか、担架等の救出救護資器材の備蓄にも努めている。

2 備蓄倉庫等の整備

市は、避難者用備蓄物資や災害対策資器材を保管するため、市立小中学校等市内32か所に備蓄倉庫・防災倉庫を配置している。

3 輸送体制の整備

支援物資等の受入れを行うため、都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、市は、市内における物資の受入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点を2か所（小金井市立総合体育館、小金井市役所第2庁舎駐車場）確保している。

また、車両等の確保については、都が関係機関、関係事業者等との協定等による連携を図る中、市はまだ協定等を行っていないが、燃料の安定供給に向けて、石油関係団体と燃料の安定供給のための協定は締結（平成21年3月）している。

第2 課題

<小金井市の被害想定>

被害項目		多摩直下地震 (M7.3、風速 8m/s)		
		冬 18 時	冬 12 時	冬 5 時
避難者	避難人口 (人)	30,495	24,438	23,858
	避難生活者数 (人)	19,822	15,885	15,508
	疎開者人口 (人)	10,673	8,553	8,350
ライフライン	停電率 (%)	12.9	7.4	6.8
	固定電話不通率 (%)	7.7	1.6	1.0
	低圧ガス供給支障率 (%)	100 (高ガス供給ブロック内の 3 分の 1 で SI 値が 60kine を超えるケース)		
	断水率 (%)	42.8		
	管きよ被害率 (%)	23.6		
帰宅困難者数	滞在者数 (人)	80,649		
	徒歩帰宅困難者数 (人)	22,652		

(資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 平成 24 年 4 月)

1 食料・水・生活必需品の確保に向けた課題

被害の程度によっては備蓄している食料が足りなくなるおそれや、都への物資要請を行えなくなる可能性がある。新たな被害想定に基づく備蓄物資の確保が必要であり、特に食料は 3 日分の確保が求められる。

また、避難者の多様なニーズに応えるためには、高齢者等の要配慮者、食事制限のある方や子ども、男女のニーズの違いに配慮をした食料・生活必需品を確保する必要があるが、現在の調達体制だけでは避難者の多様なニーズに対応できない懸念がある。

飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するために被害箇所を復旧するとともに、復旧するまでの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。

生活必需品等の調達体制を充実させるため、事業者との災害時協定の締結を進める必要がある。

2 備蓄倉庫等の整備

食料品や生活必需品、救助資器材等、様々な震災用備蓄品の充実を進めているが、新たな被害想定に基づく備蓄物資の確保等、備蓄の充実が求められるなか、備蓄スペースが不足している。備蓄物資の保管場所の確保においては、備蓄倉庫の増設や施設等での備蓄スペース確保を検討していく必要がある。

3 輸送体制の整備

災害発生時の物資輸送を的確に行うためには、支援物資等を受入れる輸送拠点での管理運営体制の確立等、物流事業者等の活用も視野に入れた体制整備をしていく必要がある。輸送拠点では、物資の積替えや仕分け、各避難所等への配布方法、輸送手段の確保、燃料の確保等の管理運営業務だけでなく、道路の状況確認、輸送路の確保状況等の市本部との情報共有も必要となる。

第3 対策の方向性

1 食料・水・生活必需品等の確保

○ 食料・生活必需品等の確保

災害時に必要な物資を確保できる体制を構築するため、都と連携して、新被害想定に基づく備蓄物資の確保を図り、災害発生後3日分の食料・生活必需品等の確保に努める。特に女性・乳幼児・高齢者・障がい者等の個別ニーズへの対応を図る。

また、様々なニーズに対応できるよう、事業者との災害時協定の締結を進める等、調達体制の強化を図る。

○ 水の確保

市では、都が整備する応急給水拠点での給水体制について、地域住民が円滑な応急給水活動を開始することができるよう体制を整備していく。

また、消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水を初めとする多面的な飲料水確保策について、都水道局及び市の役割分担を基本としつつ、市民による自助・共助による応急給水の実施を支援する。

生活水の確保としては、市立小・中学校には震災対策用井戸を設置するとともに、市内に現存する民間所有の震災対策用井戸の拡充等に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

備蓄物資の保管場所の確保においては、備蓄倉庫の増設や施設等での備蓄スペース確保に努める。

3 輸送体制の整備

地域内輸送拠点や備蓄倉庫等から各避難所等への物資配布の方法の確立、輸送体制の整備を進めるとともに、輸送手段の確保、物資の集配拠点等の管理運営、燃料の確保を図り、また、道路の状況の確認、輸送路の確保等、災害発生時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築する。

また、民間の物流事業者等の協力を得るため、協定等の締結を行っていく。

第4 到達目標

1 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築

発災直後は道路障害物除去作業が完了していないことや、人命救助活動が優先されることにより、長距離の物資輸送が困難と予想される。そのため、発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、市と都の役割分担等を整理したうえで、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を備蓄等により確保する。

また、多様な避難者（女性・乳幼児・高齢者・障がい者等）の個別ニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、調達体制を強化する。

2 備蓄倉庫等の整備

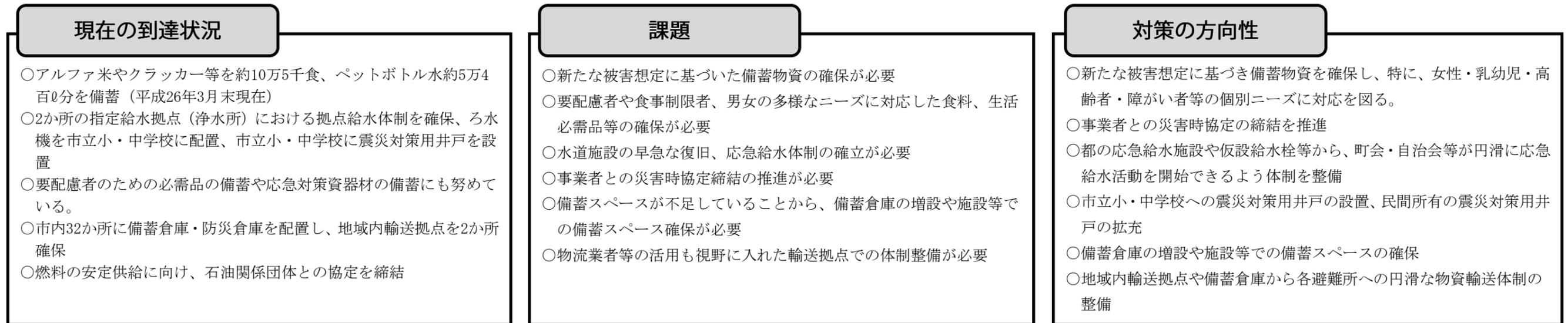
備蓄スペースを確保すべく、公共施設の建替や改修に伴い倉庫設置や防災拠点の整備等を行い、避難所となる学校の余裕教室の活用等も含め、備蓄倉庫等の確保に努める。

3 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

地域内輸送拠点での物資の受入れ・仕分け・積替え等の荷捌き作業を、民間の物流事業者等のノウハウを活用し、円滑に進める体制を構築する。

また、物資輸送のオペレーション体制を再構築し、災害発生時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進



予防対策

第1節 水・食料・生活必需品等の確保（市、都、市民等）

第1 飲料水・生活水の確保

1 給水拠点の整備

- 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね2kmの距離内に1か所の給水拠点の設置を目標とし、指定給水拠点（浄水所）・給水所の給水拠点の確保を進めている。

(1) 指定給水拠点（浄水所）

- 本市では、2か所の指定給水拠点（浄水所）における拠点給水体制の確保が図られている。
- 震災時における浄水所の確保水量は、12,960立方メートルとなっており、震災時の給水量を1人あたり1日3ℓとすると、市民約11万7千人（平成26年4月現在）の1か月以上に相当する量を確保している。

<拠点給水体制の確保>

施設名称	所在地	確保水量
梶野浄水所	小金井市梶野町 5-10-33	1,300 立方メートル
上水南浄水所	小平市上水南町 3-12-36	11,660 立方メートル

- 町会・自治会等が、都水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、指定給水拠点（浄水所）の給水拠点において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。

<指定給水拠点（浄水所）の整備について（分画化）>

(1) 覚書の締結

- 都水道局と市との間で覚書を締結する。
- 覚書の対象となる拠点は、整備完了後、都水道局から市へ通知する。

(2) 覚書概要

ア 応急給水活動の実施

- 整備が完了した拠点において、市職員（又は市が指定する者）が応急給水活動を実施することが可能

イ 役割分担

市：都水道局が実施する訓練への参加、地域住民等に対する訓練実施
都水道局：応急給水資器材の維持管理、市職員に対する訓練実施

ウ 鍵の管理

- 市職員や市が指定する住民は、応急給水区画の鍵を管理し、利用することが可能

（別冊 協定 消防水利関係 1 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び指

定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目)

(2) 非常災害用給水施設

○ 市は、災害時における飲料水確保のため、非常災害対策用井戸を設置している。

井戸深度	250m
水中ポンプ出力	18.5kW
揚水能力	42 立方メートル/時
高架水槽容量	呼称 9,375 立方メートル (有効 5 立方メートル以上)
自家発電機	ヤンマー製ディーゼルエンジン
燃料	軽油
燃料タンク容量	900 リットル
出力	48kW

(3) 震災対策用井戸

○ 市は非常時の水源確保のため、市立小中学校に震災対策用井戸を設置し、飲料水及び生活用水を確保することとしている。

○ 市内に現存する民間所有の井戸のうち、条件に適合するものを所有者の同意を得て震災対策用井戸に指定しており、応急給水を実施するための水源としている。

(別冊 資料 2-9-2 小金井市震災対策用井戸に関する要綱)

(別冊 資料 2-9-3 震災対策用井戸一覧)

(4) 受水槽

○ 災害時における飲料水確保のため、市立小中学校の受水槽を利用する。

(別冊 資料 2-9-4 受水槽・高架水槽)

2 多様な応急給水への取組

○ 市は、飲料水について、備蓄倉庫等にてペットボトル水を約5万4百ℓ分備蓄しており(平成26年3月現在)、市立小中学校の受水槽利用、小中学校のプール水をろ過し、飲料水にできるろ水機を小中学校の備蓄倉庫に配備している。

○ 消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水をはじめとする多面的な飲料水確保策について、都水道局及び市の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を支援する。

(別冊 協定 消防水利関係 3 消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書)

○ その他、市では、非常災害対策井戸を設置し、市立小中学校には震災対策用井戸を設置して飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、市内に現存する民間所有井戸のうち条件に適合するものを震災対策用井戸に指定している。

○ 事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

3 給水マニュアルの作成

○ 円滑な給水活動が可能ないように、給水活動に関するマニュアルを作成しておく。

第2 食料及び生活必需品等の確保

1 備蓄の方針

(1) 避難者想定

- 地震により住宅が倒壊・焼失又はライフラインの途絶により自宅での生活に支障をきたす人を避難者として定義し、避難者数に基づき食料等の備蓄を行う。
- 小金井市における避難者数は「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成24年4月）東京都防災会議」で最大となる30,495人とする。

(2) 基本的な考え方

- 市は、都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における市の最大避難者数等を基準とする。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子ども等の様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 生活必需品の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、避難所の実情を考慮する。
- 避難所への避難者とともに、交通及びライフラインの途絶により避難所以外の場所に滞在する被災者に対する食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給にも十分配慮する。
- 現在、備蓄スペースが不足していることから、機能性を有しつつ効率的にストックできるものや、災害発生以降の市民生活に即対応でき、避難所環境を向上させる資材等について、今後とも研究・検討を進めていく。

2 食料の確保

- 現在、避難所となる市立小中学校等の備蓄倉庫・防災倉庫にアルファ米やクラッカー等の食料を105,350食分備蓄しているとともに粉ミルクも備蓄している。
- 食料品の提供等について協定の締結をしている。

(1) 米穀・生鮮食品等の確保

- 小金井市米穀小売商組合、東京むさし農業協同組合、東京多摩青果株式会社等との協定によって確保する。

(2) 高齢者等に配慮した備蓄

- 高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、お粥等の備蓄（3日分）を進めていく。

(3) 食事制限者に配慮した備蓄

- 食物アレルギーのある避難者がいる可能性に考慮し、アレルギー対応食の備蓄を進めていく。

(4) 乳幼児の粉ミルク等の備蓄

- 調製粉乳の備蓄について、市は災害発生後の最初の3日分を備蓄し、都は広域的な見地から区市町村を補完するため、以後4日分を備蓄する。なお、必要とする水についてもあわせて保存する。

3 生活必需品の確保

- 生活必需品は、従来の一般的な備品だけでなく、要配慮者のための必需品の備蓄にも努めている。
- 応急対策資器材として、炊飯器、発電機、投光機、組立式トイレ・簡易トイレ等を配備しているほか、担架等の救出救護資器材の備蓄にも努めている。
- 高齢者・障がい者・乳幼児・女性等、様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意していく。これらのニーズに関しては、多種多様となることが予想されるため、スーパーやホームセンター等の大規模量販店・多品目取扱事業者との災害時協定締結による調達を推進する。
- 避難所の実情を考慮した生活必需品の他、自主防災組織等の共助による備蓄と連携して、効率的・効果的な防災資器材の備蓄を図る。

4 食料及び生活必需品等供給マニュアル等の作成

- 円滑な食料等の供給活動が可能のように、食料及び生活必需品供給活動に関するマニュアルを作成しておく。

第2節 備蓄スペース及び輸送拠点の確保（市）

第1 備蓄倉庫の整備

- 市は、備蓄物資を被災者に迅速かつ円滑に供給できるよう市内32か所の防災倉庫・備蓄倉庫を整備しているとともに、施設のスペースを活用している。
(別冊 資料2-9-1 備蓄台帳)
- この備蓄倉庫等は、備蓄物資の保管機能のほかに備蓄物資放出後の空間を利用して都等からの応援物資の受領及び応援物資の一時保管場所として物資の仕分け、分類を行う。
- 新たな被害想定に対応した備蓄を進めていくためには備蓄スペースの拡大が必要であり、今後は、公共施設の建替や改修に伴い倉庫設置や防災拠点の整備等を行い、避難所となる学校の余裕教室の活用等も含め備蓄倉庫等の確保を進めていく。
- 分譲マンション等の大規模開発事業においては、開発事業者に備蓄倉庫等の確保を求め、管理組合や地域住民、自主防災組織による防災備蓄を促進する。

第2 緊急物資輸送拠点（地域内輸送拠点）の確保

- 震災等の災害時、都等から輸送される緊急輸送物資並びに調達した食品及び生活必需品等の受け入れ、配給、被災地への輸送等を集中的・効率的に行う緊急物資輸送拠点（地域内輸送拠点）を確保する。
- 下記施設ほか、他の施設の利用を検討する。

<市の緊急物資輸送拠点（地域内輸送拠点）>

施設名	所在地
1 小金井市総合体育館	小金井市関野町 1-13-1 (都立小金井公園内)
2 小金井市役所第2庁舎駐車場	小金井市前原町 3-41-15

第3節 輸送車両等の確保(市、都、小金井警察署)

第1 車両の確保

1 調達

機関名	実施内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市各部は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は総務部が集中的に調達する。 ○ 市保有の車両で不足が生ずる場合に備えて、輸送事業者との協定により輸送態勢の確保を図る。 ○ 車両の調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 乗用車 市各部の不足分は、市総務部管財課所管車両を使用する。 (2) 貨物自動車 運輸業者から調達する。 (3) 乗合自動車 タクシー・バス事業者から調達する。 (4) 特殊車両 悪路走行に対応できる車両をレンタカー会社から調達する。

(別冊 様式 2-9-1 車両調達請求書様式)

(別冊 様式 2-9-2 車両運行等の記録様式)

2 配車

機関名	実施内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用途別必要量に応じて、市各部に対して適宜配車する。 ○ 都及び関係防災機関からの供与車両についても、適宜、配車する。 ○ 災害復旧計画に必要な車両は、市総務部において緊急計画をたて、災害応急用車両を転用し、輸送力を確保する。 ○ 配車手続 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市各部において、車両を必要とするときは、車種、乗車人員数又は積載トン数、台数、引渡場所、日時を明示のうえ、市総務部に請求する。 (2) 市総務部は所要車両を調達し、配車を希望した部に引き渡す。

第2 車両燃料の確保

- 東京都石油商業組合多摩東支部との間に「災害時における燃料等の供給に関する協定書」の締結をし、災害時における車両燃料等の確保を図っている。

第3 緊急通行車両等の確認

- 地震発生時には、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、大規模地震特別措置法施行令第12条の規定に基づく緊急通行車両及び災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させる。

1 緊急通行車両等の種類

- (1) 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- (2) 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- (3) 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- (4) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- (5) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (6) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (7) 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- (8) 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- (9) 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
- (10) 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- (11) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- (12) 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- (13) 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

2 確認機関

- 市の保有車両及び市が調達した車両については、小金井警察署が確認する。
- 市の要請により都が調達、あっ旋した車両については、都知事が確認する。

3 確認手続等

(1) 事前届出

- 震災発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、小金井警察署に事前届出を行うことができる。
- 確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を申請者に交付する。

(別冊 資料 2-9-5 庁用車一覧)

(別冊 様式 2-9-3 緊急通行車両関係様式)

応急対策

第1節 水・食料・生活必需品等の供給（市、都）

第1 飲料水の供給

1 応急給水活動

(1) 災害時の応急給水の方法

- 指定給水拠点（浄水所）・給水所等の給水拠点で応急給水を行う。
- 給水拠点からの距離がおおむね 2km 以上離れている避難場所では、車両による応急給水を行う。
- 消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。

(2) 給水拠点での市及び都の役割分担

- 指定給水拠点（浄水所）・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が住民等への応急給水を行う。
- 飲料水を車両輸送する必要がある避難所においては、市職員（又は市が指定する者）が住民等への応急給水を行う。

(3) 目標水準

- 被災後の応急給水は、当面の生命維持に必要な飲料水のみから、炊事、洗面等の生活用水へと時間の経過とともに、量的にも、用途の面でもその重要性が高まってくる。そのため、被災者 1 人あたりの応急給水量を段階的に目標水準として定めている。
- 給水方法として、拠点給水、運搬給水、仮設給水より、地区別に適切な方法を選定し効率的に給水する。
- 段階の経過とともに、復旧の進捗状況に応じ柔軟に給水方法の転換、継続、組み合わせを行いながら、給水地点数、給水量の拡大を図り目標水量の給水を確保する。

	地震発生	3 日	1 週間	2 週間
段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
目標水量	3 リットル／人日	20～30 リットル／人日	30～40 リットル／人日	
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	
給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設	
給水地点	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内	

(4) 給水体制

- 震災が発生した場合、都は、給水状況や住民の避難状況等、必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。

- 応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。
- 指定給水拠点（浄水所）・給水所の給水拠点において、都水道局は、拠点ごとに参集する要員をあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- 車両輸送を必要とする災害拠点病院等に含まれる医療施設等については、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両等によって輸送する。
- 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、市において受水槽の水、ろ過器により井戸・プールの水等を利用する等、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

区分		給水体制
応急給水活動	拠点給水	整備が完了した指定応急給水拠点（浄水所）において、市職員（又は市が指定する者）が応急給水活動を実施する。
	運搬給水	給水車、給水タンク搭載車、散水車等、車両により飲料水を被災地に輸送し給水する。
	仮設給水	消火栓等を利用した応急給水により給水する。

2 運搬給水

- 被害状況に応じ、市の保有する給水タンクの活用を図るとともに、必要に応じて都等に対し必要車両・人員の応援要請を行う。
- 各運搬給水拠点に人員、車両、応急給水用資器材を適正に配置し、各拠点から効率的に被災地へ給水する。

(1) 補給拠点

- 梶野浄水所及び上水南浄水所を主補給拠点とするが、避難所付近の（都より選定された）消火栓等から補給を行う。
- 給水地区、給水車の運行計画は被災状況に応じ、運搬給水拠点ごとに策定する。

(2) 優先運搬給水場所

- 医療拠点病院及び医療救護所を最優先とし、他の社会福祉施設及び被災者の収容先となる避難所を優先給水場所とする。

(3) 運搬給水場所

- 道路事情、人口密集度等に配慮したうえで、断水地域住民が自宅から 500m以内の距離で安全に給水を受けられるよう、スペースに余裕のある地点を運搬給水場所として指定する。

3 仮設給水所の設置

- 応急復旧の進捗状況に応じ、消火栓等を利用した仮設給水所を設ける。
(別冊 協定 消防水利関係 3 消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書)

4 応急給水用資器材の確保

- 市が保有している応急給水用資器材が不足する場合は、関係団体、関係業者等に支援を要請し、応急資器材を調達する。

5 飲料水の衛生対策

- 水質の安全性を確保するため、飲用に供される水の残留塩素濃度を測定し、消毒を徹底したうえで給水する。
- 井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

第2 食料の供給

1 食料の備蓄・調達体制

(1) 調達方針

- 被災者に対する食料の供給は、災害救助法が適用されるまでは、市が行わなければならない。
- 市は、都と連携して3日分の食料の備蓄に努める。
- 災害救助法適用後は、市本部長が都福祉保健局へ食品調達を要請し、救助を受ける。

(2) 調達方法

- 発災初期においては市の備蓄食料により対応し、クラッカー及びビスケット等を支給する。
- アルファ米は、市の備蓄分を充て、なお不足が生じた場合の調達は、都福祉保健局に備蓄食料等の放出を要請する。
- 道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備する。

品目	調達方法
米穀	<ul style="list-style-type: none">○ 震災後およそ4日目以降、避難所の体制が整い、米の炊き出しによる食料提供が可能になった段階で、小金井市米穀小売商組合に要請し調達する。不足する場合は、都知事に要請する。○ 災害救助法適用後は、米穀の調達を都福祉保健局に要請する。
調製粉乳	<ul style="list-style-type: none">○ 被災乳幼児(2歳未満)用として、災害発生後の最初の3日分の調製粉乳は、市で確保している。※

※2歳未満人口の割合(平成26年4月現在)： $(1,042+1,029) \div 117,079 \times 100 = 1.8\%$
 $30,495$ (想定避難者数) $\times 1.8\% \times 115g$ (0~4カ月児の平均) $\times 3$ 日分 $= 189,374g \approx 189$ kg
(別冊 資料 2-9-1 備蓄台帳)

(別冊 協定 物資・食料関係 7 災害時の米穀供給に関する協定書)

(3) 生鮮食料品の確保

- 米飯給食に必要な生鮮食料品は、災害時の協定(生鮮食料品の調達)を締結した東京むさし農業協同組合及び東京多摩青果株式会社等から調達する。

(別冊 協定 物資・食料関係 6 災害時における農地の活用及び生鮮食料品の調達に関する協定書)

(別冊 協定 物資・食料関係 1 災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書)

2 配布基準

(1) 配布基準

ア 災害救助法適用前

- 市がその責任において実施する被災者に対する食品給与の配布基準は、災害救助法適用後において適用される配布基準を準用する。

イ 災害救助法適用後

- 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、都知事の定める給食基準とする。
- 被災者用食品給与限度額は、都災害救助法施行細則（昭和 38 年東京都規則第 136 号）に定める。

（別冊 資料 2-6-3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間）

(2) 被災者への配布

- 学校教育部学校避難所運営班は、各学校の避難所担当と連携し、避難者、町会・自治会、自主防災組織、民間協力団体及びボランティア等の協力を得て食料の給与及び炊き出しを実施する。
- 学校教育部学校避難所運営班は、避難者数等から食料の必要給与数量を把握し、調達・給与計画を作成する。
- 調達・給与計画の作成にあたっては、要配慮者及び食物アレルギー対策に留意する。
- 市のみの対応では食料等の給与の実施が困難な場合は、都に炊き出し等の応援を要請する。
- 備蓄品として都が市に事前配布してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に配分する。ただし、緊急を要する場合は、事後に報告する。

第 3 生活必需品等の供給

1 生活必需品等の調達体制

- 市において給（貸）与の実施が困難な際は、都及びあらかじめ協力依頼している生産者、流通業界等からの応援で対処する。
- 市長は、災害救助法適用後において、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。
- 被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。
- 生活必需品の配布は、まず備蓄品から行い、次に調達品で賄う。

（別冊 資料 2-9-1 備蓄台帳）

（別冊 協定 物資・食料関係 2 災害時における物資供給に関する協定書）

（別冊 協定 物資・食料関係 4 寄託契約書）

（別冊 協定 物資・食料関係 5 災害時における物資の供給に関する協定書）

2 配布基準

(1) 配布基準

ア 災害救助法適用前

- 市がその責任において実施する被災者に対する生活必需品等の配布基準は、災害救助法

適用後において適用される配布基準を準用する。

イ 災害救助法適用後

- 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、都知事の定める配布基準とする。
- 生活必需品等の給与限度額は、都災害救助法施行細則（昭和 38 年東京都規則第 136 号）に定める。
（別冊 資料 2-6-3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間）
- 被災者への配布基準は、原則として、都災害救助法施行細則に定めるところによる。

(2) 被災者への配布

- 被災者に配布する品目、数量等は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内で行う。なお、配布に際しては要配慮者を優先する。
 - ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
 - イ 外衣（洋服、作業着、子ども服等）
 - ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
 - エ 身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）
 - オ 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）
 - カ 食器（茶碗、皿、はし等の類）
 - キ 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ゴザ等の類）
 - ク 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等の類）

3 被災者への給（貸）与

- 市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について定める。
- 震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市長が実施する。
- 市長は、給（貸）与の実施が困難な場合、都福祉保健局に応援を要請する。
- 備蓄物資（毛布等）として、都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

第 2 節 物資の調達・輸送（市、都）

第 1 備蓄・調達物資の輸送

- 避難所等において食料を給（貸）与するために必要な備蓄・調達物資の輸送に関する対応は、次のとおりとする。
 - 1 市の備蓄物資及び都が市に事前配置している備蓄物資を都福祉保健局長の承認を得て使用する場合は、市が輸送する。
 - 2 都からの備蓄物資は、都福祉保健局が市の輸送拠点まで輸送し、市の輸送拠点からは市が輸送する。
 - 3 民間協力団体からの調達物資は、別に定めのある場合を除き調達先の団体の協力を得て、

団体保有の車両で輸送する。

- 4 他市等からの応援物資等は、市の輸送拠点に集め、市が輸送する。
- 5 輸送に必要な車両は、市有の全車両を充てるほか、民間団体等の協力により確保する。

第2 地域内輸送拠点

- 集積する物資には、調達分、都からの応援分等があり、これらを計画的に集積する場所が必要であり、交通の利便及び集積地から各地域への搬送ルート、連絡等を考慮し、原則として次のとおりとする。

<地域内輸送拠点>

施設名	所在地
小金井市総合体育館	小金井市関野町 1-13-1 (都立小金井公園内)
小金井市役所第2庁舎駐車場	小金井市前原町 3-41-15

第3 物資の調達要請

- 市は、水・食料・生活必需品等の供給に必要な量を調達することとするが、必要に応じて、災害情報システム (DIS) への入力等により都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

第4 輸送車両の確保

- 市各部は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は総務部が集中的に調達する。
- 市保有の車両で不足が生ずる場合は、協定に基づき輸送事業者等に車両供給を要請するとともに、必要に応じ、市内業者から車両を調達する。
- また、他市及び関係防災機関から車両の供与があったときは、受入れを行う。
- 市で車両の調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。

第5 燃料の確保

- 市は、給油の必要が生じた場合、平常時と同様、市内事業者に給油を依頼する。
- 「災害時における燃料等の供給に関する協定書」に基づき、東京都石油商業組合多摩東支部に車両燃料等の供給を要請する。

復旧対策

第1節 多様なニーズへの対応（市）

- 被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化する。また、要配慮者、女性、子ども等の避難者の特性によって必要となる物資は異なる。
- 市は時間とともに変化する避難者のニーズを把握し、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、物資の配布方法についても配慮する（生理用品、女性用下着の配布は女性が行う等）。
- 市は、必要な物資の確保のため、都による広域的支援を要請し、事業者と連携した調達体制を整える。
- 企業、団体からの大口の義援物資について、上記の調達体制の中で受入れを検討する。

第2節 炊き出し（市）

- 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食を行う。
- 市において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与が困難な場合は、都福祉保健局に応援を要請する。

第3節 水の安全確保（市）

- 市は保健所等が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認等の指導を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。
- ライフライン復旧後は、住民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

第4節 生活用水の確保（市、市民等）

- 市は、避難所が断水した場合には、学校のプール、災害対策用井戸等で生活用水を確保する。
- 市民・事業者は、それぞれの事業所・家庭等で断水した場合には、汲み置き、災害対策用井

戸等によって水を確保する。

第5節 物資の輸送（市）

- 市が調達（都からの調達分を含む。）する食料及び生活必需品等の輸送及び配分に関しては、市がその方法について定める。
- 市は、地域内輸送拠点を選定して、都福祉保健局に報告し、地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送する。

第10章 放射性物質対策

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への主な対応は、以下のとおりである。

1 市有施設等における放射線測定・放射性物質検査

保育園・幼稚園・学校等における空間放射線量測定、給食食材の放射性物質検査、線量計の市民への貸出等を行った。

2 市民への正確な情報提供等

ホームページ上で空間放射線量測定や給食食材の放射性物質検査の結果を公開するとともに、Q&A集等の国・都の関連ページの紹介等、市民ニーズに合わせた情報提供を実施した。

第2 課題

1 より円滑に対応できる体制の構築

福島第一原子力発電所事故への対応の教訓を踏まえ、今後同様の事態が発生した場合に、より円滑に対応できるように、庁内体制の強化、都・警察署・消防署等との関係防災機関との連絡体制の構築を図る。

2 市民への情報提供策の構築

市民に対し、以下のような情報提供策を講じる必要がある。

- (1) 科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供
- (2) 食品の安全性の確保
- (3) 出荷制限等に関する情報の提供

第3 対策の方向性

1 庁内体制の強化と関係防災機関との情報連絡体制の構築

小金井市放射線対応に関する危機管理調整会議の事務分掌を踏まえて、都・国・警察署・消防署等との関係防災機関との連絡体制を確保し、より機能的に対応できる体制の強化を図る。

2 情報提供策の構築

放射性物質及び放射線による影響は、五感に感じられないという特殊性から、市民の不安払

拭のための情報提供策を構築する。

第4 到達目標

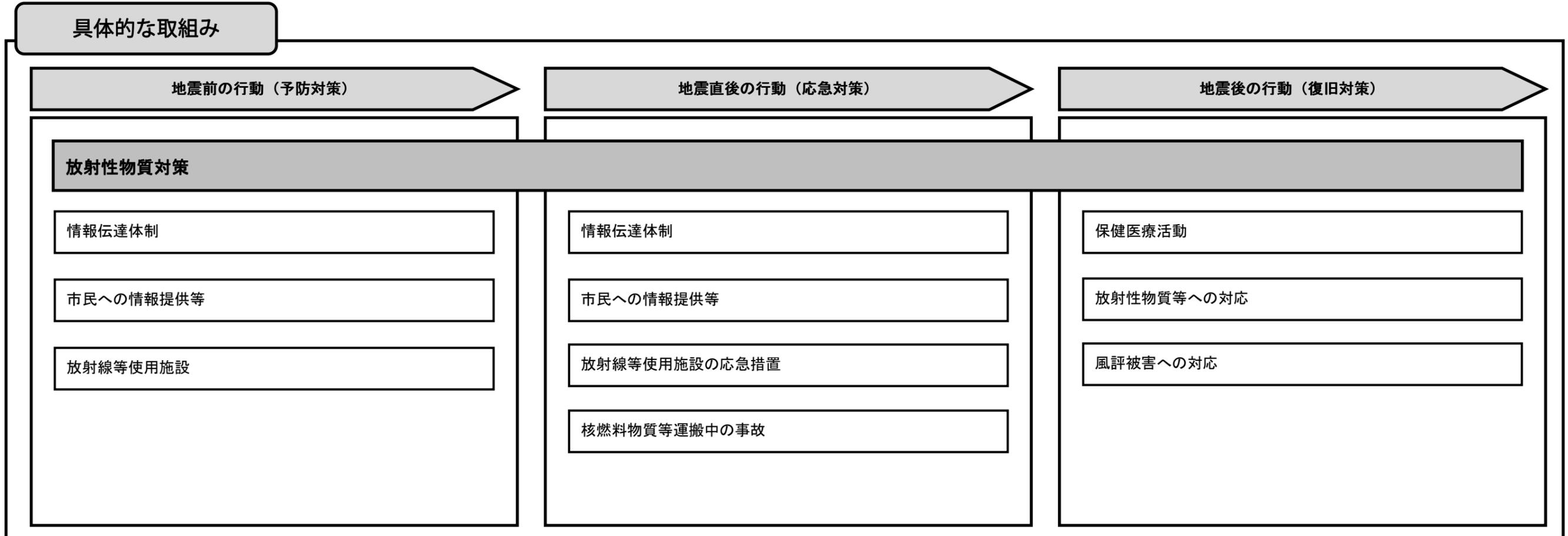
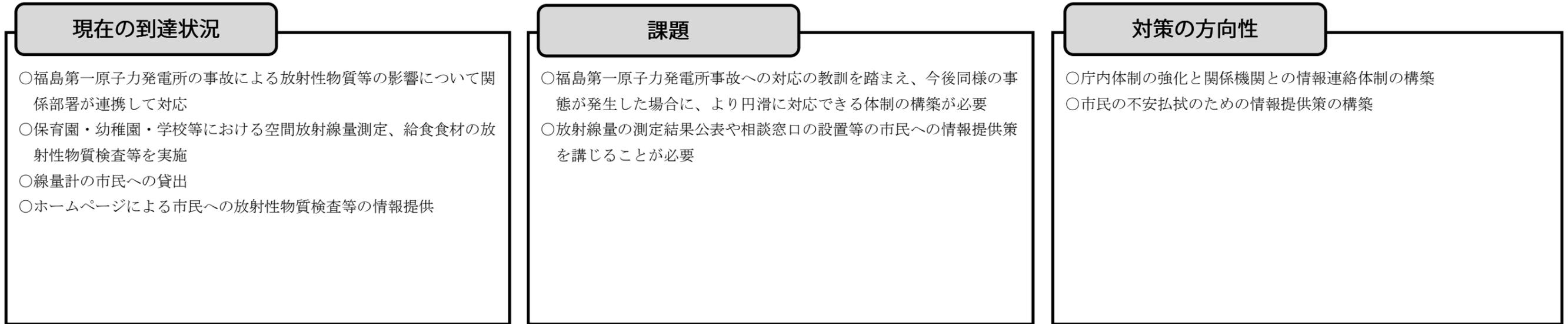
1 庁内、関係防災機関との情報連絡体制の強化・構築

放射性物質等による影響が生じた際に、小金井市放射線対応に関する危機管理調整会議等を踏まえて、市本部又は危機管理対策本部等を設置し、被害情報等の共有や対策を行うとともに、都・国・警察署・消防署等との関係防災機関との連絡体制を強化する。

2 適切な情報提供による市民の不安の払拭

放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し、大気、市有施設（学校・保育園）等での放射線量を測定し、公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、市民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

第10章 放射性物質対策



予防対策

第1節 情報伝達体制（市）

第1 放射性物質等に対応できる体制の構築

- 市は今後、市内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下、「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

第2 放射能測定体制の充実

- 市は、放射性物質等による影響を正確に把握できるように、あらかじめ線量計を確保する測定地点を検討する等、放射能測定体制を整える。

第2節 市民への情報提供等（市、都）

第1 情報提供体制の整備

- 市は、国や都との役割分担を明確にしたうえで、必要な情報提供体制を整備する。

第2 広報活動の実施

- 市及び都は原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。
 - 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - 2 原子力災害とその特性に関すること
 - 3 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - 4 緊急時に国や都等が講じる対策の内容に関すること。

第3 原子力防災に関する教育の充実

- 市及び都の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第3節 放射線等使用施設（市、都、小金井消防署）

- 放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、放射線障害防止法に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）※の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じている。
- 小金井消防署では、核燃料物質や放射性同位元素等の消防活動に重大な支障を生ずる恐れのある物質等を貯蔵、又は取り扱う事業者等を、火災予防条例に基づく届出により把握しており、関係防災機関において、必要な情報の共有を図っていく。

※RI（ラジオ・アイソトープ）：放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

<各機関の役割分担>

機関名	対策内容
東京消防庁 小金井消防署	○ 核燃料物質や放射性同位元素等の消防活動に重大な支障を生ずる恐れのある物質を貯蔵、又は取扱う事業者を都の火災予防条例に基づき把握する。
都福祉保健局	○ RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。

応急対策

第1節 情報伝達体制（市）

第1 対策内容と役割分担

- 放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる市の体制を整備する。

第2 詳細な取組内容

- 小金井市放射線対応に関する危機管理調整会議（以下「調整会議」という。）により、放射性物質の飛散に伴う影響及びその対策について必要な情報を共有し、その対策の検討を行う。
- 必要に応じ、市本部又は危機管理対策本部を設置し、被害情報等の共有や対策を行うとともに、都・国・警察署・消防署等との関係防災機関との連絡調整を行う。
（別冊 資料2-10-1 小金井市放射線対応に関する危機管理調整会議設置要綱）

第2節 市民への情報提供等（市）

- 市民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現を避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

第3節 放射線等使用施設の応急措置（市、小金井消防署）

第1 対策内容と役割分担

- 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射性障害が発生するおそれがある場合、又は放射性障害が発生した場合においては、放射線障害防止法に基づいて定められた基準に従い、ただちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告することとなっている。

<各機関の役割分担>

機関名	対策内容
市総務部	○ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施
東京消防庁 小金井消防署	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請するとともに、事故の状況に応じ、必要な措置を実施

第2 詳細な取組内容

- 市は、関係機関との連絡を密にし、必要に応じて次の措置を行う。
 - 1 住民に対する避難の勧告又は指示
 - 2 住民の避難誘導
 - 3 避難所の開設
 - 4 避難住民の保護
 - 5 情報提供、関係機関との連絡
 - 6 その他、災害対策上必要な措置
- 小金井消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置を取るよう要請する。
 - 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命危険に関する応急措置
- 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施

第4節 核燃料物質等運搬中の事故

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、各事業者）

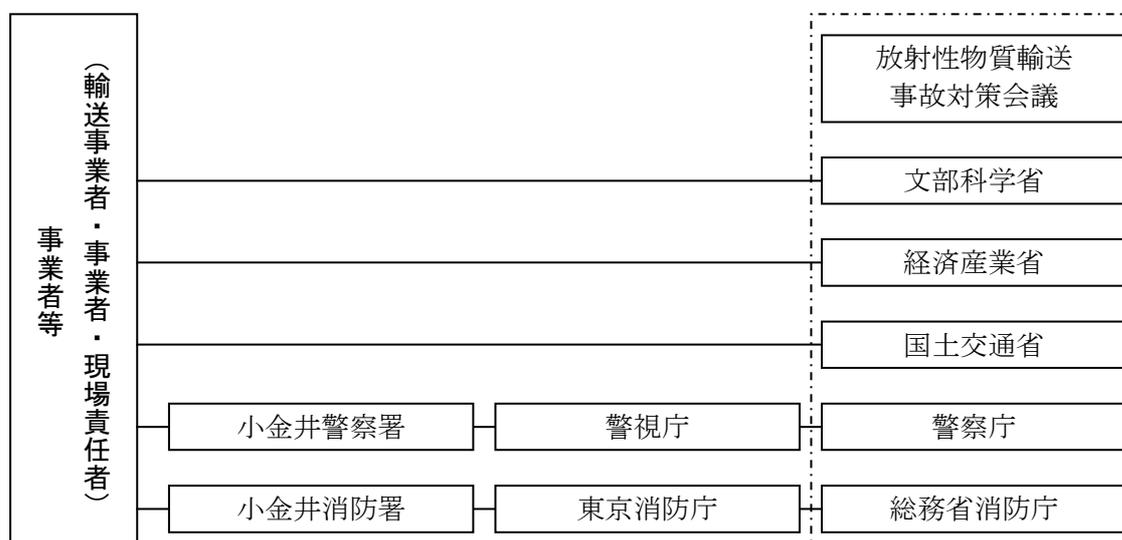
第1 対策内容と役割分担

- 核燃料物質、放射性同位元素（RI）の輸送については原子炉等規制法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物及び輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されているが、核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

<各機関の役割分担>

機関名	対策措置
原子力規制委員会 国土交通省 厚生労働省 総務省 環境省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質輸送事故対策会議の開催 ○ 派遣係官及び専門家の対応
都総務局	○ 事故の通報を受けた場合は、都の窓口として、ただちに市区町村をはじめ関係防災機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難等の必要な措置を講ずる。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する避難の勧告又は指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 情報提供、関係機関との連絡
警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の状況把握及び住民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁 小金井消防署	○ 事故の通報を受けた東京消防庁（小金井消防署）は、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
事業者	○ 事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後ただちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。

第2 業務手順（核燃料物質等運搬中事故時の連絡体制）



復旧対策

第1節 保健医療活動（市）

第1 対策内容

- 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、市は、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

<各機関の役割>

機関名	対策内容
市福祉保健部	<ul style="list-style-type: none">○ 健康相談に関する窓口の設置○ 保健所等への外部被ばく線量の測定に関する要請

第2 詳細な取組内容

- 市は、市民の放射線による健康への影響等の不安を解消するために、相談窓口を設ける。
- 住民の求めに応じ、外部被ばく線量の測定を実施するよう保健所に要請する。

第2節 放射性物質への対応（市）

第1 対策内容

<各機関の役割>

機関名	対策内容
市環境部 市子ども家庭部 市学校教育部	<ul style="list-style-type: none">○ 測定結果に応じた除染の必要性を検討し、必要に応じた対応を行う。

- 放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。
- 調整会議等を開催し、必要な対応策を協議したうえで対応を図る。

第3節 風評被害への対応（市）

第1 役割分担と対策内容

1 正しい情報の提供

- 風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

<各機関の役割分担>

機関名	対策内容
市企画財政部	<ul style="list-style-type: none">○ 正確な情報に基づいた広報活動を行う。○ 都と連携して生鮮食料品の安全性のPR及び正確な情報の提供○ 市内企業の製品や市内への観光等への風評被害防止のため、安全性のPRを行うとともに、放射性物質に関する正確な情報提供に努める。
市総務部 市市民部	<ul style="list-style-type: none">○ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止

第2 詳細な取組内容

- 東京都、市各部及び関係機関等から提供された情報に基づき、風評被害の防止又は軽減につながる情報を、市報こがねい、ホームページ、ツイッター等のあらゆる広報媒体を活用して、安全性のPRに努める。
- 風評被害の払拭を目的として、消費者に向け様々な情報提供を行うとともに、販売促進イベント等を実施する。イベントの実施に当たっては、効果的に安全性をPRするとともに、対面販売時に正確な情報提供を行う等、市民が安心して購入をできるよう努める。
- 市内企業の製品や市内観光エリアの安全性に関するPRを積極的に行い、風評被害の防止及び軽減を図る。

第11章 住民の生活の早期再建

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「り災証明書」の早期発行に向けて関係部署と協議を行っている。また、り災証明書発行等に伴う都の講習会への参加や防災訓練での市民への啓発実施及び被災地（宇治市・大島町）への職員派遣を実施してきた。

2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理

避難所から排水を受けるマンホールの耐震化を推進し、都と災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入に関する覚書を交わしている。また、し尿の収集及び運搬に関する災害時協定を民間（3社）と締結している。

また、各避難所に災害用トイレを備蓄している。

○ 災害用トイレの備蓄等

組立式トイレ	49基
簡易トイレ	220個
携帯トイレ	20,000個（現有備蓄）
マンホールトイレ	5基（梶野公園）

○ 災害時におけるし尿の収集および運搬に関する協定を民間（3社）と締結（平成25年2月現在）

3 ごみ処理、がれき処理

がれき処理について、都は平成25年2月に「東京都震災がれき処理マニュアル」を改定し、発災後に取り組む事項や手段等を定めている。さらに、区市町村が各所管の区域において災害がれきの処理を速やかに対処できるようがれき処理マニュアルの作成を支援するため、区市町村職員を対象とした「震災がれき処理に関するワークショップ」を開催し、市も参加し、今後のマニュアル策定に向け、都との共通認識を得たところである。

4 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅建設予定地は、市内3か所の市立公園となっている。（栗山公園、三楽公園、小長久保公園）

第2 課題

＜小金井市の被害想定＞

被害項目	想定される被害
建物倒壊棟数	725 棟（全壊）、2,571 棟（半壊）、1,974 棟（焼失）
がれきの推定発生量	約 25 万トン、約 35 万 m ³
避難人口	30,495 人（避難生活者数は 19,822 人）
上水道の断水率	42.8%
下水道管きよ被害率	23.6%

（資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 平成 24 年 4 月）

1 早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題

り災証明書は、被災後の全ての生活再建支援（被災者生活再建支援金の支給等）の手続きの基礎となるものであることから、迅速に発行する必要がある、発行対象が多数と想定されるため、住家被害認定を実施する体制整備が必要である。

また、被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。

2 災害用トイレの確保及びし尿処理に向けた課題

発災時には、42.8%の上水道の被害と、23.6%の下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧までに相当な期間を要することが想定され、その間を乗り切るため被災後のトイレ機能の確保に向けた対策を強化する必要がある。

3 大量のごみ処理、がれき処理に向けた課題

最大で約 25 万トンが発生するがれき等を処理するためには、ごみ・がれき処理のための集積場所等の確保が必要である。

市として独自の可燃ごみ処理施設を保有していないこともあり、災害時の廃棄物処理の方策について総合的な対策を検討する必要がある。

4 応急仮設住宅への対応に向けた課題

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給するための備えが必要である。

第3 対策の方向性

1 生活再建対策の早急な実施

り災証明書の発行については、被害調査や手続に要する期間を短縮するため、都のり災証明書発行を支援するシステムの導入の検討を進める。

義援金の配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

2 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え

避難所等からの排水を受ける下水道管の耐震化を進めるとともに、避難所となる公共施設について、マンホールトイレ等必要な設備の改修等、災害用トイレの確保を図る。併せて、し尿の収集・運搬に関する調整を行っていく。

下水道対策については、「震災編 第2部 3-12 第2 下水道施設」を参照のこと。

3 ごみ、がれきの集積場所と中間及び最終処分場の確保

大量のごみやがれきの処理については、災害時のごみ・がれきの集積場所等の確保を推進するとともに、広域処理体制の構築を図る。

4 都と連携した応急仮設住宅への備え

応急仮設住宅の供給に関し、都と連携した対応を行う。

第4 到達目標

1 生活再建のための「り災証明書」発行手続き等の迅速化

災害に係る住家被害認定に関するマニュアルを作成するとともに、り災証明書に係る被災者支援システムを導入することも視野に入れ、り災証明書を速やかに発行できる体制（認定作業・台帳作成・交付）を構築する。

また、義援金を迅速に配分できる体制を構築する。

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレの備蓄及び民間との協定に基づく処理体制の確保に努める。

3 ごみ、がれきの広域処理体制の構築

広域的な処理体制についての連携体制を構築することにより、ごみ・がれきの処理を迅速に行う。

4 応急仮設住宅の供給

東京都と連携して応急仮設住宅を供給する体制を構築する。

第11章 住民の生活の早期再建

現在の到達状況

- 「り災証明書」の早期発行が可能となる被災者支援システムの導入に向けて検討中
- 災害用トイレの備蓄及びし尿処理
避難所から排水を受けるマンホールの耐震化を推進し、し尿の収集及び運搬に関する災害時協定を3社と締結
組立式トイレ49基・簡易トイレ220個・携帯トイレ20,000個、梶野公園にマンホールトイレ5基を備蓄
- ごみ処理、がれき処理
震災がれき処理に関するワークショップに市職員が参加
- 応急仮設住宅建設予定地
市内3か所の市立公園を指定

課題

- 迅速な「り災証明書」の発行が必要
- 住家被害認定を実施する体制整備が必要
- 被害状況を踏まえた義援金の配分方針の迅速な決定が必要
- 上下水道の復旧までは相当の期間が必要なため、被災後のトイレ機能の確保に向けた対策の強化が必要
- ごみ・がれき処理のための集積場所等の確保、災害時の廃棄物処理の方策について総合的な対策を検討することが必要
- 応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給するための備えが必要

対策の方向性

- 都のり災証明書発行を支援するシステムの導入に向けた検討
- 義援金を迅速に配分できる体制を構築
- 下水道管被害を最小化するために下水道管の耐震化を推進
- 避難所となる公共施設について、マンホールトイレ等必要な設備の改修を行う。
- 災害用トイレの確保(多様な災害用トイレの備蓄及び民間との災害協定を締結等の検討)
- し尿の収集・運搬に関する調整の推進
- ごみ・がれきの集積場所の確保、広域処理体制の構築
- 都と連携した応急仮設住宅の供給

到達目標

- 生活再建のための「り災証明書」発行手続き等の迅速化
- 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保
- ごみ、がれきの広域処理体制の構築
- 応急仮設住宅の供給

具体的な取組み

地震前の行動（予防対策）

住民の生活の早期再建

- 生活再建のための事前準備
- トイレの確保及びし尿処理
- ごみ処理
- がれき処理
- 災害救助法等
- 応急教育・応急保育

地震直後の行動（応急対策）

- 被災建築物の応急危険度判定
- 被災宅地の応急危険度判定
- 住家・非住家被害認定調査等
- 義援金品の受付・募集
- トイレの確保及びし尿処理
- ごみ処理
- がれき処理
- 土石、竹木等の除去
- 災害救助法の適用
- 激甚災害の指定
- 応急教育
- 応急保育
- 災害時出納

地震後の行動（復旧対策）

- 被災住宅の応急修理
- 応急仮設住宅の供給
- 義援金品の受付・募集・配分
- 被災者の生活確保
- 中小企業への融資
- 農業関係者への融資
- 労働力の確保
- がれき処理の実施
- 災害救助法の運用
- 災害時の予算執行、契約及び出納

予防対策

第1節 生活再建のための事前準備（市）

第1 リ災証明書の発行体制

- リ災証明書発行等について、都のり災証明書発行を支援するシステムの導入を検討しながら、住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制について整備するとともに、調査員の不足や情報連携を円滑に行う体制についてについて、必要に応じて検証する。
- 災害に係る住家被害認定調査、り災証明書発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するとともに、この実施体制のシステム化を検討する。
- リ災証明書発行の資料となる住家被害認定調査や、り災証明書発行手続きの研修や訓練又、市民への啓発を実施する。
- 市は、火災に関するり災証明書を発行する小金井消防署と事前調整等を行い、り災証明書発行に係る連携体制を確立する。

第2 義援金の配分事務体制

- 義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にする。

第2節 トイレの確保及びし尿処理（市、各事業所、市民等）

第1 災害用トイレの確保

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none">○ 避難者75人あたり1基（※避難者総数30,495人）の災害用トイレの確保に努める。○ 避難所となる公共施設について、マンホールトイレ等必要な設備の改修を行う。○ 不足分については、引き続き、災害用トイレ（組立式トイレ・簡易トイレ・携帯トイレ）を備蓄するとともに民間との災害協定等の締結を結び災害用トイレの確保に努める。○ 要配慮者に配慮したトイレ（洋式トイレ等）の備蓄に努める。○ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利

機関名	内容
	便性を確保する。 ○災害用トイレ（仮設トイレ等）の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
事業所 及び家庭	○ 当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。 ○ 水の汲み置き等により生活用水を確保する。

第2 災害用トイレの普及啓発

- 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識や利用方法の普及啓発に努める。

第3 し尿の収集・処理体制の確保

- 市内のし尿の収集・運搬に関する現況を把握し、災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定の締結に基づき、し尿処理運搬車等の確保に努める。
- 都下水道局との覚書に基づき、収集したし尿の水再生センターへの搬入等が整備されており、今後は、運用や体制の充実を図る。
 (別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 1 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書)
 (別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 5 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書 (加藤商事))
 (別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 6 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書 (志賀興業))
 (別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 7 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書 (調布清掃))

第3節 ごみ処理（市、都）

第1 ごみ処理

- 大量に発生するごみの処理は、市を実施主体として必要に応じ都の支援を受ける。
- 現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資器材等の確保に努める。
- 都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して、市のマニュアルに作成する等ごみ処理体制の構築を促進する。

第4節 がれき処理（市）

第1 がれき処理

- あらかじめ、がれき仮置場予定地を指定する。
- 現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資器材等の確保に努める。
- がれき処理マニュアルの策定に努める。
- 災害時のがれき処理に関する窓口の設置等の処理体制を整備する。

第5節 災害救助法等（市）

第1 災害救助法の適用

- 災害救助法の適用基準に該当するか、又は該当する見込みがあるときは、その旨を知事に直ちに報告しなければならないため、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

第2 激甚災害法の指定基準

- 激甚災害指定は、災害による被害規模等を国が判断し、政令という形で指定することとなる。そのため、職員は適切な激甚災害指定が実施されるよう制度について十分理解するとともに、速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告できるよう体制を整備する。

第6節 応急教育・応急保育（市、各学校）

第1 応急教育の事前準備

- 災害時における児童、生徒等の生命及び身体の安全とともに、教育活動等の確保を図るため、市立の小・中学校等における災害予防対策等について万全を期する必要がある。

1 学校防災体制の整備—大震災における対応の指針—（平成24年3月改定）

- 学校防災体制の整備に基づき、市立小・中学校の学校長は、学校防災計画を作成する。
- 市立小・中学校における日頃の防災訓練や安全指導、防災に関する研修に関しては、学校防災体制の整備等を活用し、地域の実情を勘定した学校の防災体制の充実を図る。

2 事前準備

- 学校長は、学校の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。
- 学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。
 - (1) 児童・生徒の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加、協力する。
 - (2) 児童・生徒が学校管理下にある多様な場面を想定して、避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。
また、登下校時に発災した場合に備えた避難計画についても立案し、周知徹底を図る。
 - (3) 教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
 - (4) 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を教職員に周知徹底する。
 - (5) 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努め、また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

第2 応急保育の事前準備

- 保育園等は、震災に備え事前に行動マニュアル等を整備し、震災時における園児の生命及び身体の安全の確保について万全を期する必要がある。このため、子ども家庭部保育課及び各保育園は、震災時の保育に関する計画を策定する。
- 認可保育園等については、市立保育園に準じて災害予防、応急対策等がとれるよう十分な指導を行う。
 - 1 各保育園長（保育課長）は、保育園の立地条件等地域の実情を勘定した震災時の保育園に関する計画を策定する。
 - 2 各保育園長（保育課長）は、震災の発生に備えて次のような措置を講ずる。
 - (1) 園児の避難訓練を実施する。
 - (2) 警察署、消防署等との連絡網を確立する。
 - (3) 保育時間内に震災が発生した場合、全ての保護者による引き取りは困難と予想されるため、残留園児の保育対策を検討する。

応急対策

第1節 被災建築物の応急危険度判定（市、都、各施設管理者）

第1 判定の目的

- 被災建築物については、余震による倒壊のおそれがあるため、発災後早期に建築物の被害状況を調査・把握し、必要な措置を講ずることが求められる。このため、市は都と連携し、被害建築物の応急危険度判定を実施する。

第2 判定制度

- 都では、平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を東京都防災ボランティアとして登録している。
- 応急危険度判定制度の運用については、都が平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、実員の確保を図っている。

第3 判定の実施

- 地震等災害発生後7日以内に終了することを目標とする。
- 応急危険度判定は、判定対象建築物別に以下のとおり実施する。

<応急危険度判定の実施>

判定対象住宅	判定の実施
民間建築物	<ul style="list-style-type: none">○ 市は、市域内において地震により多くの建築物が被災した場合、市本部の下に応急危険度判定実施本部を設置する。○ 応急危険度判定実施本部は、都に対し「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録された応急危険度判定員の出動を要請する。
市が管理する建築物 (市庁舎、市立学校、市営住宅等)	<ul style="list-style-type: none">○ 市が管理する建築物の応急危険度判定は都市整備部が実施計画を立案する。○ 応急危険度判定は、判定に関する知識を有する市職員が実施する。
都が管理する建築物	<ul style="list-style-type: none">○ 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都都市整備局及び都住宅供給公社が実施計画を立案する。○ 都都市整備局及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。

判定対象住宅	判定の実施
独立行政法人 都市再生機構 等が管理する 住宅	○ 独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が 応急危険度の判定を行う。

第4 判定結果の表示

- 応急危険度判定員による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第2節 被災宅地の応急危険度判定（市、都）

第1 判定の目的

- 被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、がけ崩れ等の二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

第2 判定対象宅地

- 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び応急危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

第3 判定の実施

- 市は、大地震等の災害発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- 市は、必要に応じて都に対し、被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請等を依頼する。
- 都は、市から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講ずる。

第4 判定結果の表示

- 被災宅地危険度判定士による判定結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

- 表示に際しては、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第3節 住家・非住家被害認定調査等（市、都、小金井消防署）

第1 調査の目的

- 住宅の応急修理や住宅の供給、その他被災者支援策の基礎資料とするため、被災直後において、住家・非住家の被害状況を把握する。

第2 調査の実施

- 調査の実施にあたっては、応急危険度判定、住家・非住家被害認定調査、り災証明書の発行にわたる一連の業務について、関連部署の連携を図る。

<住家・非住家被害認定調査の実施>

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民部税務・調査班及び税務・支援班、都市整備部都市整備庶務班は、国の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考としてあらかじめ定めた被害認定のための具体的な調査方法や判定方法等に基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、総務部統括調整班を通して都本部に報告する。 ○ 市単独での調査が困難な場合は、都に応援を要請する。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築職員及び家屋評価に関する知識・経験を有する職員による、市の行う調査への職員の応援体制を整備する。 ○ 必要に応じて、他の公的機関及び各学会・大学並びに他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、市の業務を支援する。
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災による被害状況調査（原因・損害等）を行う。

第3 り災証明書の発行

1 発行手続

- り災証明書の発行の手続は次のとおりとする。
- 証明書の発行窓口は被災者の利便性を考慮し、小金井消防署と協議のうえ、状況に応じて複数の市有施設又は市の指定する施設に設置する。

<り災証明書発行の手続>

機関名	内容
市	○ 市民部市民庶務班及び税務・支援班は、相互に協力して住家・非住家被害認定調査の結果に基づき被災者台帳を作成し、速やかにり災証明書を発行する。なお、当該台帳により確認できないものは、申請者の立証資料により発行する。
都	○ 市が速やかにり災証明書を発行できるよう、応援体制を整備する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 市と窓口の開設時期・事前設定場所（建物倒壊しない限り）及び必要な情報について連携を図り、速やかに火災によるり災証明書を同一場所で発行する。 ○ 火災によるり災証明書の発行までは、日数を要することから、早期に市民に対し、発行月日、場所をあらゆる媒体を用いて周知する。

2 り災証明書の対象となる範囲

- 災害対策基本法第2条第1項に規定する災害において、次の事項について証明する。

<り災証明書発行の際に証明する事項>

市で証明する事項	小金井消防署で証明する事項
(1) 全壊	(1) 全焼
(2) 大規模半壊	(2) 半焼
(3) 半壊	(3) 部分焼
(4) 一部損壊	(4) ぼや
(5) 床上浸水	
(6) 床下浸水	
(7) 流失	
(8) その他	

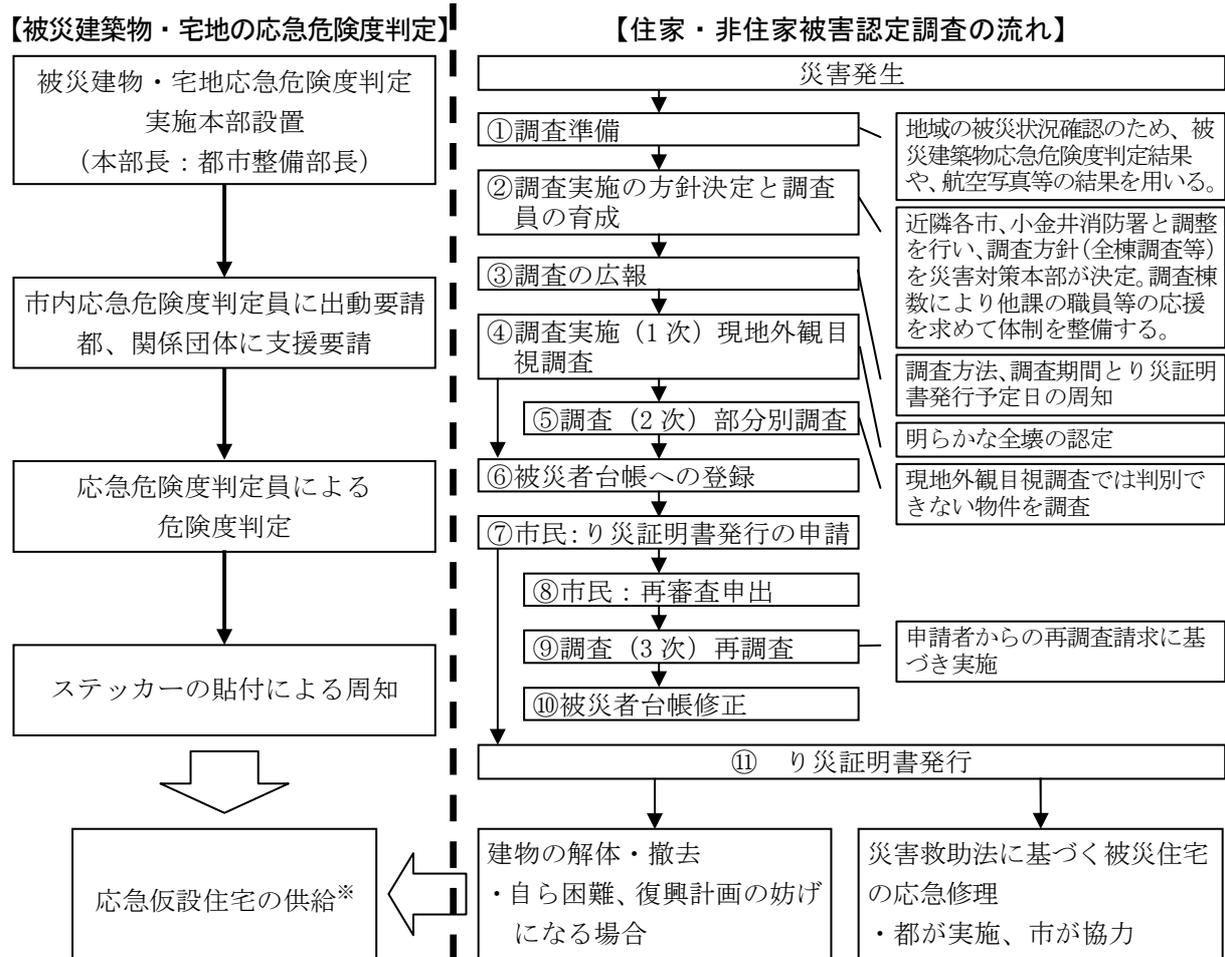
3 手数料

- り災証明書の発行は、り災世帯の世帯主又は家族が申請し、その手数料は無料とする。

4 証明書の様式

- り災証明書の様式は、資料編に定めるものとする。
- 小金井消防署が発行する火災によるり災証明書の様式は、東京都消防庁が別に定めるものとする。
(別冊 様式 2-11-1 り災証明書様式)

<業務フロー>



*公的住宅の活用、民間住宅の借上げを含む

第4節 義援金品の受付・募集(市、都、関係防災機関)

- 市、都、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。
- 市における義援品の受付は、原則として企業及び他の自治体からの物のみ受け付けることとし、個人からの義援品の受付は行わない。
- 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。

第5節 トイレの確保及びし尿処理(市、都)

第1 災害用トイレの確保及びし尿処理の方針

- 市は、各避難所等の避難者数、災害用トイレ、し尿収集車の台数等を把握したうえで、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携して水再生センターへのし尿の搬入を実施する。

第2 避難所等における対応

場所	対応内容
避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災対策用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る。 ○ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。 ○ 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、市が組立てトイレ等を設置する。
避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災後、断水した場合は既設水洗トイレの排水設備に被害を受けていないものについては、学校のプール、震災対策用井戸・受水槽等で確保した水を使用し、下水道機能の回復を図る。 ○ し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、努めてし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応する。 ○ 市は、し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。 ○ トイレの設置においては、高齢者及び障がい者に配慮した車いす用ポータブルトイレや専用トイレの設置及び男女別のトイレの設置に努める。 ○ 備蓄分が不足した場合には、市は都本部に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。
事業所・家庭等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、震災対策用井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。 ○ 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄(災害用トイレ)を活用する。

第3 し尿の収集・処理

- 環境部清掃班は、仮設トイレ等の設置状況、被害状況等の情報を基にして、収集・処理計画を策定する。
- 汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿収集は、し尿収集委託業者に協力を要請し、し尿収集車により収集を行い、水再生センターに搬入する。
- 市の確保したし尿収集車のみでは対応できない場合には、都に応援を要請する。
- 都は、市からの要請を受け、被災していない他の自治体や事業者団体等に対してし尿収集車の確保について広域的な調整応援要請を行う。

第6節 ごみ処理（市、都、各事業所、市民等）

第1 ごみ処理の方針

- 災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境の確保を図る。なお、災害時に処理するごみは、建築物の全壊、半壊及び火災により生じるごみと一般生活によるものである。

第2 ごみ処理の方法

- 環境部清掃班は、被害状況等の把握に基づき、臨時集積所の設置、臨時収集運搬ルート確立、状況に応じた排出場所及び排出日時の変更等、速やかにごみ処理計画を策定し、委託業者等と協議し、廃棄物の処理を行う。
- 災害時におけるごみ排出は、膨大な量になると予想されるため、被災地の環境保全の緊急性から、ごみ処理を第1次対策と第2次対策とに分けて対処するものとする。
(別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 2 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書 (加藤商事))
(別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 3 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書 (志賀興業))
(別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 4 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書 (調布清掃))

<ごみ処理対策>

段階	内容
第1次対策	<ul style="list-style-type: none">○ 一般家庭から排出される生活ごみ、破損及び火災による家財ごみ、生活上、衛生上速やかに処理を必要とするごみについては、市民等により分別を徹底させ処理を進めていく。○ 中間処理施設への短期間大量投入が困難なため、環境保全に支障のない公有地・公園等を利用して、臨時集積所を確保し、平常時の作業体制に加え、一般廃棄物収集運搬業許可業者等へ協力を要請するとともに臨時に作業員を雇い上げる等を行い、収集が可能な状態となった時点から10日間で収集するよう努める。
第2次対策	<ul style="list-style-type: none">○ 臨時集積所に搬入されたごみを、臨時雇上げの人員、資材を活用して、中間処理施設へ搬出する。

第3 処理応援の要請

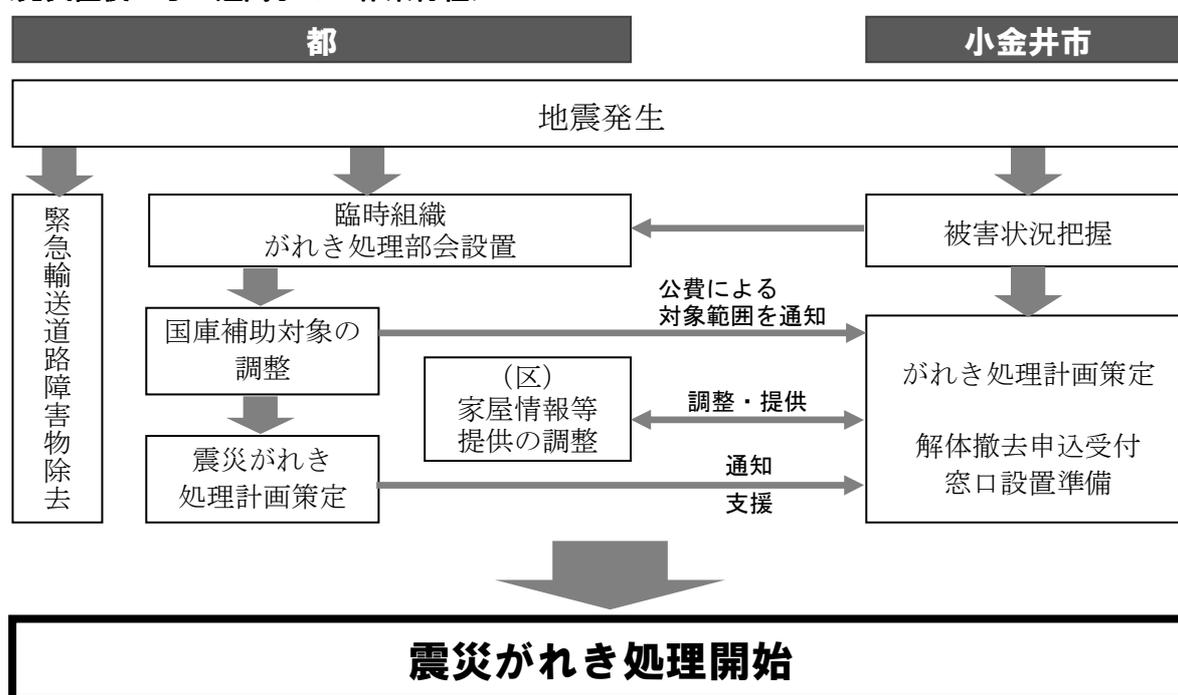
- 市の対応では、排出されたごみ処理が不可能な場合、市本部長は、他の公共団体や民間施設に対して支援を要請する。また、都に対しても広域的な調整・応援要請を行う。
- 都は、都内の廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、市からの要請に基づき、都内での収集機材や中間処理施設等についての調整・応援要請を行う。

第7節 がれき処理（市、都）

第1 がれき処理の方針

- 発災後の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）の再生利用、適正処理を図る。
- 環境部清掃班は、被害状況等の情報を基にして、がれき処理の計画を策定し、対処する。
- 都は、区市町村の被災状況の把握を行い、必要な調整・支援を行う。

<発災直後から2週間までの作業行程>



(別冊 資料 2-11-1 都によるがれき処理検討の概要)

第2 がれき処理の計画

1 がれき発生量の推計

- 環境部清掃班は、被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、都環境局へ報告する。
- 環境部清掃班は、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。

2 がれき処理計画の策定

- 環境部清掃班は、発災後、市域におけるがれき処理の計画を策定し、対応する。

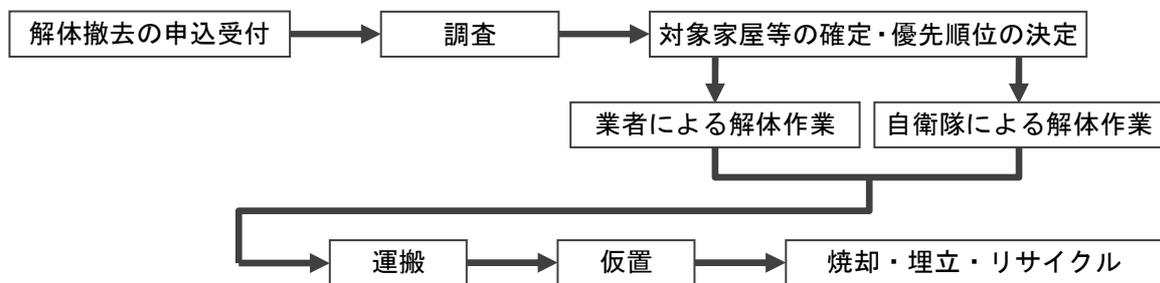
3 緊急道路障害物除去作業に伴うがれき等の搬入

- 市選定の障害物除去路線については、都市整備部道路復旧班が、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業により収集したがれき等を仮置場に搬入する。
- 都選定の障害物除去路線については、都建設局が担当し、市は都の指示に基づき協力して処理を行う。

4 がれきの撤去及び倒壊建物の解体

- 環境部清掃班は、がれき撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、住民からの申請受付を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。
- 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置（公費負担制度）を国が講じた場合、市は、倒壊建物の解体処理に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。
- がれきの撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は、次のとおりである。

<解体処理事業フロー>



(1) 受付事務

- 市は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

(2) 民間業者との契約事務

- 緊急道路の障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、市は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(3) 適正処理の指導事務

- 解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。
- 搬出したがれきについては、市が指示する仮置場に搬入する。

5 がれきの仮置場の設置

- 仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、処理体制が整うまでの間、分別の徹底及び中間処理や再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として仮置場を設置する。
- 仮置場には簡易破碎機等を導入して、廃木材・コンクリートがらをできるだけ減容化する。

<仮置場予定地>

施設名	所在地
1 中間処理場	小金井市貫井北町 1-8-25
2 小金井市シルバー人材センターリサイクル事業所	小金井市中町 3-19-16

(別冊 資料 2-11-2 災害時活動拠点施設一覧)

6 がれきの中間処理・再生利用・最終処分

- 仮置場から分別して搬出されたがれきは、破碎処理等の中間処理を行った後「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)に基づいて、次の品目ごとにできるだけ再生利用する。
- 再生利用が不可能なものに限り、焼却等の中間処理によりできるだけ減容減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しつつ、廃棄物として適正な最終処分をする。

(1) 廃木材

- 破碎処理した後、チップ化し、製紙用、ボード用、燃料用等として再生利用する。チップ化できないものについては、清掃工場等において焼却処理する。

(2) コンクリートがら

- 破碎処理し、路盤材、工事現場における埋め戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかさ上げ工事の材料等に再生利用する。

(3) 金属くず

- 製鋼材料等に再生利用する。

第3 処理に必要な協力体制について

- がれきの処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

業務	協力要請する業務
倒壊建物・がれき処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倒壊建物の解体業務 ○ 発生がれきの撤去業務
がれき仮置場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮置場の維持管理業務 ○ 仮置場からのがれきの搬出
がれきの中間処理・再生利用・最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃木材・コンクリートがら等の破碎処理 ○ 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供 ○ 再生利用施設への搬入 ○ 再生利用施設における優先処理 ○ 最終処分場へのがれきの搬入

第8節 土石、竹木等の除去(市、都)

第1 住居における障害物除去

1 土石、竹木等の除去計画

機関名	対策
市	<ul style="list-style-type: none">○ 災害救助法適用前は、市本部長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。○ 災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、都と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
都	<ul style="list-style-type: none">○ 災害救助法適用後は、区市町村の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。○ 第一次的には、区市町村保有の器具、機械を使用する等、区市町村と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都総務局(本部長室)に要請し、隣接区市町村からの派遣を求める。○ 不足する場合は、東京建設業協会に対し、資器材、労力等の提供を求める。

2 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

- (1) 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。
- (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。
- (3) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）。
- (4) 半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）。
- (5) 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

第2 道路における障害物除去

- 市は、道路上の破損、倒壊等に伴う障害物の除去を行い、交通の確保に努める。
- 緊急輸送道路については、最優先に実施する。（「震災編 第2部 3-9 第3 緊急輸送ネットワーク整備」参照）

第9節 災害救助法の適用（市、都）

第1 救助の実施機関

- 都の地域に災害が発生し、救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、都知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。
- 市長は、救助法に基づき都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、都知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を市長に委任する。（救助法第30条）

＜都知事が救助に関する職権の一部を市長に委任できる内容等（救助法施行令第23条）＞

区分	事務の内容等	
都知事が市町村長へ委任できる事務	救助法第24条	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させること。 ○ 輸送関係者を救助に関する業務に従事させることを地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に要求すること。
	救助法第25条	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させること。
	救助法第26条	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院、診療所、旅館その他政令で定める施設(注)を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。
	救助法第27条	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記により施設を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせること。 ○ 物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせること。
委任する場合の通知内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村長が行うこととする事務の内容 ○ 当該事務を行うこととする期間 	
委任された場合の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該期間において当該事務を行うこと。 	

(注) 救助法施行令第12条第1号 病院、診療所又は助産所
第2号 旅館又は飲食店

- 災害の事態が急迫し、都知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長は、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。

第2 災害救助法の適用基準

- 救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法が適用される。

- 1 都の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が救助法施行令別表第1に定める数以上であること。
- 2 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 救助法施行令別表第2に定める数以上あって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が救助法施行令別表第3に定める数以上であること。
- 3 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が救助法施行令別表第4に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(別冊 資料 2-11-3 小金井市に関する災害救助法適用基準)

(別冊 資料 2-11-4 災害救助法適用に関わる内閣府令等で定める特別の事情及び基準)

第3 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

区分	被災世帯の算定
住家が全壊、全焼した世帯	滅失した1世帯とみなす。
住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯	2世帯をもって滅失した1世帯とみなす。
住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯	3世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定

区分	認定基準
(1) 住家が滅失したもの	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 世帯及び住家の単位

区分	単位の基準
世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

第4 救助法の適用手続

- 災害に際し、市における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を都知事に報告し、救助法の適用を都知事に要請する。
- 市長が救助法の適用を都知事に要請する場合は、都知事に対し、次に掲げる事項について、

一時的に口頭又は電話等により連絡し、後日、文書によりあらためて処理する。

- 1 災害発生の日時及び場所
 - 2 災害の原因及び被害の状況
 - 3 適用を要請する理由
 - 4 必要な救助の種類
 - 5 適用を必要とする期間
 - 6 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
 - 7 その他必要な事項
- 災害の事態が急迫し、都知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長は、救助法による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受ける。
- 都知事は、市長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、市長及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。
- 都知事は、救助法を適用したときは、速やかに、次により公告する。

<p>公 告</p> <p>○月○日発生のお○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に 災害救助法により救助を実施する。</p> <p>平成○年○月○日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 ○○○○</p>

第5 救助の種類

- 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 3 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - 4 医療及び助産
 - 5 被災者の救出
 - 6 被災した住宅の応急修理
 - 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 8 学用品の給与
 - 9 埋葬
 - 10 死体の捜索及び処理
 - 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要

とする者に対し、金銭を給付することができる。

- 救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づきあらかじめ都知事が定め、市ほか関係機関に通知される。

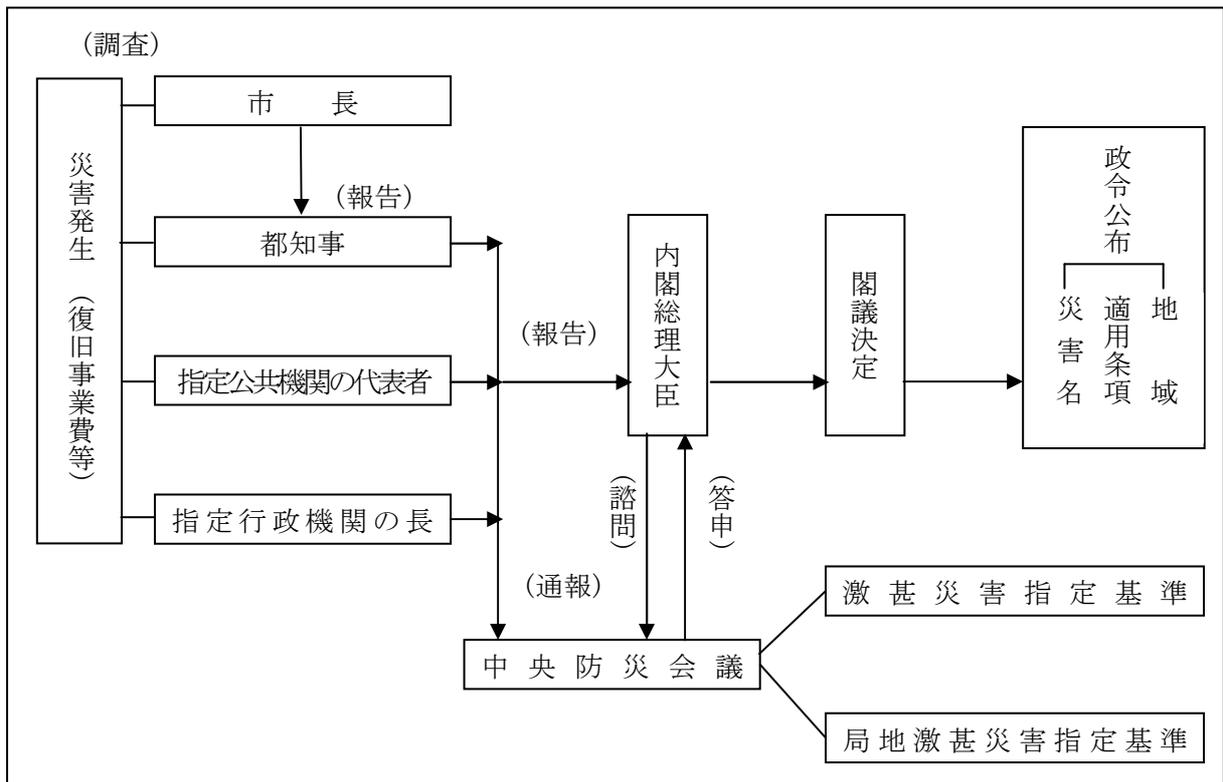
(救助法施行令第9条、都災害救助法施行細則第2条)

第10節 激甚災害の指定(市、都)

第1 激甚災害指定手続

- 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

<激甚災害指定手続>



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月に手続を行う。

第2 激甚災害に関する調査報告

機関名	計画内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。 ○ 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1 災害の原因 2 災害が発生した日時 3 災害が発生した場所又は地域 4 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項） 5 災害に対しとられた措置 6 その他必要な事項
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内に大規模な災害が発生した場合、都知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査を行わせる。局地激甚災害の指定については、関係各局に必要な調査を翌年当初において行わせる。 ○ 上記の各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、都総務局に提出する。 ○ 都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関しては都本部に付議する。 ○ 都知事は、市長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

第3 激甚災害指定基準

- 昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。
(別冊 資料 2-11-5 激甚災害指定基準)

第4 局地激甚災害指定基準

- 災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。
- 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。
(別冊 資料 2-11-6 局地激甚災害指定基準)

第5 特別財政援助等の申請手続等

機関名	計画内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

機関名	計画内容
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都関係局は、激甚法に定められた事業を実施する。 ○ 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施する。

第6 激甚法に定める事業及び関係局

- 都では、激甚法に定める事業ごとに担当局を定めている。
(別冊 資料2-11-7 激甚災害法に定める事業及び都関係局)

第11節 応急教育（市、都、各学校）

第1 応急教育の実施

1 災害時の対応（学校長の役割）

- 学校長は、災害発生時には次の措置を速やかに講ずるものとする。
 - (1) 児童・生徒等が在校中や休日等のクラブ活動等で学校管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。
 - (2) 保護者に対して、避難計画に基づいて、児童・生徒等の安全な引渡しを図る。
 - (3) 災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会（市に災害対策本部が設置された場合は市本部。以下同じ。）に報告しなければならない。
 - (4) 状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
 - (5) 応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
 - (6) 学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力を得るよう努める。
 - (7) 応急教育計画を作成したときは、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

2 災害復旧時の対応

- 学校長及び市教育委員会は、災害復旧時には次の措置を速やかに講ずるものとする。

<災害復旧時における学校長及び市教育委員会の対応>

区分	措置の内容
学校長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、市教育委員会に連絡する。 ○ 連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

区分	措置の内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。また、心のケア対策にも十分留意する。 ○ 教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、市教育委員会に報告する。 ○ 他地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問する等して、前記3に準じた指導を行うように努める。 ○ 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能となる場合には、市教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。 ○ 災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業にもどすように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校長等からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。 ○ 被災学校等ごとに担当職員（指導主事を含む。）を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、教育委員会は、被災学校等の運営について、助言と指導にあたる。 ○ 教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について都教育委員会と必要な調整を行う。 ○ 連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

第2 学用品の調達及び給与（支給）

区分	内容
給与の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災等の災害により住家が被害をうけ、学用品を喪失又はき損し就学上支障の生じた小学校児童及び中学校生徒（私立学校を含む。以下本章において同じ。）に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書については災害発生日から1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が厚生労働大臣の承認をうけ、必要な期間を延長する。
給与の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学用品の調達は原則として都が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は、学校教育部学校避難所運営班が行う。 ○ 学用品の給与を迅速に行うため都知事が職権を委任した場合は、市長が市教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。
費用の限度	<ol style="list-style-type: none"> 1 教科書 <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給する教科書（教材を含む。）の実費 <ol style="list-style-type: none"> 2 文房具及び通学用品 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都災害救助法施行細則で定める額

第3 私立学校への助言、指導

- 都は、私立学校の災害発生時における応急教育方法及び授業料の減免等の対応について、各学校が計画を作成するよう助言、指導する。

第12節 応急保育（市、各施設管理者）

第1 応急保育の実施

1 災害時の態勢

- 各施設の責任者は、災害発生時には次の措置を速やかに講ずるものとする。
 - (1) 状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずること。
 - (2) 災害の規模、園児・児童、職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、子ども家庭部応急保育対策班及び児童保護班（市本部が設置される前は、子ども家庭部保育課及び児童青少年課。以下同じ。）へ報告する。また、職員を指揮し、園児・児童の安全確保を念頭に応急対策を実施する。
 - (3) 臨時の職員編成を行う等、災害の状況と合致するよう速やかに調整する。

2 応急保育の態勢

- 各施設の責任者は、職員を掌握して所管施設の整備を行い、園児の被災状況を調査し、子ども家庭部応急保育対策班及び児童保護班と連絡し、復旧態勢に努める。
- 市は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、各施設の責任者はその指示事項の徹底を図る。
- 二次避難所指定を受けている保育園は、学校避難所の補完施設として、受入可能な乳幼児を保育する。また、被災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握する。
- 保育園は、避難所等に施設を提供したため、長期間施設が使用不能となった場合は、他の公共施設の確保を図り、早急に保育等の再開に努める。
- 各施設の責任者は、災害の推移を把握し、子ども家庭部応急保育対策班及び児童保護班と緊密な連絡のうえ、平常業務にもどることができるよう努め、その時期を早急に保護者及び施設利用者に連絡する。

3 認可保育園等

- 認可保育園等の災害時の態勢については、市立保育園が本計画に準じてあらかじめ定められた計画に基づき実施する。

第2 一時保育の実施

- 子ども家庭部は、「小金井市立保育園における一時保育に関する条例施行規則」の規定に基づ

き、災害により一時的に家庭における育児が困難となる乳幼児の一時保育を実施する。

第13節 災害時出納（市）

第1 事務処理要領等

- 災害時における公金の支払・収納の事務取扱いについては「災害時における公金の取扱いについて」（平成17年3月1日）、「災害時における会計事務処理要領」（平成17年3月1日）及び「災害時における会計事務処理取扱基準」（平成17年3月1日）により行う。
- 市及び指定金融機関との間で授受する手書帳票は、事前に定めた様式を使用する。
- 事務は、平常時の執務室で行うことを原則とするが、これによりがたい場合は、市本部長が指定する場所で執り行う。

（別冊 資料 2-11-8 災害時における公金の取扱いについて）

（別冊 資料 2-11-9 災害時における会計事務処理要領）

（別冊 資料 2-11-10 災害時における会計事務処理取扱基準）

第2 災害時出納における支出の取扱い

1 支出手続

- 支出命令書災害時資金前渡の様式（当該様式の確保が困難な場合は、「災害時における会計事務処理取扱基準」に定めた記載事項を記入した白紙によるものでも可）を使用する。
- 市本部の各班長が決裁と資金前渡印を押印（押印できない場合は、署名も可）し、協力部出納班へ持参する。
- 協力部出納班は提出された支出命令書を審査し、決裁する。
- 資金前渡受者である班長は、災害時前渡金整理簿により収支を記録のうえ、精算を行うまで現金及び領収書（領収書を添付できない場合は、主管班長の支払証明書でも可）を保管する。
- 履行後速やかに手書き精算書を作成する。手書き精算書の作成が不可能な場合は、支払状況等をメモ等に記入して保管し、災害時出納終了後に作成する。

2 緊急を要する支払

- 口座振込払い、払込み等は、原則として行わない。

復旧対策

第1節 被災住宅の応急修理（市、都）

第1 住宅の応急修理

1 災害救助法が適用された場合

(1) 応急修理の目的

- 災害救助法が適用された地域において、震災等の災害により、住家が半焼又は半壊した場合、都は、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(2) 対象者

- 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(3) 対象者の調査及び選定

- 災害救助法が適用された場合、市による被災者の資力、その他生活条件の調査及び市長が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、市が募集・選定事務を行う。

2 災害救助法が適用されない場合

- 災害救助法の適用がない場合においても、市本部長（市長）が実施する必要があると認める場合は、災害救助法の適用のある場合に準じて市が実施する。

(1) 対象者

- 自らの資力では応急修理ができない者で、市本部長（市長）が必要と認める者とする。

(2) 対象者の調査及び選定

- 災害救助法の適用のある場合に準じて市が実施する。

第2 応急修理の方法

1 修理

- 災害救助法の基準に基づいて都が定める応急修理の基準により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
- 修理は、都が、一般社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により行う。
- 都から市に対し応急修理の事務に関する委任があった場合は、市は一般社団法人東京建設業協会の協力業者名簿から業者を指定し行う。
- 災害救助法が適用されない場合、市本部長（市長）が修理の必要を認めたときは、市が市内業者の協力により修理を行う。

2 経費

- 1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。

3 期間

- 原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

第3 応急修理後の事務

- 応急修理を実施した場合、市は、住宅応急修理簿に記録する。
(別冊 資料 2-6-3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間)
(別冊 様式 2-11-3 住宅応急修理記録簿様式)

第4 市営住宅の応急修理

- 市は、市営住宅の応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅について、応急修理にあたる。
- 市は、市民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のように実施する。
 - 1 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
 - 2 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため市民に周知を図る。
 - 3 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、台所、トイレ等の日常生活に欠くことのできない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第2節 応急仮設住宅の供給（市、都）

第1 供給の目的

- 災害救助法が適用された地域において、都は、震災等の災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

第2 取組みの内容

1 公的住宅の供給

- 市営住宅及び福祉型住宅の空き室の確保に努めるとともに、都営住宅、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社の公的住宅等の空き室の提供を都に要請する。
- 「災害救助法」適用前等に市が実施する場合は、市本部長が災害の状況に応じて、その都度定める。

2 民間賃貸住宅の供給

- 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

3 建設する仮設住宅の供給

- 都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。
- 仮設住宅の設置戸数は都知事が決定する。災害救助法の適用前に市が実施する場合は、市本部長（市長）が災害の状況に応じてその都度定める。

<建設する仮設住宅>

事項	内容
建設 予定地の 確保	<ul style="list-style-type: none">○ 市は、応急仮設住宅の建設用地を接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況及び避難場所等の利用の有無を考慮のうえ、次の順に従って選定する。<ol style="list-style-type: none">1 当面利用が決まっていない公共用地2 市立公園3 民間の遊休地もしくは農地○ 建設予定地については、年1回、都に報告している。 (別冊 資料 2-11-11 応急仮設住宅建設予定地)
建設地	<ul style="list-style-type: none">○ 都は建設予定地の中から建設地を選定する。○ 選定にあたり、市域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。
構造及び 規模等	<ul style="list-style-type: none">○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。○ 1戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。○ 1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。
建設工事	<ul style="list-style-type: none">○ 災害発生の日から20日以内に着工する。○ 都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があつ旋する建設業者及び必要に応じ他の建設業者に建設工事を発注する。○ 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、市が都の委任により行う。
その他	<ul style="list-style-type: none">○ 市は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

第3 入居者の選定等

1 入居資格

- 次の全てに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。
 - A 住家が全焼、全壊又は流出した者
 - I 居住する住家がない者

- ウ 自らの資力では住家を確保できない者
- 使用申込みは1世帯1か所限りとする。

2 入居者の募集・選定

- 住宅の割り当てを受けた市は、当該市の被災者に対し募集を行う。
- 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。
- 入居者の選考は、被災者の程度、住宅困窮の状況、資力、その他の生活状況を十分調査して行う。

(別冊 様式 2-11-4 応急仮設住宅入居者台帳様式)

3 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- ア 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- イ 市は、入居者の管理のため、入居者台帳を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

第3節 義援金品の受付・募集・配分（市、都、関係防災機関）

第1 義援金配分委員会の設置

- 義援金等の募集・配分を、適正、公平に行うため、都本部に義援金配分委員会（以下本節において「委員会」という。）を設置する。
- 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - 1 被災者への義援金等の配分に関すること
 - 2 義援金等の受付及び配分に係る広報活動等に関すること
 - 3 その他必要な事項
- 委員会は、次の機関等の代表者により構成する。
 - 1 都
 - 2 区市町村
 - 3 日本赤十字社
 - 4 その他関係機関
- その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

第2 義援金品の受付・募集

- 義援金品の受付・募集については、機関別にそれぞれ次のとおり対応する。
- 義援品については、被害状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集し、都及び区市町村で受け付けるものとする。

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画財政部企画財政庶務班は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品の受付を行う。また、協力部出納班は、小金井市指定金融機関等に会計管理者もしくは市本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金の受付を行う。 ○ 企画財政部企画財政庶務班が受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。 (別冊 様式 2-11-2 義援金受領書様式) ○ 協力部出納班は、義援金品の受付状況について集約のうえ、委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会へ送金するものとする。
都 (福祉保健局 ・政策企画局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。 ○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○ 都福祉保健局は、義援金の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として委員会が指定する方法で管理する。 ○ 国又は地方公共団体から都知事あての見舞金は、都本部において受け付ける。
日本赤十字社 東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本赤十字社東京都支部事務局(振興部振興課)、都内日赤施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。 ○ 災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日本赤十字社本社、全国赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。 ○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○ 義援金の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会の指定する口座に送金するものとする。 (注) 義援品は原則として受け付けない。

第3 義援金品の保管及び配分

- 委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、被災区市町村に送金する。

機関名	内容
市	<p>1 義援金</p> <p>(1) 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、被災者に配分するまでの間についても同様とする。</p>

機関名	内容
	<p>(2) 企画財政部企画財政庶務班は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。</p> <p>(3) 企画財政部企画財政庶務班は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。</p> <p>2 義援品</p> <p>(1) 企画財政部企画財政庶務班は、直接受領した義援品及び都等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。</p> <p>(2) 企画財政部企画財政庶務班は、寄託又は送付された義援品を被災者に配分するまでの一時保管場所として、小金井市総合体育館を使用するほか、災害の状況によっては市役所第二庁舎 駐車場に保管する。</p> <p>3 配分計画及び配分方法</p> <p>(1) 義援金品の配分は、被害状況確定後、市本部長の決定に基づき、市が被災地区、被災人員等の被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。</p> <p>(2) 被災者に対する配分にあたっては、生涯学習部拠点運営班を中心に市職員やボランティア等の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。</p>
都 福祉保健局	○ 受領した義援金は、委員会の指定する口座に送金するまでの間は、「預り金」として口座で一時保管する。
日本赤十字社 東京都支部	○ 受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。

第4節 被災者の生活確保

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

第1 生活相談

○ 市及び関係防災機関は被災者の生活確保のための生活相談を以下のとおり実施する。

<生活相談の内容>

機関名	内容
市	○ 企画財政部広報秘書班は、被災者のための総合相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取し、各担当部署と連携し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
警視庁 小金井警察署	○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。
東京消防庁 小金井消防署	<p>○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。</p> <p>○ 地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行う。</p> <p>1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底</p>

機関名	内容
	2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 ○ 火災により災証明書の発行については、市と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、り災者の利便の向上に努める。
都生活文化局	○ 常設の都民相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の早期解決に努める。 ○ 被災 1 か月後を目途に、各局と連携して復興のための被災者総合相談所を開設し、就労相談、健康相談等さまざまな生活相談を含む、総合的な相談業務を行う。

(別冊 資料 2-11-12 被災者総合相談窓口の相談分野・相談内容)

第2 災害弔慰金等の支給

- 福祉保健部福祉保健庶務班は、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(別冊 資料 2-11-13 小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例・同施行規則)

- 福祉保健部福祉保健庶務班は、災害救助法の適用に至らない小規模災害のり災者及び死亡者の遺族に対して災害見舞金を支給する。

(別冊 資料 2-11-14 小金井市災害見舞金支給規則)

- 日本赤十字社東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

(別冊 資料 2-11-15 災害救援品等の支給)

第3 災害援護資金・生活福祉資金の貸付

- 災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小規模災害時には低所得世帯を対象に、生活福祉資金を貸し付ける。
- 災害援護資金の貸付は福祉保健部福祉保健庶務班が、生活福祉基金の貸し付けは小金井市社会福祉協議会が実施する。
- 都福祉保健局は、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設もしくは補修に必要な資金を貸し付ける。

(別冊 資料 2-11-16 災害援護資金・生活福祉資金の貸付)

第4 被災者生活再建支援金の支給

- 災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活の開始を支援する。
- 福祉保健部福祉保健庶務班は、申請の受付等の事務を行う。
(別冊 資料 2-11-17 被災者生活再建支援金の支給)

第5 職業のあっ旋

- 市及び関係防災機関は被災者への職業あっ旋対策を以下のとおり実施する。

<被災者への職業のあっ旋>

機関名	内容
市	○ 被災者の職業のあっ旋について、都に対する要請措置等、必要な計画を策定する。
東京労働局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、市の被災状況等を勘案のうえ、都内各公共職業安定所（17か所）（以下「ハローワーク」という。）と緊密な連絡をとり、ハローワークを通じ速やかに、そのあっ旋を図る。 ○ 他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 ○ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄するハローワークの長を通じ、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 2 ハローワークに出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

第6 租税等の徴収猶予及び減免等

- 被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法、市条例に基づき、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な緩和措置を講ずることとする。

1 市税の納税緩和措置

(1) 期限の延長

- 市長は、広範囲にわたる災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付もしくは納入できないと認める場合には、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。
- 上記指定は、市長が公示により行う。
- その他、上記の適用がある場合を除き、災害により期限内に申告その他書類の提出又は納付もしくは納入することができないやむを得ない理由がある場合は、その理由のやんだ日から納税者については2か月以内、特別徴収義務者については、30日以内において当該期限を延長する。

- この場合の申請は、納税者又は特別徴収義務者が書面で行い、市民部税務庶務班は、期限の延長の可否、その他必要な事項について当該納税者又は特別徴収義務者に通知する。

(2) 徴収猶予

- 市は、災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき 1 年以内において徴収を猶予する。
- 市は、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

- 市は、災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免

- 市は、被災した納税義務者等に対し該当する各税目について、次により減免及び納入義務の免除等を行う。

ア 市民税・都民税（個人分）

- 被災した納税義務者等の状況に応じて、災害が発生した年度分のうち当該災害が発生した日以降の納期に係る税額について減免を行う。

イ 軽自動車税

- 被災した納税義務者等の状況に応じて、災害が発生した年度分のうち当該災害が発生した日以降の納期に係る税額について減免を行う。

ウ 固定資産税（土地・家屋・償却資産）

- 被災した状況に応じて、災害が発生した年度分のうち当該災害が発生した日以降の納期に係る税額について減免を行う。

2 国民健康保険税の減免

(1) 減免

- 市は、生活が著しく困難となった者に対し、小金井市国民健康保険税減額免除取扱要綱第 2 条の規定に基づき、被災の状況に応じて国民健康保険税を、災害が発生した年度分のうち当該災害が発生した日以降の納期に係る税額について減免する。

(2) 徴収猶予

- 市は、災害により、財産に被害を受けた納税義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、1 年以内において徴収を猶予することができる。
- 市は、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに 1 年以内延長することができる。

3 その他

(1) 国民年金保険料の免除

- 第一号被保険者（強制加入）、また、その世帯員が災害により財産のおおむね 2 分の 1 以上となる損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、社会保険庁長官に申請して承認を受けることにより保険料が免除される。なお、申請は、市民部保険班が受付を行う。

(2) 後期高齢者医療保険の減免

- 広域的な災害等においては、市民部保険班は減免の必要性を判断し、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に申請する。
- 減免の決定は、広域連合長が行う。

(3) 保育料の減免

- 災害により損失を受けた場合、市は、小金井市保育料徴収条例第 5 条の規定に基づき、その損失の程度に応じて減額又は免除する。

第 7 その他の生活確保

- 各機関の生活確保に関する対応は次のとおりである。

1 厚生労働省東京労働局

(1) 雇用保険の失業等給付に関する特別措置

- 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。
- 災害救助法適用後は、事業所が休業した場合、特例として求職者給付を行う。

(2) 労働保険料等の徴収の猶予

- 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずる。

ア 納期限の延長

- 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき 1 年以内の期間に限り、納期限を延長する。

イ 制度の周知徹底

- 市及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。

2 日本郵便株式会社小金井郵便局、小金井市内郵便局

- 災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

- 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

- 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

- 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

- 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充て

るため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

3 日本放送協会

- NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、又は医療団、消防班の派遣等の奉仕を図る。
- 被災者の受信料免除
- 状況により避難所へ受信機を貸与する。

4 NTT 東日本

- 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所及び携帯自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。

第5節 中小企業への融資（都）

- 災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。
(別冊 資料 2-11-18 中小企業への融資)

第6節 農業関係者への融資（都）

第1 農林漁業金融公庫による融資

- 都は、農業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。
(別冊 資料 2-11-19 日本政策金融公庫による融資)

第2 経営資金等の融通

- 都は、農産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずることとしている。
(別冊 資料 2-11-20 経営資金等)

第3 農業団体に対する指導

- 都は、災害時において、被災農業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第7節 労働力の確保（市）

- 災害時においては、膨大な労務が必要となる。労務供給については、市の職員のみでは必ずしも十分でない。市各部は、平常時から救助作業等に必要な労働力の把握に努め、発災後速やかに労働力の確保を図り、事態に対応し得る態勢の確立に努める。

第1 雇上・賃金

- 労働者の雇上は、ハローワーク等に協力を求め、雑役土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速、確実に雇い上げる。
- 雇上げた労働者の賃金は、公共事業設計労務単価表に定めるところによる。

第2 労務供給手続

- 市各部は、ハローワーク等から労務確保の通報受理後必要に応じて速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において労働者の引渡しを受ける。
- 市各部は、作業終了後において、必要に応じて待機場所又は交通機関までの輸送を行うものとする。
- 市各部は、発災後速やかに予算措置を講じ、就労現場において作業終了後直ちに賃金を支払うものとする。

第8節 がれき処理の実施（市）

第1 処理方法等

- 市内の仮置場の集積状況や運搬状況等を把握するとともに、処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討したうえで、都に報告する。
- 実態相当規模のがれきの最終処分の受入場所については、検討する。

1 道路障害物の除去に伴い発生したがいれきの受入れ

- 発災直後、救援活動を円滑に行うために実施する緊急道路啓開作業において、道路障害物の除去に伴い発生したがいれきを、仮置場に受入れ、廃材木、コンクリートがら、金属くず等に分

別する。

2 がれきの撤去及び倒壊建物の解体

- がれき撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所に限り、市本部において市民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。
- 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合は、倒壊建物の解体に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。がれきの撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は、次のとおりである。

(1) 受付事務

がれき処理対策本部は、発災後速やかに市民からの解体・撤去申請を受付ける窓口を設置する。申請を受付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体撤去することが適切かどうかを判断する。

(2) 民間業者との契約事務

緊急道路啓開終了後、解体・撤去することが適切と認められたものについては、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(3) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。

搬出したがれきについては、仮置場に搬入する。

3 仮置場の設置

- 積み替えによるがれきの輸送効率の向上と、分別の徹底及び再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として、関連部署と調整して、仮置場を設置する。

4 がれきの中間処理・再生利用・最終処分

- 仮置場に搬入されたがれきは、分別を徹底し、破碎・選別処理等を実施し、リサイクル関連法令に基づいて、可能な限り再生利用・再資源化を推進する。再生利用・再資源化が困難なものについては、再生利用が不可能なものに限り、焼却等の中間処理によりできるだけ減容減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しながら、廃棄物として適正な最終処分をする。

第2 処理に必要な協力体制について

- がれき処理に当たっては、次の業務について資器材の提供を含め、関連部署と調整のうえ、都、他自治体、民間業者、自衛隊等に協力を求めて、効率的に実施する。

1 倒壊建物の解体・がれきの撤去

- 倒壊建物の解体業務
- 発生がれきの撤去業務

2 仮置場の設置

- 仮置場の維持管理業務
- 仮置場からのがれきの搬出

3 がれきの中間処理、再生利用、最終処分

- 廃木材・コンクリートがら等破碎処理
- 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供
- 再生利用施設への搬入
- 再生利用施設での優先的な処理
- 最終処分場へのがれきの搬入

第9節 災害救助法の運用（市、都）

第1 救助の実施方法等

1 災害報告

- 救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。
- これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

2 救助実施状況の報告

- 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各部長は、その所掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳票により、救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、危機管理担当部長に提出する。
- 危機管理担当部長は、各部長からの報告を救助種類ごとに整理し、都知事に報告する。
 - (別冊 資料 2-11-21 災害報告における被害程度の認定基準)
 - (別冊 様式 2-11-5 被害概況速報様式)
 - (別冊 様式 2-11-6 被害概況調様式)
 - (別冊 様式 2-11-7 世帯構成員別被害状況様式)
 - (別冊 様式 2-11-8 災害救助費概算額調様式)
 - (別冊 様式 2-11-9 救助実施記録日計票様式)
 - (別冊 様式 2-11-10 救助日報様式)
 - (別冊 様式 2-11-11 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告様式)
 - (別冊 様式 2-11-12 災害応急対策実施報告様式)
 - (別冊 様式 2-11-13 災害即報 被害確定報告様式)

- (別冊 様式 2-11-14 職員動員集計票様式)
- (別冊 様式 2-11-15 公共土木、下水道及び上水道施設被害報告様式)
- (別冊 様式 2-11-16 教育施設被害状況報告様式)
- (別冊 様式 2-11-17 市有財産被害報告様式)
- (別冊 様式 2-11-18 商工業被害状況報告様式)
- (別冊 様式 2-11-19 農業被害状況報告様式)
- (別冊 様式 2-11-20 農産物被害状況報告様式)
- (別冊 様式 2-11-21 被災者台帳 (表) 様式)
- (別冊 様式 2-11-22 避難所についての諸記録及び報告様式)
- (別冊 様式 2-11-23 避難所収容者名簿様式)
- (別冊 様式 2-11-24 物資経理状況報告様式)
- (別冊 様式 2-11-25 救助物資等給与状況報告様式)

3 救助の程度・方法及び期間

- 救助の程度・方法及び期間は、資料編に示すとおり。
- 基準額については、都災害救助法施行細則により適宜改訂が行われる。
(別冊 資料 2-6-3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間)

第2 従事命令等

1 従事命令等の種類

- 迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都知事に次のような権限が付与されている。なお、都知事は、これらの権限を市長に委任できる。

(1) 従事命令

- 一定の業種のもので、救助に関する業務に従事させる権限

(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官及びとび職等

(2) 協力命令

- 被災者その他近隣のもので、救助に関する業務に協力させる権限

(例) 被災者を炊き出しに協力させる 等

(3) 管理、使用、保管命令及び収用

- 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

ア 管理

- 救助を行うため特に必要があると認めるとき、都知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

イ 使用

- 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

ウ 保管

- 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

エ 収用

- 災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限
- 収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

2 従事命令を受けた者の実費弁償

- 都知事は、救助に従事させる場合においては、都災害救助法施行細則に基づき、その実費を弁償する。(災害救助法第24条第5項)
- 都知事が実費弁償する額は、都災害救助法施行細則により定められている。
(別冊 資料 2-11-22 実費弁済の限度額)

第10節 災害時の予算執行、契約及び出納（市）

第1 災害時の予算執行、契約及び出納の実施

- 市本部が設置され、市本部長が災害時対応の予算執行、契約及び出納の実施を決定したときとする。
(小金井市災害対策本部条例第2条第1項、同施行規則第2条第7号及び第8号)
(別冊 参考資料 2-4-1 小金井市災害対策本部条例)
(別冊 参考資料 2-4-2 小金井市災害対策本部条例施行規則)

第2 災害時の予算執行、契約及び出納事務の原則

1 共通原則

- 災害時の災害対策用予算措置、支出命令及び収入手続は市本部の各組織が行う。
- 財務会計システムが稼働可能な場合は、市本部長の指示により、当該システムによる事務処理を行う。
- 財務会計システムが稼働不可能な場合は、帳簿による手処理にて対応する。

2 予算の原則

- 災害対策用予算の編成方針は、市本部長室における審議を経て、市本部長が決定する。
- 災害対策用予算は、平常時予算の予備費から民生費の災害救助費に充当する。
- 災害対策用予算は、原則として各部ごとに措置する。

3 契約の原則

- 緊急対応として、一者随意契約及び請書のみによる対応も可とする。

- 平常時の契約事務に関するものは、入札の延期、契約決定の延期及び契約解除により対応する。
- 納品等の不履行については、約款の定めるところにより対応する。

4 出納の原則

(1) 支出

- 災害用支出以外の支出は、債権者からの緊急の支払請求があった場合を除き、停止する。
- 支出方法は、原則として資金前渡による現金払い又は小切手払いにより行う。
(小金井市会計事務規則第 67 条第 10 号、第 11 号及び第 14 号)

(2) 収入

- 市本部長の指示があるまで会計への収入手続は停止する。

第 3 災害時の予算執行、契約及び出納の終了

- 市本部長が、財務会計システム、指定金融機関等のオンラインシステムの稼働状況及び災害対策状況を勘案のうえ、災害時の予算執行、契約及び出納の各々の終了を決定したときとする。

第 4 平常システムへの復帰

- 災害時の予算執行、契約及び出納終了後は、平常時の組織区分により財務会計システムを使用し、次の処理を行う。
 - 1 前渡金の精算（小金井市会計事務規則第70条）
 - 2 手書きの支出命令書の財務会計システムへの入力
 - 3 災害前起票済伝票の執行状況の確認